彦根市地域防災計画

彦根市防災会議

目　次

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
第1部　総則					
	第1章　計画の方針				1-1-1
		第1節　計画の目的			1-1-1
		第2節　防災ビジョン			1-1-2
			1　市計画の基本理念		1-1-2
			2　市計画の基本方針		1-1-3
			3　市計画の防災施策の大綱		1-1-4
		第3節　計画の構成・性格・範囲			1-1-6
			1　計画の構成		1-1-6
			2　市計画の性格		1-1-7
			3　市計画で扱う災害の範囲		1-1-7
		第4節　他の計画との関係			1-1-8
			1　滋賀県地域防災計画との関係		1-1-8
			2　彦根市消防計画との関係		1-1-8
			3　彦根市水防計画との関係		1-1-8
			4　彦根市総合計画との関係		1-1-9
			5　彦根市既存建築物耐震改修促進計画との関係		1-1-9
			6　地区防災計画との関係		1-1-9
		第5節　計画の修正			1-1-10
		第6節　計画の習熟			1-1-11
		第7節　防災関係機関の協力体制			1-1-12
			1　各機関の協力関係		1-1-12
			2　資料交換等		1-1-12
		第8節　用語			1-1-13
	第2章　防災関係機関の業務の大綱				1-2-1
		第1節　防災関係機関の実施責任			1-2-1
			1　彦根市		1-2-1
			2　滋賀県		1-2-1
			3　指定地方行政機関		1-2-1
			4　指定公共機関および指定地方公共機関		1-2-1
			5　公共的団体および防災上重要な施設の管理者		1-2-1
			6　地域住民		1-2-1
		第2節　処理すべき事務または業務の大綱			1-2-2
	第3章　市の現況と防災対策の推進方向				1-3-1
		第1節　自然的条件			1-3-1
			1　位置・面積		1-3-1
			2　地形・地質		1-3-1
			3　気象		1-3-2
			4　内閣府　平成17年10月19日公表　「ゆれやすさマップ」		1-3-3
			5　地質特性		1-3-3
		第2節　社会的条件			1-3-6
			1　人口		1-3-6
			2　土地利用		1-3-6
			3　産業		1-3-6
			4　交通		1-3-6
		第3節　災害履歴			1-3-8
		第4節　被害想定			1-3-9
			1　風水雪害等および地震災害対策の被害想定		1-3-9

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
1	3	4	2　事故災害対策の被害想定		1-3-27
			3　原子力災害対策の被害想定		1-3-27
		第5節	南海トラフ地震防災対策推進計画		1-3-31
		第6節	現況の把握		1-3-34
			1　調査内容（市）		1-3-34
		第7節	災害別の要注意地区		1-3-37
第2部	災害予防				
	第1章		災害に強いモノづくり		2-1-1
		第1節	水害予防対策		2-1-1
			第1　河川対策		2-1-1
			1　河川改修事業の推進	道路河川課、建設管理課、県土木交通部	2-1-1
			2　水防施設の点検・整備	建設管理課、道路河川課	2-1-2
			3　各ダム管理事務所との連絡体制の強化	危機管理課、道路河川課、農林水産課	2-1-2
			第2　ため池対策		2-1-2
			1　ため池等整備事業の推進	農林水産課	2-1-2
			2　水防監視体制の強化	農林水産課、ため池管理者	2-1-3
			3　滋賀県ため池データベースの活用	農林水産課	2-1-3
			4　市民への啓発	農林水産課	2-1-3
			第3　農業用河川工作物対策		2-1-3
			1　農業用河川工作物応急対策事業の実施	農林水産課、県農政水産部、土地改良事業団体、湖東土木事務所	2-1-4
			2　施設の点検および監視体制の強化	農林水産課、土地改良事業団体、湖東土木事務所	2-1-4
			第4　浸水対策		2-1-4
			1　側溝・水路等の整備	建設管理課、道路河川課、都市計画課、清掃センター	2-1-4
			2　雨水の流出抑制	道路河川課、建設管理課、都市計画課、湖東土木事務所	2-1-5
			3　土地利用規制等の検討	道路河川課、建設管理課、都市計画課	2-1-5
			4　市民への啓発	道路河川課、建設管理課、危機管理課、清掃センター、県土木交通部	2-1-5
			5　流域治水政策の取組み	道路河川課、建設管理課、危機管理課、県流域政策局	2-1-6
			第5　農地関係冠水防除対策		2-1-6
			1　農業用用排水路等の整備	農林水産課、土地改良区、水利組合等	2-1-7
			2　かんがい排水施設の改良促進	農林水産課、県農政水産部	2-1-7
			3　内水排除対策による整備と排水能力の向上	農林水産課、県農政水産部	2-1-7
		第2節	土砂災害予防対策		2-1-8
			第1　土石流対策		2-1-8
			1　砂防事業の推進	道路河川課、県土木交通部	2-1-9
			2　砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等	危機管理課、道路河川課、県土木交通部	2-1-9
			第2　急傾斜地崩壊対策		2-1-9
			1　急傾斜地崩壊防止事業の推進	道路河川課、県土木交通部	2-1-10

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	1	2	2　土地の保全計画	道路河川課	2-1-10
			3　急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限	道路河川課、県土木交通部	2-1-10
			4　危険箇所の周知等	危機管理課、道路河川課	2-1-11
			第3　地すべり対策		2-1-11
			1　地すべり対策	道路河川課、建設管理課、県土木交通部	2-1-11
			第4　治山対策		2-1-12
			1　治山対策	農林水産課、県琵琶湖環境部	2-1-12
			第5　土砂災害等危険区域における宅地防災対策		2-1-12
			1　開発指導等	都市計画課、建築指導課、県土木交通部、湖東土木事務所	2-1-13
			2　啓発活動等	危機管理課、道路河川課、湖東土木事務所	2-1-13
			3　広報活動等	危機管理課、道路河川課、都市計画課、湖東土木事務所	2-1-13
		第3節　地震災害予防対策			2-1-14
			第1　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		2-1-14
			1　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	各担当部課	2-1-14
			第2　震動対策		2-1-15
			1　住宅の耐震診断、耐震改修等	建築指導課、危機管理課、県土木交通部	2-1-15
			2　公共施設等の耐震診断	各公共施設管理者、建築指導課、県土木交通部	2-1-15
			3　道路、橋りょう、鉄道等主要な施設の耐震化	各施設管理者、道路河川課、建築指導課、県土木交通部、鉄道事業者	2-1-16
			4　構造物の耐震化	各施設や構造物等の所管課および建設担当課、建築指導課、県土木交通部、各ライフライン事業者	2-1-16
			5　落下物などの除去	建築指導課、建築課	2-1-16
			第3　液状化対策		2-1-16
			1　液状化発生の防止	各施設や構造物等の所管課および建設担当課、県土木交通部、各ライフライン事業者	2-1-17
			2　構造物等被害の防止	各施設や構造物等の所管課および建設担当課、県土木交通部、各ライフライン事業者	2-1-17
			第4　都市施設対策		2-1-17
			1　一般建築物の耐震化	建築指導課、各施設管理者、県土木交通部等	2-1-18
			2　倒壊・落下危険物などの改修	建築指導課、各施設管理者、県土木交通部等	2-1-18
			3　公共施設の整備	建築指導課、建築課、各施	2-1-18

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	1	3		設管理者、県土木交通部等	
			第5　二次災害対策		2-1-19
			1　出火防止、初期消火対策	消防本部・署・団、各関係機関	2-1-19
			2　消防力の強化	消防本部・署・団	2-1-20
			3　一般建築物の不燃化	消防本部・署・団、危機管理課、建設部、都市政策部、県土木交通部、関係機関	2-1-20
			4　被災建築物応急危険度判定調査等の実施体制の整備	危機管理課、建設部、都市政策部、県土木交通部、各関係機関	2-1-21
			5　熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進	危機管理課	2-1-21
		第4節	防災都市づくりの推進		2-1-22
			第1　市街地の整備（都市再開発）		2-1-22
			1　建築物の不燃化	都市計画課、建築指導課、県土木交通部	2-1-22
			2　市街地再開発事業等の促進	都市計画課、建築指導課、県土木交通部	2-1-23
			3　土地区画整理事業	都市計画課、建築指導課、道路河川課、県土木交通部	2-1-23
			4　密集住宅市街地整備促進事業	都市計画課、建築指導課	2-1-23
			5　市街地の土地利用	都市計画課、建築指導課	2-1-23
			6　延焼遮断帯の整備	道路河川課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部	2-1-23
			7　土砂災害危険区域等における市街化の抑制	道路河川課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部	2-1-23
			第2　建築物の防災性向上		2-1-24
			1　特殊建築物の予防査察	建築指導課、予防課、各施設管理者	2-1-24
			2　公共建築物等の耐震・不燃化	建築指導課、予防課、各施設管理者	2-1-24
			3　共同住宅、一般住宅等の防火対策	建築指導課、予防課、各施設管理者	2-1-24
			4　建築物積雪関係指導指針の遵守	建築指導課、各施設管理者	2-1-25
			5　その他建築物の防災対策	建築指導課、予防課、各施設管理者	2-1-25
			6　民間との協力体制	消防本部、各施設管理者	2-1-25
			第3　緑とオープンスペースの整備		2-1-26
			1　都市公園等（緑とオープンスペース）の整備	都市計画課、農林水産課	2-1-26
			2　農地の保全等	都市計画課、農林水産課	2-1-27
			3　市街地の再開発	都市計画課	2-1-27
			4　民間との協力体制	都市計画課	2-1-27
			第4　道路・橋りょうの整備		2-1-28
			1　幹線道路の整備	道路河川課、県土木交通部	2-1-28
			2　生活道路の整備	道路河川課、建設管理課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部	2-1-28
			3　道路環境の整備	道路河川課、建設管理課、農林水産課、交通政策課、県土木交通部	2-1-29
			4　橋りょうの整備	道路河川課、農林水産課、	2-1-29

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	1	4		県土木交通部	
			5　林道の整備	農林水産課	2-1-29
			6　民間との協力体制	道路河川課、建設管理課	2-1-29
			第5　防災行政無線等の対策		2-1-30
			1　市防災行政無線通信施設	危機管理課、関係各部、県防災危機管理局、彦根警察署	2-1-30
			2　県防災行政無線通信施設	県防災危機管理局	2-1-31
			3　消防無線通信施設	通信指令課、各担当部課	2-1-31
			第6　放送施設の対策		2-1-31
			1　風水雪害等予防対策の推進	エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）エフエム滋賀	2-1-32
			2　震災予防対策の推進	エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）エフエム滋賀	2-1-33
			第7　鉄道施設の対策		2-1-33
			1　西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）および近江鉄道（株）（本社）	西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）、近江鉄道（株）	2-1-34
			2　西日本旅客鉄道（株）鉄道本部および東海旅客鉄道（株）事業本部	西日本旅客鉄道（株）鉄道本部、東海旅客鉄道（株）事業本部	2-1-34
			3　東海旅客鉄道（株）（関西支社）	東海旅客鉄道（株）（関西支社）	2-1-35
			4　近江鉄道（株）	近江鉄道（株）	2-1-36
		第5節　ライフライン施設等災害予防対策			2-1-37
			第1　上水道施設の対策		2-1-37
			1　水道施設の安全強化	上下水道総務課、上水道工務課、上下水道業務課	2-1-37
			2　応急復旧体制の整備	上下水道総務課、上水道工務課、上下水道業務課	2-1-37
			第2　公共下水道施設の対策		2-1-37
			1　公共下水道施設の維持管理	上下水道総務課、下水道建設課、上下水道業務課	2-1-38
			2　応急復旧体制の整備	上下水道総務課、下水道建設課、上下水道業務課	2-1-38
			第3　農業集落排水施設の対策		2-1-38
			1　農業集落排水事業（農村下水道）の管渠・施設の維持管理	農林水産課	2-1-39
			2　応急復旧体制の整備	農林水産課	2-1-39
			第4　電力施設の対策		2-1-39
			1　恒久的な設備計画の推進	関西電力送配電(株)	2-1-39
			2　復旧用資機材等の確保および設備	関西電力送配電(株)	2-1-41
			3　施設の耐震性の強化等	関西電力送配電(株)	2-1-42
			4　防災訓練	関西電力送配電(株)	2-1-42
			5　民間との協力体制	危機管理課、関西電力送配電(株)	2-1-43

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	1	5	第5　ガス施設の対策		2-1-43
			1　導管および附属設備の整備	大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会	2-1-43
			2　震災予防対策の推進	大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会	2-1-43
			3　教育訓練および防災知識の普及	大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会	2-1-44
			4　防災関係機関との相互協力	危機管理課、大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会	2-1-44
			第6　通信施設の対策		2-1-45
			1　電気通信設備等の整備	西日本電信電話（株）	2-1-45
			2　伝送路の整備	西日本電信電話（株）	2-1-46
			3　回線の応急措置	西日本電信電話（株）	2-1-46
			4　震災予防対策の推進	西日本電信電話（株）	2-1-46
	第2章　災害に強いヒトづくり				2-2-1
		第1節　防災知識の普及			2-2-1
			1　防災知識の普及	危機管理課、交通政策課、消防本部・署・団、各防災関係機関	2-2-1
			2　市職員に対する防災教育	危機管理課、消防本部・署	2-2-4
			3　地域における防災教育の充実	危機管理課、消防本部・署・団、各防災関係機関	2-2-5
			4　学校等における防災教育の充実	危機管理課、消防本部・署・団、教育委員会、各防災関係機関	2-2-6
			5　災害教訓の伝承	危機管理課、消防本部・署・団、各防災関係機関	2-2-7
		第2節　防災訓練の実施			2-2-8
			1　総合訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-8
			2　職員非常招集訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-8
			3　情報収集・伝達訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-8
			4　災害時初動体制訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-9
			5　避難救助訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-9
			6　消防訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-9
			7　地域防災訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-9
			8　水防訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-9
			9　小中学校等の防災訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-9
			10　社会福祉施設・病院等の防災訓練	各担当部課、各防災関係機	2-2-10

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	2	2		関	
			11　防災機関等の訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-10
			12　大規模な地震を想定した防災訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-10
			13　複合災害を想定した防災訓練	各担当部課、各防災関係機関	2-2-10
		第3節　防災調査の推進			2-2-11
			1　市域の災害危険箇所調査	危機管理課、道路河川課、農林水産課、警防課、各防災関係機関	2-2-11
			2　その他の防災調査・研究	危機管理課、道路河川課、農林水産課、警防課、各防災関係機関	2-2-12
	第3章　災害に強いシクミづくり				2-3-1
		第1節　防災体制の整備			2-3-1
			第1　防災体制の整備		2-3-1
			1　組織の整備と事務分掌	危機管理課、各担当部課	2-3-1
			2　組織（各班）行動計画の具体化の推進	危機管理課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-1
			3　専門委員会・部会等の設置	危機管理課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-1
			4　防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ	危機管理課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-2
			5　初動体制の強化	危機管理課、各担当部課	2-3-2
			6　広域応援体制の確立	危機管理課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-2
			7　地域防災力の向上	危機管理課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-2
			8　避難誘導体制の充実	危機管理課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-3
			第2　自主防災組織の育成強化		2-3-3
			1　地域住民の自主防災組織	危機管理課、消防本部・署・団	2-3-3
			2　事業所および施設等の自衛消防組織	危機管理課、消防本部・署・団	2-3-5
			第3　災害ボランティアの活動環境の整備		2-3-6
			1　災害ボランティアの受入れ体制の整備	社会福祉課、市社会福祉協議会	2-3-7
			2　災害ボランティアの活動環境の整備	社会福祉課、市社会福祉協議会	2-3-7
			3　災害ボランティアコーディネーター等の養成	社会福祉課、市社会福祉協議会	2-3-7
			第4　情報収集・伝達体制の整備		2-3-7
			1　機器の整備	危機管理課、通信指令課、市各部課、各防災関係機関	2-3-8
			2　既設有線通信施設等の点検・整備	各防災関係機関	2-3-9
			3　既設無線通信施設等の点検・整備	各防災関係機関	2-3-9
			4　通信体制の整備	危機管理課、通信指令課、各担当部課、各防災関係機関	2-3-9

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	3	1	5　消防団バイク隊との連携	消防警備本部、消防団	2-3-9
			第5　水防警戒避難体制の整備		2-3-10
			1　水防区域の見直しと住民への周知	危機管理課、道路河川課、警防課、県流域政策局、湖東土木事務所	2-3-10
			2　雨量計・量水標の点検・整備	危機管理課、道路河川課、県土木交通部	2-3-10
			3　水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備	危機管理課、道路河川課、建設管理課、県	2-3-10
			4　避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備	危機管理課	2-3-11
			5　避難行動要支援者の避難支援制度の推進	危機管理課、社会福祉課	2-3-11
			6　滋賀県土木防災情報システムのネットワーク化による防災体制の確立	危機管理課	2-3-11
			7　浸水予警報システムの導入の検討	危機管理課、建設管理課、道路河川課	2-3-11
			8　地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成	危機管理課、建設管理課、道路河川課	2-3-11
			9　水害危険箇所・地域ごとの警戒避難体制の検討	危機管理課、福祉保健部、道路河川課、ライフサービス課、県	2-3-12
			10　琵琶湖浸水想定区域の住民への周知	危機管理課	2-3-12
			11　浸水想定区域の住民への周知	危機管理課	2-3-13
			12　浸水想定区域等内の避難行動要支援者が利用する施設への連絡体制の整備	危機管理課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、各担当部課	2-3-13
			第6　土砂災害警戒避難体制の整備		2-3-13
			1　防災パトロールの実施	道路河川課、建設管理課、県砂防課、湖東土木事務所	2-3-14
			2　危険区域（箇所）の住民への周知	危機管理課、県	2-3-14
			3　水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備	危機管理課、道路河川課、建設管理課、県	2-3-14
			4　避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備	危機管理課	2-3-14
			5　避難行動要支援者の避難支援制度の推進	危機管理課、社会福祉課	2-3-15
			6　自主防災組織の育成と自衛意識の醸成	危機管理課	2-3-15
			7　土砂災害降雨危険度情報の運用	危機管理課、県土木交通部	2-3-15
			8　雨量計等の整備	危機管理課、道路河川課、県土木交通部	2-3-15
			9　情報伝達施設の整備	危機管理課、通信指令課	2-3-15
			10　土砂災害危険箇所ごとの警戒避難方法の検討	危機管理課、ライフサービス課、警防課、社会福祉課	2-3-16
			11　「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定	危機管理課、道路河川課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、各担当部課	2-3-16
			第7　地震災害警戒避難体制の整備		2-3-17
			1　震災危険区域の把握と住民への周知	危機管理課、建設管理課、道路河川課、県砂防課、湖東土木事務所	2-3-17
			2　地震情報の把握	危機管理課	2-3-17
			3　水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整	危機管理課、道路河川課、	2-3-18

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	3	1	備	建設管理課、県	
			4　地域住民による震災対策活動の強化と自助意識の醸成	危機管理課、消防本部・署、消防団	2-3-18
			5　震災危険箇所・地域ごとの警戒避難方法の周知	危機管理課、道路河川課、建設管理課、警防課、通信指令課、ライフサービス課、社会福祉課	2-3-18
		第2節　避難施設等の対策			2-3-19
			第1　避難施設等の対策		2-3-19
			1　指定緊急避難場所の指定・整備	危機管理課、ライフサービス課、道路河川課	2-3-19
			2　災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討	危機管理課	2-3-20
			3　避難施設の管理者等との事前協議	危機管理課、各担当部課	2-3-21
			4　指定避難所の指定・整備	危機管理課、教育委員会	2-3-21
			5　避難路の整備	危機管理課、道路河川課	2-3-24
			6　表示板等の整備	危機管理課	2-3-24
			7　避難に関する情報の周知・広報	危機管理課、広報戦略課	2-3-24
			8　避難行動要支援者等の避難支援の検討	危機管理課、社会福祉課	2-3-24
			9　福祉避難所の指定	危機管理課、社会福祉課	2-3-24
			10　指定避難所の通信網強化	危機管理課	2-3-25
			11　帰宅困難者対策	危機管理課、地域経済振興課、観光交流課、教育総務課、県教育委員会、各種学校法人	2-3-25
			第2　避難行動要支援者対策		2-3-26
			1　社会福祉施設等の対策	福祉保健部、こども家庭部、危機管理課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課	2-3-26
			2　在宅の要介護者の対策	福祉保健部、危機管理課、通信指令課、	2-3-27
			3　外国人等への対策	危機管理課、人権政策課、観光交流課、	2-3-28
			4　浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達	福祉保健部、こども家庭部、危機管理課、人権政策課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課	2-3-29
		第3節　雪害予防対策			2-3-30
			第1　雪害予防対策		2-3-30
			1　除雪計画の策定	建設管理課、道路河川課、県土木交通部、滋賀国道事務所	2-3-30
			2　市内主要道路の除雪体制の強化	道路河川課、建設管理課、農林水産課、県土木交通部、滋賀国道事務所	2-3-30
			3　広報および連絡	道路河川課、建設管理課、農林水産課、県土木交通部、滋賀国道事務所	2-3-31
			4　自主防災組織の育成と自衛意識の醸成	危機管理課、消防本部・署・団	2-3-31
		第4節　事故災害対策			2-3-32

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	3	4	第1　湖上事故災害対策		2-3-32
			1　情報の収集・連絡体制の整備	消防本部・署・団、危機管理課、農林水産課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、警察署、各関係機関	2-3-32
			2　初動体制の整備	危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-32
			第2　航空機事故災害対策		2-3-32
			1　情報の収集・連絡体制の整備	消防本部・署・団、危機管理課、農林水産課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-33
			2　初動体制の整備	危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-33
			3　防災訓練の実施	消防本部・署・団、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-33
			第3　鉄道事故災害対策		2-3-33
			1　情報の収集・連絡体制の整備	消防本部・署・団、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、西日本旅客鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）、彦根警察署、各関係機関	2-3-33
			2　初動体制の整備	危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-34
			3　防災訓練の実施	消防本部・署・団、危機管理課、各担当部課、西日本旅客鉄道（株）、東日本旅客鉄道(株)、近江鉄道(株)、各関係機関	2-3-34
			第4　道路事故災害対策		2-3-34
			1　情報の収集・連絡体制の整備	消防本部・署・団、危機管理課、建設管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、彦根警察署、道路管理者、各関係機関	2-3-34
			2　初動体制の整備	危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-34
			3　防災知識の普及	危機管理課	2-3-34
			4　防災訓練の実施	消防本部・署・団、危機管理課、建設管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、彦根警察署、道路管理者、各関係機関	2-3-35
			第5　危険物等事故災害対策		2-3-35
			1　情報の収集・連絡体制の整備	各危険物施設の責任者、消防本部・署・団、危機管理	2-3-35

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
				課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	
2	3	4	2　保安教育の実施	各危険物施設の責任者、消防本部・署、危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-35
			3　規制・指導の強化	各危険物施設の責任者、消防本部・署	2-3-36
			4　危険物運搬車両等の街頭取締り（危険物）	消防本部・署	2-3-36
			5　自主防災力の強化（危険物）	消防本部・署	2-3-36
			6　応急保安対策の周知（高圧ガス）	各危険物施設の責任者	2-3-36
			7　自主保安体制の整備（高圧ガス）	各危険物施設の責任者	2-3-36
			8　資機材の整備	各危険物施設の責任者、消防本部・署、各関係機関	2-3-37
			9　危険物等の把握と活動中の安全確保	各危険物施設の責任者、消防本部・署	2-3-37
			10　防災訓練の実施	各危険物施設の責任者、消防本部・署・団、危機管理課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-37
			第6　毒物劇物事故災害対策		2-3-37
			1　情報の収集・連絡体制の整備	各毒物劇物施設の責任者、消防本部・署・団、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-37
			2　保安体制の強化	各毒物劇物施設の責任者、各関係機関	2-3-38
			3　資機材の整備	各毒物劇物施設の責任者、各関係機関	2-3-38
			第7　大規模な火事災害対策		2-3-38
			1　情報の収集・連絡体制の整備	消防本部・署・団	2-3-38
			2　市街地整備および建築物不燃化の推進	都市計画課、建築指導課、消防本部・署・団	2-3-39
			3　消防力の強化・充実	消防本部・署・団	2-3-39
			4　火災予防	消防本部・署・団	2-3-39
			第8　林野火災対策		2-3-40
			1　情報の収集・連絡体制の整備	消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者	2-3-40
			2　監視体制の強化	消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者	2-3-41
			3　消防施設の整備	消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者	2-3-41
			4　消火体制の強化	消防本部・署・団、農林水産課	2-3-41
			5　防火意識の啓発	消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者	2-3-41
			6　広域応援体制の整備	消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者	2-3-41

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
			7　防災訓練の実施	消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者	2-3-42
2	3	4	第9　放射性物質運搬事故等災害対策		2-3-42
			1　情報の収集・連絡体制の整備	県、放射性同位元素取扱事業者、消防本部・署、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、彦根市立病院、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-42
			2　初動体制の整備	危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-42
			3　放射性同位元素取扱事業者の対策	放射性同位元素取扱事業者、消防本部・署、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、彦根市立病院、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-42
		第5節　原子力災害対策			2-3-44
			第1　原子力災害対策		2-3-44
			1　情報の収集・連絡体制の整備	原子力事業者、消防本部・署、危機管理課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-44
			2　初動体制の整備	危機管理課、各担当部課、各関係機関	2-3-45
			3　防災知識の普及	危機管理課	2-3-45
			4　防災訓練等の実施	消防本部・署・団、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-45
			5　資機材等の整備	原子力事業者、消防本部・署、危機管理課、市立病院、各担当部課、彦根警察署、各関係機関	2-3-45
		第6節　応急対策の事前整備			2-3-46
			第1　防災資機材等の整備		2-3-46
			1　資機材の点検・補充	危機管理課、道路河川課、警防課	2-3-46
			2　備蓄倉庫等の設置	危機管理課、道路河川課、警防課	2-3-46
			3　消防用施設の整備・拡充	危機管理課、警防課	2-3-46
			4　資機材の整備と調達	危機管理課、道路河川課、警防課	2-3-46
			5　地籍調査の推進	建設管理課	2-3-46
			6　民間との協力体制	危機管理課、生活環境課、道路河川課、警防課	2-3-47
			第2　救急救護体制の整備		2-3-47
			1　救助救急体制の整備	警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-48
			2　救護体制の整備	警防課、通信指令課、健康	2-3-48

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	3	6		推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	
			3　自主救護能力の向上	警防課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			4　初動医療体制の整備	警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			5　医薬品の確保	健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			6　要配慮者に対する救護体制の整備	福祉保健部、彦根市立病院、関係医療機関	2-3-49
			第3　給水体制の整備		2-3-49
			1　給水の整備目標	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			2　給水用資機材の整備	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			3　民間との協力体制	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			4　自助努力の促進	上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課	2-3-50
			第4　食糧・生活物資供給体制の整備		2-3-51
			1　備蓄品の整備目標	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-51
			2　備蓄倉庫の整備	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-52
			3　民間との協定促進	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-52
			4　自助努力の促進	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-52
			5　その他食糧・飲料水および生活必需品の確保に関し配慮する事項	危機管理課、保険年金課、契約監理室、県	2-3-53
			第5　ごみ・し尿処理体制の整備		2-3-54
			1　ごみ処理体制の整備	生活環境課、清掃センター、彦根愛知犬上広域行政組合	2-3-54
			2　し尿処理体制の整備	生活環境課、清掃センター、（一財）彦根市事業公社	2-3-54
			3　ごみ処理施設の整備等	生活環境課、清掃センター、彦根愛知犬上広域行政組合	2-3-54
			4　災害時の相互協力体制	生活環境課、清掃センター、（一財）彦根市事業公社	2-3-55
			5　廃棄物仮置き場等の配置計画	生活環境課	2-3-55
			第6　緊急輸送体制の整備		2-3-55
			1　広域的防災対策とネットワーク化	建設管理課、道路河川課、各担当部課	2-3-55
			2　緊急輸送ネットワークの整備	建設管理課、道路河川課、各担当部課	2-3-56
			3　市の緊急輸送道路の指定	建設管理課、道路河川課、	2-3-56

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
2	3	6		各担当部課	
			4　市の輸送補助路線の指定	建設管理課、道路河川課、各担当部課	2-3-56
			5　緊急輸送道路の整備	建設管理課、道路河川課、各担当部課	2-3-56
			第7　災害用ヘリポートの整備		2-3-57
			1　災害用ヘリポートの整備	警防課、危機管理課	2-3-57
			第8　遺体安置所、火葬場等の確保		2-3-57
			1　遺体安置所の確保	危機管理課	2-3-58
			2　火葬に関する応援協力体制の確立	生活環境課、彦根愛知犬上広域行政組合	2-3-58
		第7節　その他対策			2-3-59
			第1　文教等関係対策		2-3-59
			1　学校等における防災体制の確立	教育委員会、こども家庭部	2-3-59
			2　文教等施設の保全管理	教育委員会、こども家庭部	2-3-59
			3　児童生徒等の安全確保	教育委員会、こども家庭部	2-3-60
			4　防災教育	危機管理課、教育委員会、こども家庭部	2-3-60
			第2　文化財対策		2-3-60
			1　施設等の整備	文化財課、予防課	2-3-61
			2　査察等による指導	文化財課、予防課	2-3-61
			3　倒壊・破損の防止	文化財課、予防課	2-3-61
			4　文化財の耐震化等	文化財課、予防課	2-3-61
			5　文化財周辺の環境整備	文化財課、予防課	2-3-61
			6　訓練および保護思想の啓発	文化財課、消防本部・署・団	2-3-62
			7　防災関係機関との協力	文化財課、予防課	2-3-62
			第3　農林水産関係対策		2-3-62
			1　農業対策	農林水産課、県農政水産部	2-3-63
			2　林業対策	農林水産課、県琵琶湖環境部	2-3-63
			3　水産業対策	農林水産課、県農政水産部、県琵琶湖環境部	2-3-63
第3部　災害応急対策					
	第1章　組織の立上げ				3-1-1
		第1節　風水雪害等に対応する活動体制			3-1-24
			1　気象予警報等の把握	危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班	3-1-24
			2　警戒体制の確立	危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班	3-1-25
			3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	警戒第2号動員班	3-1-26
			4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	全ての班	3-1-27
		第2節　地震災害に対応する活動体制			3-1-29
			1　地震情報等の把握	危機管理班	3-1-29
			2　警戒体制の確立	危機管理班、建設管理班、警防班	3-1-30
			3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	警戒第2号動員班	3-1-30
			4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	全ての班	3-1-31
		第3節　大規模事故災害に対応する活動体制			3-1-34
			1　事故災害等の把握	危機管理班、警防班	3-1-34

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	1	4	2　警戒体制の確立	危機管理班、警防班	3-1-34
			3　事故災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	警戒第2号動員班	3-1-35
			4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	全ての班	3-1-36
		第4節　原子力災害に対応する活動体制			3-1-37
			1　緊急事態等の把握	危機管理班、警防班	3-1-37
			2　警戒体制の確立	危機管理班、警防班	3-1-38
			3　原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	警戒第2号動員班	3-1-38
			4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	全ての班	3-1-39
	第2章　活動体制の調整				3-2-1
		第1節　情報の収集・伝達			3-2-1
			1　通信手段の確保	危機管理班、情報政策班、通信指令班	3-2-1
			2　被害の調査、報告	関係各班	3-2-2
			3　情報の整理	各部の情報統括班	3-2-3
			4　情報の伝達・報告	危機管理班、通信指令班	3-2-4
			5　広報	広報戦略班、障害福祉班、人権政策班、消防団	3-2-5
			6　広聴	まちづくり推進班、人事班	3-2-6
		第2節　緊急輸送体制の整備			3-2-8
			1　交通規制	交通政策班、建設管理班	3-2-8
			2　緊急通行車両の手続	公有財産管理班	3-2-9
			3　緊急輸送体系の整備	建設管理班、道路河川班、農林水産班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会	3-2-9
			4　緊急輸送手段の確保	危機管理班、公有財産管理班、交通政策班、契約監理班	3-2-9
			5　緊急輸送の実施	危機管理班、公有財産管理班、生活環境班、清掃センター班、社会福祉班、交通政策班、市社会福祉協議会	3-2-10
		第3節　災害救助法の適用			3-2-12
			1　災害救助法の適用	危機管理班、社会福祉班	3-2-12
			2　彦根市災害対策基金の活用	財政班、出納・監査班	3-2-13
		第4節　応援要請・受援等			3-2-14
			1　応援の要請・要求	危機管理班、関係各班	3-2-14
			2　受援体制の確保	危機管理班、関係各班	3-2-17
			3　法律に基づく従事命令、協力命令による活動要員の確保	危機管理班、道路河川班、消防署班	3-2-17
			4　応援部隊の撤収	危機管理班	3-2-18
			5　支援の実施	危機管理班	3-2-18
	第3章　人命の確保				3-3-1
		第1節　避難行動			3-3-1
			1　避難指示等の発令	危機管理班、広報戦略班	3-3-1
			2　警戒区域の設定	危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班、消防署班	3-3-3
			3　指定緊急避難場所等の開設・運営	各部の避難場所関係班	3-3-3
			4　避難誘導	ライフサービス班、警防班、消防署班	3-3-4

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	3	1	5　避難行動要支援者の避難対策	社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、健康推進班	3-3-5
			6　各種施設等の避難対策	社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班、病院事務局班	3-3-6
			7　帰宅困難者対策	危機管理班、人権政策班、地域経済振興班、観光交流班	3-3-7
		第2節　救助救急対策			3-3-9
			1　救助救急活動	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-9
			2　救助資機材の確保	消防総務班	3-3-10
		第3節　消火活動			3-3-11
			1　消防業務に関する情報収集活動	予防班	3-3-11
			2　消火活動	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-11
			3　消防広報	予防班	3-3-11
			4　特殊防御	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-11
			5　市民による自主的消防活動		3-3-12
			6　消防業務に関する応援要請	消防総務班、警防班	3-3-12
		第4節　水防活動			3-3-14
			1　水防活動	建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所	3-3-14
			2　河川関係障害物の除去	建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所	3-3-14
		第5節　医療救護対策			3-3-15
			1　病院等の被災状況の把握	健康推進班、病院事務局班	3-3-15
			2　医療機関の初動活動	健康推進班、病院事務局班	3-3-15
			3　医療救護体制の整備	健康推進班	3-3-16
			4　救護所の設置	健康推進班	3-3-17
			5　医療救護活動の実施	健康推進班、病院事務局班	3-3-17
			6　移送体制の確保	健康推進班、高齢福祉推進班、病院事務局班	3-3-18
			7　医薬品、衛生材料等の確保、調達	健康推進班、病院事務局班	3-3-19
		第6節　行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等			3-3-20
			1　行方不明者の捜索	生活環境班、消防署班、社会福祉班、まちづくり推進班、消防団	3-3-20
			2　遺体の収容	生活環境班	3-3-21
			3　遺体の火葬	生活環境班	3-3-21
		第7節　二次災害防止活動			3-3-23
			1　道路施設の応急対策	建設管理班、道路河川班、交通政策班	3-3-23
			2　公共施設の危険度判定および応急対策	公有財産管理班、都市計画	3-3-23

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	3	7		班、建築班	
			3　一般建築物、宅地等の危険度判定	都市計画班、建築指導班	3-3-24
			4　河川管理施設等の応急対策	建設管理班、道路河川班、湖東土木事務所	3-3-26
			5　農林関係施設の応急対策	農林水産班	3-3-26
			6　土砂災害に関する応急対策	道路河川班	3-3-27
			7　危険物施設の応急対策	消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班	3-3-27
		第8節　事故への対応			3-3-30
			1　事故情報の収集・連絡	危機管理班、消防総務班	3-3-30
			2　事故災害対策	危機管理班、広報戦略班、生活環境班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班、病院事務局班	3-3-30
		第9節　原子力災害への対応			3-3-32
			1　緊急時モニタリング	危機管理班、生活環境班、健康推進班	3-3-32
			2　避難および屋内退避等の防護措置	危機管理班、広報戦略班、ライフサービス班、保険年金班、人権・福祉交流会館班、人権政策班、生活環境班、清掃センター班、障害福祉班、交通政策班	3-3-32
			3　安定ヨウ素剤の服用	危機管理班、広報戦略班、健康推進班、病院事務局班	3-3-33
			4　原子力災害に関する相談対応等	危機管理班、人事班、まちづくり推進班、ライフサービス班、農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、上水道工務班	3-3-33
			5　飲食物の摂取制限等	広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班	3-3-34
			6　原子力災害医療	健康推進班、病院事務局班	3-3-34
			7　業務継続に係る措置	全ての班	3-3-34
	第4章　安定した生活の維持				3-4-1
		第1節　ライフラインの応急復旧			3-4-1
			1　水道施設の応急対策	上下水道総務班、上下水道業務班、上水道工務班	3-4-1
			2　公共下水道施設の応急対策	上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班	3-4-2
			3　農業集落排水施設の応急対策	農林水産班	3-4-3
			4　彦根市防災会議ライフライン部会の開催	危機管理班	3-4-4
			5　電力施設の応急対策	危機管理班、関西電力送配電(株)	3-4-5
			6　ガス施設の応急対策	危機管理班、大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部	3-4-5
			7　通信施設の応急対策	危機管理班、西日本電信電話（株）	3-4-6
			8　鉄道施設の応急対策	危機管理班、交通政策班、西日本旅客鉄道（株）、東	3-4-6

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	4	1		海旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）	
		第2節　避難生活支援			3-4-7
			1　避難所の開設	教育部、市民環境部、総務部	3-4-7
			2　避難所の運営	教育部、市民環境部、総務部	3-4-7
			3　避難所の閉鎖	教育部、市民環境部、総務部	3-4-9
		第3節　生活救援			3-4-10
			1　給水	上下水道業務班、上下水道総務班、上水道工務班	3-4-10
			2　食糧の調達供給	危機管理班、契約監理班、保険年金班、農林水産班、社会福祉班、市社会福祉協議会	3-4-11
			3　生活必需品の調達供給	契約監理班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会	3-4-12
			4　燃料の調達供給	契約監理班、公有財産管理班、危機管理班、広報戦略班	3-4-13
		第4節　要配慮者支援			3-4-14
			1　避難所における要配慮者支援	高齢福祉推進班、障害福祉班、幼児班、こども若者支援班、健康推進班、	3-4-14
			2　福祉避難所等の開設	社会福祉班	3-4-14
			3　福祉避難所等の運営	社会福祉班	3-4-15
			4　福祉避難所等の閉鎖	社会福祉班	3-4-15
			5　緊急入所等の実施	高齢福祉推進班、障害福祉班	3-4-15
		第5節　保健衛生および防疫			3-4-17
			1　保健衛生活動	健康推進班、障害福祉班、生活環境班	3-4-17
			2　防疫活動	清掃センター班、健康推進班、高齢福祉推進班	3-4-18
		第6節　環境対策			3-4-20
			1　一般廃棄物処理	生活環境班、清掃センター班	3-4-20
			2　し尿処理	生活環境班	3-4-21
			3　災害廃棄物処理	清掃センター班	3-4-22
			4　被災建築物の解体・撤去	生活環境班、清掃センター班	3-4-23
			5　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策	生活環境班、清掃センター班	3-4-23
	第5章　生活環境の改善				3-5-1
		第1節　災害ボランティアの受入れ			3-5-1
			1　災害ボランティアセンターの設置	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-1
			2　災害ボランティアセンターの運営	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-2

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
3	5	1	3　災害ボランティアセンターの閉鎖	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-3
			4　赤十字奉仕団活動	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-3
		第2節　災害義援金品の募集配分			3-5-4
			1　義援物資の募集・配分	社会福祉班、市社会福祉協議会	3-5-4
			2　義援金の募集・配分	社会福祉班、出納・監査班、市社会福祉協議会	3-5-4
		第3節　住宅対策			3-5-6
			1　住宅関連の障害物除去	住宅班	3-5-6
			2　住宅の応急修理	住宅班	3-5-6
			3　応急仮設住宅の設置	住宅班、建築班	3-5-7
		第4節　文教関係の応急対策			3-5-9
			1　園児・児童・生徒の安全確保	幼稚園保育所班、幼児班、学校教育班	3-5-9
			2　文教施設等の応急対策	幼稚園保育所班、幼児班、教育総務班、生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、彦根城博物館班、スポーツ振興班	3-5-9
			3　応急教育対策	幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班	3-5-9
			4　学校給食の応急措置	学校教育班	3-5-10
			5　教科書等の調達および支給等	学校教育班	3-5-10
			6　文化財の応急対策	文化財班	3-5-11
第4部　災害復旧・復興					
	第1章　被災者の生活再建支援				4-1-1
		第1節　総合相談窓口の設置			4-1-1
			1　総合相談窓口の設置	まちづくり推進班、社会福祉班	4-1-1
			2　総合相談窓口の運営	まちづくり推進班、社会福祉班	4-1-1
		第2節　り災証明書の発行			4-1-3
			1　災害に係る住家の被害認定調査	税務班	4-1-3
			2　り災証明書の発行	社会福祉班、消防署班	4-1-3
			3　被災者台帳の作成	税務班	4-1-3
		第3節　被災者等への支援			4-1-4
			1　被災者生活再建支援金の支給	社会福祉班	4-1-4
			2　災害弔慰金等の支給	社会福祉班	4-1-4
			3　災害援護資金等の貸与	社会福祉班	4-1-4
			4　住宅の再建支援	住宅班	4-1-4
			5　税金や保険料等の減免・猶予	税務班、債権管理班、保険年金班、上下水道業務班	4-1-5
			6　雇用の安定確保	地域経済振興班	4-1-5
			7　被災園児等の保護	こども若者支援班、幼児班、幼稚園保育所班	4-1-5
			8　郵政事業者が行う措置	日本郵便（株）	4-1-5
	第2章　企業等の再建支援				4-2-1
		第1節　農林水産業の再建支援			4-2-1

部	章	節	項	担当部・課・班・機関等	ページ
4	2	1	1　農林漁業者の被災状況の把握	農林水産班、農業委員会班	4-2-1
			2　農林水産業に関する再建資金の融資	農林水産班、農業委員会班	4-2-1
			3　農林水産業の再建に向けた相談・情報提供等の実施	農林水産班、農業委員会班	4-2-1
			4　風評被害対策	農林水産班、観光交流班、農業委員会	4-2-1
		第2節　商工業者の再建支援			4-2-3
			1　商工業者の被災状況の把握	地域経済振興班	4-2-3
			2　商工業者に関する再建資金の融資	地域経済振興班	4-2-3
			3　商工業者の再建に向けた相談・情報提供等の実施	地域経済振興班	4-2-3
			4　風評被害対策	地域経済振興班、観光交流班	4-2-3
	第3章　公共施設の災害復旧				4-3-1
		第1節　復旧事業の財政対策			4-3-1
			1　復旧事業に係る査定計画の策定	各施設を所管する班	4-3-1
			2　激甚災害に係る財政措置	各施設を所管する班	4-3-2
			3　災害復旧資金の確保	財政班、各施設を所管する班	4-3-2
		第2節　公共施設の復旧事業の推進			4-3-4
			1　災害復旧事業計画の策定	各施設を所管する班	4-3-4
			2　災害復旧事業の実施	各施設を所管する班	4-3-4
	第4章　災害復興				4-4-1
		第1節　災害復興事業の推進			4-4-1
			1　災害復興本部の設置	企画班	4-4-1
			2　災害復興方針の作成	企画班	4-4-1
			3　災害復興計画の策定	企画班	4-4-1
			4　災害復興事業の実施	企画班	4-4-2
		第2節　原子力災害時の中長期対策			4-4-3
			1　放射性物質による環境汚染への対処	生活環境班	4-4-3
			2　環境放射線モニタリングへの協力	危機管理班	4-4-3
			3　災害地域住民の記録	ライフサービス班	4-4-3
			4　風評被害等の影響の軽減	農林水産班、地域経済振興班、観光交流班	4-4-3
			5　原子力災害に関する相談体制の整備	まちづくり推進班、人事班、健康推進班、地域経済振興班	4-4-3
			6　各種制限措置の解除	危機管理班、広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班	4-4-3

第１部　総則

第1章　計画の方針

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、彦根市防災会議が作成する計画であり、彦根市（以下「市」という。）・滋賀県（以下「県」という。）・指定地方行政機関・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を発揮し、市域における災害に係る災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興を実施することにより、災害から市民および市域にあるすべての人の生命、身体および財産を守りその安全を確保、もしくは災害による被害を低減することを目的とする。

第２節　防災ビジョン

１　市計画の基本理念

＜計画の目的＞

災害から市民および市域にあるすべての生命、身体および財産を守り、その安全を確保、もしくは災害による被害を低減する。

＜前提となる認識事項＞

(1) 災害は短時間で発生するが、その復旧には長時間と多大な労力・費用を要するものである。
(2) 災害は、普段、人が見落しがちな死角・弱点を突いてくるものである。
(3) 災害は、社会的な弱者に、より大きな負担をかけるものである。
(4) “自分と自分のまちは災害に遭わない”という考えを捨てることが、防災の出発点である。
(5) “災害から自分達の命とまちは自分達で守る”という自覚が防災の基本である。
(6) 防災は、防災関係機関および市民の相互協力・助け合いの精神が最も重要である。
(7) 市民は、普段の活動における“ちょっとした配慮と工夫”が災害時に効果を発揮することを認識する必要がある。
(8) 行政および関係機関は、まちづくりの計画・事業において基礎であるべき防災の視点を忘れないことが重要である。
(9) 行政のみの防災活動には、限界があることを認識する必要がある。

令和４年度からの 12 年間を計画期間とした新たな彦根市総合計画では、12 年後にめざすまちの姿として「歴史と文化を紡ぎ、未来を創造する、市民一人ひとりが輝くまち彦根」を掲げ、その実現に向けて、4 つの「政策の方向性」と「政策推進のための取組」、合わせて 5 本柱で計画を推進していく。

① だれもがその人らしくいきいきと暮らし、つながり支え合うまち
② 子ども・若者が自分らしく輝き、学び躍動するまち
③ 歴史・文化を生かし、にぎわいと特色ある産業が育つまち
④ 豊かな自然と共生し、安全・安心で快適なまち
⑤ 政策推進のための取組

豊かな自然と共生し、安全・安心で快適なまち（抜粋）

1．危機管理対策の推進
- (1) 危機管理対策の強化
- (2) 情報の収集および伝達体制の充実
- (3) 防災力・減災力の向上
- (4) 要配慮者支援体制の推進

2．消防・救急体制の充実
- (1) 消防職員教育
- (2) 消防施設・設備の整備
- (3) 消防団の充実
- (4) 事業所等の防火管理の徹底
- (5) 認定救命士の養成
- (6) 通信指令業務の広域的な連携

3．水害・土砂災害対策の推進
- (1) 浸水対策下水道事業
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業
- (3) 河川新設改良事業
- (4) 情報の収集および伝達体制の充実

市計画ではこれらを踏まえて、基本方針を次のように策定する。

2　市計画の基本方針

(1) 災害に強いモノづくり
(2) 災害に強いヒトづくり
(3) 災害に強いシクミづくり

(1) 災害に強いモノづくり

「災害に強いモノづくり」とは、災害に強い都市構造をもち、防災機器等の配備されたまちづくりを目指すもので、次のような機能強化を目標としたハード対策を指す。

ア　災害を発生させない機能

イ　災害を拡大させない機能
ウ　安全地帯を維持確保する機能
エ　緊急時の情報伝達機能

(2) 災害に強いヒトづくり

「災害に強いヒトづくり」とは、防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる次のような人の育成を目標とした、いわゆる個人一人ひとりのレベルアップを指す。

ア　災害から自分自身を守ることができる。
イ　災害時に家族・隣人等の安全を配慮する。
ウ　災害時に率先して防災活動に協力・従事する。
エ　災害状況に応じて適切な防災活動を行う。

(3) 災害に強いシクミづくり

「災害に強いシクミづくり」とは、災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目標とした防災体制の強化を指す。

ア　計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
イ　適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施
ウ　迅速かつ確実な情報伝達体制の整備
エ　自主防災組織の育成と強化
オ　防災関係機関相互の協力体制の強化

3　市計画の防災施策の大綱

基本方針に基づき、特に次の施策を中心に防災施策を実施する。

(1) 水害対策の促進

本市は、地形的に河川・琵琶湖によってつくられた低地が多く、災害履歴にもみられるように、河川氾濫等の危険が大きく、水害対策の促進は防災上重要な課題である。今後とも、一級河川流域や芹川流域の抜本的な治水対策に取り組むなど、治水施設等の整備や警戒避難体制の強化等を推進する。

(2) 土砂災害対策の整備

土砂災害の危険が高い箇所は、鳥居本地区や荒神山などにみられ、水害危険箇所と比べて比較的限られているが、山地・丘陵部の開発増加に伴って今後ともその危険性が高まることが予測される。今後とも対策施設等の整備と警戒避難体制の整備を推進するとともに、住民等への危険箇所の周知により警戒避難が迅速化されるよう推進する。

(3) 火災対策の促進

本市の市街地等は、旧城下町の名残として木造密集住宅・狭あい道路が多く、延焼危険度が高い。また、都市化の進展により高層化・大型化・特殊化した建築物も増加している。

地震や強風時の火災に対処するため、歴史的なまちなみ景観に配慮した建築物の不燃化施策を進めるとともに、今後とも積極的に消防力の向上を図る。

(4) 地震災害対策の強化

地震による被害は、寛文地震（寛文２年（1662 年））や昭和 21 年南海地震等で発生している。

国の地震調査研究推進本部によれば、これまで彦根市域に最も影響を及ぼすと考えられていた百済寺断層が、仏生寺断層、彦根断層、常安寺断層、斧磨断層、甲津畑断層、綿向山断層、鎌掛断層、瀬の音断層、黒滝断層と同一の断層帯（鈴鹿西縁断層帯）であるとみなされ、起こりうる最大級の地震はマグニチュード7.6であることが示された。

これを受け、市では、鈴鹿西縁断層帯を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生した場合の市域での地震の揺れを試算した結果、広範囲にわたり震度7が予測されることが判明した。したがって、今後もより一層都市施設の耐震性向上や液状化対策の推進に努めるほか、関東・東海地方と比較して、地震災害への認識および危機感が高くない点を考慮して、防災意識の向上等のソフト面の充実を図る。

また、本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第3条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されているため、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に必要な施設等の整備に関する事項を定める等、当該地域における地震防災体制の強化を図る。

(5) 防災活動体制の整備

防災活動体制の整備は、災害の発生防止および被害軽減に、特に重要である。

既往災害の経験と反省を踏まえ、福祉的な支援の充実や防災機器の配備、情報連絡・人員配置の体制を整備・改良して、迅速で的確な防災活動の実施に努める。

(6) 警戒避難体制の強化

災害の発生が予測されるときの警戒避難体制においては、市民の生命・身体を守ることを最優先課題とする。

各種災害を想定して、警戒および避難誘導の活動体制を強化し、的確な人命救助活動を実施する。

(7) 防災知識の普及

災害時には、市民全員が防災に対する正しい知識を持ち、どのように対処すれば良いのかを認識していることが重要である。そのためにあらゆる機会をとらえて防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(8) 原子力災害対策の推進

原子力発電所の事故により、市域が放射性物質に汚染されるリスクがあるときは、放射性物質の核種および放射線量を把握することが避難措置や食物摂取制限等の措置をとるうえで非常に重要となる。

このため、市は、県が実施する緊急時モニタリングに協力するとともに、その結果を迅速に把握することにより、原子力防災対策の万全を期し、必要があるときは、市民が迅速かつ円滑に退避・避難できる体制等を整備し、市民の安全確保を図る。

第３節　計画の構成・性格・範囲

１　計画の構成

この計画は、本編、災害対応マニュアル編（以下、「マニュアル編」という）、資料編の３編により構成する。災害発生時に市職員等が必要とする情報を明確にするために、通常業務にはない災害時特有の対応業務の手順等は、マニュアル編として編集した。

(1) 本編
(2) マニュアル編
(3) 資料編

本編は、重複記述を避けて、計画本編の記述量を減らして読みやすくすることを考慮し、総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興により構成する。

ア　災害予防

災害の発生を未然に防止するために行う事務または業務についての計画で、防災施設の新設または改良、防災意識の啓発、防災知識の普及等に関する事項について定めるものである。

イ　災害応急対策

災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、または応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための計画で、災害対策本部の組織、気象予警報の伝達、災害情報の収集、避難、消火、水防、救助、衛生等の事項について定めるものである。

ウ　災害復旧・復興

災害の発生後、被災した諸施設を復旧し、復興計画を定めるものである。

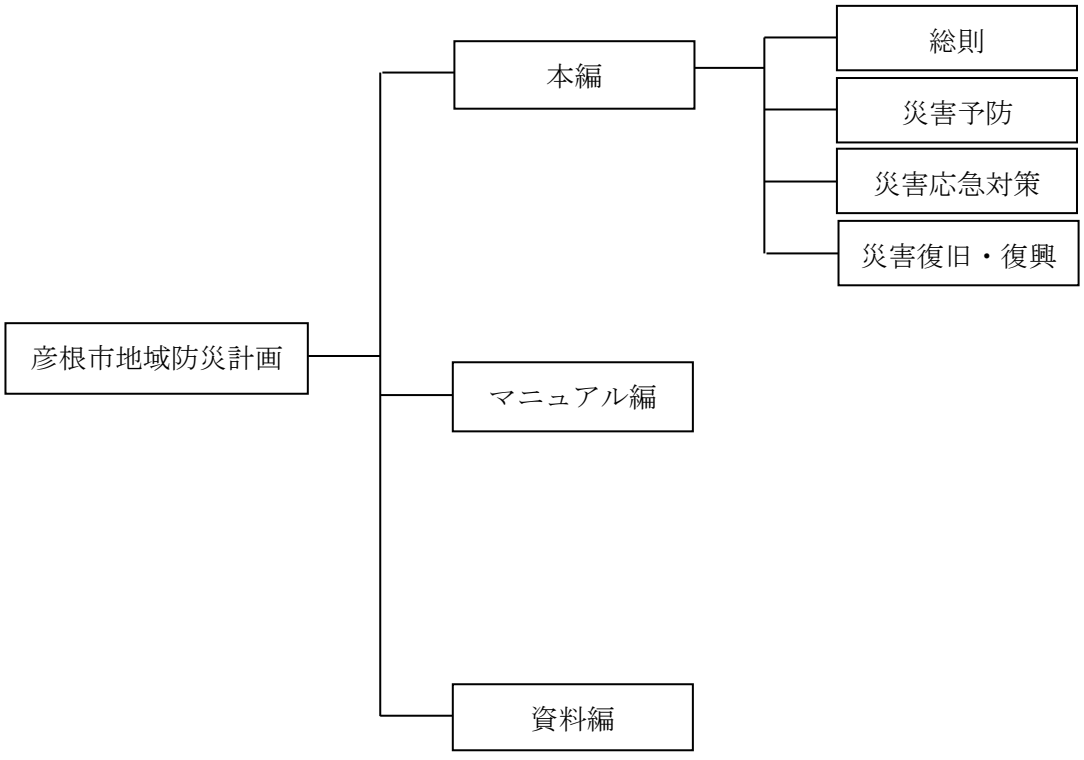

2　市計画の性格

(1) 市計画は、市域に係る防災に関し、市の処理すべき事務および業務を中心として、防災関係機関の処理すべき事項を含めた総合的かつ基本的な計画を定めるものである。
(2) 市計画は、防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に関して実施する事務または業務を有機的に結合した計画である。
(3) 市計画は、災害および災害防止に関する科学的な調査・研究の進展や、発生した災害の状況およびこれに対して行われた災害応急対策の効果を考え合わせて、恒久的に検討を加えていくべき計画である。

3　市計画で扱う災害の範囲

市計画で扱う災害の範囲は、次のとおりである。

(1) 風水雪害
(2) 土砂災害
(3) その他気象災害
（以上合わせて「風水雪害等」とする）
(4) 事故災害
ア　湖上事故災害
イ　航空機事故災害
ウ　鉄道事故災害
エ　道路事故災害
オ　危険物等事故災害
カ　毒劇物等事故災害
キ　大規模な火事災害
ク　林野火災
ケ　放射性物質運搬事故等災害
(5) 地震災害
(6) 原子力災害

第４節　他の計画との関係

1　滋賀県地域防災計画との関係

市計画は、県が計画・実施する防災業務と矛盾・抵触しないように、滋賀県地域防災計画（以下「県計画」という。）を基準として、県計画の範囲内において策定しなければならない。

したがって、市計画は、市が実施した防災アセスメントその他の調査等により明らかになった地域特性や、市および防災関係機関の責任分担等の修正を加える一方、共通する部分については、そのまま県計画を準用する。

2　彦根市消防計画との関係

市計画は、災害対策基本法に基づき、市域の災害から市民の生命、身体および財産を守ることを目的とし、市およびその他防災関係機関が業務を遂行するための防災に関する第一次的な計画である。

これに対して、彦根市消防計画は、消防組織法および消防法に基づき、彦根市の一機関である彦根市消防本部および消防署（常備消防）と消防団（非常備消防）が、その施設および人員（職員および団員）を活用して、火災・洪水・地震等の災害から市民の生命、身体および財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。

したがって、それぞれの規定するところは、ある部分では重複するが、互いに相反することのないよう定める。

消防計画の性格は、次のとおりである。

(1) 消防機関独自の計画であり、市計画と重複する部分においても、消防機関の分掌する業務の一つとして、活動内容が詳細に記載されている。
(2) 住宅火災など比較的小規模な災害に対して、平時の組織として迅速に対応するための計画である。
(3) 災害の程度・推移に応じて、市計画に有機的に移行できる計画である。

3　彦根市水防計画との関係

彦根市水防計画は、水防法に基づき水防管理団体である市が作成し、水防機関により洪水による水害を警戒・防御し、その被害を軽減することを目的とする。ただし、本市は、水防機関としての水防団を設置せず、消防機関（消防職団員）および市職員で水防業務を行っている現状である。また、彦根市災害対策本部が設置された場合は、水防機関はその組織に編入されることとなっている。

したがって、水防計画は、消防計画と異なり、市全体の水防に関する計画であり、市計画の中の、水害に対する災害応急対策計画としての色合いが濃い計画である。

4　彦根市総合計画との関係

彦根市総合計画は、地方自治の本旨に基づき、市域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画である。

市計画は、この彦根市総合計画に対して次のような特色を持つ。

(1) 彦根市総合計画のうち、防災に関連する施策を独自の体系から、より詳細にまとめた計画である。

(2) 彦根市総合計画は、市が展開する施策の計画であるのに対し、市計画は、市および防災関係機関そして市民をもその対象とした計画である。

5　彦根市既存建築物耐震改修促進計画との関係

彦根市既存建築物耐震改修促進計画は、本市の既存建築物の地震に対する安全性を向上させるため、住宅や建築物の耐震化を計画的かつ重点的に推進し、災害への備えある安全で安心な地域社会づくりを目的とするための計画である。

市計画と、ある部分では重複するが、互いに相反することのないよう定める。

6　地区防災計画との関係

地区防災計画は、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市内一定地区居住者および事業者（以下「地区居住者等」）が行う自発的な防災活動に関する計画である。これは、平成 25 年の災害対策基本法改正で新たに創設された、地区防災計画制度に基づいている。同制度は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるが、市計画の中に同計画が規定されることよって、市計画に基づく防災活動と地区防災計画に基づく防災活動とが連携して、共助の強化により地区防災力を向上させることを目的としている。

地区防災計画の性格は、次のとおりである。

(1) 地区居住者等は、共同して、市防災会議に対し、市地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合は、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えるものとする。

(2) 市防災会議は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

(3) 市地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努める。

第５節　計画の修正

市計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年度（4 月 1 日現在）検討を加え、必要がある場合は、これを速やかに修正する。

したがって、防災関係機関は、毎年、彦根市防災会議が指定する期日までに（緊急を要するものはその都度）自己の所管する事項について検討を加え、計画修正案を彦根市防災会議（事務局：彦根市市長直轄組織危機管理課）に提出する。

また、修正したときは、同法第 42 条第 5 項の規定により、滋賀県知事に報告するとともに、市民等にその要旨を公表する。

第６節　計画の習熟

市および各防災関係機関は、平時から、学習・訓練・研究・その他の方法により、この市計画の習熟に努めなければならない。

第７節　防災関係機関の協力体制

1　各機関の協力関係

(1) 彦根市防災会議を構成する各機関は、彦根市の防災に関し、相互に協力する。

(2) 彦根市防災会議会長は、災害に際して応急対策の実施上必要があると認めるときは、防災関係機関に対し、市本部へ連絡員の派遣を求めることができる。

2　資料交換等

各防災関係機関は、災害対策の相互協力を計画的かつ円滑に推進するため、随時必要な資料の交換を行うものとする。

第８節　用語

本計画において、次の用語は以下のように省略して呼ぶ。

用　語	本計画中での略称
彦根市地域防災計画　本編	市計画
彦根市地域防災計画　災害対応マニュアル編	マニュアル編
彦根市地域防災計画　資料編	資料編
彦根市災害対策本部	市本部
彦根市災害対策本部長	市本部長
滋賀県地域防災計画（風水害等対策編）	県風水害等計画
滋賀県地域防災計画（震災対策編）	県震災計画
滋賀県地域防災計画（事故災害対策編）	県事故計画
滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）	県原子力計画
滋賀県災害対策本部	県本部
滋賀県保健医療福祉調整本部	保健医療福祉調整本部
滋賀県災害対策湖東地方本部	県地方本部
保健医療福祉調整湖東地方本部	保健医療福祉調整地方本部
滋賀県災害対策本部長	県本部長

また、本計画中、次の組織名称は、災害対策本部の設置状況により、それぞれ次のように読み替える。

災害対策本部の設置時 （非常時）	災害対策本部の未設置時 （平時）
市本部	彦根市（市長直轄組織危機管理課）
市本部長	彦根市長
市本部○○部○○班	彦根市○○部○○課
本部連絡員	本部連絡員の担当職にある者
本部連絡員室	市長直轄組織危機管理課
支部（長）	支所（長）、出張所（所長）

第２章　防災関係機関の業務の大綱

第１節　防災関係機関の実施責任

１　彦根市

市は、市民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体、防災上重要な施設の管理者および地域住民等の協力を得て、防災活動を実施する。

２　滋賀県

県は、県民の生命・身体および財産を災害から保護するため、災害が市域を越えて広域にわたる場合、災害の規模が市で処理することが不適当と認められる場合、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町間の連絡調整を必要とする場合などに、市町および指定地方行政機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、地域住民の生命・身体および財産を災害から保護するため、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関および他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市・県の防災活動が円滑に実施されるよう、その業務に協力する。

４　指定公共機関および指定地方公共機関

指定公共機関および指定地方公共機関は、その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市・県の防災活動が円滑に実施されるよう、その業務に協力する。

５　公共的団体および防災上重要な施設の管理者

公共的団体および防災上重要な施設の管理者は、平時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市および各防災関係機関の防災活動に協力する。

６　地域住民

地域住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

第 2 節　処理すべき事務または業務の大綱

市は、地域や市民の生命および財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者および市民・事業所等の協力を得て防災活動を実施する。

なお、防災に関し、市および県、その他防災関係機関がそれぞれ処理すべき事務または業務については資料編（P2-1-1～15 参照）に示す。

参照

＊関係機関の処理すべき事務または業務の大綱【資料編　P2-1-1～15 参照】

彦根市（彦根市役所）（彦根市消防本部（署）・（団））（彦根市立病院）（彦根市教育委員会）

連携・協力

指定地方行政機関	近畿財務局（大津財務事務所）、近畿農政局（滋賀県拠点）、滋賀森林管理署、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、近畿運輸局、大阪航空局、大阪管区気象台（彦根地方気象台）、近畿総合通信局、滋賀労働局、近畿地方整備局（滋賀国道事務所 彦根維持出張所）
自衛隊	陸上自衛隊（今津駐屯地、大津駐屯地）
滋賀県	滋賀県庁、湖東土木事務所、滋賀県警察本部（彦根警察署）
指定公共機関	東海旅客鉄道（株）　、西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）、西日本電信電話（株）、日本銀行、日本赤十字社（滋賀県支部）、日本郵便（株）、日本放送協会（大津放送局）、中日本高速道路（株）（彦根保全・サービスセンター）、独立行政法人 水資源機構、日本通運（株）（彦根支店）、関西電力送配電(株)、大阪ガスネットワーク（株）（京滋事業部）
指定地方公共機関	近江鉄道（株）、滋賀県バス協会、琵琶湖汽船（株）、滋賀県トラック協会、滋賀県土地改良事業団体連合会、滋賀県医師会、（株）京都放送（滋賀総局）、びわ湖放送（株）
公共的団体・防災上重要な施設の管理者	農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会、観光協会、高圧ガス・危険物等関係施設の管理者、新聞社等の報道関係機関、エフエムひこねコミュニティ放送（株）、彦根市社会福祉協議会
市民・事業所	

第３章　市の現況と防災対策の推進方向

第１節　自然的条件

1　位置・面積

本市は、滋賀県東北部、近江盆地の東部に位置し、市域は多景島、琵琶湖岸の湖東平野から鈴鹿山地に及んでいる。

(1) 位置関係

方位	隣接市町	経緯度		距離
北	米原市	最北	北緯 35 度 21 分	南北距離 19.14km
南	東近江市	最南	北緯 35 度 11 分	
東	多賀町・甲良町・ 豊郷町・愛荘町	最東	東経 136 度 21 分	東西距離 24.24km
西	（琵琶湖）	最西	東経 136 度 05 分	

(2) 面積・高度

面積	高度
196.87k ㎡ （うち琵琶湖の面積 98.59k ㎡）	最高 684.6m 高低差 601.3m 最低 83.3m

参照
＊R3 年版統計書より

2　地形・地質

(1) 山地・丘陵

市域の北東部は、鈴鹿山地の西縁にあたる山地が占めている。山地は、地形的に東側の標高 650 メートル前後の山塊と西側の標高 300 メートル以下の山塊（佐和山を含む。）の 2 つに大別できる。この他に、低地部に彦根山・雨壷山・荒神山など孤立丘と呼ばれる山地がある。

山地は、基盤岩と呼ばれる固結した地層から成る。基盤岩の地質は、砂岩・泥岩・石灰岩など主に堆積岩類であるが、荒神山などには火成岩類も見られる。

一般に丘陵は、粘土・砂・砂礫などの未固結の地層から成り、山地と低地の境界部に分布するが、本市には野田山・笹尾町に一部見られる程度である。

山地は、東西 2 つの山塊に区分されるが、これは間を南北に走る仏生寺断層によるものと考えられ、これを境に東側の山塊が西側の山塊に乗り上げる形態となっている。このため、断層に接する基盤岩は破砕を受けており、急斜面の山腹には崩壊跡地も多い。

(2) 低地・湖沼・河川

琵琶湖に面する本市は、その市域の 3 分の 2 以上が低地である。低地部は、鈴鹿山地から琵琶湖に注ぐ河川がもたらした土砂から成り、その形成は現在の河川と密接な関係がある。

低地部は上流から下流へ、扇状地帯・自然堤防（氾濫平野）帯・三角州（湖岸平野）帯に大別される。本市の低地部は、おおむね標高 100 メートル以上が礫を主体とした扇状地帯、標高 90～100 メートル付近が粘土・砂礫を主体とした自然堤防（氾濫平野）帯、標高 90 メートル以下が腐食土・粘土を主体とした三角州（湖岸平野）帯である。

湖岸沿いには、比高 2 メートル程の砂州も見られるほか、かつては松原湖・野田沼・曽根沼など内湖があったが、現在その大半は干拓事業により農地などになっている。

主な河川としては、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川・矢倉川がある。これらの河川は、県内の一般的な河川の特徴と同様に流路延長が短く、やや天井川の傾向にある。

3　気象

本市には、彦根地方気象台（気象庁）があり、観測資料が整備されている。

気象状況の概要は、次のとおりである。

参照

＊気象状況の概要・記録等【資料編　P1-1-4 参照】

(1) 気温

平均気温は、年間を通じて隣接府県の都市と大差はなく、穏やかな地域に入る。

(2) 降水量

記録的な降水量としては、明治 29 年 9 月の豪雨があげられる。これは停滞前線によるもので、日降水量 596.9 ミリメートル、月降水量 1018.8 ミリメートルを記録し、平野部において台風以外による降雨では、全国的にも最大クラスである。

なお、この場合も九州のはるか南の海上に台風があり、それから暖湿流が停滞前線に流入していた。しかし、一般的には、年間の降水量の平年値は 1610.0 ミリメートルと、全国的には平均的な量である。

また、彦根の月別降水量（平年値）は 7 月が最も多く、次いで 6 月、9 月となっている。つまり梅雨前線による降雨が台風によるものを上回っており、瀬戸内型気候区の特性と似ている。

(3) 降雪量

年間降雪量（降雪の深さ）の平年値は、81 センチメートルと内陸盆地ながら多い。

(4) 風向・風速

風向は、年間を通じて北西方向の風が卓越し、特に冬は北西の季節風の影響が強い。

風速は、北西の風は毎秒 3～4 メートル程度で、南東の風毎秒 1～2 メートル程度と比較して 2～3 倍に達し、内陸部ながら厳冬期には海岸部なみに風は強い。

(5) 雹（ひょう）

彦根の気象特性の中で特筆すべきものとして、大正 15 年の降雹がある。

大正 15 年 9 月 14 日夕方、比良山地を越えてきた雷雲の通過に伴い、場所によっては直径 4～5 センチメートルの降雹があり、農作物に大きな被害を与えている。

4　内閣府　平成 17 年 10 月 19 日公表　「ゆれやすさマップ」

「表層地盤のゆれやすさ全国マップ」は、中央防災会議が実施した「東南海、南海地震等に関する専門調査会」などの調査結果を基に作成され、表層の地盤が軟らかい場所ほど地震の揺れが大きくなるため、どれくらい揺れが大きくなるかを 7 段階で色分けした表層地盤のゆれやすさの地図である。

ゆれやすさマップ

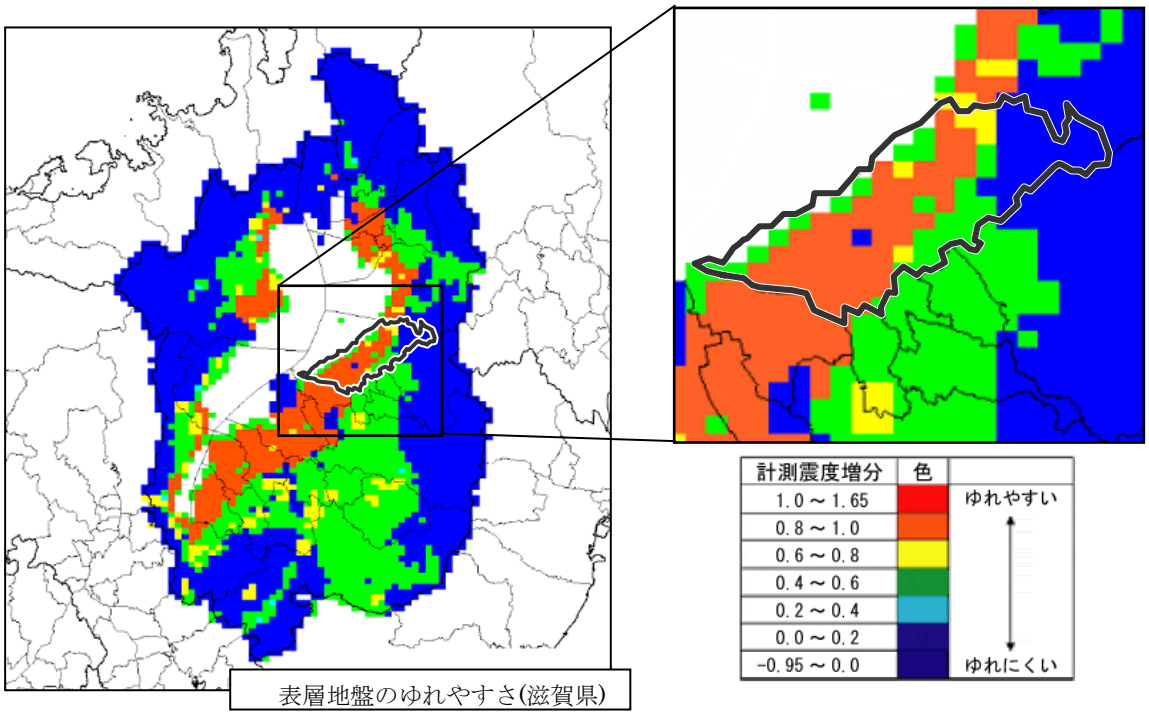

表層地盤のゆれやすさ(滋賀県)

内閣府 平成 17 年 10 月 19 日公表

5　地質特性

表層地盤のゆれやすさ（滋賀県）地形との関連で見た地質については上記のとおりであるが、地層が形成された地質時代との関わり、沖積層関係および活断層等については、次のとおりである。

(1) 地質時代

ア　古生代（約 2 億 2 千万年前）

本市は石炭紀末期までは深海にあり、そのうち磯山、佐和山、金亀山の山々よりも伊吹山、霊仙鍋尻山等の方がはるかに深海にあり、河川から流れ込む土砂も達しないほど沖合にあった。

前者は堆積岩中の珪岩に属し、主要成分は多量の石英微粒と少量の粘土からなり、その質は極めて堅い。

一方後者は生物岩中の石灰岩に属し、主要成分は有孔虫から成っている。その後の著しい地殻変動のため、その地層中に多少の化石はあっても多くは揉み潰されて、甚だ乏しいけれどもなお石灰中にはファボンテスの古代型サンゴ類、フズリナ、シュワゲリナ等の絶滅種の有孔虫、

海百合の刺皮動物等の化石を含んでおり、二畳紀始期の地層と推定されている。すなわち二畳紀初期から漸次海面以上に隆起して陸地となり、今日に至っている。

イ　中生代（約１億５千万年前）

犬上平野から山地にかけて、中生代の地層は少なくとも表面的には認められない。これは古生代から陸地のまま経過して、一度も水面下に没しなかったためである。

ウ　新生代（約６千万年前）第三紀

第三紀の中頃（中新世）には、現在の瀬戸内海から淀川を経て滋賀県に至る地域は一大盆地的草原が広がり、熱帯性大型草食獣類（象・犀の類）の巣窟であったが、その後、漸次土地が沈下して海水がこれに進入し、現在の琵琶湖はもちろん平野全体が海底に没してしまった。第三紀末葉（鮮新世）から再度隆起して大阪湾との水面に差を生じ、海水は淀川を経て大阪湾に流れ出てしまった。

これに代って周囲の山々より河川水が流入して漸次淡水湖となり、古生層の山脈は浸食され、その土砂が流出して湖水を埋め、湖面は次第に縮小しつつ今日に至っている。ただし、周囲の山々の中で荒神山のみは第三紀無噴火の火山であって、岩質は石英斑岩から成っている。

芹川等で時々発見される旧象および犀の化石は、第三紀中葉の熱帯性草原時代を物語るものであって、湖岸に現存する海浜特有植物（ハマゴウ互参科ハマヒルガオ、施花科ハマウツマボ列当科寄生植物）および湖岸にある普通植物（オニヤブ、ソテツ、モチノキ、オオムラサキシキブ）は、海水時代を示す遺物である。

その他、淡水産貝類化石（カラスガヒニナタニシ類等）が現在の湖岸より遠い陸地の所々で発見されるのは、当時の琵琶湖は今より広大であって、その後現代の琵琶湖にまで漸次縮小したことを示すものである。

エ　現在（第四紀）の平野

第四紀沖積世の砂質の地層で覆われている所が多く、その下層は洪積層であって砂利礫質が多い。近江盆地は漸次隆起して今日に至ったので、上記の２層とも湖岸に近づくに従って厚く、山地に向かうに従って薄くなり、犬上南部の平野の表層はほとんど洪積世の砂利質層である。

地下水もこれに準じて地層に平行して存在する。

水質は河川水と同じくいずれも石灰質に富み微アルカリ性であるが、掘抜井戸の多くは第三紀層の水であり、多少の金気を伴っている。

第四紀層の下位には第三紀層があり、古沢町においては地下数メートルのところに粘土層があって、その中に亜炭を含んでいる。第三紀層は、直接古生層二畳系に接し、金亀山、佐和山等は新生代の地層に埋め残された二畳系の高地であることは前述のとおりである。古生層の名残である金亀山等を残して、かつてはその周辺は内湖あるいは湿地であったものが、芹川（現在の芹川ではなく、当時は古沢町を流れていた。）を始め他の川からの土砂と土地の隆起によって、干拓以前の松原内湖を残す今日の姿になった。

(2) 沖積層と沖積基底面

沖積層は、約１万年前から現在までに堆積した層を指し、主として市内では琵琶湖周辺に発達する平野部の表層に分布する。沖積層は地震災害対策上最も注目される地層であり、その土性、層厚、地下水などによって受ける被害も異なる。

愛知川を中心とし、宇曽川、犬上川などの両側に広がる湖東平野では、沖積層基底面の等高線は山地から湖岸に向けて次第に低くなっている。彦根市街地付近は、彦根城跡を中心として周辺よりやや沖積基底面は低い。

愛知川以東では荒神山の湖岸および彦根市街北方に干拓地が見られるが、その周辺は埋め残し低湿地帯である。沖積層厚は新幹線沿いで約 5 メートル、東海道線沿いで約 10 メートル程度である。

(3) 活断層

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことである。

断層が活動すると地形や地層にずれが生じ、これが繰り返されるとずれが累積するため、古い時代に形成された地形や地層ほどずれの量が大きくなる。したがって、最近の地質時代にできた地形や地層に断層によるずれがあり、その地形・地層のうち古いものほどずれの量が大きければ、その断層は活断層であると判断できる。

近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられ、地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものであるため、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

滋賀県を含む近畿・中部地方は、わが国でも活断層分布密度の最も高い地帯として一般に知られ、県内および本市近辺でもすでにいくつかの活断層が認定されている。

本市近辺の主な活断層としては、鈴鹿西縁断層帯、鈴鹿東縁断層帯、養老-桑名-四日市断層帯、柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、琵琶湖西岸断層帯、三方・花折断層帯、濃尾断層帯がある。

参照

＊本市近辺の主な活断層【資料編　P1-5-15 参照】

(4) 海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）

四国から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフに発生する地震は、主に、四国や紀伊半島が乗っている陸のプレートの下へ太平洋側からフィリピン海プレートが沈み込むことに伴って、これら 2 つのプレートの境界面が破壊する（ずれる）ことによって発生する。また、時によってはプレート境界面から枝分かれした陸のプレート内の高角の断層も含めて破壊し、海底での上下地殻変動を大きくすることや局地的に強い揺れを生じさせる可能性もある。

海溝型地震は、内陸型地震と比較し被害範囲が非常に広域であることが特徴である。そのため、災害時には他地域からの受援は難しく、県内防災力で対応する状況に陥ることなどが予想される。よって、災害対応について示す地域防災計画等で考慮すべき地震の一つと考えられる。

東日本大震災以降、国（内閣府中央防災会議）が新しい科学的知見に基づく調査によって、分析を行った南海トラフ巨大地震（東海・東南海・南海地震の 3 連動）の詳細については、資料編（P1-5-18 参照）に整理する。

参照

＊海溝型地震（南海トラフを震源域とする地震）【資料編　P1-5-18 参照】

第 2 節　社会的条件

1　人口

本市は、近世以降、井伊家の城下町として発展したが、明治になり人口は減少し、同 22 年に最低を記録した。その後、昭和 12 年に市制を施行し、近隣 8 町村との合併を重ねながら、湖東の中心都市として発展している。人口は、同 35 年以降は増加傾向が続いてきたが、近年、減少に転じつつある。

人口	世帯数	人口密度 （人/k ㎡）	1 世帯当たり 人口	根拠
113,647	48,212	577.3	2.36	令和 2 年　国勢調査
110,508	51,571	561.3	2.14	令和 7 年 3 月末現在人口

総数 昼間人口	流出人口	流入人口	根拠
113,885	21,790	22,028	令和 2 年　国勢調査

2　土地利用

本市は、全域が都市計画区域に指定され、このうち市街地周辺のほかに、鳥居本・河瀬・亀山・稲枝・新海浜の各地区において、市街化区域が指定されている。

市街化区域の用途地域の指定および地目別土地利用状況は、資料編（P1-2-1 参照）に整理する。

参照

＊市土地利用の状況【資料編　P1-2-1 参照】

3　産業

「令和 3 年経済センサス・活動調査」によると本市の事業所の総数は約 4,800 箇所で、総従業員数は約 56,000 人である。

事業所の概況は、資料編（P1-2-2 参照）に整理する。

参照

＊事業所の概況【資料編　P1-2-2 参照】

4　交通

(1) 公共交通機関

本市の公共交通機関は、鉄道としては JR 琵琶湖線と近江鉄道線があり、バス輸送としては湖国

バスおよび彦根観光バスが運行されている。

市内には、JR 琵琶湖線の 4 駅、近江鉄道線の 7 駅が開業されている。

また、路線バスは JR 各駅を起点に運行されている。

さらに、予約型乗合タクシー「愛のりタクシー」が 10 路線で運行されている。

(2) 道路

市内には名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、国道 8 号、国道 306・307 号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいる。

第 3 節　災害履歴

本市の災害形態別の主な災害履歴は、本市編集の「彦根市史」、「大雨･台風･雷･竜巻被害」、県編集の「滋賀県災害誌」等を基に資料編（P1-6-1 参照）に整理する。

参照

＊災害履歴【資料編　P1-6-1 参照】

第 4 節　被害想定

1　風水雪害等および地震災害対策の被害想定

市は、彦根市が目指す安全で安心できる生活環境の確保に向けた総合的な防災・危機管理体制の整備・充実を図るため、防災アセスメント調査を実施し、市域で想定される地震災害および風水雪害等の危険性を具体的に検討・把握した。

その概要は、次のとおりである。

参照

＊彦根市防災アセスメント調査報告書　彦根市　平成 28 年 3 月【P96～218 参照】

(1) 風水雪害危険度評価

国や県が行っている浸水想定および土砂災害警戒区域の情報を基に、浸水・土砂災害の被害および要避難者数の推定を行った結果は、次のとおりである。

ア　浸水想定区域内住宅戸数・要避難者数一覧

	床下浸水 0.5m 未満	床上浸水 0.5～2.0m 未満	2 階以上浸水 2.0～5.0m 未満	要避難者数*1	浸水被害者数*2
琵琶湖	5,070 戸	2,406 戸	246 戸	1,208 人	5,193 人
愛知川	1,602 戸	2,320 戸	1,602 戸	3,704 人	7,103 人
宇曽川	1,696 戸	1,008 戸	－	387 人	1,783 人
犬上川	5,491 戸	3,450 戸	197 戸	1,119 人	6,990 人
芹川	12,542 戸	8,477 戸	258 戸	2,485 人	14,652 人
地先（100 年）	15,188 戸	12,651 戸	281 戸	3,413 人	23,729 人
地先（200 年）	14,509 戸	17,293 戸	527 戸	4,321 人	32,219 人
重ね合せ*3 （100 年） （琵琶湖を除く）	17,345 戸	19,416 戸	2,313 戸	9,020 人	38,934 人
重ね合せ*3 （100 年）	17,596 戸	20,168 戸	2,533 戸	9,846 人	40,743 人
重ね合せ*4 （200 年） （琵琶湖を除く）	16,296 戸	21,838 戸	2,538 戸	10,157 人	43,759 人
重ね合せ*4 （200 年）	16,527 戸	22,459 戸	2,732 戸	10,894 人	45,229 人

*1 要 避 難 者 数：水害発生時に立ち退き避難が必要となる人数（自宅で垂直避難が行えない人数：床上浸水する平屋建て、2 階以上浸水する 2 階建て）

*2 浸水被害者数：水害発生後、浸水被害により自宅での生活に支障をきたす恐れのある人数（自宅が床上浸水以上の被害となる人数）

*3 重　ね　合　せ：琵琶湖、愛知川、宇曽川、犬上川、芹川、地先（100 年）の浸水想定区域を重ね合せ、最大となる浸水深で浸水戸数等を算出した。

*4 重　ね　合　せ：琵琶湖、愛知川、宇曽川、犬上川、芹川、地先（200 年）の浸水想定区域を重ね合せ、最大となる浸水深で浸水戸数等を算出した。

（注）浸水想定図　　琵琶湖：明治 29 年 9 月 7 日　実績洪水最大。愛知川、宇曽川、犬上川、芹川は、100 年に 1 回程度起こる大雨。

（注）地先(100 年）100 年に 1 回程度起こる大雨によって、一級河川の他、小さな川や水路の氾濫も考慮した場

合の浸水想定図。琵琶湖の水位上昇は 0.4m として解析。
（注）地先(200 年）200 年に 1 回程度起こる大雨によって、一級河川の他、小さな川や水路の氾濫も考慮した場合の浸水想定図。
（注）風水雪害時の帰宅困難者の予測手法は確立されていないため、考えうる最大として地震時と同様（11,812 人）と想定する。

イ　流体力（200 年確率）による流失戸数・流失人口一覧

	2.0～2.5m³/s² 未満（流失可能性あり）		2.5m³/s² 以上（流失危険大）		2.0m³/s² 以上	
	戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口
愛知川	0 戸	0 人	0 戸	0 人	0 戸	0 人
宇曽川	0 戸	0 人	0 戸	0 人	0 戸	0 人
犬上川	2 戸	3 人	1 戸	2 人	3 戸	5 人
芹川	20 戸	25 人	21 戸	38 人	41 戸	63 人
その他小河川	42 戸	93 人	4 戸	7 人	46 戸	100 人
合計	64 戸	121 人	26 戸	47 人	90 戸	168 人

ウ　ア、イの被害を合計した表

	要避難者数*	浸水被害者数*
地先（100 年）	3,456 人	23,746 人
地先（200 年）	4,364 人	32,220 人
重ね合せ（100 年）（琵琶湖を除く）	9,063 人	38,935 人
重ね合せ（100 年）	9,889 人	40,747 人
重ね合せ（200 年）（琵琶湖を除く）	10,200 人	43,760 人
重ね合せ（200 年）	10,937 人	45,230 人

＊ アの要避難者数とイの流失危険大人口の合計、ただし、それぞれの重複分は削除しているため、単純な合計とはならない。浸水被害者数も同様。

エ　土砂災害警戒区域等内住宅戸数・要避難者数

	住宅戸数	要避難者数
土砂災害警戒区域・土砂災害危険箇所	1,116 戸	1,809 人

＜使用データ＞

人口：112,724 人　　世帯数：45,911 世帯　［出典］彦根市ホームページ人口の概要（H27.10）

家屋数：住宅 46,402 棟　非住宅 4,133 棟　計 50,535 棟　［出典］固定資産税家屋データ（H27）

（浸水、土砂災害の被害算定では住宅を対象、地震の被害算定では住宅、非住宅を対象）

住戸数：62,009 戸　　［出典］固定資産税家屋データ（H27）、住宅・土地統計調査（H25）等より推計

（住戸数…空き家や集合住宅の空き室を含む住宅の数）

オ　浸水想定区域等の整理

■琵琶湖 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）「概ね 1,000年に一度の大雨」

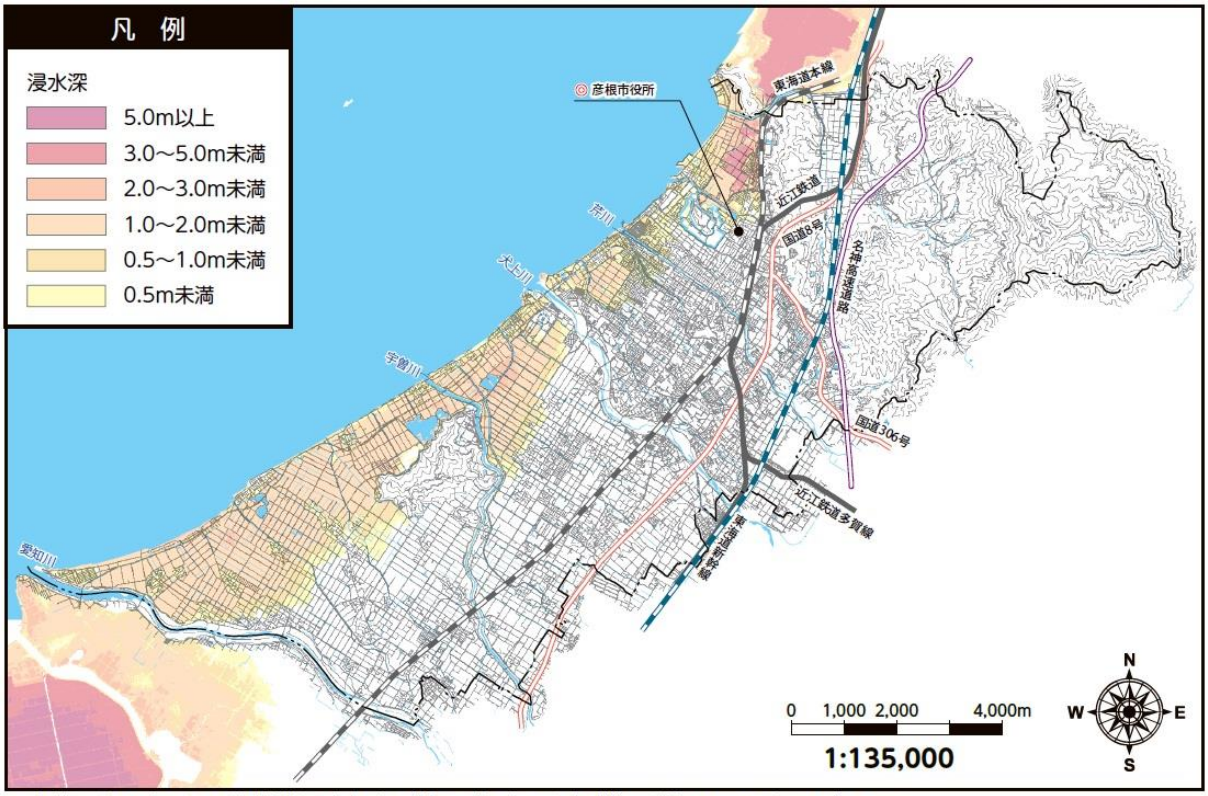

※出典：淀川水系琵琶湖洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　滋賀県　平成 31 年 3 月

■芹川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）「概ね 1,000年に一度の大雨」

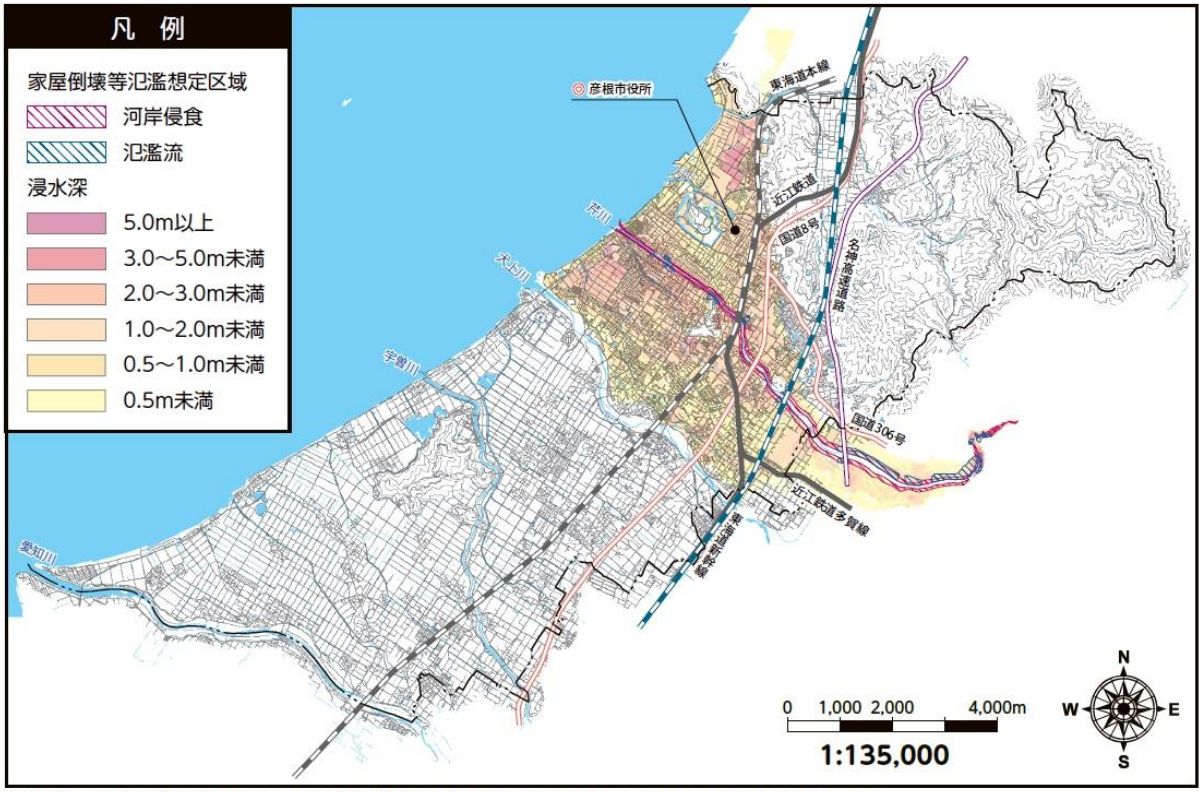

※出典：淀川水系芹川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　滋賀県　平成 31 年 3 月

■犬上川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）「概ね 1,000年に一度の大雨」

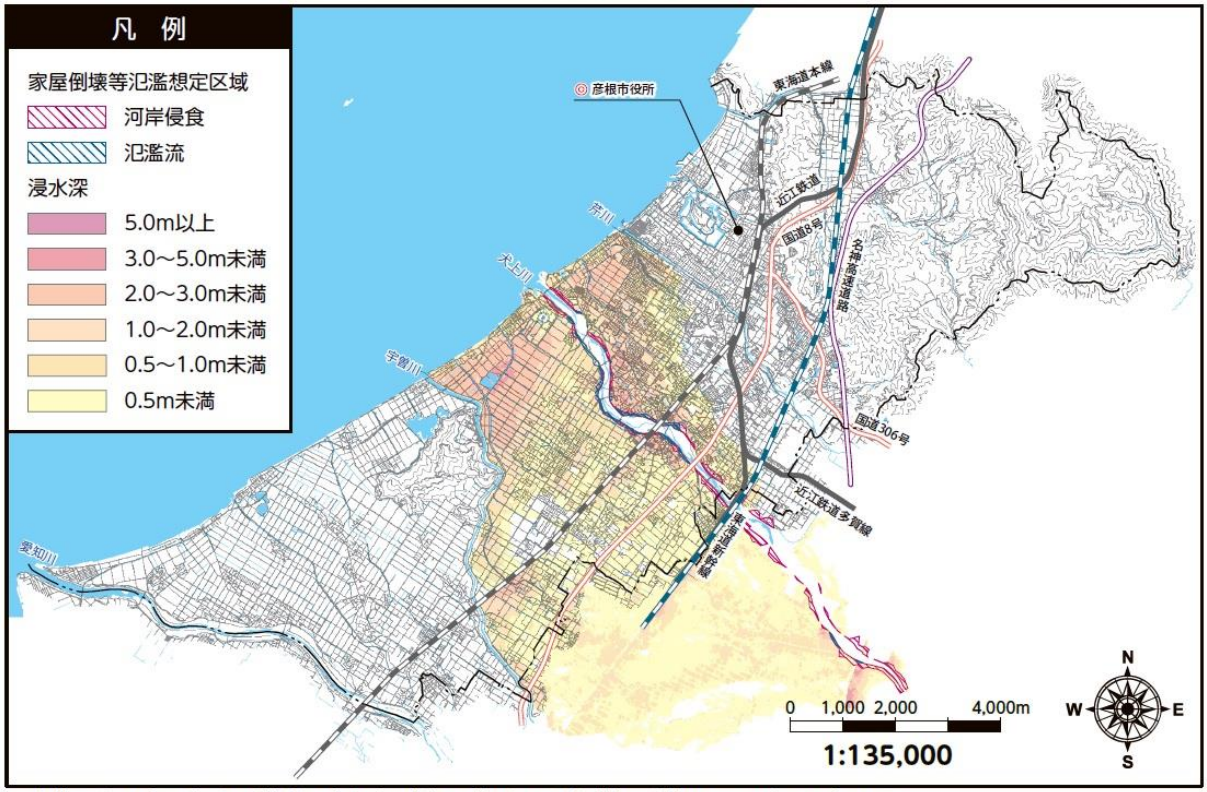

※出典：淀川水系犬上川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　滋賀県　平成 31 年 3 月

■宇曽川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）「概ね 1,000年に一度の大雨」

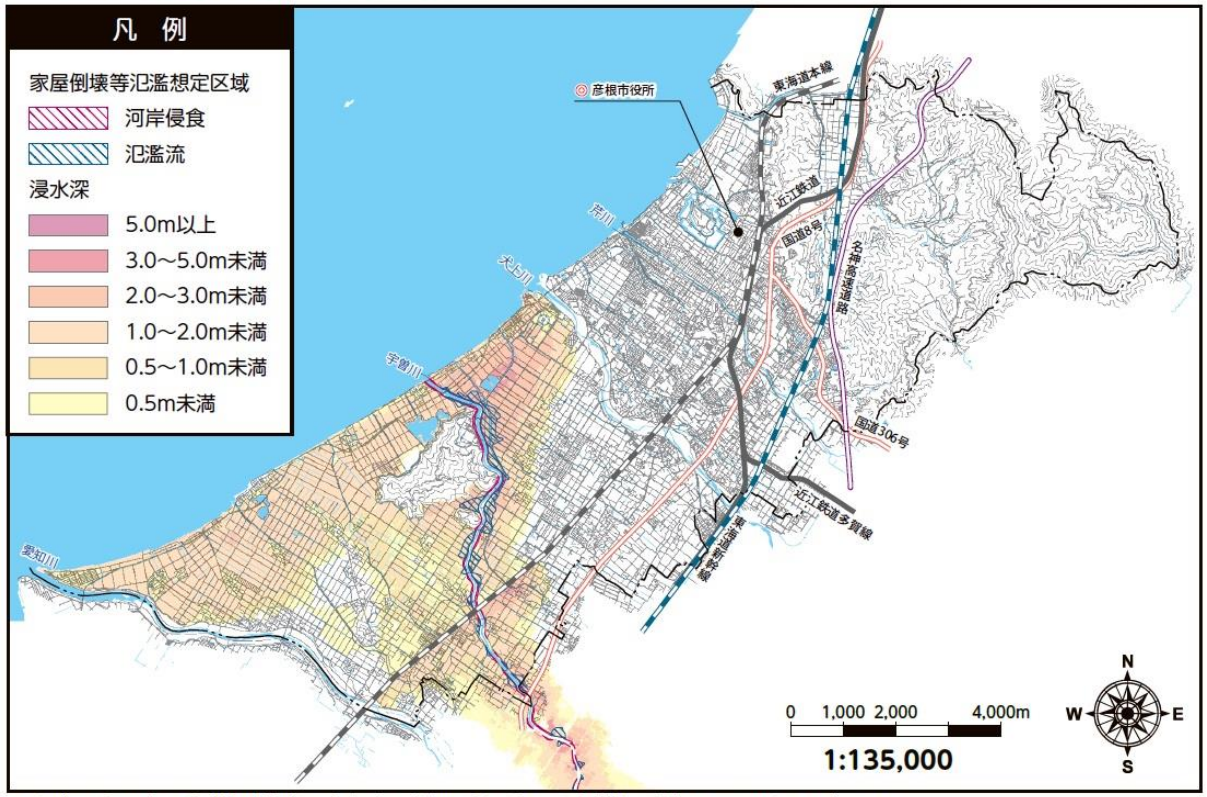

※出典：淀川水系宇曽川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　滋賀県　平成 31 年 3 月

■愛知川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）「概ね1,000年に一度の大雨」

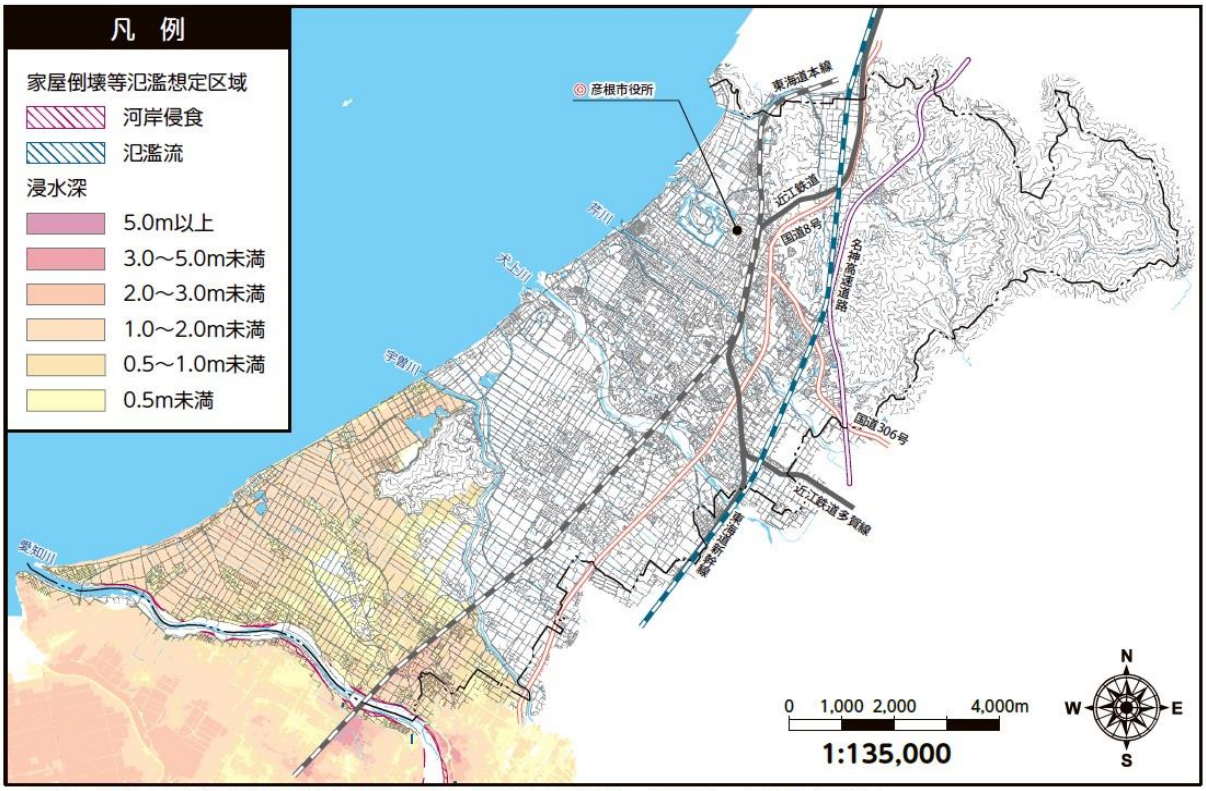

※出典：淀川水系愛知川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）　滋賀県　令和２年６月

■地先の安全度マップ「200年に一度の大雨」

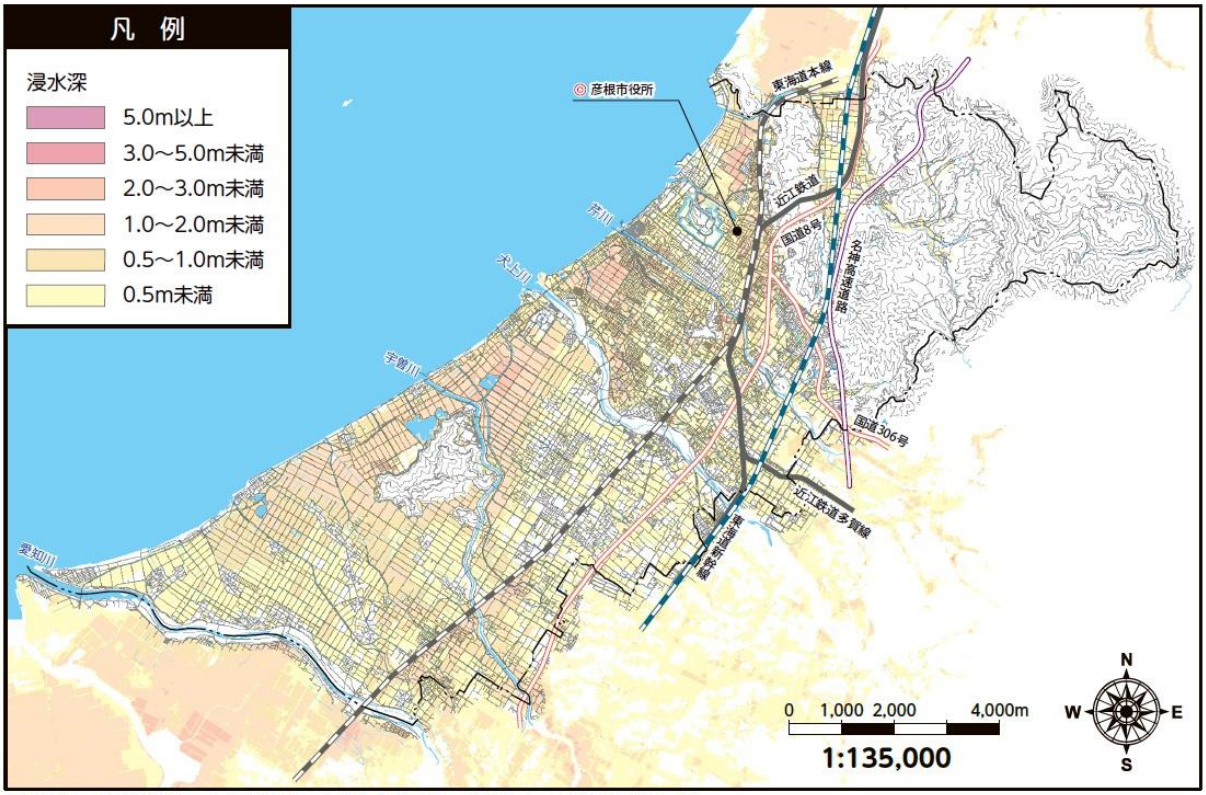

※出典：彦根市最大浸水深図　200 年確率　滋賀県　令和２年３月

■地先の安全度マップ「100年に一度の大雨」

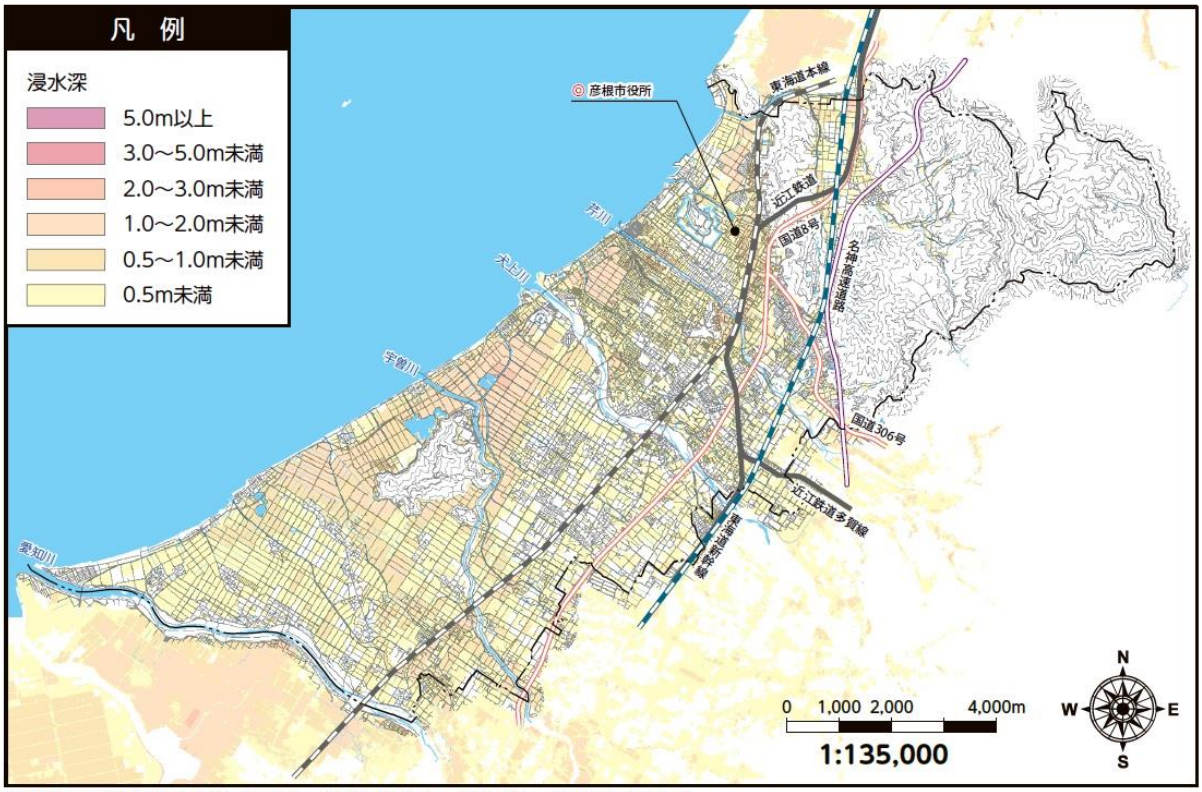

※出典：彦根市最大浸水深図　100 年確率　滋賀県　令和 2 年 3 月

(2) 地震危険度評価

彦根市に影響のある活断層および南海トラフの地震の震度予測を行い、それを基に建物やライフライン、人的被害の数量を推定した結果は、次のとおりである。

ア　対象地震

地震			マグニチュード	広域震度分布の特徴
内陸型地震	①	鈴鹿西縁断層帯地震（断層北部から破壊の場合［滋賀県実施case1］）	7.6	県内では彦根周辺部が最も大きく、県外では東海方面で大きな震度
	②	琵琶湖西岸断層帯地震（断層南部から破壊の場合［滋賀県実施case2］）	7.8	県内では琵琶湖南部沿岸地域で特に大きく、県外では京都方面で大きな震度
	③	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯（断層南部から破壊の場合［滋賀県実施case2］）	7.8	県内では北部地域で特に大きく、県外では東海方面で大きな震度
	④	直下型地震（市役所直下を震源と想定した場合）	6.9	彦根市を中心に大きな震度
海溝型地震	南海トラフ地震（陸側ケース）		9.0 モーメントマグニチュード	彦根市周辺だけでなく東海地方から九州地方太平洋側にかけて大きな震度

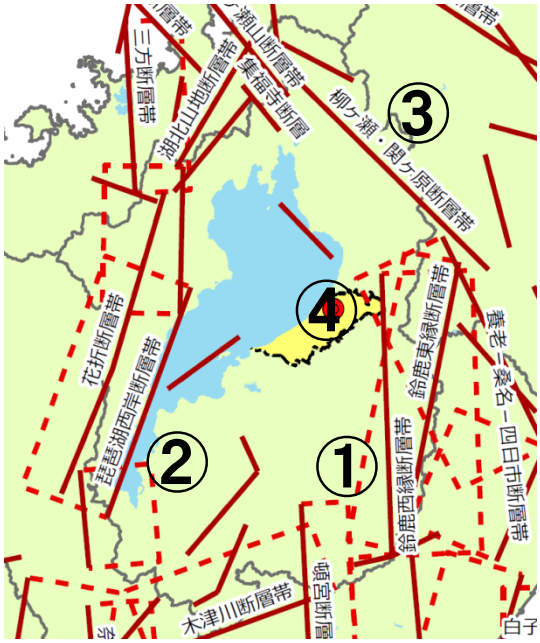

活断層位置

（出典：防災科学技術研究所）

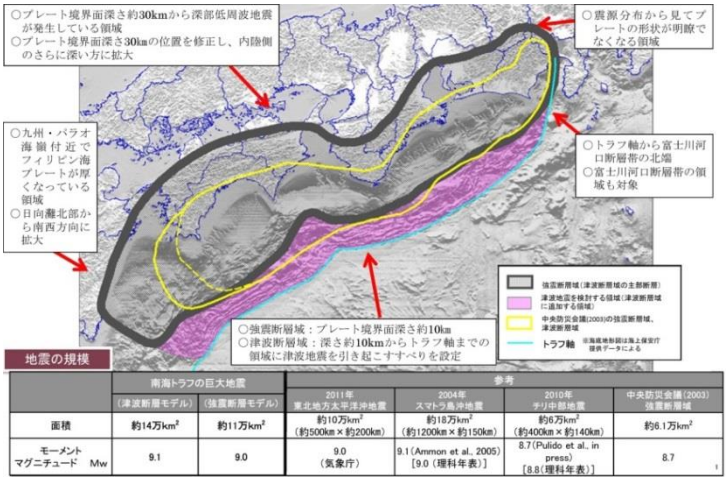

南海トラフ地震想定震源域

（出典：南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ）

イ　地震被害想定一覧【最大数】

地震による被害は発生する時間帯や時期によって変化するため、滋賀県地震被害想定調査（H24･25 年度）と同様に想定される被害が異なる 3 種類の特徴的な状況（冬早朝、夏正午、冬夕方）を設定し予測を行った。

			鈴鹿西縁断層帯地震	琵琶湖西岸断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	直下型地震	南海トラフ地震
建物被害棟数（棟）	揺れ	全壊	6,197	63	682	3,692	108
		半壊	9,078	899	4,303	6,907	1,914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2,346	439	1,123	1,830	2,475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6,321	77	720	3,770	181
		半壊	11,565	1,342	5,444	8,804	4,405
	焼失棟数［冬夕方強風時］		1,391	5	10	1,015	10
出火件数等（件）［冬夕方］	出火件数		29	2	6	19	5
	初期消火件数		9	1	4	7	3
	炎上件数（出火件数－初期消火件数）		20	1	2	12	2
	消防力による消火件数	平均風速	7	4	5	6	6
		強風	5	3	3	4	4
	残炎上件数(炎上件数－消防力による消火件数)	平均風速	13	0	0	6	0
		強風	15	0	0	8	0
ライフライン［発災直後］	停電世帯数（世帯）		44,266 96%	24,728 54%	38,297 83%	42,065 92%	39,013 85%
	断水世帯数（世帯）		41,953 91%	8,963 20%	27,448 60%	36,155 79%	29,490 64%
	下水道被害延長（km）		24.4 4.7%	5.3 1.0%	10.5 2.0%	20.0 3.8%	10.9 2.1%
	固定電話使用不能世帯数（世帯）		5,520 12%	－	9 0.02%	3,453 8%	－
交通	道路施設被害（箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害（箇所）		73	30	51	62	48
人的被害［冬早朝］	死者（人）		403	4	43	236	7
	負傷者（人）		2,723	176	871	1,857	361
	重傷者（人）（負傷者の内数）		629	7	67	363	11
避難者数［冬夕方］	避難所避難者※	1日後	11,753	290	1,776	7,049	984

	（人）	1 週間後	18,768	1,520	6,630	13,202	6,067
		1 ヶ月後	11,481	333	2,394	7,016	2,032
	全避難者※（人）	1 日後	19,589	483	2,960	11,749	1,641
		1 週間後	37,536	3,039	13,260	26,404	12,134
		1 ヶ月後	38,270	1,111	7,979	23,387	6,772
帰宅困難者数［正午］（人）			11,812				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者
　全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

ウ　地震被害想定一覧【冬早朝（5時）】

冬早朝の特徴：多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。また、オフィスや繁華街の滞留者屋鉄道・道路利用者が少ない。

			鈴鹿西縁断層帯地震	琵琶湖西岸断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	直下型地震	南海トラフ地震
建物被害棟数（棟）	揺れ	全壊	6,197	63	682	3,692	108
		半壊	9,078	899	4,303	6,907	1,914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2,346	439	1,123	1,830	2,475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6,321	77	720	3,770	181
		半壊	11,565	1,342	5,444	8,804	4,405
	焼失棟数［強風時］		312	0	5	20	0
出火件数等（件）	出火件数		10	0	2	6	1
	初期消火件数		3	0	1	2	1
	炎上件数（出火件数－初期消火件数）		7	0	1	4	0
	消防力による消火件数	平均風速	7	4	5	6	6
		強風	5	3	3	4	4
	残炎上件数（炎上件数－消防力による消火件数）	平均風速	0	0	0	0	0
		強風	2	0	0	0	0
ライフライン［発災直後］	停電世帯数（世帯）		44,266 96%	24,728 54%	38,297 83%	42,065 92%	39,013 85%
	断水世帯数（世帯）		41,953 91%	8,963 20%	27,448 60%	36,155 79%	29,490 64%
	下水道被害延長（km）		24.4 4.7%	5.3 1.0%	10.5 2.0%	20.0 3.8%	10.9 2.1%
	固定電話使用不能世帯数（世帯）		5,520 12%	－	9 0.02%	3,453 8%	－
交通	道路施設被害（箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害（箇所）		73	30	51	62	48
人的被害	死者（人）		403	4	43	236	7
	負傷者（人）		2,723	176	871	1,857	361
	重傷者（人）（負傷者の内数）		629	7	67	363	11
避難者数	避難所避難者※（人）	1日後	10,384	283	1,769	5,913	971
		1週間後	17,859	1,514	6,625	12,433	6,057

		1 ヶ月後	10,949	330	2,391	6,557	2,025
	全避難者※（人）	1 日後	17,306	472	2,949	9,855	1,618
		1 週間後	35,718	3,029	13,250	24,867	12,114
		1 ヶ月後	36,496	1,100	7,969	21,856	6,751
帰宅困難者数（人）			ほとんどいない				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

エ　地震被害想定一覧【夏正午（12 時）】

夏正午の特徴：オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。木造建物内滞留人口は、1 日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬早朝と比較して少ない。

			鈴鹿西縁断層帯地震	琵琶湖西岸断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	直下型地震	南海トラフ地震
建物被害棟数（棟）	揺れ	全壊	6,197	63	682	3,692	108
		半壊	9,078	899	4,303	6,907	1,914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2,346	439	1,123	1,830	2,475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6,321	77	720	3,770	181
		半壊	11,565	1,342	5,444	8,804	4,405
	焼失棟数［強風時］		408	0	5	139	0
出火件数等（件）	出火件数		12	0	2	8	1
	初期消火件数		3	0	1	3	1
	炎上件数（出火件数－初期消火件数）		9	0	1	5	0
	消防力による消火件数	平均風速	7	4	5	6	6
		強風	5	3	3	4	4
	残炎上件数（炎上件数－消防力による消火件数）	平均風速	2	0	0	0	0
		強風	4	0	0	1	0
ライフライン［発災直後］	停電世帯数（世帯）		44,266 96%	24,728 54%	38,297 83%	42,065 92%	39,013 85%
	断水世帯数（世帯）		41,953 91%	8,963 20%	27,448 60%	36,155 79%	29,490 64%
	下水道被害延長（km）		24.4 4.7%	5.3 1.0%	10.5 2.0%	20.0 3.8%	10.9 2.1%
	固定電話使用不能世帯数（世帯）		5,520 12%	－	9 0.02%	3,453 8%	－
交通	道路施設被害（箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害（箇所）		73	30	51	62	48
人的被害	死者（人）		232	3	25	149	4
	負傷者（人）		2,768	163	689	1,746	311
	重傷者（人）（負傷者の内数）		520	7	60	303	17
避難者数	避難所避難者※	1 日後	10,523	283	1,768	6,035	971

	（人）	1 週間後	17,952	1,514	6,624	12,515	6,057
		1 ヶ月後	11,003	330	2,390	6,605	2,025
	全避難者※（人）	1 日後	17,539	472	2,947	10,058	1,618
		1 週間後	35,903	3,029	13,248	25,031	12,114
		1 ヶ月後	36,678	1,100	7,967	22,018	6,751
帰宅困難者数（人）			11,812				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

オ　地震被害想定一覧【冬夕方（18 時)】

冬夕方の特徴：住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、火災による被害が最も多くなる。

			鈴鹿西縁断層帯地震	琵琶湖西岸断層帯地震	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯地震	直下型地震	南海トラフ地震
建物被害棟数（棟）	揺れ	全壊	6,197	63	682	3,692	108
		半壊	9,078	899	4,303	6,907	1,914
	液状化	全壊	63	12	30	49	66
		半壊	2,346	439	1,123	1,830	2,475
	斜面崩壊	全壊	61	2	8	29	7
		半壊	142	4	18	67	16
	合計	全壊	6,321	77	720	3,770	181
		半壊	11,565	1,342	5,444	8,804	4,405
	焼失棟数［強風時］		1,391	5	10	1,015	10
出火件数等（件）	出火件数		29	2	6	19	5
	初期消火件数		9	1	4	7	3
	炎上件数（出火件数－初期消火件数）		20	1	2	12	2
	消防力による消火件数	平均風速	7	4	5	6	6
		強風	5	3	3	4	4
	残炎上件数（炎上件数－消防力による消火件数）	平均風速	13	0	0	6	0
		強風	15	0	0	8	0
ライフライン［発災直後］	停電世帯数（世帯）		44,266 96%	24,728 54%	38,297 83%	42,065 92%	39,013 85%
	断水世帯数（世帯）		41,953 91%	8,963 20%	27,448 60%	36,155 79%	29,490 64%
	下水道被害延長（km）		24.4 4.7%	5.3 1.0%	10.5 2.0%	20.0 3.8%	10.9 2.1%
	固定電話使用不能世帯数（世帯）		5,520 12%	－	9 0.02%	3,453 8%	－
交通	道路施設被害（箇所）		60	40	53	58	52
	鉄道施設被害（箇所）		73	30	51	62	48
人的被害	死者（人）		332	3	33	205	5
	負傷者（人）		2,188	133	643	1,456	270
	重傷者（人）（負傷者の内数）		477	5	52	278	10

避難者数	避難所避難者※（人）	1 日後	11,753	290	1,776	7,049	984
		1 週間後	18,768	1,520	6,630	13,202	6,067
		1 ヶ月後	11,481	333	2,394	7,016	2,032
	全避難者※（人）	1 日後	19,589	483	2,960	11,749	1,641
		1 週間後	37,536	3,039	13,260	26,404	12,134
		1 ヶ月後	38,270	1,111	7,979	23,387	6,772
帰宅困難者数（人）			5,648 人				

※避難所避難者：自宅の建物被害や断水により自宅で生活することが困難となり、避難所で生活する避難者

全避難者：避難所避難者および避難所以外の親戚宅や友人宅、屋外、車中等への避難者

カ　震度分布図

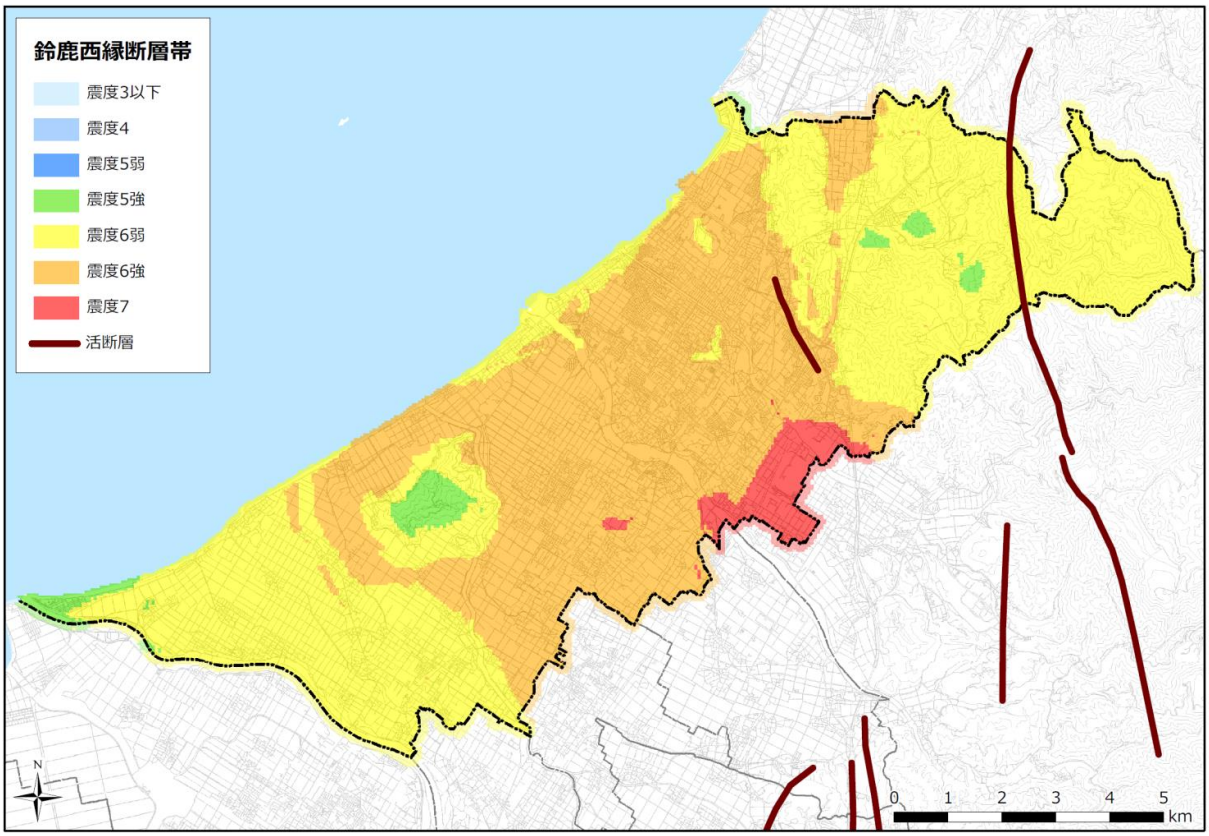
鈴鹿西縁断層帯
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
活断層
N
0 1 2 3 4 5
km

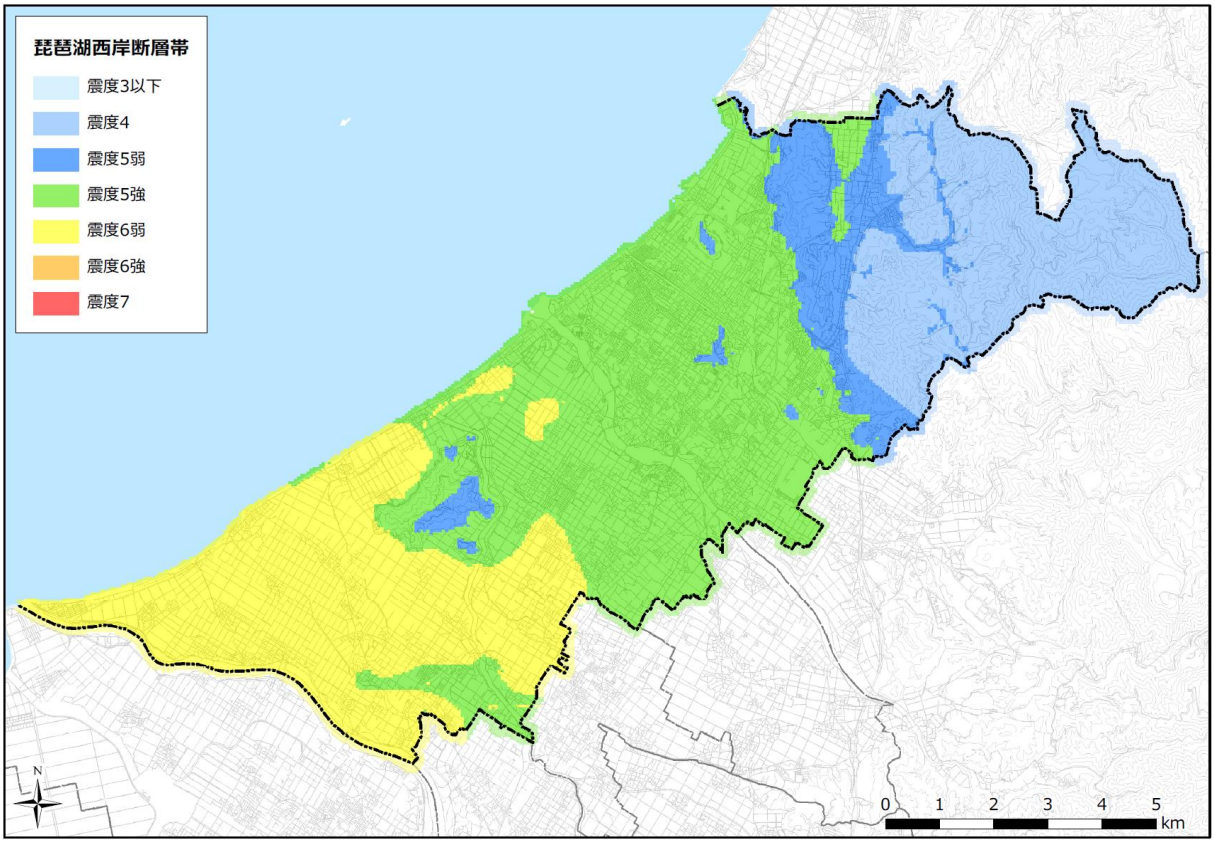
琵琶湖西岸断層帯
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
N
0 1 2 3 4 5
km

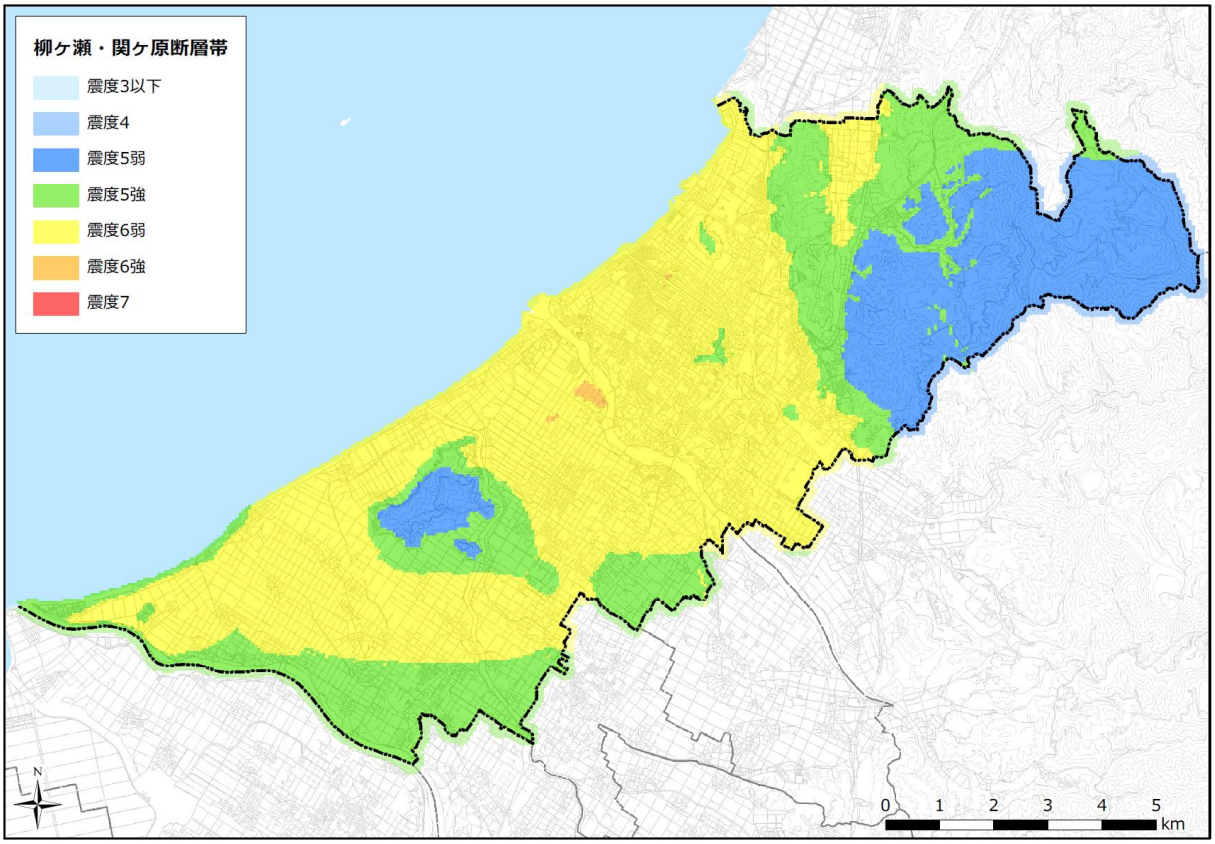
柳ケ瀬・関ケ原断層帯
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
N
0 1 2 3 4 5
km

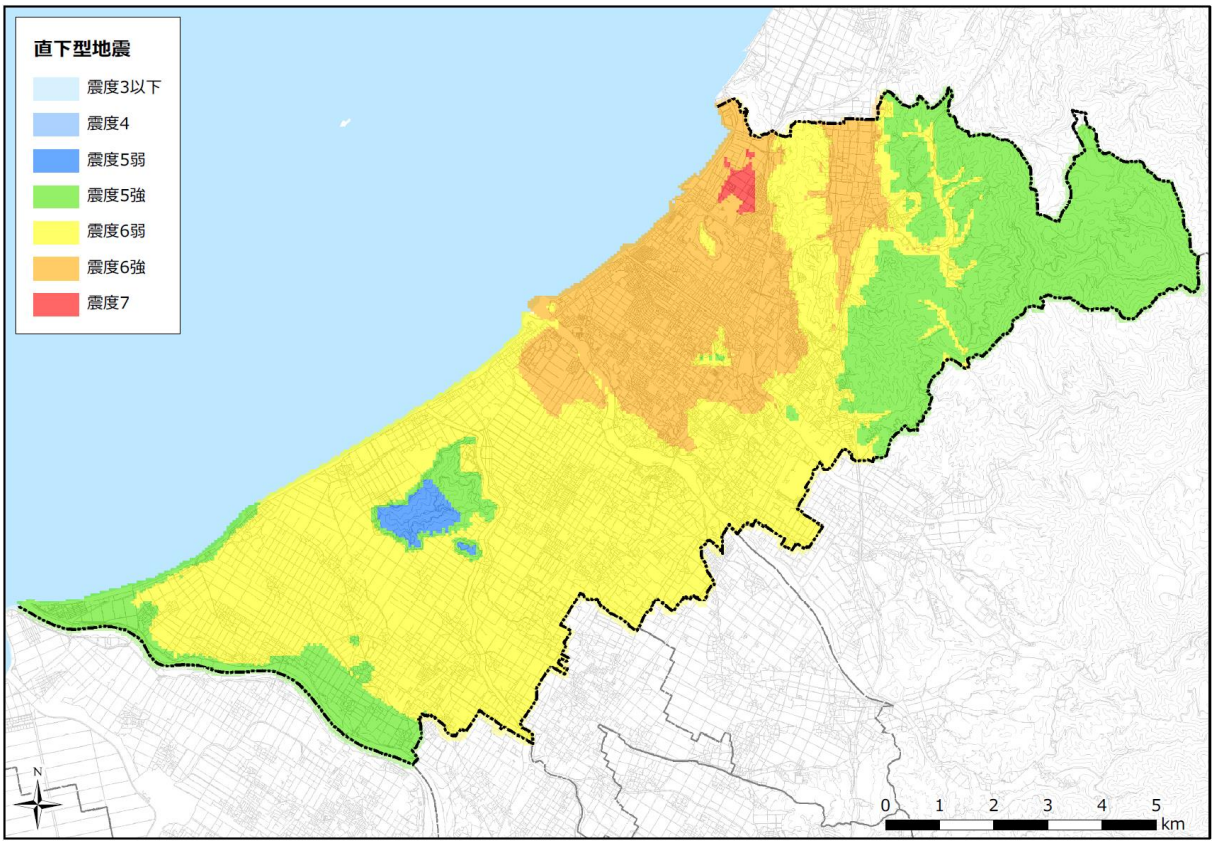
直下型地震
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
N
0 1 2 3 4 5
km

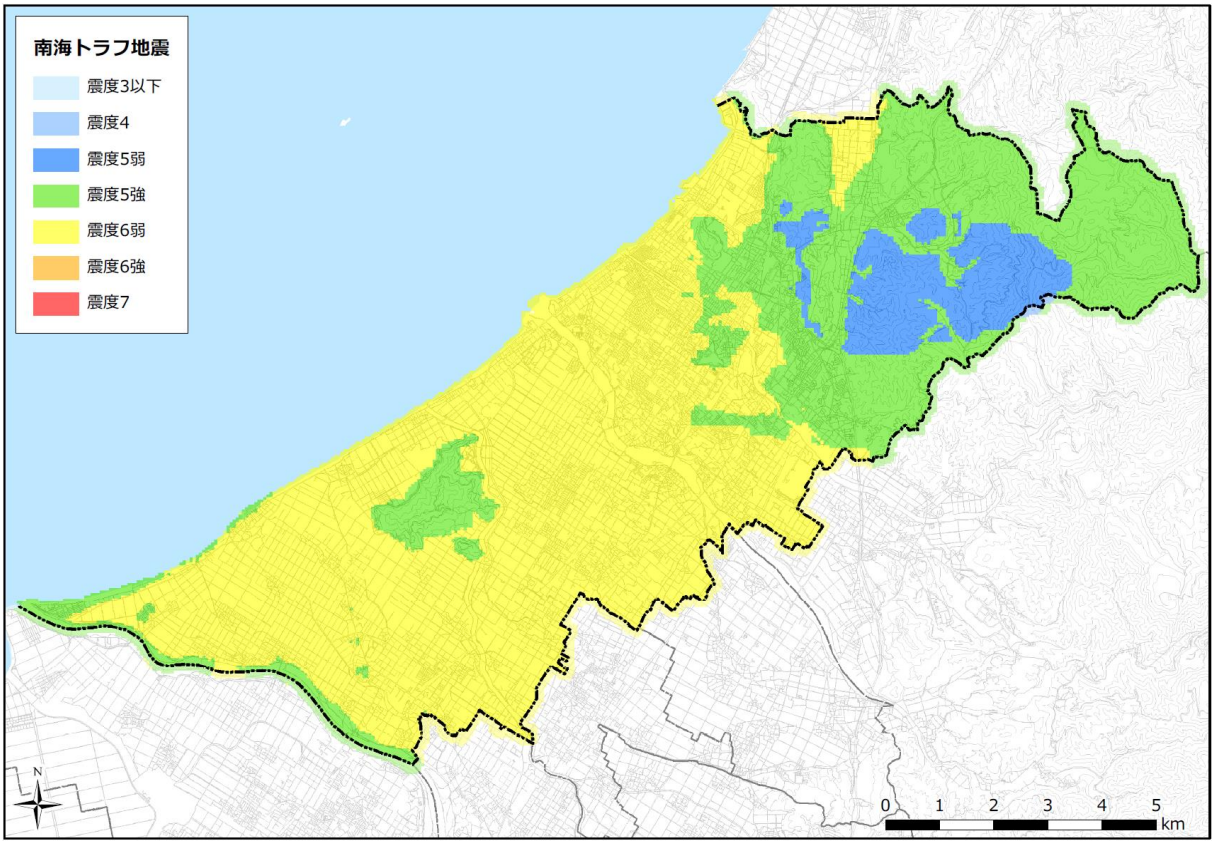
南海トラフ地震
震度3以下
震度4
震度5弱
震度5強
震度6弱
震度6強
震度7
N
0
1
2
3
4
5
km

2　事故災害対策の被害想定

本市は、西部は琵琶湖に接し、南東部には豊かな森林を抱えている。加えて、東海道本線、東海道新幹線、国道８号など重要な路線がある。

したがって、これら自然条件、社会条件を勘案し、この計画が想定する事故災害は次に掲げる事故災害とする。

なお、予想される事故災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、彦根市において発生することが予想される事故災害として、以下のものを想定とした。

(1) 湖上事故災害

旅客船の衝突等の湖上での大規模な船舶事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(2) 航空機事故災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(3) 鉄道事故災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(4) 道路事故災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(5) 危険物等災害

危険物、高圧ガス、火薬類の取扱施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(6) 毒物劇物事故災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(7) 大規模な火事災害

高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(8) 林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、または発生するおそれがある場合。

(9) 放射性物質運搬事故等災害

核燃料物質等の放射性物質運搬中における事故が発生した場合もしくは放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合、またはそれらのおそれがある場合。

3　原子力災害対策の被害想定

原子力災害対策の実施は、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）を基本とし、以下の災害想定に基づくものとする。

(1) 原子力事業者の原子炉の運転等に伴い放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害

県北部と隣接する福井県には、4 市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に 6 つの原子力事業所が所在し、計 15 基の原子力施設が設置されている。

また、彦根市から最も近い関西電力（株）の美浜発電所までの距離は、最短で約 50km の位置関係にある。

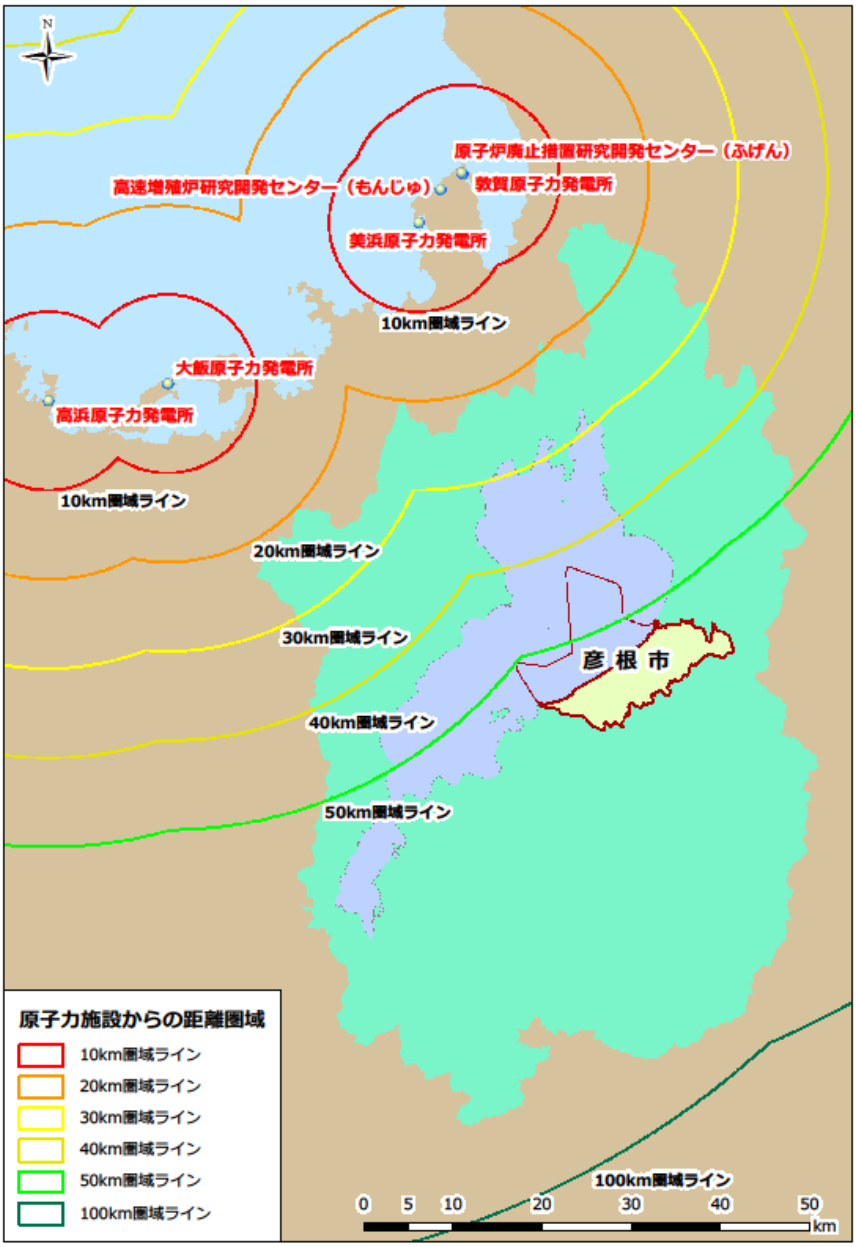

本市に関連する原子力事業所設置概要

事業所名	事業者名	所在地	設置番号	炉型	電気出力	本格運転開始年月日
敦賀発電所	日本原子力発電（株）	敦賀市明神町１	１号炉	沸騰水型軽水炉（BWR）	35.7万kW	S45.3.14 H27.4.27運転終了
			２号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	116.0万kW	S62.2.17
新型転換炉原型炉ふげん	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市明神町３	―	新型転換炉（ATR）	16.5万kW	S54.3.20 H15.3.29運転終了
高速増殖原型炉もんじゅ	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	敦賀市白木２	―	高速増殖炉（FBR）	28.0万kW	H30.3.28 廃止措置計画認可
美浜発電所	関西電力（株）	三方郡美浜町丹生66号	１号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	34.0万kW	S45.11.28 H27.4.27運転終了
			２号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	50.0万kW	S47.7.25 H27.4.27運転終了
			３号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	82.6万kW	S51.12.1
大飯発電所	関西電力（株）	大飯郡おおい町大島１	１号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	117.5万kW	S54.3.27 H30.3.1運転終了
			２号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	117.5万kW	S54.12.5 H30.3.1運転終了
			３号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	118万kW	H3.12. 18
			４号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	118万kW	H5.2.2
高浜発電所	関西電力（株）	大飯郡高浜町田ノ浦１	１号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	82.6万kW	S49.11.14
			２号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	82.6万kW	S50.11.14
			３号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	87.0万kW	S60.1.17
			４号炉	加圧水型軽水炉（PWR）	87.0万kW	S60.6.5

（注）　BWR：沸騰水型軽水炉、PWR：加圧水型軽水炉、ATR：新型転換炉、FBR：高速増殖炉

国の原子力規制委員会が示す「原子力災害対策指針」では、「原子力災害対策重点区域」の範囲として、予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone)、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）が定められており、PAZの範囲の目安については、原子力施設からおおむね半径5km、UPZの範囲の目安については、原子力施設からおおむね30kmとされている。

県は、日本原子力発電（株）敦賀発電所、関西電力（株）美浜発電所、関西電力（株）大飯発電所、関西電力（株）高浜発電所での東京電力（株）福島第一原子力発電所における事故を想定した、放射性物質拡散予測シミュレーション結果から、半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県の多くの地域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測され、住民は、自宅等への屋内退避を考慮する必要があると判断されている。

また、県では、原子力発電所の事故による周辺環境への影響が、気象条件や周辺の地形等により異なることから、防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲は、地勢等地域固有の自然的、社会的周辺状況等を勘案するとともに、原子力災害対策指針において示されている原子力発電所に係る原子力災害対策重点区域の範囲のUPZの目安の距離（原子力施設からおおむね30 km）や滋賀県が独自に行った放射性物質拡散予測シミュレーション結果の屋内退避が必要なレベルの線量と

なった区域を踏まえ、総合的に勘案し、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（UPZ）は、高島市と長浜市の一部としている。

なお、異常事態発生時の気象状況により、万一上記の UPZ 以外の地域に影響がおよび、または及ぶおそれのある場合は、UPZ で行う災害応急対策に準じて必要な措置を講ずるとしている。

したがって、市は、UPZ の範囲に含まれないものの、県の放射性物質拡散予測シミュレーション結果から気象条件によっては、放射性物質の放出に関する影響が生じることが考えられる。

計画の基礎とするべき原子力災害は、この場合のリスクを考慮する必要があることから、県が想定する原子力発電所事故による放射性物質の放出があり、気象状況により放射性物質の影響が市にまでおよぶことを想定とする。

また、原子力発電所事故による放射性物質の放出は必ずしも単一の形態によらず、発電所からの冷却水の漏えいによる場合や地震、津波災害との複合的に発生することにも十分留意するものとする。

(2) 琵琶湖への影響予測

滋賀県琵琶湖環境科学研究センターでは、原子力発電所の事故により、県にとって過酷な条件で多量の放射性物質が放出された場合を想定し、原子力防災対策の検討に資するため、事故時の対応を検討するため、平成 24 年度から平成 25 年度にかけて、琵琶湖への影響予測を行い、次の影響予測結果を示している。

【地表面への沈着】

①福島第一原子力発電所から飯館村にかけての状況に相当する、放射性セシウムの沈着量が 300 万 Bq/㎡を超える地域が、高島市等で見られた。

②放射性セシウムおよび放射性ヨウ素に限定した結果であるが、沈着した放射性物質による放射線量が、原子力災害対策指針における防護措置基準（ＯＩＬ2）に照らして、1 週間程度内に一時移転する線量に達した地域が高島市等で見られた。

【琵琶湖水への影響】

琵琶湖表層（水深 0～5m）において、最も影響の大きなケースでは、浄水処理前の原水について、本来は浄水処理後の水道水に係る基準である飲食物の摂取制限基準（防護措置基準ＯＩＬ6）を適用すると、放射性セシウムでは北湖で 10 日間程度、摂取制限基準である 200Bq/kg を超える水域が見られた。放射性ヨウ素では北湖で 10 日間程度、南湖では 7 日間程度、摂取制限基準である 300Bq/kg を超える水域が見られた。

なお南湖では、北湖に比べて鉛直方向の拡散等の影響が小さいこと等から、事故後数日にわたって濃度が上昇あるいは低減しにくくなるケースも確認された。

また、さらに、平成 27 年度において、琵琶湖生態系（プランクトン、魚類等）への影響予測を行い、次の影響予測結果を示している。

・琵琶湖への影響が特に大きいと考えられる気象条件を用いて、琵琶湖のプランクトンや魚類に蓄積する放射性セシウム濃度の予測を行ったところ、「魚食性魚」を除いては概して 100Bq/kg を超過し始め、およそ 2 年後に最大となり、そのあとは緩やかに低下するとの結果であった。

・琵琶湖における予測結果は、東日本地域の一部の湖沼における調査結果と比較して、その濃度レベルや傾向が類似したものとなった。

・ただし、今回行った琵琶湖における予測結果は、前提条件や方法等に不確実性を持つため、実際に原子力災害が発生した場合には、モニタリング調査を実施し、実測値をもとに注意深く対応する必要がある。

第 5 節　南海トラフ地震防災対策推進計画

本市は、南海トラフ法第 3 条第 1 項の規定に基づき、推進地域に指定されている。
これは、南海トラフ地震発生の際、本市に震度 6 弱以上の揺れが予想され、著しい災害が生じるおそれがあることを示しており、市は、被害の発生を防止または軽減することを目的に、市、その他の防災関係機関がとるべき事前措置の基本的事項について定めなければならない。

このため、本計画中に以下の計画を定め、これらの事項について定めた部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」という。）と位置付ける。

(1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
(2) 南海トラフ地震に関し関係者との連携協力の確保に関する事項
(3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
(4) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育および広報に関する事項

また、南海トラフ法第 5 条第 4 項では、推進計画は中央防災会議の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）を基本とする旨規定されていることから、上述の(1)～(4)に加え、基本計画に定められている次の事項に留意し、推進計画を定める。

(5) 防災体制に関する事項
(6) 広域防災体制の確立
(7) 計画的かつ早急な予防対策の推進
(8) 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

市の推進計画は、上記の点を踏まえ、以下の項目について定めることとし、それぞれ、災害予防および災害応急対策にその具体策を定めた。

ア　地震防災上整備すべき施設
イ　住宅、公共施設等の耐震化
ウ　文化財保護対策
エ　ライフラインの確保
オ　総合的防災体制の確立
カ　情報収集・伝達、災害広報体制の整備
キ　救急物資の確保・供給
ク　避難対策の充実
ケ　長期地震動対策の推進
コ　東南海・南海地震の時間差発生による災害の拡大防止
サ　地震防災上必要な教育および広報
シ　防災訓練
ス　地域防災力の向上

(9) 推進地域について

平成 26 年 3 月、中央防災会議への諮問および関係市町村への意見聴取を経て、南海トラフ法第 3 条第 1 項の規定に基づき、以下の基準により、南海トラフ地震により著しい被害が生じるおそれがあるため、防災対策を推進する必要がある地域が、推進地域として指定された。

ア　震度に関する基準について

震度 6 弱以上となる地域を基準とする。

イ　津波に関する基準について

「大津波」（3m 以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

ウ　過去の地震による被害

過去に発生した南海トラフ地震で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の南海トラフ地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。

エ　防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによって初めて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

本市では、上記アの震度に関する基準から指定されたもので、滋賀県内は本市のほか、全域が指定されている。

※平成 26 年 3 月 31 日

なお、推進計画該当箇所を次表に示す。

南海トラフ地震防災対策推進計画該当箇所一覧

1 地震防災上整備すべき施設 2 住宅、公共施設等の耐震化 3 文化財保護対策 4 ライフラインの確保 5 総合的防災体制の確立 6 情報収集伝達・災害広報体制の整備 7 救急物資の確保・供給 8 避難対策の充実 9 長周期地震動対策の推進 10 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止 11 地震防災上必要な教育および広報 12 防災訓練 13 地域防災力の向上	第 1 章　災害に強いモノづくり	第 1 節　水害予防対策 第 2 節　土砂災害予防対策 第 3 節　地震災害予防対策 第 4 節　防災都市づくりの推進 第 5 節　ライフライン施設等災害予防対策	第 2 部　災害予防
	第 2 章　災害に強いヒトづくり	第 1 節　防災知識の普及 第 2 節　防災訓練の実施 第 3 節　防災調査の推進	
	第 3 章　災害に強いシクミづくり	第 1 節　防災体制の整備 第 2 節　避難施設等の対策 第 3 節　雪害予防対策 第 4 節　事故災害対策 第 5 節　原子力災害対策 第 6 節　応急対策の事前整備 第 7 節　その他対策	
	第 1 章　組織の立上げ	第 1 節　風水雪害等に対応する活動体制 第 2 節　地震災害に対応する活動体制 第 3 節　大規模事故災害に対応する活動体制 第 4 節　原子力災害に対応する活動体制	第 3 部　災害応急対策
	第 2 章　活動体制の調整	第 1 節　情報の収集・伝達 第 2 節　緊急輸送体制の整備 第 3 節　災害救助法の適用 第 4 節　応援要請・受援等	
	第 3 章　人命の確保	第 1 節　避難行動 第 2 節　救助救急対策 第 3 節　消火活動 第 4 節　水防活動 第 5 節　医療救護対策 第 6 節　行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等 第 7 節　二次災害防止活動 第 8 節　事故への対応 第 9 節　原子力災害への対応	
	第 4 章　安定した生活の維持	第 1 節　ライフラインの応急復旧 第 2 節　避難生活支援 第 3 節　生活救援 第 4 節　要配慮者支援 第 5 節　保健衛生および防疫 第 6 節　環境対策	
	第 5 章　生活環境の改善	第 1 節　災害ボランティアの受入れ 第 2 節　災害義援金品の募集配分 第 3 節　住宅対策 第 4 節　文教関係の応急対策	

第 6 節　現況の把握

災害対策を推進するためには、各種災害の傾向やその発生場所等の現況をあらかじめ把握することが重要である。こうした地域の災害に係る現況を把握するために、平成 2 年度から平成 3 年度にかけて風水雪害および地震災害を対象とした「防災アセスメント調査」を実施した。さらに、平成 8 年度には阪神・淡路大震災を踏まえて防災（地震災害）アセスメントを再調査、平成 17 年度には鈴鹿西縁断層帯地震を想定した地震被害想定、平成 27 年度に防災アセスメント調査を実施し、市域で想定される地震災害および風水雪害等の危険性を具体的に検討・把握した。

各調査の概要は、次のとおりである。

1　調査内容（市）

(1) 平成 2 年度　防災基礎アセスメント調査（風水雪害に係る現況把握）

防災基礎アセスメントとして、次の項目の調査を実施し、地域の現況の把握に努めた。

ア　災害履歴の把握

イ　土地利用の変遷

ウ　地形分類図の作成（縮尺 1/10,000）

エ　既存資料の活用（土砂災害危険箇所等）

オ　現地踏査

(2) 平成 3 年度　防災基礎アセスメント調査（地震災害に係る現況把握）

風水雪害と同様に基礎アセスメントを実施したほか、次の項目のアセスメントを実施し、地域の現況把握に努めた。

ア　地盤応答計算による地震動の予測

イ　地震による液状化現象が起きるとされる地区の予測

ウ　一般火気器具および危険物からみた出火危険度の予測

エ　予測延焼危険度と予測焼失面積率からみた延焼危険度の予測

(3) 平成 8 年度　防災（地震災害）アセスメント

地震被害想定（百済寺断層地震を想定）として、次の項目について地震災害の危険性を把握した。

ア　予測震度

イ　液状化危険度

ウ　各種被害量（建物被害、人的被害、出火件数等）

(4) 平成 17 年度　地震被害想定

地震被害想定（鈴鹿西縁断層帯地震を想定）として、次の項目について地震災害の危険性を把握した。

また、被害想定結果より、地震ハザードマップを作成した。

ア　予測震度

イ　各種被害量（建物被害、人的被害、出火件数等）

(5) 平成 17 年度　愛知川・琵琶湖洪水ハザードマップの作成

水防法の改正に伴い、愛知川、琵琶湖の浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を

表示した図面が公表されたことにより、洪水ハザードマップを作成した。

(6) 平成 17 年度　琵琶湖西岸断層帯地震、東南海・南海地震の被害想定結果の公表

県は、琵琶湖西岸断層帯地震、東南海・南海地震被害想定結果として、次の項目について公表している。

ア　予測震度

イ　各種被害量（建物被害、人的被害、出火件数等）

なお、本市は、平成 15 年 12 月の中央防災会議において、「東南海、南海地震等に関する専門調査会」から示された基準に基づき、「防災対策を推進する必要がある地域」に指定された。

(7) 平成 21 年度　宇曽川・犬上川・芹川洪水ハザードマップの作成

県から、宇曽川・犬上川・芹川の浸水想定区域および浸水した場合に想定される水深を示した図面が公表されたことにより、洪水ハザードマップを作成した。

(8) 平成 24～25 年度　琵琶湖西岸断層帯地震、花折断層帯地震、木津川断層帯地震、鈴鹿西縁断層帯地震、柳ケ瀬・関ヶ原断層帯地震、南海トラフ地震の被害想定結果の公表

県は、南海トラフ地震等の被害想定結果として、次の項目について公表している。

ア　予測震度

イ　各種被害量（建物被害、人的被害、ライフライン支障、避難者等）

なお、本市は、平成 26 年 3 月に「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されている。

(9) 平成 25 年度　彦根市水害ハザードマップ（統合版）・地先の安全度マップの作成

県から、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が公表されたことにより、これまで作成した洪水ハザードマップと重ね合わせた「彦根市水害ハザードマップ（統合版）」および滋賀県作成データに基づく「地先の安全度マップ（彦根市版）」を作成した。

(10) 平成 27 年度　彦根市防災アセスメント調査報告書

市は、彦根市が目指す安全で安心できる生活環境の確保に向けた総合的な防災・危機管理体制の整備・充実を図るため、防災アセスメント調査を実施した。主な内容は、以下のとおりである。

ア　災害履歴調査・災害誘因（風水雪害・地震）

イ　災害素因の整理

ウ　土地利用変遷調査

エ　風水雪害危険度評価（浸水危険度の検討、土砂災害危険度の検討）

オ　地震危険度評価（地震動予測、液状化危険度判定、土砂災害危険度判定、建物被害想定、出火・延焼被害予測、ライフライン被害予測、交通施設被害予測、人的被害予測　等）

カ　災害危険度の総合的把握（災害要因危険地域分布図の作成、総合評価図の作成、災害応急対策必要情報の算定）

キ　避難計画の検討（安全な避難所の検討、避難圏域の分析、避難所の収容可否、避難計画の改善）

(11) 令和 3 年度　彦根市民防災マニュアル作成

ア　地先の安全度マップの掲載

イ　芹川・犬上川・宇曽川・愛知川・琵琶湖の洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）の掲載

ウ　芹川・犬上川・宇曽川・愛知川・琵琶湖の洪水浸水想定区域図（計画規模・想定最大規模）

と地先の安全度マップを重ね合わせたハザードマップの掲載

エ　5 つの地震を想定した震度分布図の掲載（鈴鹿西縁断層帯地震、琵琶湖西岸断層帯地震、柳ケ瀬・関ケ原断層帯地震、直下型地震、南海トラフ地震）

オ　家屋倒壊マップ、液状化マップの掲載

カ　市全域の土砂災害（特別）警戒区域を掲載

キ　避難場所の一覧図掲載

ク　その他各種災害の解説および防災に役立つ啓発情報の掲載

参照

＊洪水ハザードマップ【資料編　P1-3-18 参照】
＊地震ハザードマップ【資料編　P1-5-11 参照】
＊液状化マップ【資料編　P1-5-12 参照】
＊家屋倒壊マップ【資料編　P1-5-13 参照】
＊土砂災害の要注意地区【資料編　P1-4-7 参照】

第 7 節　災害別の要注意地区

市で実施したアセスメント調査等、および、国、県より公表された各種調査結果を基に、本市において災害発生の可能性が高いとされる情報を整理し、「要注意地区」として、資料編に図示した。

参照

＊水害の要注意地区【資料編　P1-3-5 参照】
＊洪水ハザードマップ【資料編　P1-3-18 参照】
＊土砂災害の要注意地区【資料編　P1-4-7 参照】
＊土砂災害ハザードマップ【資料編　P1-4-21 参照】
＊地震ハザードマップ【資料編　P1-5-11 参照】
＊液状化マップ【資料編　P1-5-12 参照】
＊家屋倒壊マップ【資料編　P1-5-13 参照】

第２部　災害予防

第1章　災害に強いモノづくり

第１節　水害予防対策

第１　河川対策

【現状】

本市には一級河川が19河川あり、その内の多くが鈴鹿山系を水源として琵琶湖へ注ぎ、急流で流程が短く、天井川であるため治水上不安定な河川が多い。地形的には芹川・犬上川・宇曽川・愛知川を中心とする河川の氾濫平野および湖岸平野といった低地が市域に占める比率が高く、いったん河川氾濫が起これば、浸水域が広範囲に及ぶ潜在的な可能性が高い。こうした状況により本市は度々河川氾濫による床上・床下浸水や橋りょう流出・破損などの大きな被害を受けてきており、治水対策は防災上重要な課題である。

一級河川流域の抜本的な治水対策を図るため、県に対して主要河川の整備促進を要望しているが、未改修区間が多く残されており、洪水被害から流域住民の生命と財産を守るため、さらに河川整備の促進の要望を行う必要がある。近年、局地的集中豪雨により、各地域で道路冠水や床下浸水が相次いでいることから、計画的な河川・水路の改修整備を図る必要がある。芹川流域では抜本的な治水対策が必要であるため、県に対し中止となった芹谷ダムに替わる治水対策の早期実現に向けた要望を行う必要がある。

【方針】

豪雨時の河川の氾濫や洪水による破提などの水害から、市民の生命・財産を守るため、河川の改修整備を行う。ただし、治水事業は長期にわたる努力と巨額の経費を必要とするため、県および市は、各々が管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから年次計画をもって逐次改修整備を図る。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

1　河川改修事業の推進

【担当課】道路河川課、建設管理課、県土木交通部

(1) 県は、管理する一級河川について、「中長期整備実施河川の検討結果」に基づき年次計画により早急に河川を改修整備する必要がある。
(2) 市は、管理する準用河川・普通河川・公共下水道雨水幹線について、改修事業の必要箇所の調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次実施し、開発事業と調和のとれた河川改修および浸水対策下水道事業等を行う。
また、国・県に対し、一級河川の改修や流域全体で取り組む総合的な治水対策の推進について積極的に要望活動を行う。
(3) 被害箇所の災害復旧事業を推進し、水害の再発防止に努める。

2　水防施設の点検・整備

【担当課】建設管理課、道路河川課

(1) 一級河川や琵琶湖に流入する中小河川や水路等の支川では、本川水位が高いため自然流下が不可能な場合に備えて、市は排水施設および遊水池の整備に努める。なお、開発や農地転用を行う場合には、排水路の排水処理能力を十分に検討した上で行うよう、関係部局と調整を行う。
(2) 既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。
(3) 平時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。

3　各ダム管理事務所との連絡体制の強化

【担当課】危機管理課、道路河川課、農林水産課

市は、上流部にある永源寺・宇曽川・犬上川・芹川の各ダムおよびため池を管理する機関と密接な連絡を取り、適切な放水がなされるよう連絡体制の強化に努める。

参照

＊水防区域【資料編　P1-3-1 参照】
＊水防上重要な水門、樋門【資料編　P1-3-4 参照】
＊水害の要注意地区【資料編　P1-3-5 参照】

第 2　ため池対策

【現状】

本市の鳥居本・旭森地区には、ため池が特に集中して存在する。市域のため池の中には築造時期が古いものもあり、堤体は漏水等による老朽・弱体化の傾向にある。市は、主なため池について施設の構造や周囲の状況等を調査し、実態の把握に努めているが、改修の望まれるため池が存在する。

【方針】

ため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

1　ため池等整備事業の推進

【担当課】農林水産課

各管理者に危険箇所の対策指導を行うとともに、老朽化し危険なため池については、国・県の補助等による整備事業の推進を図る。

2　水防監視体制の強化

【担当課】農林水産課、ため池管理者

(1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検および監視体制を強化する。
(2) 市は、気象状況およびため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区・水利組合・消防機関・地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

3　滋賀県ため池データベースの活用

【担当課】農林水産課

県は、ため池の情報の一元化を図るため、平成7年からため池データベースの拡充整備を行っている。市は、この「滋賀県ため池データベース」を活用し、老朽危険度の高いものから改修に努める。

4　市民への啓発

【担当課】農林水産課

ため池ハザードマップを公表し、情報および避難体制の周知を図る。

参照

＊水害の要注意地区【資料編　P1-3-5 参照】
＊防災重点農業用ため池【資料編　P1-3-17 参照】
＊ため池ハザードマップ【資料編　P1-3-36 参照】

第３　農業用河川工作物対策

【現状】

市内の農業用河川工作物のうち、緊急に整備を必要とする危険な施設は、早期改修を図るとともに、管理者は監視員、連絡員を定め、異常気象に注意し水位変動を監視し、河川管理者と状況により協議し、必要な措置をとっている。

【方針】

農業用水を取得するため設置された施設で、築造後経年とともに構造が河床変動等により不適当・不十分なものについては、整備補強等の改善措置を講じるとともに、監視体制の強化に努める。

1　農業用河川工作物応急対策事業の実施

【担当課】農林水産課、県農政水産部、土地改良事業団体、湖東土木事務所

整備補強の必要な施設については、施設受益者の申請による補助事業の適用を受け、国・県費の導入を図りながら整備を推進する。

2　施設の点検および監視体制の強化

【担当課】農林水産課、土地改良事業団体、湖東土木事務所

出水期に先立ち、水門・樋門等の操作に支障がないよう整備点検を実施するほか、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

参照

＊農業用水施設【資料編　P1-3-15 参照】

第 4　浸水対策

【現状】

近年、全国的に河川の破堤等による外水氾濫のほかに、都市化の進展に治水施設の整備が間に合わず、排水不良等による内水氾濫が多発しているが、本市においても河川氾濫の危険性に加えて、低湿な埋立地における宅地開発による水路等への流入量増大等により、平成2年の台風19号、平成13年7月の大雨等で内水氾濫が発生している。

こうした状況から、浸水被害の発生を防止する種々の施設整備を強力に推進すると同時に、浸水時にその被害を軽減するための施策を講じる必要がある。

河川氾濫による洪水は、微地形の影響を大きく受ける場合が多いが、旧集落は過去の経験から自然堤防上の微高地に立地している。しかし、新興住宅地や旧集落周辺部の住宅は微高地上にはなく、こうした住宅は盛土を高くするなどの自衛策が望ましいが現状は一部に限られている。

また、河川改修等により安全性が高まった結果、本来は低湿地や河川沿いで水害の危険性がある未使用地に住宅地や公共施設が進出したり、あるいは既存の住民に過大な安心感を与えて防備の水準を低下させたりなど、かえって水害時の被害発生の潜在的な可能性が増大するケースもあり、土地利用について慎重な検討も必要である。

【方針】

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制など総合的な治水対策を実施する。

1　側溝・水路等の整備

【担当課】建設管理課、道路河川課、都市計画課、清掃センター

(1) 道路の側溝は、年次的に新設および改良整備する。
(2) 公園・広場等の側溝・水路は、公園・広場等を新規整備または再整備する場合には、新設および改良整備する。
(3) 道路側溝は、自治会および清掃センターと協調し清掃を行う。

2　雨水の流出抑制

【担当課】道路河川課、建設管理課、都市計画課、湖東土木事務所

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制施設の整備に努めるとともに、宅地開発等における審査・指導を行う。

(1) 調整池の整備
(2) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
(3) 宅地開発における雨水貯留施設設置の審査・指導
(4) 透水性舗装や雨水浸透桝の施工設置の推進
(5) 遊水地の整備

3　土地利用規制等の検討

【担当課】道路河川課、建設管理課、都市計画課

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地での浸水時の被害軽減を図るために、土地利用等について検討する。

(1) 調整池の整備
(2) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
(3) 透水性舗装や雨水浸透桝の施工設置の推進
(4) 遊水地の整備
(5) 彦根市立地適正化計画に基づく居住誘導

4　市民への啓発

【担当課】道路河川課、建設管理課、危機管理課、清掃センター、県土木交通部

(1) 浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の不法投棄を防止するため、市民への啓発を強力に行う。
(2) 近畿地方整備局および滋賀県が公表する浸水想定区域および「地先の安全度マップ」を基に洪水（水害）ハザードマップを作成し情報の周知及び避難体制の整備を図る。

5　流域治水政策の取組み

【担当課】道路河川課、建設管理課、危機管理課、県流域政策局

県が進める次の流域治水政策の取組みとの整合を図る。

(1) 洪水を安全に「ながす」対策

ア　適切な河川等の維持管理

イ　均衡ある治水安全度の向上と効果的・効率的な河川整備等

ウ　整備水準を超える洪水対策

(2) 流域で雨水を「ためる」対策

ア　森林や水田の洪水緩和機能等の保全

イ　貯留機能や地下浸透機能の強化

(3) 氾濫を一定の地域に「とどめる」対策

ア　既存の氾濫流制御施設の機能復元・維持等

イ　連続盛土構造物によるリスク転嫁の回避・軽減、または連続盛土構造物の有効活用

ウ　安全な土地利用や住まい方の誘導

(ｱ) 床上浸水の頻発が想定される箇所：新たに市街化区域へ編入することを原則禁止

(ｲ) 家屋流失や水没が想定される箇所：建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域を活用した建築規制を実施

(4) 水害に「そなえる」対策

ア　水害に対する意識の向上（知恵を広める）

イ　自ら備え、判断し、行動する人々の育成（人を育てる）

ウ　各地域間・各種団体間相互の協力体制の構築やネットワーク化（仲間をつくる）

エ　水害に強い体制の整備（組織・体制をつくる）

オ　的確な応急対策と復旧のための体制強化

参照

＊洪水ハザードマップ【資料編　P1-3-18 参照】

第５　農地関係冠水防除対策

【現状】

市域の農地は、琵琶湖岸周辺を中心に低地部に多く、湛水危険性が高い。特に琵琶湖の湖岸部には砂州による微高地が続き、湖水の浸入を防ぐ一方で内陸側の排水を妨げ、浸水を頻繁化させる要因となっている。

古くは明治29年や昭和36年の豪雨による琵琶湖の異常増水により、湖岸周辺部が湛水し、農作物に大きな被害が及んだこともある。また、近年では、集落部の内水氾濫の原因にもなっている。

【方針】

低湿地における農地の湛水を防除するため、排水路の整備、排水能力の向上等を図り、農地の湛水被害軽減に努める。

1　農業用用排水路等の整備

【担当課】農林水産課、土地改良区、水利組合等

(1) 農業用用排水路の改修整備を推進するとともに、土地改良区、水利組合等は、平時から危険箇所を把握し、維持、修繕に努める。
(2) 農業用用排水路は、土地改良区、水利組合、自治会等が協力して清掃を行う。

2　かんがい排水施設の改良促進

【担当課】農林水産課、県農政水産部

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、排水路の改良を促進する。

3　内水排除対策による排水能力の向上

【担当課】農林水産課、県農政水産部

琵琶湖の増水とそれに伴う排水不良による湛水被害を防ぐため、関係機関と調整を図り内水排除対策を促進する。

第２節　土砂災害予防対策

第１　土石流対策

【現状】

市域では地形的に30°以上の傾斜をもつ急斜面が北東部の山地に広く分布するほか、佐和山や平野部の孤立丘（荒神山、雨壷山等）にもあり、こうした急斜面付近では土砂災害の危険性が高い。

砂防指定地

砂防指定地とは、国民の生命・財産を守るために砂防堰堤等を設置するため、または当該区域で行われる一定行為の禁止もしくは制限を行う区域として、法律により国土交通省大臣が指定した区域をいう。

土石流危険渓流

土石流危険渓流とは、土石流の発生する危険性があり、1戸以上の人家等（人家がなくても官公署、学校、病院、宿泊施設等のある場所を含む）に被害が生じるおそれのある渓流や、人家がなくても、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住家等が新規に立地する可能性があると考えられる当該区域に流入する渓流で、国土交通省の調査要領により県が調査されている。また、地形条件等によって土石流の堆積や氾濫が予想される区域を土石流危険区域という。

土石流危険渓流は、鳥居本地区や野田山地区の山地および佐和山・荒神山等にある。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域（土石流）

土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、平成13年の土砂災害危険箇所の調査箇所に対して、最新の知見に基づき、新たな調査を行い、区域を設定したものである。ただし、これらの調査・区域の指定は、全ての箇所に対して完了していない。よって、将来的には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・特別警戒区域が土砂災害の被害範囲となると考えられるが、現時点においては、土砂災害危険箇所＋土砂災害警戒区域・特別警戒区域の範囲としておくことが妥当と考えられる。

これらを踏まえた土砂災害危険度の詳細については、「彦根市防災アセスメント調査報告書 彦根市 平成28年3月」に示すとおりである。

【方針】

県は、荒廃した山地や渓流からの土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から生命・身体および財産を守るため、次の事業を推進する。

市は、事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

- 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
- 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定を図る砂防堰堤工
- 渓床の安定を図るとともに、渓岸の浸食崩壊を防止するための床固工、護岸工

なお、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災

害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知を行う等、土砂災害から人命と財産を守るためのソフト対策については、「第3章 災害に強いシクミづくり 第1節 防災体制の整備」に示すとおりである。

1　砂防事業の推進

【担当課】道路河川課、県土木交通部

県は、土石流危険渓流など土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地として指定を行い、対策工等の砂防事業を推進する。また、当面対策工の整備が進まない土石流危険渓流については、市と協力して後述する警戒避難体制の整備を図る。

2　砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等

【担当課】危機管理課、道路河川課、県土木交通部

市は、県に砂防事業の推進を要請するとともに、主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある土石流危険渓流についての標識設置や地域住民に対して、資料配布等による危険渓流の周知や防災知識の普及に努める。

参照
＊彦根市防災アセスメント調査報告書　彦根市　平成 28 年 3 月【P110～112 照】
＊土石流危険渓流【資料編　P1-4-3 参照】
＊土砂災害の要注意地区【資料編　P1-4-7 参照】

第 2　急傾斜地崩壊対策

【現状】

本市では、昭和63年に荒神山山腹で表層崩壊が発生したほか、豪雨時などに度々小規模な崩壊が生じているが、大規模な災害の記録はない。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域とは、崩壊により相当数の居住者等に危険が生ずるおそれのある急傾斜地に隣接する地域で、崩壊を助長誘発するおそれがないようにするために、一定の行為を制限するため滋賀県知事が指定した土地で、公共施設または、人家等の保全のため、対策施設の施工、一定の行為の制限、土地所有者の土地保全の努力義務等が行われる。

急傾斜地崩壊危険区域は、鳥居本地区などで指定されている。

急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊による災害発生のおそれがある急傾斜地で、法指定は受けないが、国土交通省の調査要領に基づき県で調査されたものである。

急傾斜地崩壊危険箇所は、鳥居本地区のほか、雨壷山、荒神山等にある。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

土砂災害警戒区域・特別警戒区域は、平成13年の土砂災害危険箇所の調査箇所に対して、最

新の知見に基づき、新たな調査を行い、区域を設定したものである。ただし、これらの調査・区域の指定は、全ての箇所に対して完了していない。よって、将来的には、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・特別警戒区域が土砂災害の被害範囲となると考えられるが、現時点においては、土砂災害危険箇所＋土砂災害警戒区域・特別警戒区域の範囲としておくことが妥当と考えられる。

これらを踏まえた土砂災害危険度の詳細については、「彦根市防災アセスメント調査報告書 彦根市 平成28年3月」に示すとおりである。

【方針】

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・身体および財産を保護するため、対策工等の整備により急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に対する警戒避難体制を整備する。

なお、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知を行う等、土砂災害から人命と財産を守るためのソフト対策については、「第3章 災害に強いシクミづくり 第1節 防災体制の整備」に示すとおりである。

1　急傾斜地崩壊防止事業の推進

【担当課】道路河川課、県土木交通部

(1) 県は、急傾斜地崩壊危険箇所など崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、補助急傾斜地崩壊対策事業を推進する。
(2) 市は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

2　土地の保全計画

【担当課】道路河川課

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

3　急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

【担当課】道路河川課、県土木交通部

県は、急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を予防するため次の行為を制限する。
(1) 水を放流し、または停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
(2) ため池・用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設もしくは工作物の設置または改造行為
(3) のり切り・切土・掘削または盛土行為
(4) 立木竹の伐採行為

(5) 木竹の滑下または地引きによる搬出行為
(6) 土砂の採取または集積行為
(7) その他急傾斜地の崩壊を助長し、または誘発するおそれのある行為

4　危険箇所の周知等

【担当課】危機管理課、道路河川課

市は、平時より崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及に努める。

参照

＊彦根市防災アセスメント調査報告書　彦根市　平成 28 年 3 月【P110～112 参照】
＊急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所【資料編　P1-4-1・2 参照】
＊土砂災害の要注意地区【資料編　P1-4-7 参照】
＊土砂災害警戒区域等【資料編　P1-4-9 参照】

第 3　地すべり対策

【現状】

地すべりによる災害危険箇所には、地すべり防止区域、地すべり危険箇所、土砂災害警戒区域（地すべり）等があるが、本市にはいずれも該当する場所はない。

＜参考＞

独立行政法人防災科学技術研究所が行った地形判読調査結果よると、地すべり地形が市内に点在することが確認されている。

地すべり地形は過去に地すべりにより形成された地形であるが、地すべり危険箇所・区域とは異なり、同じ場所において再度地すべりが起こる可能性は低いと考えられる。ただし、このような地形が存在することは、地形・地質的観点より、将来彦根市域において地すべりが発生する可能性があることを示しており、山地等の開発には、地すべり等の土砂災害に対する注意が必要である。

【方針】

現在、市域には地すべりによる被害のおそれがある危険箇所はないが、開発行為等による地すべり災害が生じないよう指導・監視に努める。

1　地すべり対策

【担当課】道路河川課、建設管理課、県土木交通部

市は、道路工事等の開発を契機に地すべり災害が発生しないよう指導・監視に努める。

第４　治山対策

【現状】

本市は、市域面積の約1/4を林野が占めており、その山間部は矢倉川等中小河川の水源地でもある。

［山地災害危険地区］

山地災害危険地区とは、昭和60年5月15日付け林野庁治第1579号により、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により、現に災害が発生し、または発生するおそれのある森林で、その危害が人家または公共施設に直接及ぶおそれのある地区である。

【方針】

山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止の上からも山のもつ保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。また、林道は、山間住民の日常生活道路または災害時の避難および資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止および早期災害復旧のための体制強化に努める。

1　治山対策

【担当課】農林水産課、県琵琶湖環境部

(1) 復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては治山施設等に十分注意した指導・監督を行う。
(2) 山地災害の復旧や、保安林機能を向上させる森林整備等の取組を推進し、山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備による災害の未然防止に努める。
(3) 山地災害危険地区等、山地災害を招くおそれのある危険箇所を把握するとともに、各種対策事業の実施整備に努める。

参照

＊山地災害危険地区【資料編　P1-4-5 参照】

第５　土砂災害等危険区域における宅地防災対策

【現状】

平地部での宅地開発が進行しており、佐和山、鳥居本町等の山麓斜面に近接した地域でも開発余地は残されており、今後も宅地開発が見込まれる。

また、既存集落においては、対策工が未施工の個所が多く残されており、土砂災害等の危険性がある住宅が存在している。

【方針】

近年は、平地部の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、宅地の浸水・浸食の原因となっている。このため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導を行い、災害の排除を図る。また、災害リスクの高い土地での宅地開発については、開発自体を避けることや十分な安全対策を施すことを指導し、安全な宅地の供給に努める。

1　開発指導等

【担当課】都市計画課、建築指導課、県土木交通部、湖東土木事務所

市は、都市計画法、建築基準法、土砂災害防止法、その他関係法令に基づき、県と連携の上、各種の規制・指導を行い、良好な宅地の創出・改善を図る。

2　啓発活動等

【担当課】危機管理課、道路河川課、湖東土木事務所

市は、平時の防災パトロールを強化し、宅地周辺の土砂災害のおそれのあるがけ地等について防災啓発を行う。また、市民および事業者に対しての防災啓発を推進する。

3　広報活動等

【担当課】危機管理課、道路河川課、都市計画課、湖東土木事務所

市は、「土砂災害防止月間、宅地防災月間」などを通じてポスターの掲示およびパンフレット作成・配布等を実施し、住民および事業者に対する広報活動を推進する。

第 3 節　地震災害予防対策

第 1　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【現状】

地域防災計画震災対策の災害予防計画の各種計画においてその整備計画について位置付けている。

【方針】

地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、市は、南海トラフ地震法第5条第1項第1号および令第1条の規定に基づく避難地、避難路、消防用施設等、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、年次計画を定めその整備に努める。

1　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【担当課】各担当部課

市は、次に掲げる施設等について、地震防災緊急事業五箇年計画において年次計画を定め、その整備に努める。なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序および方法について考慮するものとする。また、地震発生時に円滑に活動できるよう防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努めるものとする。

(1) 避難場所、避難路
(2) 消防用施設等
(3) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路もしくは公園、緑地、広場その他の公共空地または建築物
(4) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポート
(5) 公益物件を地下に収容するための共同溝、電線共同溝その他の施設
(6) 避難路や緊急輸送を確保するために必要な道路および人家の地震防災上必要な砂防施設、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等
(7) 次に掲げる施設で、地震防災上改築または補強を要するもの
　ア　救急告示病院
　イ　社会福祉施設
　ウ　公共の小学校、中学校
　エ　不特定かつ多数の者が利用する公的建造物
(8) ため池（避難路、緊急輸送路または人家に影響を及ぼすことが予想されるもの）
(9) 防災行政無線設備
(10) 非常用食糧、救助用資材等の備蓄倉庫、自家発電施設その他の施設および設備
(11) 負傷者を一時的に収容、確保するための救護設備その他の応急的な措置に必要な設備および

資機材

第２　震動対策

【現状】

既往地震では、本市の震度は濃尾地震（1891年10月28日）で震度6弱以上（推定）、江濃（姉川）地震（1909年8月14日）で震度6を観測した。また、寛文地震（1662年6月16日）でも、震度6弱以上と推定されている。

地震被害想定では、鈴鹿西縁断層帯を想定震源とするマグニチュード7.6の地震を想定した場合は、ほぼ市全域で、震度7となることが想定されている。

また、南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は一般的な地震によるそれと比較して長周期成分を多く含んだものとなっている。

地震動による危険性として、落下物・倒壊物が考えられる。市内にはブロック塀を使用せず、生け垣だけの集落や地区もあるが、狭小道路沿いにブロック塀が続く地区もあり、また商店街などには看板などの落下物が多い。

【方針】

地震時の揺れ（震動）を防止することは不可能であることから、震動に対する人的および物的な被害を軽減するように努める。

なお、住宅、学校や病院等多数の者が利用する災害拠点となる施設等の耐震診断、耐震改修等の耐震化については、南海トラフ地震のみならず、琵琶湖西岸断層帯等の内陸型活断層による地震等（以下「活断層地震」という。）も考慮し、推進するものとする。

1　住宅の耐震診断、耐震改修等

【担当課】建築指導課、危機管理課、県土木交通部

(1) 市は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。
(2) 市は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。
(3) 市は、耐震性の高い住宅ストックの形成の促進に努めるものとする。

2　公共施設等の耐震診断

【担当課】各公共施設管理者、建築指導課、県土木交通部

市は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を早急に推進するものとする。

耐震改修等の耐震化については、南海トラフ地震や活断層地震により想定される震度予測お

よび被害想定結果ならびにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施するものとする。また、市は、市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて、公表するよう努めるものとする。

3　道路、橋りょう、鉄道等主要な施設の耐震化

【担当課】各施設管理者、道路河川課、建築指導課、県土木交通部、鉄道事業者

道路、橋りょう、鉄道等の主要な施設の施設管理者は、必要に応じ施設の点検を行い、結果に基づき、補強や修繕を講じるものとする。また、耐震化の対策についても検討を行うものとする。

4　構造物の耐震化

【担当課】各施設や構造物等の所管課および建設担当課、建築指導課、県土木交通部、各ライフライン事業者

地区ごとの地盤の震動特性を把握した上で、新たに構造物を建設する者はこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、また既設の構造物管理者は耐震性を診断してその補強等を行う。

なお、対象となる構造物は、用途・機能別に以下のものである。

(1) 建築物およびその附属施設
(2) 土木構造物（道路・橋りょう・堤防・鉄道など）
(3) ライフライン関連施設（上下水道・電力・ガス・電話）
(4) その他、特殊構造物など

5　落下物などの除去

【担当課】建築指導課、建築課

阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋や家具の下敷きとなって多くの人命が失われた。また、災害の状況によっては、ブロック塀などの倒壊や瓦・看板・屋外広告物・窓ガラス・外装材等の落下などの原因による犠牲者が発生することが考えられる。よって、地震時の人的被害を与えるおそれのある物に関して、公共施設等では事前にその除去や防止のための改良・工夫・定期点検等を実施するとともに、民間施設の所有者に対し、定期点検等の実施に関して啓発・指導を行う。また、家庭や事業所に対して家具等の転倒防止方法等の普及や耐震診断・耐震補強の促進を啓発する。（本節第4「都市施設対策」の計画2を参照）

第 3　液状化対策

【現状】

市においてはこれまでに液状化現象が発生した記録等は残っていないが、周辺湖岸部の他市町では、いくつかの発生事例がみられる。（注：液状化現象は1964年の新潟地震で注目されたものであり、この液状化現象の認識自体は新しく、それ以前に実際に起きていても記録されて

いないだけの可能性は大きい。）

液状化現象は、ゆるく堆積した砂地盤で地下水位が高い（浅い）地域に起きやすい。防災（地震災害）アセスメントでは、山地・丘陵部を除いて、広範囲にわたり液状化発生の危険性はあると予測された。

市の河川の氾濫平野および湖岸平野部ならびに局所的には干拓地、埋立地、旧河道などは特に注意を要する。

液状化危険度判定の詳細については、「彦根市防災アセスメント調査報告書 彦根市 平成28年3月」に示すとおりである。

【方針】

液状化危険性の高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

1　液状化発生の防止

【担当課】各施設や構造物等の所管課および建設担当課、県土木交通部、各ライフライン事業者

(1) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど地下水位が高くならないように配慮する。
(2) 敷地がゆるい砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土（粘土・礫）を混ぜ合せるなど地盤改良を行う。
(3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

2　構造物等被害の防止

【担当課】各施設や構造物等の所管課および建設担当課、県土木交通部、各ライフライン事業者

(1) 構造物基礎を杭基礎または鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎などにする。
(2) 建築物は、平面の細長い形や複雑な形を避ける。

参照
＊彦根市防災アセスメント調査報告書　彦根市　平成 28 年 3 月【資料編　P124～129 参照】

第 4　都市施設対策

【現状】

建築物全般および附属施設（一定高度以上の擁壁、煙突、広告塔、エレベーターなど）は、その安全確保のため、建築基準法および関係法令の防災関係規定を遵守するよう指導・啓発を行っている。

【方針】

地震による被害は、様々に複合した要因から起こることが特色である。

こうした地震災害に備えて、都市を構成している施設および将来構成するであろう施設の防災性の向上に努める。

1　一般建築物の耐震化

【担当課】建築指導課、各施設管理者、県土木交通部等

(1) 新築の木造建築物

建築主および建築士会など関係団体に対し、地形・地盤の特性を考慮して、耐震・耐火の建築設計・施工を行うよう指導・助言する。

(2) 既存の木造建築物

市民に対し建築物の耐震診断と補強工事の必要性について周知するとともに、旧基準で建築された木造住宅に対しては、耐震診断や耐震補強工事について支援する。

(3) その他

木造以外の鉄筋コンクリート造、鉄骨造などに対しても、耐震・耐火の指導を行う。

2　倒壊・落下危険物などの改修

【担当課】建築指導課、各施設管理者、県土木交通部等

(1) ブロック塀

ブロック塀の実態を調査し、生け垣・フェンスなどへの改修・指導を行うとともに、危険回避のための広報に努める。

ア　調査内容

高さ、厚さ、控壁の有無、基礎・鉄筋の状況、老朽の程度

イ　改修の指導が望まれる場所

公園、学校、公共施設、通学路などで2.2m以上の高さを有する塀

(2) 転倒・落下物

警察署などの関係機関と連携し、市民や建築物管理者等に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導・取締り・広報等に努める。

ア　ビル落下物

窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、空調屋外機、屋外広告物、高架水槽

イ　道路上の障害物

自動販売機、放置自転車、移動式看板、突出した商品

ウ　屋内転倒落下物

照明器具、家具、電化製品、棚上の荷物

3　公共施設の整備

【担当課】建築指導課、建築課、各施設管理者、県土木交通部等

災害時の応急対策活動を円滑に進めるため、防災上重要となる市有施設を優先的に耐震化お

よび不燃化するよう努める。

なお、既存建築物においては、災害応急対策の有効性等を考慮し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の趣旨に従い、施設の耐震診断を実施するとともに、必要に応じ改修等を行い建築物の安全性の強化に努める。

ア　防災上重要となる施設

(ｱ) 被災者および負傷者の収容場所となる施設

(ｲ) 情報収集・伝達および救助等の防災活動上重要となる拠点施設

第５　二次災害対策

【現状】

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは市街地の延焼火災であるが、市において既往地震による火災の記録は特にない。

しかし、本市の市街地は旧城下町の名残として木造家屋の密集地区が比較的連続し、延焼火災の危険性が高い地域が認められる。

アセスメント調査で延焼被害想定を行ったが、焼失棟数が多く、かつ、そうした町丁目がまとまっているのは、県道彦根港彦根停車場線、JR琵琶湖線、芹川で囲まれる地域に松原一、二丁目および旧街道沿いの元岡町・沼波町・下後三条町・平田町などを加えた地区である。

延焼被害想定の詳細については、「彦根市防災アセスメント調査報告書 彦根市 平成28年3月」に示すとおりである。

【方針】

大地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊などの直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することも考えられる。

- 地震発生時の出火および延焼
- 電気の復旧に伴う電気機器からの出火
- 堤防や堰堤の破堤による水害
- 斜面崩壊などによる土砂災害
- 雪崩などの雪害
- 危険物の流出、飛散などによる災害
- 人心動乱によるパニック現象
- 余震による被災建築物の倒壊や建築物部分の落下による被害

こうした二次災害の防止のため、市計画の災害予防対策を実施するなかで、震災予防に対する措置を強化して震災予防に努める。

1　出火防止、初期消火対策

【担当課】消防本部・署・団、各関係機関

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予測され、状況によっては大火災に

進展する可能性があるので、日頃から火気その他の出火危険のある物の適正な管理に努め火災予防の徹底を図る。

消防機関は、出火防止・初期消火体制を整備することにより、震災時に予測される大震火災の発生を未然に防止する。

(1) 各家庭等に対し、地震発生時の火気器具の取扱いおよび初期消火の方法などについて指導する。

(2) 地震発生後の初期段階において出火防止に係る緊急点検を実施させるとともに、電気等の復旧状況を住民に伝えるための広報体制を確立する。

(3) 学校、病院などの防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成および防火訓練の実施などについて指導する。

(4) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見および出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。

(5) 危険物施設などの設置または変更許可に当たっては、危険物の転倒・落下・流出などによる火災、爆発などの危険を防ぐため、地震動による慣性力などによって生ずる影響を充分考慮するとともに、立入検査などを通じて強力な行政指導を行う。

(6) 震災時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を計画的に設置する。

(7) 事業所などの自衛消防組織の有効活用による火災発生の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、地震時における自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。

(8) 電気の復旧に伴う電気機器からの出火防止のため、感震ブレーカーの普及啓発を行うとともに、避難時にはブレーカーを落とす対策について指導する。

2　消防力の強化

【担当課】消防本部・署・団

(1) 総合的な消防計画の策定

消防に関する基礎調査結果に基づいて、危険度、消防力などを勘案した総合的な消防計画を策定する。

(2) 消防活動困難地域の対策

消防水利の不足または道路事情などにより、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設および可搬式動力ポンプなどの整備を推進し、地域の災害活動体制の強化を図る。

(3) 消防団の体制整備

消防団間の緊密な連絡を確保するための組織の整備、消防団の施設・装備・活動資機材の充実、強化を図る。

(4) 消防水利の整備

消火栓および耐震性防火水槽などの消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

(5) 消防自動車・資機材の整備充実

消防自動車の更新整備、資機材の充実・高度化を図る。

3　一般建築物の不燃化

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、建設部、都市政策部、県土木交通部、関係機関

震災時に予測される火災の延焼を阻止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

4　被災建築物応急危険度判定調査等の実施体制の整備

【担当課】危機管理課、建設部、都市政策部、県土木交通部、各関係機関

余震等による被災建築物の倒壊や建築物部分の落下および被災宅地の崩壊等による二次災害を防止し住民の安全を図るため、被災建築物応急危険度判定調査・被災宅地危険度判定調査および、応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため建築物被災度区分判定を実施し、建築物等の使用制限などが迅速に実施できる体制を整備する。

参照

＊彦根市防災アセスメント調査報告書　彦根市　平成 28 年 3 月【P134～144 参照】
＊被災建築物応急危険度判定必携　全国被災建築物応急危険度判定協議会　平成 22 年 12 月
＊被災宅地危険度判定実施本部業務手引き（案）　平成 28 年 9 月
＊被災宅地危険度判定業務実施マニュアル 被災宅地危険度判定連絡協議会 平成 26 年 3 月
＊被災宅地の調査・危険度判定マニュアル 被災宅地危険度判定連絡協議会 平成 26 年 3 月

5　熊本地震の教訓を踏まえた地震対策の推進

【担当課】危機管理課

熊本地震等の教訓から明らかになった新たな課題に、集中的に対応するために県が策定する、第2次滋賀県防災プランに従い、県や民間団体等との連携強化などに努める。

第４節　防災都市づくりの推進

第１　市街地の整備（都市再開発）

【現状】

本市の市街地は、城下町の名残として老朽木造住宅が密集している。市内の住宅総数に対する木造率（令和7年1月現在）は78パーセントであり、老朽木造率（昭和25年建築基準法制定以前に建築されている木造建築物の比率）は10パーセントである。

特に旧城下町に当たる市街地の城西地区で25パーセント、城東地区で23パーセント（ただし、重要伝統的建造物を除く）と老朽木造率は高い。その他に道路が狭小でかつ住宅が密集し、消防活動が困難で延焼危険が高い街区や集落も多く、こうした地区では建築物の不燃化促進等が望まれる。

市域においては、銀座通りを中心に防火地域を指定している。しかし、銀座通り周辺は防災建築街区として防災事業が推進されたが、事業完成後、相当年数を経過している。

［法指定区域］

区	地域等
防火地域	銀座通り周辺（3.9ha）
準防火地域	－
建築基準法第22条指定区域	市街化区域全域

【方針】

江戸期に形成されてきた旧城下町を基盤にする中心市街地などでは、道路などの都市構造が人間的尺度（ヒューマンスケール）の空間で、落ち着いた風情がある一方、密集住宅市街地として防火・防災面での課題があるため、景観に配慮しつつ、区画道路、街区公園などの整備・改善を促進し、地区特性ごとに計画的な市街地の形成に努める。

1　建築物の不燃化

【担当課】都市計画課、建築指導課、県土木交通部

(1) 防火・準防火地域の指定

建築基準法による防火・準防火地域を積極的に指定することにより、都市の不燃化を図る。

ア　防火地域は、商業地域・幹線道路沿いで土地の高度利用を図るべき地域、防災上不燃化を推進すべき地域について指定する。

イ　準防火地域は、防火地域の周辺の商業地域、密集市街地を指定する。

(2) 建築基準法第 22 条区域指定

防火・準防火地域以外の地域においても、第22条区域の指定を拡大し、建築物の不燃化を図る。

2　市街地再開発事業等の促進

【担当課】都市計画課、建築指導課、県土木交通部

建築物と公共施設の一体的整備を図り、合理的な土地の高度利用および都市機能の向上を目指し、市街地再開発事業の促進を検討するとともに、無秩序な都市化の規制、良好な居住環境への誘導、狭あい道路の整備、良好な地域社会の維持・形成を図り、安全で快適なまちづくりを進める。

3　土地区画整理事業

【担当課】都市計画課、建築指導課、道路河川課、県土木交通部

未整備な市街地の居住環境および防災性の向上のため、土地の権利の交換分合整頓（換地）等により、建築物の不燃化の促進や避難路、避難場所としての道路や公園など総合的な防災機能をもった施設の整備を進め、住民の生命、身体の安全を確保することも視野に入れた都市基盤整備を推進する。

4　密集住宅市街地整備促進事業

【担当課】都市計画課、建築指導課

老朽住宅等の密集や公共施設の著しい不足などがみられる住宅市街地において、防災性の向上と居住環境の改善を図ることを目的とし、老朽建築物の除却・建替えや地区施設の整備に努める。

5　市街地の土地利用

【担当課】都市計画課、建築指導課

都市計画法に基づく用途地域・特別用途地区や地区計画の活用により、住宅、工場、危険物取扱施設等の混在地域の純化を進める。

6　延焼遮断帯の整備

【担当課】道路河川課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部

市街地を延焼遮断帯により区分することで、広域火災の発生を抑止することができる。このような観点から道路、鉄道、河川等の整備に当たっては、これらの施設が「延焼遮断帯」としての機能を高めるように整備を進める。

上記の各種事業においても、延焼遮断帯の形成を考慮して事業計画を策定する。

市内では、銀座通り周辺（3.9ha）が防火地域に指定されて不燃化が進んでいるが、今後も主要地方道大津能登川長浜線の沿線など不燃化を推進する。

7　土砂災害危険区域等における市街化の抑制

【担当課】道路河川課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、降水や出水によるがけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

第２　建築物の防災性向上

【現状】

都市化の進展により市街地に建設される高層化・大型化した特殊建築物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時には重大事故となる可能性が高い。こうした建築物は本市においても増加傾向にあり、その防災対策が望まれる。

【方針】

不特定または多数の者が利用する施設、高層化・大型化した特殊建築物、公共施設および一般建築物の防災性向上のため、防災査察や定期報告等を通じて、防災関係法令の制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策を推進する。

１　特殊建築物の予防査察

【担当課】建築指導課、予防課、各施設管理者

高層建築物、大規模小売店、病院等の不特定多数の者が利用する特殊建築物については、建築基準法に基づく定期報告の徹底や防災査察の実施により、防災対策に対する指導啓発を行う。

２　公共建築物等の耐震・不燃化

【担当課】建築指導課、予防課、各施設管理者

学校、公民館、病院、庁舎等の多人数を収容しうる建築物においては、災害時の避難収容場所や救護施設として使用される。これら施設の耐震・耐火性の強化促進に努める。

また、次のような防災機能の充実に努める。

(1) 既存木造建築物の不燃化・耐震化を図る。
(2) 防火水槽等を設置し、水利を確保する。
(3) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。
(4) 消防法の規定に基づき消防用設備等および特殊消防用設備等の整備をする。
(5) 2階以上の建築物は耐火性能の向上を図るとともに、空き地を確保する。

３　共同住宅、一般住宅等の防火対策

【担当課】建築指導課、予防課、各施設管理者

共同住宅、一般住宅等について、次のような防火対策を実施する。

(1) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。

(2) 消防法による消防用設備等または特殊消防用設備等の設置および建築基準法による建築物の内装不燃化、避難対策について指導する。

(3) 彦根市火災予防条例により、火気取扱場所（炉・ボイラー等）について指導するとともに、住宅用火災警報器の設置推進や、設置後10年を経過した機器本体交換の啓発・指導を図る。

4　建築物積雪関係指導指針の遵守

【担当課】建築指導課、各施設管理者

県下の積雪深100センチメートル以上の多雪区域においては、大梁間鉄骨造建築物に対する設計・施工・維持管理について「建築物積雪関係指導指針」が定められている。

本市で該当地域に当たる中山町・荘厳寺町・善谷町・仏生寺町・武奈町・男鬼町付近において、該当する施設を建築する際には、同指針を遵守するよう指導する。

5　その他建築物の防災対策

【担当課】建築指導課、予防課、各施設管理者

(1) 老朽化した木造の市営住宅等については、逐次廃止し、防災に配慮した土地利用を図る。

(2) 建築基準法の実効性を高めるため、関係団体に対し法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。

(3) 県・消防機関・建築士団体等と協力し、個々の建築物の防災対策を推進する。

(4) ブロック塀等について、安全な施工技術の紹介、住民への啓発、既存塀の補強、生け垣への転換等の安全対策・指導を推進する。

(5) 既存耐震不適格建築物においては、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等に基づき、耐震性の確保に努める。

(6) 公共施設等の屋外広告物等については、落下・飛散等を事前に防止するため、その除去や防止のための改良・工夫・定期点検等を実施するとともに、民間施設の所有者に対し、定期点検等の実施に関して啓発・指導を行う。

6　民間との協力体制

【担当課】消防本部、各施設管理者

災害時における応急救援活動として、公共土木建設施設（市が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等における土木資機材、労力等の調達を円滑に実施するため、建設業者と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」の締結を行っており、建設業者との協力体制の確立を図っている。

なお、現在、協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1 参照）に示すとおりである。

参照

＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】

第３　緑とオープンスペースの整備

【現状】

本市には、彦根城のある金亀公園や隣接する彦根総合スポーツ公園、また庄堺公園や文化プラザ等、市街地周辺に都市公園や公共施設が設置され、琵琶湖湖岸には緑地帯が形成されている。

市街地においては、農地・空閑地の宅地転用化が進行しており、オープンスペースは減少傾向にある。

【方針】

市街地における都市公園等の「緑とオープンスペース」の存在は、広域避難地、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすことから、重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上に努める。

また、防災機能を有する公園、緑地等の都市公園を防災公園と位置付け、広域避難地、一次避難地の機能を有する公園、緑地等の都市公園を効果的に配置する。

防災公園の種類	役割	配置基準	面積諸元	市の指定状況
広域避難地	市街地火災から避難者の生命・身体を保護する	おおむね2km圏域に1箇所	おおむね10ヘクタール以上	金亀公園 荒神山公園
一次避難地	近隣住民の緊急避難の場、広域避難地に至る避難中継地	おおむね500m圏域に1箇所	おおむね1ヘクタール以上	庄堺公園 鳥居本公園 福満公園 河瀬公園

なお、公園、緑地等の都市公園の状況は、資料編（P4-6-11）に示すとおりである。

※現在整備中の稲枝公園について、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。

1　都市公園等（緑とオープンスペース）の整備

【担当課】都市計画課、農林水産課

災害時における広域避難地、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点としての機能を有するまちの「緑とオープンスペース」である都市公園・緑地の整備を推進する。なお、植栽および樹林等を計画する場合は、防火用樹種による緑化を検討する。

都市計画決定した公園を整備し、該当地区の防災機能の確保に努める。

また、供用開始している都市公園において再整備を検討する場合には、防災面からの公園施設の機能強化を図るように努める。

なお、市内における広域避難地および一次避難地としての面積要件に該当する都市公園については、以下のとおりである。

［広域避難地としての面積要件に該当する都市公園（10ha以上）］〈「広域避難地」指定状況〉

公園名	都市計画決定面積	供用開始面積	摘要
金亀公園	59.7ha	50.17ha(市営37.90ha、県営12.27ha)	広域避難地 滋賀県が公園整備事業（9.53ha）を実施中である
千鳥ヶ丘公園	19.0ha	10.08ha	土砂災害警戒区域内
荒神山公園	16.6ha	16.50ha	広域避難地

［一次避難地としての面積要件に該当する都市公園（1.0ha以上）］

公園名	都市計画決定面積	供用開始面積	摘要
庄堺公園	4.20ha	4.20ha	一次避難地
鳥居本公園	2.10ha	2.10ha	一次避難地
野田山公園	1.40ha	－	
旭森公園	1.30ha	0.10ha	
福満公園	1.20ha	1.20ha	一次避難地
金城公園	1.10ha	－	
東山公園	－	1.24ha	土砂災害警戒区域内
河瀬公園	1.00ha	1.00ha	一次避難地

※現在整備中の稲枝公園について、一次避難地の機能を有する防災公園として位置付け、整備を進めています。

2　農地の保全等

【担当課】都市計画課、農林水産課

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図るよう、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しなど各種の施策を検討する。

3　市街地の再開発

【担当課】都市計画課

木造家屋の密集地域、JR琵琶湖線各駅周辺の開発において、計画段階から耐震構造物、不燃化、道路および都市公園等のオープンスペースの整備を検討し、可能な限り盛り込み実施していく。

［密集市街地の防災機能を確保する都市公園の整備］

公園名	都市計画決定面積	供用開始面積
京町公園	0.23ha	0.23ha

4　民間との協力体制

【担当課】都市計画課

災害時の公園施設等における応急復旧や、人命救助に必要な土木資機材・労力等の協力、広域避難地の安全確保に係る作業の協力を得られるように、「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」を締結している。

なお、現在、協定の締結を行っている団体は、資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

参照

＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊都市公園の状況【資料編　P4-6-11 参照】

第 4　道路・橋りょうの整備

【現状】

本市においては、国道8号や主要地方道等の幹線道路と湖岸が平行しており、河川と交差していることから水害による被災事例も多い。そのため避難および輸送活動において、これら橋りょうの整備は特に重要である。

また、芹川右岸側の市街地や消防活動困難地区とされている旧市街地は、木造建築物が密集し、狭あい道路が多いため生活道路の整備が望まれる。

道路・橋りょうの詳細な状況は、資料編（P4-5-1、4-5-10参照）に示すとおりである。

【方針】

道路は、人や物流などの輸送機能を有するだけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。

市は、防災機能の観点から道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国道および県道に関しては、各管理者に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

1　幹線道路の整備

【担当課】道路河川課、県土木交通部

風水雪害・土砂災害等に対する対策施設の整備など、道路災害の予防措置を推進する。鳥居本地区の県道、古沢町・佐和山町の山間部の国道8号、雨壷山周囲の市道などは、土砂災害の注意箇所である。

その他、次の点に留意する。

(1) 本市の道路網の骨格として、体系的に秩序ある整備を推進する。
(2) 車道と歩道を分離した広幅員道路の新設または拡幅改良を行う。
(3) 避難施設、オープンスペース等へのアクセスを確保するとともに安全な避難路としての整備を図る。

2　生活道路の整備

【担当課】道路河川課、建設管理課、都市計画課、建築指導課、県土木交通部

(1) 災害時の避難路として、安全性に配慮し、狭あい道路の改良を推進する。
(2) 行き止まり、三差路、曲折などを解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
(3) 商店街の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。
(4) 宅地開発等における審査・指導を行う。

3　道路環境の整備

【担当課】道路河川課、建設管理課、農林水産課、交通政策課、県土木交通部

(1) 災害時に危険物・障害物となる路上駐車をなくすため、市営・民営の駐車場の確保を図る。
(2) 良好な道路環境を整備し、安全の確保に努める。
(3) 災害時の避難誘導を考慮した道路標識・案内板を整備する。
(4) ブロック塀、ショーケースや看板類などの沿道危険物について、災害時の転倒および落下防止の安全対策を講じるよう管理者に対して指導する。

4　橋りょうの整備

【担当課】道路河川課、県土木交通部、農林水産課

(1) 橋長2m以上の橋りょうについて、5年に1回の頻度で点検を実施し、「彦根市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、修繕を行うものとする。
(2) 交通のネックとなる幅員の狭い橋りょうの架け替え、拡幅の検討を行う。
(3) 新設の橋りょうについては、免震構造を積極的に導入し、また架け替えの場合も可能な範囲で免震構造とする。

5　林道の整備

【担当課】農林水産課

森林基幹道については、広域的な避難路となることから計画的な整備を図る。

6　民間との協力体制

【担当課】道路河川課、建設管理課

災害時における応急救援活動として、公共土木建設施設（市が管理する道路、河川、建築物、工作物等をいう。）の応急復旧、人命救助、被災住宅の応急修理等に土木資機材、労力等の調達を円滑に実施するため、建設業者と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」の締結を行っており、建設業者との協力体制の確立を図っている。

なお、現在、協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

参照

＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊道路の整備現況【資料編　P4-5-1 参照】

＊橘りょうの一覧【資料編　P4-5-10 参照】

第５　防災行政無線等の対策

【現状】

市防災行政無線通信施設

災害時における情報収集・伝達手段として、現在、次の市防災行政デジタル無線を整備している。

また、毎年保守点検を実施するとともに、毎月1回定期無線交信の訓練を実施している。

市防災行政デジタル無線設置状況は資料編（P3-2-1参照）に示すとおりである。

県防災行政無線通信施設

県と市町村および防災関係機関相互間の災害時における、迅速かつ的確な無線通信による情報の収集、伝達を図るため、平成25年度から3カ年計画で地上系と有線系を組合せ、相互に補完する信頼度の高い通信回線である新たな防災行政無線を整備した。

これらの無線設備は、災害によって生じる通信回線の途絶等の障害の発生を防止するため、設置当初から各種の災害予防対策を行い、万全を期している。

- 各無線局の送受信設備は可能な限りの小型軽量化を図り、かつ据付けにあたっては、揺れ止め施工をしている。
- 各無線局には、予備電源として自動起動/停止型の発動発電機を設置している。
- 統制局、中継局には、機器室に自動消火設備を設置している。

［設置機器概要］

局番号	2020
機器の設置場所	
無線機本体	電話機械室
一斉受令電話機	危機管理課
防災ＦＡＸ	〃
防災電話機	〃
防災発電機	〃
通話方式	地上系の260Mデジタル無線電話

（※彦根市消防本部局番号155-01）

【方針】

災害発生時における通信の疎通維持、施設などの防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、機関ごとに予防措置を講じ万全を期す。

1　市防災行政無線通信施設

【担当課】危機管理課、関係各部、県防災危機管理局、彦根警察署

市は、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対

策および災害復旧対策の強化、確立に努める。

(1) 災害を未然に防止するため、無線局の施設および各機器の機能について、降雨・雪期前などに定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握および補強、補修を行う。

(2) 避難施設の非常時通信網強化のため、市指定の避難施設には防災行政無線の送受信機器を整備する。

2　県防災行政無線通信施設

【担当課】県防災危機管理局

県防災危機管理局では、各種の災害が発生した場合に予想される通信施設の災害に対処し、通信の途絶防止対策および災害復旧対策の強化、確立に努める。

(1) 災害を未然に防止するため、各無線局の施設および各機器の機能について、降雨・雪期前などに定期保守点検を行うほか、巡回保安点検により現状の把握および補強、補修を行う。

(2) 応急機器としての可搬型移動局（全県）の増強および幹線系障害時のバックアップ用としての衛星車載局の整備を推進する。

3　消防無線通信施設

【担当課】通信指令課、各担当部課

災害が発生した場合でも、平時と同じ形で運用できる施設および体制の整備に努める。

計画は通信施設の個々について、その重要度、工事の難易、一般整備計画との並行実施の可否などを総合的に検討の上、決定する。

参照

＊彦根市防災行政無線局呼出名称一覧【資料編　P3-2-1 参照】
＊市防災行政デジタル無線設置状況【資料編　P3-2-1 参照】

第６　放送施設の対策

【現状】

本市は、エフエムひこねコミュニティ放送（株）と「緊急放送の実施に関する協定」を締結している。

県は公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは、無線設備による通信ができない場合、または著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知・要請・伝達または警告のため、放送各社と、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結している。

なお、放送各社は、別に定める放送施設、局舎防災設備基準に基づく防災対策を行っている。

エフエムひこねコミュニティ放送（株）

地震災害に対して、以下の対策を行っている。

・　放送設備は無停電電源を配置し、局舎には自家発電装置を設置し、常時電源の確保

・　通信回線不通を想定し、市内をカバーできる業務用無線を配置して通信手段の確保
・　局不在時の局員呼出連絡手段を確保
・　災害時での放送マニュアルを作成して災害対策放送に万全の体制を図る

日本放送協会大津放送局

地震災害に際して放送の放出および受信を確保するため、災害対策を確立して対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成する。そのため平時から整備に努めている。

びわ湖放送（株）

放送についてはできるだけ予備系統を設け、被災時でも放送送出ができるよう無停電電源による「お知らせ、アナウンス等」災害情報の放送が可能な設備になっている。また、びわ湖放送制定の「非常事態における放送実施要領」により、災害対策の万全を図っている。

（株）エフエム滋賀

地震災害発生時においても放送の送出が継続できるよう、放送系の予備系統、放送設備の耐震補強、自家発電装置、無停電設備を演奏所と送信所の両方に設置している。

放送各社の連絡先および協定については、資料編（P2-3-1、2-2-1参照）に示すとおりである。

【方針】

各放送事業者は、災害の発生またはそのおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護復旧のため各施設等に適切な予防措置を講じる。また、大地震発生時における放送電波の確保、施設などの防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、耐震・免震性の向上を図るための諸施策を講じ、予防措置に万全を期す。

1　風水雪害等予防対策の推進

【担当課】エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）エフエム滋賀

放送各社が、放送施設の被害を最小限にとどめるとともに、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により施設の機能維持に努めるほか、施設全般について、早期復旧、被害原因の調査に基づく施設改良に最善の努力を払うものとし、次の事項に関し、平時から適切な措置を講じる。

(1) 施設、設備の整備

各放送事業者が個別に定める放送施設や局舎の防災基準に基づく措置

(2) 防災関係資機材の整備点検

ア　消耗品、機械等の一定量常備（特に浸水に対する防護対策資材の準備、その他恒常的に災害を受けるおそれのある地区への応急機材の配備）
イ　無線中継状態の把握
ウ　移動無線機等の伝搬状態の把握
エ　非常持出機器、書類の指定
オ　仮設送信設備の設置場所の検討
カ　その他必要と認められる事項

2　震災予防対策の推進

【担当課】エフエムひこねコミュニティ放送（株）、日本放送協会大津放送局、びわ湖放送（株）、（株）エフエム滋賀

(1) エフエムひこねコミュニティ放送（株）

災害発生時には、速やかに放送できるよう体制を整備し、彦根市の関係機関と連絡調整を綿密に行うと同時に、市民を対象にした緊急放送訓練を積極的に行う。

(2) 日本放送協会大津放送局

地震災害などが発生し、または発生するおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護、応急および復旧を図るために、施設の対震補強、放送機器の落下・転倒・移動防止などの対策を積極的に推進する。

当面、次の耐震補強を実施する。

ア　ラック室のラック

イ　3DX

ウ　各事務室内の保管庫

(3) びわ湖放送（株）

非常事態が発生した場合、状況に応じ非常災害対策本部を設け、放送の継続、機器・施設の保守などに万全を期し、避難者に必要な情報・告知などを遅滞なく放送できるよう努力する。

また、放送設備の防災化構造の推進を図る。放送機器の倒壊・落下防止、その他諸設備については、全社的に補強する。

(4) （株）エフエム滋賀

非常災害時、または発生のおそれがある場合における放送電波の確保、施設の防護策に万全の措置を講じ、平時から「非常事態対策要項」に従い定期的に訓練等の実施や動員配備体制の整備に努める。

ア　仮設スタジオにおける放送機材の整備

イ　演奏所事務部門の耐震補強対策の推進

ウ　緊急時の交通路の事前把握

エ　食糧や消耗品等の一定量の備蓄

参照

＊放送各社の連絡先【資料編　P2-3-1 参照】

第７　鉄道施設の対策

【現状】

市内には、西日本旅客鉄道（株）の東海道本線、東海旅客鉄道（株）の東海道新幹線および近江鉄道（株）がある。

JR東海道本線

市内には、北から彦根駅、南彦根駅、河瀬駅および稲枝駅がある。

東海旅客鉄道（株）新幹線

新幹線には、地震動早期検知警報システム（ユレダス）を構築している。

ユレダスは、地震規模と地震発生地からの距離の関係より地震被害発生想定域（地震強度）を判定するものであり、自動判定して列車を停止させる。また、運転再開については、地震強度に応じて安全を確認して段階的に速度向上を実施する。

なお、沿線付近で発生する地震を想定して、従前から設置している感震器の列車停止機能を継続して使用していく。

近江鉄道（株）

緊急地震速報受信システムを導入しており、同システムの情報提供会社から情報を受信した場合に、同沿線での予測震度に従って列車を停止させるための発報信号を発信する。この発報信号を受信した列車は、運転士の手動操作により、危険な箇所を避けて速やかに停止する。なお、従前から設置している計測震度計の値による運転指令からの指示も併せて活用している。

鉄道各社の連絡先は、資料編（P2-3-1参照）に示すとおりである。

【方針】

鉄道施設における災害防止のため線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害等異常時においても常に健全な状態で保持できるように諸施設の整備を行う。また、鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう施設ごとに予防措置を講ずる。

1　西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）および近江鉄道（株）（本社）

【担当課】西日本旅客鉄道（株）（彦根駅）、近江鉄道（株）

(1) 施設、設備の整備

ア　構造物（橋りょう、法面、土留、トンネル、落石対策施設、防雪設備、電線路支持物等）の点検補修、ならびに改良強化を実施する。

イ　比較的被害を受け易い弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋けた支承部分など）を抽出し、災害時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して逐次補強工事を進め強化を図る。

ウ　土砂崩壊・落石などの危険箇所については、法面防護工を設置し、また老朽橋りょうについては、架け替え・補強などを推進し、災害に対し万全の措置を講ずる。

(2) 乗務員連絡装置の整備

乗務員用無線電話装置が搭載された列車については、災害の発生と同時に無線により情報を伝達する。搭載されていない列車については、必要により駅係員を派遣し、情報を伝達する。

(3) 防災訓練

災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、防災・災害復旧訓練を適宜行う。

(4) 防災関係資機材の整備点検および要員の確保

ア　クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類などを整備する。

イ　重機械類、その他必要な資機材および要員については、関係の民間企業などから緊急時に協力が得られるよう、あらかじめ体制を整備する。

2　西日本旅客鉄道（株）鉄道本部および東海旅客鉄道（株）事業本部

【担当課】西日本旅客鉄道（株）鉄道本部、東海旅客鉄道（株）事業本部

震災の発生に対処するため、諸般の施設の機能が外力および環境の変化に耐える防災強度を確保するよう綿密な整備計画を立て、その実施の推進を図る。

(1) 施設、設備の耐震性の確保

ア　耐震性を考慮した線区防災強化を推進して耐震構造への改良を促進するとともに、地震時における要注意構造物の点検を実施する。

イ　地震計の設置

彦根駅構内に地震指示警報器を設置し、運転規制は40、80ガルの二段階とし、地震発生時における早期点検体制の確立を図る。

(2) 列車防護装置の整備

ア　震度4以上と認められる地震が発生したときは、定められた運転規制を行い、列車の安全を確保する。

イ　乗務員に対する情報の伝達

乗務員用無線電話装置が搭載された列車については、地震の発生と同時に無線により情報を伝達する。搭載されていない列車については、必要により駅係員を派遣し、情報を伝達する。

ウ　特殊信号による列車の停止

一般路線構造物に比べて耐震性の低い構造物には、感震器と連動した列車停止装置を整備する。

(3) 防災訓練

必要に応じて非常招集などの防災訓練を行う。

(4) 防災関係資機材の整備点検および要員の確保

ア　クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類などを整備する。

イ　重機械類、その他必要な資機材および要員については、関係の民間企業などから緊急時に協力が得られるよう、あらかじめ体制を整備する。

3　東海旅客鉄道（株）（関西支社）

【担当課】東海旅客鉄道（株）（関西支社）

(1) 風水雪害等対策

災害を予防するため、おおむね次に掲げる事項について計画実施する。

ア　橋りょうの維持補修ならびに改良強化

イ　河川改修に伴う橋りょう改良

ウ　法面、土留の維持補修ならびに改良強化

エ　トンネルの維持補修ならびに改良強化

オ　鉄道林の造成ならびに落石防止設備の改良強化

カ　建物等の維持補修ならびに改良強化

キ　通信設備の維持補修

ク　空頭不足による橋げた衝撃事故防止および自動車転落事故防止の推進

ケ　線路周辺の環境条件の変化による災害予防の強化

コ　台風ならびに強風時等における線路警戒態勢の確立

サ　その他防災上必要な設備改良

(2) 地震災害対策

比較的被害を受け易い弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋けた支承部分など）を抽出し、地震時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して逐次補強工事を進め強化を図る。

橋りょうについては、昭和51年度から橋けた転落防止工の設置を進めていく。

ア　橋けた転落防止工の設置

イ　災害発生に対し速やかに対応し、輸送の安定と旅客公衆の安全を確保するため、災害復旧訓練を適宜行う。

ウ　その他

4　近江鉄道（株）

【担当課】近江鉄道（株）

土砂崩壊・落石などの危険箇所については、法面防護工を設置し、また老朽橋りょうについては、架け替え・補強などを推進し、地震災害に対し万全の措置を講ずる。

(1) 線路の整備

ア　線路の高盛土部、切取部の調査

線路に隣接する盛土および切取法面について、崩壊が予想される箇所などを調査・把握する。

イ　線路の防災補修工事

調査に基づき、線路の防災工事が必要な箇所について、その対策工事を実施する。

(2) 橋りょうの整備

建設当時の橋りょうについて点検・調査を実施し、補修など対策工事が必要な橋りょうについて、補修などの整備を実施する。

(3) 鉄道用車両、資機材などの整備

震災緊急時における救援車、自家用トラック、軌道車の整備および非常用資機材などの分散配分配備に努める。

参照

＊鉄道各社の連絡先【資料編　P2-3-1 参照】

第５節　ライフライン施設等災害予防対策

第１　上水道施設の対策

【現状】

災害時の上水道施設の応急復旧作業に関する応援協定を彦根市管工設備工事協同組合、彦根水道協同組合と締結している。

また、災害時における応急給水活動等の支援協力に関する協定を株式会社エコシティサービスと締結するなど、災害時の応急復旧体制の整備に努めている。

【方針】

上水道施設について、災害による被害を防止するため、平時から施設設備の強化と保全に努めるとともに、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備を推進する。

1　水道施設の安全強化

【担当課】上下水道総務課、上水道工務課、上下水道業務課

基幹水道構造物（取水施設、浄水施設、配水施設、総配水施設）等【以下、施設等】および基幹管路（導水管、送水管、配水本管）等【以下、管路等】、重要度の高い施設および管路等について、更新、新設、拡張ならびに改良と併せて計画的に安全強化を進める。特に過去に災害を受けた場所や被害発生の危険性が高い場所では、施設等の新設や更新に際して十分な防災対策を講じる。

また、老朽化した配水支管や管路等の更新は、耐震性の高い管材料、伸縮可とう継手の採用等に努め、併せて施設等の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水ブロック（緊急遮断弁の設置）による被害区域の限定化等の事故対策を進める。

2　応急復旧体制の整備

【担当課】上下水道総務課、上水道工務課、上下水道業務課

災害時の被害状況の迅速な把握および円滑な復旧を図るため、県および他自治体と相互応援協力体制を整備する。また、緊急時に資機材や復旧要員等の応援が得られるよう、日本水道協会滋賀県支部や応急復旧協定を締結している市内2組合との連絡・調整の強化に努める。

第２　公共下水道施設の対策

【現状】

本市の公共下水道施設には、近く耐用年数を迎える施設も存在していることから、彦根市下水道ストックマネジメント計画を策定し、下水道施設の計画的かつ効率的な管理に努めている。

併せて、日常管理として毎年調査範囲を決め、下水道施設の老朽化状況の把握と不明水の早期発見に努めている。

下水道総合地震対策計画を策定し、施設の耐震化とマンホールトイレシステムの導入を完了した。さらに、災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定など、災害時の応急復旧体制の整備に努めている。

【方針】

河川や琵琶湖の水質保全と住民の快適な生活基盤を創造するため、公共下水道の整備促進を図るとともに、施設の計画的・施設の計画的かつ適正な維持管理および、改築・更新による施設の長寿命化に努め、下水道機能の維持確保を図る。

また、大規模地震等に備え、保有する下水道施設の重要度を考慮し、耐震化対策の推進と被害軽減のための減災対策を講じ、下水道機能の喪失を最小限にとどめるように努める。

1　公共下水道施設の維持管理

【担当課】上下水道総務課、下水道建設課、上下水道業務課

市は、保有する公共下水道施設について、平時より、定期的な点検調査を実施し、老朽箇所の早期発見と改修に努める。

また、保有する下水道施設の重要度に基づき、耐震性能の向上に向けて計画的に施設の耐震化等を推進する。

2　応急復旧体制の整備

【担当課】上下水道総務課、下水道建設課、上下水道業務課

災害時の被害状況の迅速な把握および円滑な復旧を図るため、県および他自治体と相互応援協力体制を整備するとともに、緊急時の点検、調査、復旧に必要となる資機材や要員等の応援が得られるよう、災害時における復旧支援等の協定を締結している各種機関との連絡調整を図り協力体制を整備する。

また、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等の備蓄体制を整備する。

第 3　農業集落排水施設の対策

【現状】

本市の農業集落排水は、7地区の整備が全て完了し、現在は処理施設や管渠等の維持管理に努めている。

【方針】

農業集落排水施設は、重要なライフライン施設であり、被災時には市民生活に与える影響が大きいことから、災害による被害を最小限にとどめ、下水の排除と安定した処理を速やかに確

保するために必要な措置を講じる。

1　農業集落排水事業（農村下水道）の管渠・施設の維持管理

【担当課】農林水産課

市は、所管する農業集落排水施設について、平時より、点検調査を推進し、老朽箇所の改良補修に努める。

2　応急復旧体制の整備

【担当課】農林水産課

災害時の被害状況の迅速な把握および円滑な復旧を図るため、県や滋賀県土地改良事業団体連合会等と連携、協力体制を整備するとともに、緊急時の点検、調査、復旧に必要となる資機材や要員等の応援が得られるよう、災害時における復旧支援等の協定を締結している各種機関との連絡調整を図り、協力体制を整備する。

また、被災調査に必要な資機材等の備蓄に努め、災害時に速やか現状把握および応急復旧ができる体制を整備する。

第４　電力施設の対策

【現状】

関西電力送配電(株)は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。このため、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

１．防災体制
２．災害予防対策
３．災害応急対策
４．災害復旧対策

電力設備に関する連絡先は、資料編（P3-1-1参照）に示すとおりである。

【方針】

今後においても、災害対策基本法第39条に基づき、電力施設に係る災害予防を図るため、一般防災業務計画を定め、災害対策の円滑かつ適切な遂行に資する。

1　恒久的な設備計画の推進

【担当課】関西電力送配電(株)

(1) 水害対策

ア　送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ　変電設備

浸水または冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取り付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものについては、防水・耐水構造化または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア　送電設備

鉄塔には、オフセットおよび耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線および架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策（リング等）を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ　変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ　配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(4) 雷害対策

ア　送電設備

架空地線、避雷装置およびアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。また、気象通報等により雷害を予知した場合には、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ　変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継雷装置を強化する。

ウ　配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取り付け対処する。

(5) 防災業務施設および設備の整備

ア　通信連絡施設および設備

（ア）通信連絡施設および設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保および電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設および設備の整備（通信事業者からの提供回線も

含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

ａ　無線伝送設備

（ａ）マイクロ波無線等の固定無線回線

（ｂ）移動無線設備

（ｃ）衛星通信設備

ｂ　有線伝送設備

（ａ）通信ケーブル

（ｂ）電力線搬送設備

（ｃ）通信線搬送設備、光搬送回線

ｃ　交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

ｄ　ＩＰネットワーク回線

ｅ　通信用電源設備

（イ）情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

イ　電気事故の防止

（ア）電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）および自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2　復旧用資機材等の確保および設備

【担当課】関西電力送配電(株)

(1) 復旧用資機材の確保

平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 復旧用資機材の輸送

平時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 復旧用資機材の整備点検

平時から復旧用資機材の数量把握および整備点検を行う。

(4) 復旧用資機材の広域運営

平時から復旧用資機材の保有を効率的に行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保および確実な把握に努める。

(6) 復旧用資機材の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借地交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

3　施設の耐震性の強化等

【担当課】関西電力送配電(株)

(1) 送電設備

架空電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路の終端接続箱および給油装置については、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づいて設計を行う。また、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

架空配電線路は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づいて設計を行う。

地中配電線路は、埋立地等の地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、不同沈下を考慮した設計を行う。

(4) 通信設備

電力保安通信規程等に基づき耐震設計を行う。また、主要通信回線の代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

4　防災訓練

【担当課】関西電力送配電(株)

防災意識の高揚を図り、防災対策を円滑に推進するため、次の方法による各種防災訓練を実施する。

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1 回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

なお、訓練実施に当たっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

5　民間との協力体制

【担当課】危機管理課、関西電力送配電(株)

災害時における電気設備の破損に伴う迅速かつ円滑な電気整備の応急復旧活動を図るため、関西電力送配電(株)と「災害時における電気設備の応急復旧の応援に関する協定書」の締結を行っており、関西電力送配電(株)との協力体制の確立を図っている。

なお、現在協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

参照

＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊ライフライン各社の連絡先等【資料編　P2-3-1 参照】

第5　ガス施設の対策

【現状】

大阪ガスネットワーク㈱は、ガスの供給に係る設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進するとともに、緊急時の要領等を策定するなど具体的措置を定めている。

施設・設備類については、諸法規に基づき設計上十分な耐震性が考慮されている。

ガス導管については、通常震度4までの地震では被害はほとんどないと考えられ、震度5弱以上になると、一部の地盤の悪い地区で道路の亀裂、断層、地盤沈下等の発生した部分で継手部分の弛みや小口径管のネジ部の破損によりガス漏れが発生すると思われる。

屋内のガス設備については、建物の倒壊などによる損壊が発生すると思われる。

【方針】

災害発生の防止あるいは被害の軽減のため、平常から防災施設および工作物の設置および維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及等について計画的に実施する。

また、ガス施設の耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講ずる。

1　導管および附属設備の整備

【担当課】大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会

設備については、法令・保安規程などに定めた方法で設置する。さらに耐震性のある導管・継手を開発・使用し、また定期的に点検・検査などの維持管理を実施する。

2　震災予防対策の推進

【担当課】大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会

震災発生地域でのガスによる二次災害防止と被災地域におけるガス供給の確保ならびにガスの製造供給に係わる設備面および運用面について総合的な震災予防対策を推進する。

(1) 定期点検による機能維持

ガス事業法に基づく保安規程に従ってガス施設の定期点検を行い、耐震上重要な部分の状況を把握し、所要の機能を維持する。

(2) 耐震性の強化

導管については、鋼管工事およびポリエチレン管の拡大や、鋳鉄管よりダクタイル管への切替えを行うとともに、継手については抜出抵抗力の強いメカニカル継手の採用を推進する。

(3) 地震計、感震器の設置

地震発生時の応急対策活動を効果的に行うために、各事業所に地震計もしくは感震器を設置する。

(4) 無線通信網の拡充

各事業所間の回線を無線化するとともに、運用面について下記項目を推進する。

ア　移動無線系による通信体制の強化

イ　各地方機関との相互協力体制の充実

ウ　緊急時の通信統制のルール化

(5) 災害対策体制の強化

地震発生時の対策本部設置など、組織体制および初期活動要領を定める。

(6) 震災訓練の実施

地震発生時の災害応急活動を迅速確実に遂行するため、通信連絡体制の確立、要員の動員、体制の確認などを目的とした地震対策訓練を毎年実施する。

また、各事業所においては、応援体制、設備の応急修理など、日常業務を通じて訓練を実施するとともに、緊急事故対策要領に従って各種事故処理訓練（関係機関との合同訓練を含む。）を行う。

(7) 広報活動の充実

ガスによる二次災害を防止するため、平時から需要家に対し次の事項について周知を図る。

ア　元コックの閉止など、地震が発生した場合にガス器具に関してとるべき措置

イ　ガス漏れなどの異常に気付いた場合の措置

ウ　その他、災害予防に必要な事項

(8) 各事業所間の協力体制

大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部とLPガス関連協会は、地震発生時などの相互協力体制について日頃から連絡強化を図る。

なお、現在、彦根市と協定の締結を行っている事業者は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

3　教育訓練および防災知識の普及

【担当課】大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会

防災関係機関との防災総合訓練を実施するほか、当社員および関係会社従業員に対し緊急時措置訓練・地震訓練・非常招集訓練等を通じて、教育および保安意識の向上を図る。

4　防災関係機関との相互協力

【担当課】危機管理課、大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部、LP ガス関連協会

市街地においてガス洩れ等による爆発事故が発生した場合、適切に対処できるよう防災関係機関と平時から責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議する。

参照
＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊ライフライン各社の連絡先等【資料編　P2-3-1 参照】

第 6　通信施設の対策

【現状】

風水雪害等対策

電気通信設備等の整備、回線の応急措置はほぼ実施済みであり、伝送路の整備も、一部の遠隔地を除きほぼ実施済みである。

震災対策

［局舎］

耐震・耐火構造の局舎設計を行い、地震に起因する火災、浸水などの二次災害防止のため、防火扉、防水版などを設置している。

［局舎内設備］

局舎内に設備する電信・電話用機器は、支持金具などによる耐震措置を行い、非常用予備電源として、蓄電池および発動発電機を設置している。

［災害対策用機器］

- 通信の全面途絶地帯、避難場所などとの通信を確保するために、災害対策用無線機、移動無線車などを配備している。
- 局内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するための代替交換装置として、非常用可搬デジタル交換装置等を配備している。
- 災害時などの長時間停電に対して、通信電源を確保するために、移動電源車を配置している。
- 局外通信設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル、災害対策用機器などを配備している。

【方針】

災害による故障防止または故障発生時の迅速かつ的確な通信設備・回線の復旧のため、各電気通信設備等に適切な予防措置を講じる。また、大地震発生時における通信の疎通維持、施設などの防護復旧のため、迅速かつ的確な措置がとれるよう、予防措置を講じ万全を期す。

1　電気通信設備等の整備

【担当課】西日本電信電話（株）

(1) 水害のおそれがある地域における設備等の耐水構造化

(2) 暴風、豪雪のおそれがある地域における耐風・耐雪構造化

(3) 主要な設備が設置されている局舎、建物の耐震・耐火構造化
(4) 主要な設備に対する予備電源設備の設置

2　伝送路の整備

【担当課】西日本電信電話（株）

(1) 主要市町村間の各ルートの伝送路整備
(2) “110”、“119”回線の 2 ルート化の整備

3　回線の応急措置

【担当課】西日本電信電話（株）

(1) 回線の切替措置
(2) 移動無線機および移動無線車の発動ならびに運用
(3) 災害対策用電話回線の作成
(4) 災害用伝言ダイヤルの活用方法について住民への周知

4　震災予防対策の推進

【担当課】西日本電信電話（株）

NTT滋賀支店においては、大地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

(1) 災害を未然に防止するため、電気通信施設の局舎内外の巡回点検による施設の補強などの予防策を行う。
(2) “110”、“119”などの重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を行う。
(3) 架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は地下化を推進する。

参照

＊ライフライン各社の連絡先等【資料編　P2-3-1 参照】

第２章　災害に強いヒトづくり

第１節　防災知識の普及

【現状】

市および防災関係機関は、各担当部署において必要に応じて防災知識の普及活動を実施しているが、今後、より的確で詳細な知識の普及に努める必要がある。

【方針】

市および防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。

1　防災知識の普及

【担当課】危機管理課、交通政策課、消防本部・署・団、各防災関係機関

(1) 市民に対する防災知識の普及

ア　実施方法

防災知識の普及は、おおむね次の手段等により実施する。

(ｱ) 広報ひこね、回覧文書の配布

(ｲ) チラシ、ポスター等印刷物の配布

(ｳ) 彦根市ホームページ、SNSの活用

(ｴ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用

(ｵ) 講習会、研修会等の開催

(ｶ) 広報車等による巡回

(ｷ) 学校・幼稚園・保育所・認定こども園における指導

イ　普及すべき内容（風水雪害等）

(ｱ) 市計画の概要

市（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市計画の要旨を広報ひこねまたは彦根市ホームページにより市民に広報する。

(ｲ) 災害予防の知識

各世帯に対して、災害防止のために事前に普及を要する防災知識の広報に努める。

(ｳ) 災害時の心得

各世帯が、災害の発生または発生するおそれがある際に、承知しておくべき次の事項の広報に努める。

a　気象予警報の種類と対策

b　避難する場合の携帯品

c　避難予定場所と経路

d　その他災害時に心得ておくべき事項

(ｴ) 災害危険箇所

防災マップ・ハザードマップおよび防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

a　水防区域
b　洪水浸水区域
c　土砂災害警戒区域
d　土砂災害警戒区域を除く、その他の土砂災害のおそれのある地域
e　その他調査等により危険性のある箇所

ウ　普及すべき内容（震災）

(ｱ) 市計画の概要

市（防災会議事務局）は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市計画の要旨を広報ひこねまたは彦根市ホームページにより市民に広報する。

a　地震および地震予知に関する基礎知識
b　過去の地震と被害事例
c　地震による火災・土砂災害・水害などの二次災害

(ｲ) 地震災害予防の知識

a　地震情報・気象予警報などの種類と対策
b　屋根や雨戸等の家屋・建物の補強
c　ブロック塀などの倒壊防止
d　転倒、落下、ずれ動きの防止
e　排水溝等の整備
f　停電時の照明
g　震災時における非常食品・身の回り品

(ｳ) 地震発生時の心得

a　場所別、状況別の防災判断
b　出火防止、初期消火の実施
c　避難する場合の携帯品
d　避難予定場所と経路
e　隣近所の助け合い
f　その他被災世帯が心得ておくべき事項

(ｴ) 地震火災に対する出火予防方法（一般家庭および危険物取扱事業所）

a　燃焼器具の対策

(a) 石油ストーブ

耐震自動遮断機装置付き以外のものは使用しない。

(b) 液体燃料器具

使わないときは、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のための固定措置をとる。

(c) LPガス

使わないときは、ガス栓を閉止するとともに、ボンベを鎖などで転倒防止のための固定措置をとる。

(d) 都市ガス

使わないときは、ガス栓を閉止する。

ｂ　出火危険物の保管対策

次の物品については、転倒・落下・漏洩を防止するため、保管場所などを考慮する。

缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、コンロボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類など。

(ｵ) 正しい情報の伝達

災害時におけるパニックの防止、流言飛語の抑制。

(ｶ) 災害危険箇所

防災マップ・ハザードマップおよび防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

ａ　水防区域

ｂ　浸水想定区域

ｃ　土砂災害警戒区域

ｄ　土砂災害警戒区域を除く、その他の土砂災害のおそれのある地域

ｅ　その他調査等により危険性のある箇所

(ｷ) 余震に対する知識

ａ　被災建物に入らない

ｂ　被災建物からの落下物に対する注意

(ｸ) 南海トラフ地震に関する知識

市は、国、県があらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定してそれぞれの地域で行った種々のシミュレーションの結果を踏まえ、連続して地震が発生した場合に生じる危険についての周知に努める。

エ　実施期間

防災知識の普及は、災害が発生しやすい時期、または全国的に実施される災害予防運動期間等を考慮して、おおむね次の時期に実施する。また、地震は、いつ発生するかわからないことから、全国的に実施される災害予防運動期間等のほか、一年を通じ適宜実施する。

［災害予防運動の時期］

災害予防の種類	災害予防運動	期間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週（毎年）
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季全国火災予防運動 秋季全国火災予防運動 山火事予防運動 車両火災予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日 3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 救急医療週間 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 8月30日～9月5日 9月1日 9月9日 9月9日を含む一週間 11月9日

水害予防に関する事項	水防月間	5月

(2) 自主防災組織リーダーに対する防災知識の普及

ア　自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進する。

イ　防災関連機関の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会および施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダーの交流を図る。

(3) 園児・児童・生徒に対する防災知識の普及

園児・児童・生徒の発達段階や保育所・幼稚園・認定こども園・学校等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

(4) 事業所に対する防災知識の普及

ア　防火管理者、危険物取扱者および自衛消防隊員に対する講習を実施する。

イ　従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。

ウ　市は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう指導する。

(5) 自動車運転者に対する防災知識の普及

市および警察は、自動車の運転者に対して、地震発生時または地震の発生が予測される場合の自動車の運行等の措置に関する防災知識を普及する。

ア　方法

交通安全協会や市の安全運転管理者が主催する講習会のほか、適当な方法で広報する。

イ　内容

(ｱ) 運転中に地震を覚知した場合は、道路左側に車を寄せて止まり、エンジンを切って様子をみる。

(ｲ) カーラジオで情報を聞く。

(ｳ) 警察官の指示に従う。

(ｴ) 車を置いて避難するときは、エンジンキーを付けたままとし、ドアロックをしない。

(ｵ) 避難に際しては、絶対に車を使用しない。

2　市職員に対する防災教育

【担当課】危機管理課、消防本部・署

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているので、あらゆる機会をとらえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

なお、地震災害時には、特に初期段階での対応がその後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。このため市は、市職員に対し的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修機会の充実を図り、震災時における適切な判断力の養成に努める。また、トリアージ、救助・救急活動などの災害時に必要な技能を有する専門家の育成に努めるものとする。

(1) 研修の実施

市職員をはじめ防災関係機関職員に対する防災意識および防災知識の向上を図るため、防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

(2) 研修のあらまし

市職員は、日常の業務を通じて積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して活動を行う責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり研修会、講習会、講演会、実技修得演習を実施する。

ア　新規採用市職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として、次の事項等について防災研修を行う。

(ｱ) 災害活動の概要
(ｲ) 防災関係職員としての心構え
(ｳ) 役割の分担
(ｴ) 防災資機材等の取扱方法

イ　職場研修

災害時の担当職務が平時の担当職務と著しく異なる場合または技術的な職務を担当する所属では、所属長は定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、図上訓練のほか、担当の応急業務により、実際的なケースを想定し、決定する。

ウ　研修内容（震災の場合）

(ｱ) 南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯等を震源とする地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
(ｲ) 地震に関する一般的な知識
(ｳ) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(ｴ) 職員等が果たすべき役割
(ｵ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(ｶ) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
(ｷ) 内閣府の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」に基づく避難所の運営に関する知識

エ　その他の研修、講習会

その他必要に応じて研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

(3) 市職員用防災活動要領（マニュアル）および災害初動マニュアル等の作成

市関係部は、所管の事務分掌に係る「職員用防災活動要領（マニュアル）」や初期活動を迅速にするための「災害初動マニュアル」を作成する。

3　地域における防災教育の充実

【担当課】危機管理課、消防本部・署・団、各防災関係機関

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、「自らの地域は自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、地域住民に対する防災上必要な教育および広報の実施に努める。

防災教育および広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内

容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

この場合において、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育および広報を行うものとする。

ア　南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯等を震源とする地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
イ　地震に関する一般的な知識
ウ　地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火および自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
エ　正確な情報入手の方法
オ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
カ　各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
キ　各地域における避難場所および避難経路に関する知識
ク　避難生活に関する知識
ケ　平時住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
コ　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

4　学校等における防災教育の充実

【担当課】危機管理課、消防本部・署・団、教育委員会、各防災関係機関

園児・児童・生徒（生徒等）の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や生徒等一人一人が、平時からの備えや「自らの安全は自らで守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、緊急時に教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、学級活動の時間または特別活動の時間などを活用し実施するよう努める。

(1) 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて防災教育を行うものとし、次の事項を含むよう努めるものとする。

ア　地震に関する基本的事項
イ　地震発生時の緊急行動
ウ　応急処置の方法
エ　教職員の業務分担
オ　生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
カ　学校（園）に残留する生徒等の保護方法

また、県教育委員会が平成24年3月に作成した滋賀県学校防災の手引きや、防災教育指導者向け研修会の開催等により防災教育の一層の充実を図る。

(2) 生徒等に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努めるものとする。

ア　地震に関する基本的事項
イ　地震発生時の緊急行動

ウ　応急処置の方法

エ　園児・児童・生徒（生徒等）の下校（園）時等の安全確保方法

5　災害教訓の伝承

【担当課】危機管理課、消防本部・署・団、各防災関係機関

(1) 市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

(2) 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第 2 節　防災訓練の実施

【現状】

県下では、滋賀県防災会議の主唱により、年1回以上、防災関係機関の合同による総合防災訓練が実施されている。本市では、こうした訓練に参加するとともに、市として毎年、総合訓練を実施している。

【方針】

市および防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化および市民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。なお、各種災害を想定した訓練の中には、大規模な地震を想定した防災訓練の実施を含めるものとする。

1　総合訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

市は、毎年1回、地域住民と一体となった総合訓練を実施する。

防災会議の機能を活用し、災害発生における業務に関する総合的な訓練を行うことで防災計画を周知徹底し、その適宜検討の効果を期待し、また防災体制の基礎の確立を図る。

(1) 参加機関

市、市消防本部・消防署・消防団、小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、彦根警察署、彦根市立病院、自主防災組織・自治会、彦根医師会、彦根歯科医師会、彦根薬剤師会、彦根地方気象台、防災関係機関、民間協力団体等

(2) 訓練内容

非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、土砂災害危険箇所避難訓練、応急救護訓練、救出救護訓練、道路啓開訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出訓練、火災防御訓練、防災資機材取扱訓練、電力設備応急復旧訓練、電話回線設備応急復旧訓練、ガス設備応急復旧訓練、水道管応急復旧訓練、災害ボランティアセンター設置訓練等

2　職員非常招集訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

職員の非常招集訓練を実施する。

訓練は、勤務時間内外の様々な条件を設定して行う。

3　情報収集・伝達訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

市および関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

4　災害時初動体制訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

災害は、突発性を有することから、緊急活動開始訓練を行う。

5　避難救助訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

市および防災関係機関は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防御活動と併せて、または単独で避難救助訓練を実施する。

6　消防訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

消防本部・署・団は、「消防計画」に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、通信連絡、非常招集、消火・救助・救急等の消防に関する単独訓練あるいは必要に応じて大火災や林野火災を想定し、「消防相互応援協定」に基づく隣接市町等との合同訓練を実施する。

7　地域防災訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

自主防災組織、自治会、事業所等は、それぞれを単位とする訓練を消防本部・署・消防団、市、警察署等の協力のもとに実施する。

(1) 訓練内容

情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急措置・救出訓練、炊出訓練、図上訓練等

8　水防訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

市および関係機関は、洪水等に迅速かつ確実に対処できるように水防工法の訓練を実施する。

9　小中学校等の防災訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

小学校、中学校、特別支援学校および高等学校等の各教育施設において、年1回以上訓練を行う。

(1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
(2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
(3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

10　社会福祉施設・病院等の防災訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

施設および病院等利用者の人命保護のため、避難救助訓練を実施する。その際、消防機関はこれらの訓練に協力・指導する。

(1) 訓練内容

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練、図上訓練等

11　防災機関等の訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

防災関係機関および市担当課は、それぞれの計画に基づいて応急対策を実施するために必要な訓練を実地あるいは図上により、単独もしくは他の機関と合同して実施する。

12　大規模な地震を想定した防災訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

市および防災関係機関は、南海トラフ地震防災対策推進計画の熟知、関係機関および住民の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震や、鈴鹿西縁断層帯地震等を想定した防災訓練を実施する。この防災訓練は、特に、以下の事項に留意するものとする。

(1) 訓練の実施に際しては、地震の影響が広域にわたることを考慮し、県、他の市町村、防災関係機関、地域住民等との連携に努める。
(2) 職員に対する非常招集訓練等を実施し、初動体制の強化に努める。
(3) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

13　複合災害を想定した防災訓練

【担当課】各担当部課、各防災関係機関

県と連携して、様々な複合災害を想定した訓練の実施に努める。

また、訓練結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の訓練の実施に努める。

第3節　防災調査の推進

【現状】

本市では、平時から各担当部課において災害および防災に関する情報収集等を行っている。これまで、平成2年の台風19号災害を契機に、防災アセスメントの実施、および地区別防災カルテの作成等を実施した。

平成17年には、洪水ハザードマップ（愛知川・琵琶湖）や土砂災害ハザードマップを作成するとともに、事故災害対策計画の充実に努めた。また、阪神・淡路大震災等の過去の震災を踏まえた上で、鈴鹿西縁断層帯地震の被害調査を実施するとともに、東南海・南海地震および琵琶湖西岸断層帯地震の被害調査を基に、各種被害量を把握した上で、地域防災計画の充実に努めた。

平成21年には、洪水ハザードマップ（宇曽川・犬上川・芹川）および土砂災害ハザードマップ（11箇所追加）作成した。

平成25年度には、県から、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が公表されたことにより、これまで作成した洪水ハザードマップと重ね合わせた「彦根市水害ハザードマップ（統合版）」および滋賀県作成データに基づく「地先の安全度マップ（彦根市版）」を作成した。

平成27年度には、彦根市が目指す安全で安心できる生活環境の確保に向けた総合的な防災・危機管理体制の整備・充実を図るため、防災アセスメント調査を実施した。

令和3年度には、市民防災マニュアルを更新し、ハザードマップの掲載および各種災害の情報を掲載した。

【方針】

災害の予防対策をはじめ応急対策・復旧対策等の防災対策をより実践的・効果的なものとするために、市域に関する災害の危険性を調査把握するとともに、広く災害および防災に関する情報を収集するなど防災調査・研究の推進を図る。

1　市域の災害危険箇所調査

【担当課】危機管理課、道路河川課、農林水産課、警防課、各防災関係機関

市は、防災関係機関、地域住民その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予測される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

(1) 事前調査

危機管理課は、市関係部および防災関係機関に資料を提供するとともに、危険箇所調書の提出を求めて集約検討し、危険箇所の把握をする。

(2) 防災パトロール

市担当部は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同防災パトロールを行い、その実態を把握する。

(3) 対策会議

市は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策ならびに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民・関係機関に周知する。

2　その他の防災調査・研究

【担当課】危機管理課、道路河川課、農林水産課、警防課、各防災関係機関

(1) 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設における地域防災計画に係わる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

(2) 防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術および一般刊行物の収集整理に努める。

(3) 防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして整理・保存に努める。

(4) 調査研究等

ア　本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ　地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、5～10年間ごとに見直しを行う。

ウ　震災に係わる基礎的なものとして、地形、地質（構造）、地盤、想定地震の規模と被害想定について、より詳細な調査研究を継続して実施する。

エ　市は、県に対して地域の変貌を考慮し、浸水想定区域の見直しや鈴鹿西縁断層帯地震の詳細な調査を求める。

オ　技術進歩のめざましい情報通信分野の新技術を、防災行政への積極的な活用を図る。

カ　防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

キ　南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は一般的な地震によるそれと比較して長周期成分を多く含んだものとなっている。そのため、市は、国、県、関係事業者等が連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究に協力するものとする。

参照

＊災害危険箇所調書【資料編　P7-2-8 参照】

第３章　災害に強いシクミづくり

第１節　防災体制の整備

第１　防災体制の整備

【現状】

市は、関係法令等に基づき、「彦根市防災会議」を設置し、防災に係る調査・研究をはじめ、必要に応じ地域防災計画等の見直しを行っている。本計画が実効性のあるものとするため、細部にわたっての対応策を平時から確立しておく必要がある。

【方針】

災害応急対策を効率的に実施する際に必要な事前対策を推進するため、平時から市と関係機関は、それぞれの組織動員体制および装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を行うための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じた相互の連携強化、また他市町との相互応援体制の整備などを行う等、総合的な防災体制の確立に努める。

1　組織の整備と事務分掌

【担当課】危機管理課、各担当部課

災害応急対策活動を効率的に運用するため、「緊急初動対策チーム」の組織整備を行うとともに、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織および事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は修正する。

2　組織（各班）行動計画の具体化の推進

【担当課】危機管理課、各担当部課、各防災関係機関

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる災害初動マニュアル等の具体的計画をあらかじめ作成し、関係所属や関係機関との調整に努める。

3　専門委員会・部会等の設置

【担当課】危機管理課、各担当部課、各防災関係機関

「彦根市防災会議」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平時からの取組みとしていく。

特に、次の事項についての検討を進めていく。

(1) 職員動員配備計画
(2) 応援計画・受援計画
(3) 情報の収集・伝達計画

(4) 避難・収容計画
(5) 集団医療・救護計画
(6) 輸送確保計画
(7) 物資等の備蓄・調達計画
(8) 避難行動要支援者対策計画
(9) 災害ボランティア活動計画
(10) ライフラインの確保に関する計画と関係会議の開催
(11) その他、災害対策上の有効な手段の確保

4　防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ

【担当課】危機管理課、各担当部課、各防災関係機関

市は、災害対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置・運用を図るために、防災関係機関との綿密な連携を図り、必要に応じて防災関係機関の防災体制について整備・改善等を積極的に働きかける。

5　初動体制の強化

【担当課】危機管理課、各担当部課

市における災害対策本部要員およびその他の職員の動員については、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案して計画する。また、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合においても応急対策が早期に実施できる初動体制の強化に努める。

6　広域応援体制の確立

【担当課】危機管理課、各担当部課、各防災関係機関

大規模災害発生時は、市のみならず、近隣府県、市町が連携して災害応急対策に当たることが必要となる。そのため、国、県、市をはじめ防災関係機関・団体等の縦横の連携体制を一層強化することとする。また、適切な災害応急活動を実施するため、体制の整備に努める。
(1) 他市との相互応援協定
(2) 応援部隊の受入れ体制の整備
(3) 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備
(4) 物資配送体制の整備

7　地域防災力の向上

【担当課】危機管理課、各担当部課、各防災関係機関

広域かつ甚大な被害が予想される南海トラフ地震に対処するためには、市民、企業、自主防災組織、NPO等の地域防災体制強化への主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携の下、地域が一体となって自らの地域の防災を考え、

防災力の向上に向けた対策を実施する必要がある。

したがって、総合的な地域防災力の向上に向けて、次の対策を講じるよう努めるものとする。

(1) 防災教育の充実
(2) 防災活動リーダーの育成
(3) 消防団、自主防災組織の充実
(4) 災害ボランティア、NPO等の相互連携協力体制の確立
(5) 企業の防災活動活性化のためのマニュアルや資料集の充実
(6) 幼児や児童生徒、高齢者等の避難行動要支援者や外国人に対する十分な情報提供

8　避難誘導体制の充実

【担当課】危機管理課、各担当部課、各防災関係機関

市は、地域特性および避難行動要支援者や訪日外国人旅行者の誘導に配慮した避難誘導体制の充実を図るとともに、さらに、学校、病院、社会福祉施設等における避難体制の充実に努める。

第２　自主防災組織の育成強化

【現状】

本市は、彦根市自主防災組織整備推進要綱（平成17年彦根市告示第59号）に基づき、自主防災組織の設置推進に努めている。

特に水害危険性の高い河川沿いや孤立しやすい山間部の集落、木造家屋密集地域での未結成地域では、組織化の推進が望まれる。

地区別の自主防災組織状況は、資料編（P2-4-1）に示すとおりである。

【方針】

大規模な災害が発生した場合には、防災関係機関の応急活動が遅れたり阻害されたりすることが予測される。災害時の人命の安全確保、被害の防止・軽減を図るため、地域あるいは事業所等ごとに市民の自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災組織の育成強化に努める。

1　地域住民の自主防災組織

【担当課】危機管理課、消防本部・署・団

自主防災組織とは、住民が「自分たちの地域は自分たちで守ろう」という連帯感のもとに結成する組織であり、自主的な交流による人間関係を尊重しながら組織づくりを進める。

(1) 設置推進機関

危機管理課、消防本部・署・団等は自主防災組織設置の推進を図り、防災関係機関は有機的連携のもとに市の設置推進活動に協力する。

(2) 整備推進要綱

自主防災組織は、彦根市自主防災組織整備推進要綱に基づき、各自治会単位での設置を基本とする。

(3) 自主防災組織連絡協議会

自主防災組織相互の情報交換および連絡調整を図るため、小学校区程度の規模で連絡協議会等の設置を促進する。

(4) 組織づくり

ア　基礎的住民自治組織である自治会を基礎に、その自治活動の一環としての防災活動を組入れることにより、自主防災組織として育成し、より体系的な防災組織である自主防災組織の設置を推進する。

イ　自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動班を編成するが、次のような編成が一般的と考えられる。

［編成例］

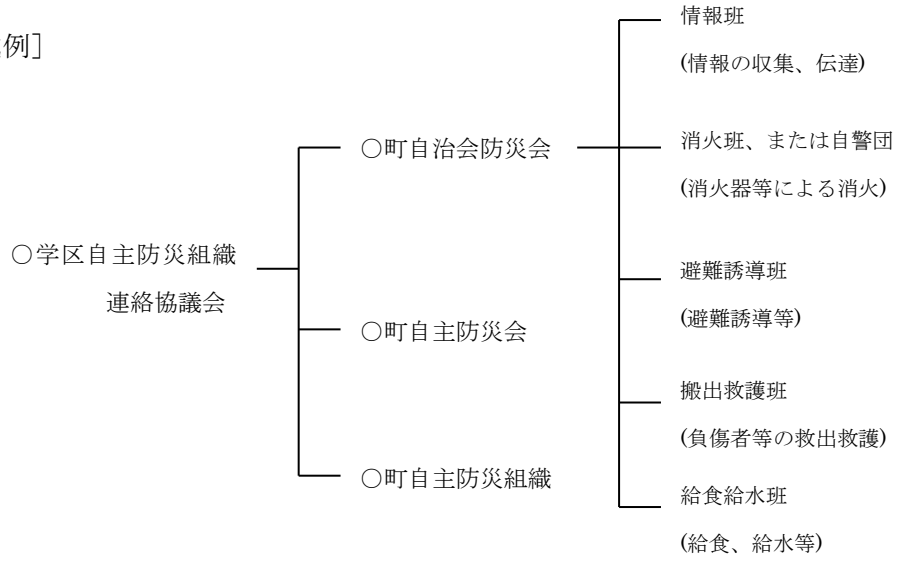

ウ　各班の役割および活動内容の例示

班名	平時の役割	災害発生時の役割
情報班	災害についての知識の吸収および映像、印刷物などによる啓発、情報伝達収集訓練、危険予想箇所の点検把握、避難行動要支援者の把握	災害情報の伝達収集、避難命令の伝達、被害状況の収集と伝達
消火班	火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習および訓練、消防水利の確保	出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動
避難誘導班	避難経路、避難場所の巡回点検、避難訓練、避難行動要支援者の確認点検	避難場所の安全確保、人員点呼、説得、避難誘導
救出救護班	負傷者の救出に必要な用具の調達および技術の習得、救助訓練、応急救護方法の習得	負傷者の救助活動、応急救護と移送の協力
給食給水班	炊飯用具などの調達計画と管理必要物資の調達計画やあっせん方法の検討、炊き出し訓練	備蓄品の確認、管理、炊き出し、給水・救援物資配分の協力
その他	応急修理の技術習得と管理、資材の備蓄、労務の出動計画の作成、警察署との連携体制づくり、地区内の巡回点検	破損した家屋等の応急修理、警察活動への協力、被災地区の点検

エ　組織編成時の留意点

(ｱ) 昼間と夜間の在宅者数が異なる場合は、昼夜いずれの場合も自主防災活動に支障のないよう組織編成に配慮する。

(ｲ) 地域の実情に応じた班編成をする。例えば水害危険地区では水防班、地震危険地区やがけ地崩壊危険地区では巡視班等である。

(ｳ) 地域内の事業所と協議の上、事業所等の自衛消防組織や従業員も地域の自主防災組織の中で一定の役割を担うように位置付けることが望ましい。

(ｴ) 活動班員が特定地域に偏らないようにする。

(ｵ) 活動班員の配置に当たっては、地域内の専門家や経験者（消防経験者、医師、看護師等）を配置するなどして、班員の活動に実効性をもたせる。

(ｶ) 役割分担を決めるときは地域の実情に応じて各班の活動量を検討し、特定の班に過重とならないように配慮する。

(5) 防災リーダーの育成

自主防災活動を活発にするためには、その中核というべき防災リーダーの役割が重要であり、危機管理課、消防本部・署・団は自主防災活動の要となるべき防災リーダー等を次の方法等により育成する。

ア　防災リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介等を通じ防災リーダーに対する防災知識の啓発を図り、防災リーダーとしての能力を向上させる。

イ　消防職の経験者など防災活動の経験を有する者に、その経験を生かして防災リーダーになってもらうように促す。

ウ　その他、医師、看護師、自衛隊経験者、大工、エンジニア等専門知識と経験を有する者がそれぞれの専門分野に関連する班のリーダーとなるように、人材を発掘し、組織化を図る。

エ　被災者の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、女性の参画の促進に努める。

(6) 設置推進活動

市は、自主防災組織設置を推進するため、防災関係機関との連携を図りながら次の活動を実施する。

ア　広報活動

隣保共同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、併せて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

イ　防災教育

自治会長等を対象に自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害および防災に関する知識の徹底を図るため、防災講習会等により防災教育を実施する。

ウ　自主防災組織用資機材整備の助成

自主防災組織の基礎づくりとその活動を促進するため、設置団体に対し必要な資材等の供給、助成等を予算の範囲内において行う。

エ　防災訓練の指導

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、助言指導する。

2　事業所および施設等の自衛消防組織

【担当課】危機管理課、消防本部・署・団

会社、学校等多数の人が出入りする事業所および施設等については、防火管理者を主体とした自衛消防組織の設置に努める。

(1) 対象施設

ア　中高層建築物、劇場、旅館、大規模小売店等多数の者が利用する、または出入りする施設

イ　石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を製造・保管および取扱う施設

ウ　多人数が従事する工場、事務所で自衛消防組織を設け、災害防止に当たることが効果的であると認められる施設

エ　利用（入居）事業所が複数である複合用途施設

(2) 組織設置要領

事業所および施設の規模、形態により、その実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約を設ける。

(3) 自主防災計画

災害の予防または被害の軽減のために効果的な活動ができるよう、あらかじめ次の事項を留意・記載した防災計画を定める。

ア　事業所および施設職員の任務分担

イ　自主的な防災訓練の時期、内容の計画と市・消防機関等が行う訓練への積極的な参加

ウ　防災関係機関・市本部・各事業所との体系的な連絡方法・情報交換

エ　出火防止・消火に関する役割、消火用、その他資機材の配置場所等の周知徹底と点検整備

オ　負傷者の救出・救護、移送の方法

カ　避難場所、避難経路、避難時の非常持ち出し等

キ　地域住民との協力

ク　その他自主防災に関すること

参照

＊区別の自主防災組織状況【資料編　P2-4-1 参照】
＊自主防災組織一覧【資料編　P2-4-1 参照】

第 3　災害ボランティアの活動環境の整備

【現状】

災害時においてボランティアが円滑に活動できるための環境整備を図る必要がある。

【方針】

大規模な災害が発生した場合には、市職員および防災関係機関のみで対処するのは困難になることが予想される。特に、鈴鹿西縁断層帯地震、南海トラフ地震発生時には、多くの支援申入れが予想され、災害ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資運送、建築物の危険度判定など、幅広い分野での協力が必要となる。

このような事態に備え、災害ボランティアが被災者等のニーズに応えて円滑に活動できるよ

う、市は、市社会福祉協議会やその他のボランティア活動推進機関等と連携し、災害ボランティアに関する啓発や必要な環境整備等の検討を行う。

1　災害ボランティアの受入れ体制の整備

【担当課】社会福祉課、市社会福祉協議会

市社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアの受入れ体制を整備する。

2　災害ボランティアの活動環境の整備

【担当課】社会福祉課、市社会福祉協議会

住民に対し災害ボランティア活動の意義について啓発を進めるほか、ボランティア保険の加入促進など活動環境を整備する。

また、ボランティア活動の拠点確保や活動条件の整備、必要な資機材の確保等に関する市社会福祉協議会との事前調整やボランティア活動グループの育成およびグループ間の連携強化を図るための支援体制の構築に努める。

3　災害ボランティアコーディネーター等の養成

【担当課】社会福祉課、市社会福祉協議会

災害時のボランティアの需給調整、活動調整および関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第４　情報収集・伝達体制の整備

【現状】

現在、本市において次の有線・無線の通信手段の利用が可能である。

無線施設

- 彦根市防災行政無線
- 防災用屋外放送設備
- 消防・救急デジタル無線
- 消防署活動用無線
- デジタル簡易無線
- 水道業務用無線
- 滋賀県防災行政無線
- 携帯電話
- 衛星携帯電話

有線施設

- 一般加入電話

- 災害時緊急通報システム・インターネットLAN
- 災害時優先扱電話
- 消防専用電話（119番）および消防指令電話
- Ｊアラートシステム

【方針】

彦根市および各防災関係機関は、災害関係の予警報の伝達、情報の収集、指揮命令の伝達など、災害応急諸活動の動脈となる無線通信施設および有線通信施設について、その運用の効率化、施設の整備拡充および機器の改善を図るとともに保守管理を徹底し、非常通信ネットワークの万全に努め、災害情報の収集・伝達体制を確立する。

特に無線通信施設の整備強化および無線従事者の確保を図る。

また、無線系通信途絶時に備えた情報伝達手段として、「消防団バイク隊」の活用を図る。

1　機器の整備

【担当課】危機管理課、通信指令課、市各部課、各防災関係機関

災害による被害を軽減するためには、迅速かつ正確な情報の伝達を図ることが重要であり、衛星携帯電話・災害時優先扱電話の配備やインターネットLANの整備充実を図るなど、緊急通信手段の確保に努める。

また、災害時に電気、電話等が一時的に途絶しても、情報連絡体制が確保できるよう、防災行政無線等の整備を図るとともにその他の無線通信設備の整備を図る。

(1) 彦根市防災行政無線（移動系）

危機管理課は、災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し避難地の応急対策を円滑に実施するため、市防災行政無線のデジタル化整備を図ったところであるが、引き続き、避難施設の非常時通信網を強化するため、市指定の避難施設には防災行政無線の送受信機器を整備する。

(2) インターネット

インターネットLANの整備充実を行い、災害時の活用を図る。

(3) 消防無線

消防本部・署は、消防救助救急活動を迅速に実施するため、消防救急デジタル無線および署活動用無線機を有効に活用する。

災害非常時における通信網の代用としてバックアップシステムを整備する。

(4) 消防通信施設

消防本部・署は、出動指令等出動部隊の効率的運用を図るため、高機能通信指令施設を有効活用する。

(5) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

防災関係機関は、情報連絡に用いる電話について、必要に応じ災害時の電話の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」の拡充を行う。

(6) 携帯電話（災害時優先扱いの電話）

危機管理課および防災関係機関は、携帯電話・衛星携帯電話の配備および活用方法の検討を行う。

(7) 防災相互通信用無線

危機管理課および防災関係機関は、災害時に相互に通信することができる防災相互通信用無線の重要性を認識し、整備の検討を行う。

(8) 各種防災情報システム

防災関係機関は、防災情報の一元化に資するため、それぞれに整備計画を作成し資機材等の整備を行う。

2　既設有線通信施設等の点検・整備

【担当課】各防災関係機関

各施設管理者は、有線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

(1) 設置に当たっては、災害時に最も被害の少ない取付け位置を選定する。

(2) 転倒が予想される機器は、壁面等に固定させる。

(3) 停電時に備え、予備電源を設置する。

(4) 不良箇所発見の場合は、直ちに修理を行う。

(5) 作動状態、老化状況等を常に監視し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

3　既設無線通信施設等の点検・整備

【担当課】各防災関係機関

各施設管理者は、無線通信施設について、次のとおり必要な措置を講じる。

(1) 災害時には、経験豊かな無線従事者を配置できるような体制を整備する。

(2) 停電時に備え、予備電源を設置する。

(3) 送受信機、電源装置、空中線の点検および清掃等に配慮し、常時使用可能な状態を保持できるよう整備する。

4　通信体制の整備

【担当課】危機管理課、通信指令課、各担当部課、各防災関係機関

市は、民間の無線従事者からの情報提供や非常時の通信網構築のために、アマチュア無線愛好家団体、タクシー無線取扱業者、無線を利用する運輸業者等の把握に努めるとともに災害時の協力体制の整備を検討する。

5　消防団バイク隊との連携

【担当課】消防警備本部、消防団

大規模災害発生時における応援隊に対する連絡体制および指揮命令の伝達を迅速かつ的確に行い被害の軽減を図るため、市本部と彦根市消防団バイク隊との連携を図る。

参照
＊J アラートシステム設置施設一覧【資料編　P1-5-1 参照】

第 5　水防警戒避難体制の整備

【現状】

本市では、彦根市水防計画に基づき警戒避難活動に当たっている。消防職団員、市職員が水防担当として（水防団は設置していない。）、気象情報や雨量計・量水標等の情報を参考に、水防区域を重点的に警戒している。

また、県は、滋賀県水防計画を作成し、洪水予報、避難判断水位到達情報などの通知・周知、水防警報の発表等の対策を実施している。

さらに、河川管理者として、可能な範囲で、市が行う水防活動について、河川に関する情報の提供、重要水防区域の合同点検の実施、水防訓練等の技術指導、緊急時の水防資期材の提供、水防活動状況の写真等の記録および広報等の協力を行うことになっている。

平成17年には、近畿地方整備局より「琵琶湖浸水想定区域図」、県より「愛知川浸水想定区域図」が公表されている。

また、平成21年には、県から「宇曽川浸水想定区域図」「犬上川浸水想定区域図」「芹川浸水想定区域図」が公表されている。

さらに、平成 25 年には、県から「地先の安全度マップ」が公表されている。

【方針】

水害予防と、人命の安全を第一とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるよう、水害に対する警戒避難体制の確立を図る。

1　水防区域の見直しと住民への周知

【担当課】危機管理課、道路河川課、警防課、県流域政策局、湖東土木事務所

市および県は、河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2　雨量計・量水標の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、県土木交通部

各機器の管理者および市は、観測に支障が生じないように定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3　水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、県

市は、応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資

機材の見直しをする。

4　避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備

【担当課】危機管理課

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを整備するため、県および市は避難指示等の判断基準を策定し、市は避難指示等の伝達マニュアルの整備に努める。

5　避難行動要支援者の避難支援制度の推進

【担当課】危機管理課、社会福祉課

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-124）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

6　滋賀県土木防災情報システムのネットワーク化による防災体制の確立

【担当課】危機管理課

市は、広域的な雨量情報や河川水位の迅速な情報収集・伝達を図るため、滋賀県土木防災情報システムからの情報により災害の予測を行う。

7　浸水予警報システムの導入の検討

【担当課】危機管理課、建設管理課、道路河川課

市は、水害危険性の高い地域にある重要防災施設、重要道路等について、浸水予警報システムの導入を検討する。

8　地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

【担当課】危機管理課、建設管理課、道路河川課

浸水対策事業と防災活動は、双方が良好に機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。市は、地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命・身体と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

9　水害危険箇所・地域ごとの警戒避難体制の検討

【担当課】危機管理課、福祉保健部、道路河川課、ライフサービス課、県

市は、関係各部の協力を得ながら水害危険箇所を有する地域ごとに、次のような事項からなる警戒避難体制を定める。

(1) 情報伝達体制

以下の手段等を活用し、情報の伝達体制を定める。

ア　防災行政無線
イ　広報車、消防車両
ウ　自主防災組織
エ　消防本部、警察との連携
オ　彦根市災害用X
カ　彦根市ホームページの活用
キ　放送機関との連携
ク　彦根市メール配信システム
ケ　エリアメール・緊急速報メール
コ　防災用屋外放送設備
サ　防災アプリ（Ｙａｈｏｏ!防災速報）

なお、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者が避難場所への安全な避難行動を開始できるよう、高齢者等避難（避難行動要支援者避難情報）の伝達方法については、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達を活用するなど、多様な手段を活用する。

(2) 避難場所

避難場所の指定については、施設構造、他の自然災害の危険区域等も考慮し、地域住民と連携し見直し等を実施する。

(3) 避難経路

以下の内容等に考慮した避難経路を定める。

ア　各種災害の特性に対応した避難経路
イ　洪水ハザードマップ等を活用した危険な箇所を通らない避難経路
ウ　避難行動時の安全確保
エ　水害は予測困難な自然現象であるため、必ずしも計画した避難場所に避難することが安全ではないこと。
　なお、資料編4-2-1に避難経路として定めるが、災害時においては上記ア～エの内容を考慮し、避難経路として使用すること。

10　琵琶湖浸水想定区域の住民への周知

【担当課】危機管理課

近畿地方整備局は、水防法第10条の2に基づき、洪水予報河川である琵琶湖の浸水想定区域を平成17年6月10日に指定・公表している。

この浸水想定区域は、現時点での琵琶湖湖岸や下流河道の整備状況、瀬田川洗堰の操作等を勘案して、琵琶湖における計画の検討のために用いた実績洪水の最大である明治29年9月洪水と同規模の洪水が起こることにより、想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたもので、区域内には彦根市の湖岸沿いの地域が含まれる。

市は、これを基に洪水ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布、ホームページでの公表等を通じて浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、浸水想定区域に応じた避難場所等の情報について住民に周知する。

11　浸水想定区域の住民への周知

【担当課】危機管理課

県は、水防法の規定により洪水予報河川および水位周知河川に指定した河川について「浸水想定区域」を指定している。これにともない、琵琶湖・愛知川・宇曽川・犬上川・芹川についても浸水想定区域図を公表している。

また、平成25年度には、大河川だけでなく中小河川等があふれた場合もシミュレーションした最大浸水深図「地先の安全度マップ」が公表された。

市は、これらを基に「浸水想定区域図」と「地先の安全度マップ」を重ね合わせたハザードマップ等を作成し、印刷物の配布、ホームページでの公表等を通じて浸水想定区域、避難場所等の情報について住民に周知する。

12　浸水想定区域等内の避難行動要支援者が利用する施設への連絡体制の整備

【担当課】危機管理課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、母子保健課、各担当部課

市は、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。

参照

＊水防区域【資料編　P1-3-1 参照】
＊雨量計・量水標・水防倉庫の位置【資料編　P1-3-13 参照】
＊洪水ハザードマップ【資料編　P1-3-18 参照】
＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】
＊彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱【資料編　P7-1-124 参照】

第６　土砂災害警戒避難体制の整備

【現状】

本市においては、土砂災害の危険性のある地域は主に鳥居本地区に集中している。豪雨時には、同地区の山間部に位置する中山・善谷・荘厳寺・笹尾等の各集落では、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にあり、警戒避難体制の充実が望まれる。

一般に河川氾濫の方が斜面崩壊より早く始まることが多く、また浸水災害はかなり頻繁に起こるが、土砂災害はまれである。そのため、最初に浸水を避けて山の方へ避難し、被害がより大きい土砂災害を被ることも多い。上記の集落はこうした点に注意を要する。

【方針】

市は、土砂災害の予防と人命を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ効率的に実施するため、「土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき土砂災害のおそれのある区域についての警戒避難体制の整備・周知を行う等、土砂災害から人命と財産を守る。

1　防災パトロールの実施

【担当課】道路河川課、建設管理課、県砂防課、湖東土木事務所

市および県は、関係機関および自主防災組織等と連携し、梅雨期および台風期の前などに土砂災害の危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

2　危険区域（箇所）の住民への周知

【担当課】危機管理課、県

市は、土砂災害から住民の生命・身体および財産を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ソフト対策の促進を図り住民の意識の高揚を図る。

3　水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、県

市は、応急対策活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4　避難指示等の発令・伝達マニュアルの整備

【担当課】危機管理課

避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準について取りまとめたマニュアルを整備するため、県および市は避難指示等の判断基準を策定し、市は避難指示等の伝達マニュアルの整備に努める。

5　避難行動要支援者の避難支援制度の推進

【担当課】危機管理課、社会福祉課

市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者についての避難支援等を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-124）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害 における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

6　自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

【担当課】危機管理課

市は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に積極的に自主防災組織の設置を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

7　土砂災害降雨危険度情報の運用

【担当課】危機管理課、県土木交通部

土砂災害の発生は降雨状況によりある程度予測が可能である。市は、人的被害を回避するため、県が運用する土砂災害降雨危険度情報の積極的な活用を図る。

8　雨量計等の整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、県土木交通部

市および県は、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、山間部への雨量計の増設を図る。

9　情報伝達施設の整備

【担当課】危機管理課、通信指令課

市は、土砂災害危険地域への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれがある鳥居本地区山間部への送受信可能な無線設備の設置を検討する。

10　土砂災害危険箇所ごとの警戒避難方法の検討

【担当課】危機管理課、ライフサービス課、警防課、社会福祉課

市は、土砂災害危険箇所ごとに次のような事項からなる警戒避難方法を定める。

(1) 情報伝達方法

以下の手段等を活用し、情報の伝達方法を定める。

ア　防災行政無線
イ　広報車、消防車両
ウ　自主防災組織
エ　消防本部、警察との連携
オ　彦根市災害用X
カ　彦根市ホームページの活用
キ　放送機関との連携
ク　彦根市メール配信システム
ケ　防災用屋外放送設備
コ　防災アプリ（Ｙａｈｏｏ!防災情報）

なお、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者が避難場所への安全な避難行動を開始できるよう、高齢者等避難（避難行動要支援者避難情報）の伝達方法については特に具体的に定める。

(2) 避難場所

避難場所の指定については、施設構造、他の自然災害の危険区域等も考慮し、地域住民と連携し見直し等を実施する。

(3) 避難経路

以下の内容等に考慮した避難経路を定める。

ア　各種災害の特性に対応した避難経路
イ　土砂災害危険区域を通過しない（渓流等の横断を避ける）避難経路
ウ　避難行動時の安全確保
エ　土砂災害は予測困難な自然現象であるため、必ずしも計画した避難場所に避難することが安全ではないこと
　なお、資料編4-2-1に避難経路として定めるが、災害時においては上記ア～エの内容を考慮し、避難経路として使用すること。

11　「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定

【担当課】危機管理課、道路河川課、社会福祉課、高齢福祉推進課、障害福祉課、幼児課、健康推進課、母子保健課、各担当部課

「土砂災害防止法」に基づく警戒区域および特別警戒区域の指定を受けた箇所について、円滑な警戒避難が行われるために必要な下記事項について整備をするよう努める。

(1) 情報の収集および伝達

ア　急傾斜地の崩壊等の誘引となる局所的な降雨状況の把握を行うための雨量計の設置、土

石流の発生を検地するためのワイヤーセンサー等の設置等、危険情報収集機器の整備に努める。

イ　子どもにもわかりやすい避難所、避難場所等位置図等を作成・配布することにより、住民への災害に関する情報の周知を行う。

(2) 予報または警報の発令および伝達

ア　予報、または警報の発令基準の設定について検討する。

イ　緊急時に住民の避難を促すためのサイレンの設置、警戒区域に係る住民の電話連絡網の作成等により、危険情報の伝達手段の整備を行う。

ウ　福祉保健部、こども家庭部は、警戒区域等内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報の連絡を行う。

(3) 土砂災害ハザードマップ作成と周知

危機管理課および建設部は、避難場所の周知および円滑・迅速な避難等を確保するため、災害危険場所や避難場所等を明記したハザードマップを作成し周知する。

参照

＊土砂災害ハザードマップ【資料編　P1-4-21 参照】
＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】
＊彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱【資料編　P7-1-124 参照】

第 7　地震災害警戒避難体制の整備

【現状】

地震を主目的とした警戒避難体制については、地域防災計画の見直しを行うなど、迅速な体制の確立について整備を進めている。

【方針】

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるよう、震災に対する警戒避難体制の確立を図る。

1　震災危険区域の把握と住民への周知

【担当課】危機管理課、建設管理課、道路河川課、県砂防課、湖東土木事務所

危機管理課および建設部は、危険区域を常に把握し、必要に応じて見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2　地震情報の把握

【担当課】危機管理課

危機管理課は、地震情報ならびに震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円

滑に行われるように努める。なお、気象台の発表する地震情報および震度情報ネットワークシステムにより震度を把握する。

3　水防倉庫・備蓄倉庫および資機材の点検・整備

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、県

市は、応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4　地域住民による震災対策活動の強化と自助意識の醸成

【担当課】危機管理課、消防本部・署、消防団

市、消防本部は、地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命・身体と財産は自分たちで守る。」という自助意識を醸成するよう努め、消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、非常持出品等の普及に努めるものとする。

5　震災危険箇所・地域ごとの警戒避難方法の周知

【担当課】危機管理課、道路河川課、建設管理課、警防課、通信指令課、市民課、社会福祉課

危機管理課および建設部は、関係各部の協力を得て、震災危険箇所・地域ごとに次のような事項からなる警戒避難方法を定め、地震ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等により周知する。

(1) 情報連絡体制
(2) 避難場所
(3) 避難路

参照

＊地震ハザードマップ【資料編　P1-5-11 参照】
＊液状化マップ【資料編　P1-5-12 参照】
＊家屋倒壊マップ【資料編　P1-5-13 参照】
＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】

第２節　避難施設等の対策

第１　避難施設等の対策

【現状】

本市の避難事例は、河川氾濫の危険性によるものが多い。特に芥川・犬上川・宇曽川・愛知川沿い等の住民および鳥居本地区の山間集落部の住民は、避難施設まで遠距離の移動が必要な場合があり、こうした地区では身近で安全な避難施設の整備が必要であるとともに、警戒・避難体制の確立を図る必要がある。

また、鈴鹿西縁断層帯による地震、南海トラフ地震等大規模な地震が発生する可能性があり、その際は、家屋の倒壊等により余儀なく避難所生活を強いられる住民が発生することが予想される。したがって、地震に対しても安全な避難施設の整備が必要であるとともに、警戒・避難体制の確立を図る必要がある。

【方針】

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、平時から避難施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その見直しと施設整備等に努めるとともに、避難施設について地域および職場での周知徹底を図る。

また、避難場所、避難路は、鈴鹿西縁断層帯地震、南海トラフ地震発生時等に住民が安全に避難できるように選定・整備する。

避難所の開設、運営にあたっては、女性の参画を推進し、要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮した避難場所環境整備の充実を図るとともに、女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。

また、車中泊避難者を含む、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者および在宅避難者に対しても、避難所への避難者と同様に、避難所において、食糧等を提供するとともに、被災者支援に係る情報を提供する。

なお、本計画では、災害時の避難場所または避難施設について、以下のとおり定義する。

- 指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設
- 指定避難所：一定期間滞在して避難生活を送る場所
- 広域避難地：火災の輻射熱から身体を守るためにおよそ10ヘクタール以上の広さを持つ公園、広場等のオープンスペース

1　指定緊急避難場所の指定・整備

【担当課】危機管理課、ライフサービス課、道路河川課

(1) 指定緊急避難場所の指定

ア　指定緊急避難場所の種類

市の避難場所は、指定緊急避難場所、指定以外の避難場所の2種類とする。

指定緊急避難場所は、切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設として、災害の種類ごとに市が指定する。

また、指定以外の避難場所は、市の設置基準に該当し、あらかじめ市と協定を締結した施設で、民間事業者等が管理する施設とする。

イ　災害種別ごとの指定緊急避難場所指定方針

(ｱ) 洪水時の指定緊急避難場所の指定方針

a　原則として、水防法で指定される浸水想定区域外に立地する施設とするが、浸水想定区域内においては、想定浸水深を超える高さに居室がある施設

b　同時に発生する可能性が高いため、原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設

c　緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

d　大雨や風から身を守ることができること

(ｲ) 土砂災害（がけ崩れ、土石流）時の指定緊急避難場所の指定方針

a　原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設

b　緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

c　土砂災害が発生する気象状況（集中豪雨）から身を守ることができること

(ｳ) 地震時の指定緊急避難場所の指定方針

a　地震に伴う土砂災害の発生を考慮し、原則として土砂災害防止法で指定される土砂災害警戒区域外に立地する施設または場所とするが、土砂災害警戒区域内においては、土砂災害警戒区域外に居室がある施設または場所

b　建築基準法に基づく耐震基準（昭和56年6月1日以降）に適合する施設

c　建物の倒壊や火災の影響を受けない、駐車場、グラウンド、広場等

d　緊急時に開錠が可能であり、速やかに避難者の受入れができること

ウ　指定緊急避難場所の配置方針

指定緊急避難場所は、災害発生時に住民が緊急に立退き避難をする場所であり、市は可能な限り住民の身近な場所にバランス良く配置する。

(2) 指定緊急避難場所の整備

指定緊急避難場所は、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を図る。

ア　安全確保

(ｱ) 避難者のニーズに配慮した避難所の整備

要配慮者および男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮し、要配慮者が使用しやすい設備となっているか、他者の視線を気にせず誰もが安心して使えるトイレ・更衣室の用意が可能な施設であるか等の把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。

イ　迅速な収容の促進

(ｱ) 指定緊急避難場所表示板の整備

(ｲ) 誘導標識等の整備

2　災害危険箇所ごとの避難場所および避難方法の検討

【担当課】危機管理課

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、毎年これを見直し、必要に応じて広報ひこねに掲載し、市民に周知徹底を行う。

(1) 情報連絡体制

(2) 避難場所

3　避難施設の管理者等との事前協議

【担当課】危機管理課、各担当部課

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、避難場所となる施設の管理者等と平時から十分な事前協議を行う。また、避難生活が長期にわたる場合の避難者の受入れ施設をリストアップしておく。

(1) 市が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。

(2) 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。

(3) 市は施設管理者との連携体制の強化に努めるとともに、鍵の不在によるリスクを回避するため、指定避難所の鍵を緊急初動チームに管理させるなど、迅速・確実な避難所開設を目指すよう努める。

4　指定避難所の指定・整備

【担当課】危機管理課、各担当部課

(1) 指定避難所の指定

ア　指定避難所の指定方針

指定避難所は生命、身体の危険から身を守ることを目的とする指定緊急避難場所とは異なり、被災者の住宅が回復するまで、あるいは、応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となるものとして位置づけ、学校施設等を主体に構造、規模および用途の点から安全で適切な施設を指定する。

イ　指定避難所の配置方針

指定避難所は、災害時に立退き避難した住民が生活する施設であるため、以下の事項を勘案して配置する。

(ｱ) 学区単位を基本にバランス良く配置する。

(ｲ) 地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して配置する。

(ｳ) 防災拠点との位置関係を考慮して配置する。

ウ　指定避難所の必要機能

指定避難所は、以下の条件を満たすものとする。このため指定避難所のうち、これらの条件を満たさないものについては、必要な整備を行う。

(ｱ) 鉄筋コンクリート造の建築物で耐震性を有するもの

(ｲ) 各避難所には給水施設を整備する。

(ｳ) 有線電話、防災行政無線、テレビ等を具備する。

(ｴ) 食糧品・寝具等必要な物資の備蓄

(ｵ) 高齢者、障害者に対応したスロープ、車椅子対応トイレ等の整備

(ｶ) 負傷者を一時的に収容するための救護設備の整備

(ｷ) 避難行動要支援者に対応可能な福祉避難室の整備

(ｸ) 救護用資機材の整備

エ　指定避難所の指定に当たっての注意事項等

(ｱ) 管理者の同意

市は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者（市を除く）の同意を得るものとする。

(ｲ) 県への通知

市は、指定避難所を指定したときは、その旨を知事に通知するとともに公示する。

(ｳ) 指定の取消

市は、当該指定避難所が廃止され、または基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消すものとする。その際、その旨を知事に通知するとともに公示する。

(ｴ) 住民への周知

市は、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を住民に周知する。

オ　多様な施設の利用

市は、指定避難所が不足する場合は、指定緊急避難場所や指定以外の避難場所の利用を検討し、更に不足する場合は以下に掲げる多様な施設の利用を図る。

(ｱ) 県有施設

(ｲ) 寺院、ホテル、旅館等の民間施設

(ｳ) 隣接市町等の施設

(ｴ) その他の施設

カ　指定避難所の整備

市は、指定避難所について、管理者と十分調整を図り、施設・設備の整備に努める。

(ｱ) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材（天井等）についても耐震対策を図る。

また、指定避難所に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を推進する。

(ｲ) 設備の充実による避難施設としての機能強化

ａ　非常用電源（非常時に利用できる太陽光発電設備や蓄電池等を含む）、自家発電機

ｂ　衛星携帯電話等複数の通信手段

ｃ　照明設備

ｄ　食糧、飲料水、生活用品の確保

ｅ　マスクや手指消毒液の確保

ｆ　暖房器具

ｇ　マッチ、プロパンガス、固形燃料等の燃料

ｈ　簡易トイレ、マンホールトイレシステム

ｉ　パーティション

ｊ　感染症対策用品　等

(ｳ) 要配慮者、女性、乳幼児等を考慮した設備の整備

ａ　紙おむつ等の介護用品

ｂ　高齢者や食物アレルギーを持つ人に対応した食事
ｃ　生理用品
ｄ　粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、おむつ等の乳幼児用品

(2) 指定避難所の整備

ア　指定避難所の整備

避難所としての機能を充実させるとともに、学区の防災拠点と位置付けて防災施設等の整備を図る。

(ｱ) 避難場所としての機能の整備

市は、避難所に選定される学校等の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。

(ｲ) 性暴力・ＤＶの防止

性暴力・ＤＶの発生を防止するため，女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(ｳ) 防災活動拠点としての強化

指定避難所は単なる避難所としてだけではなく、さらに進めて防災活動拠点としての性格の強化に努める。

ａ　人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

ｂ　防災活動設備の整備

有線・無線通信機器の整備を図る。

イ　避難所

避難所は、身体生命の危険から身を守ることを目的とする「避難場所」と異なり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる。したがって、係員による避難所の開設および運営が必要となる。

ウ　収容者の滞在援助

日常生活品の備蓄

エ　良好な生活環境の確保に向けた取組

市は、避難所運営マニュアルを作成し、避難所の開設時に、各避難所と市本部との連絡体制の確立や各避難所における避難者のリスト作成を早急に行えるようにする。また、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成することや避難所の組織体制および応援体制の整備、避難所における備蓄、避難所運営マニュアルの周知等に努め、避難所における良好な生活環境の確保を図る。

また、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

その他の避難所の開設および運営の具体的方法については、災害応急対策 第3章第1節「避難行動」による。

5　避難路の整備

【担当課】危機管理課、道路河川課

安全な避難確保として、避難路となる道路整備に努める。

避難路とは、広域避難地へ通じる道路または緑道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるため、予め指定したまたは整備する道路等をいう。

避難路の選定要件は、広域避難地に通じる道路等であって、幅員は、道路で15m以上、緑道で10m以上を確保するように努める。

避難路としての道路については、次の点を考慮して整備を行う。

(1) 避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。

(2) 避難路としての道路・橋りょうの新設や増幅・歩道等の改良は、防災都市づくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。

(3) 避難路における障害物・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

6　表示板等の整備

【担当課】危機管理課

(1) 避難場所に災害種別ごとに対応した避難場所を明示した表示板を設置する。

(2) 避難場所の周辺に誘導標識を設置する。

7　避難に関する情報の周知・広報

【担当課】危機管理課、広報戦略課

避難に関する情報（避難方法等）について、防災マップ・各種ハザードマップ・広報ひこね・彦根市ホームページ等を通じて、市民に対する周知の強化を行う。

8　避難行動要支援者等の避難支援の検討

【担当課】危機管理課、社会福祉課

避難行動要支援者、遠距離避難者等のために、バス派遣などの避難支援の検討を行う。

9　福祉避難所の指定

【担当課】危機管理課、社会福祉課

市は災害発生時には、避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、指定避難所である市内17小学校の特別教室や空き教室を「福祉避難室」として指定する。また、障害者福祉センター等の公共施設等の利用に加え、民間の社会福祉施設などを「福祉避難所」として指定する。

これらの対応を的確に実施できるよう環境整備に努める。

10　指定避難所の通信網強化

【担当課】危機管理課

避難施設の非常時通信網強化のため、市指定の避難施設には防災行政無線の送受信機器を整備する。

11　帰宅困難者対策

【担当課】危機管理課、地域経済振興課、観光交流課、教育総務課、県教育委員会、各種学校法人

市は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、ホテル等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。

また、学校等では、保護者が帰宅困難者となる場合もあることから、児童・生徒の安全確保および保護者への引渡しに係る方針を平時から児童・生徒およびその保護者へ周知することに努める。

参照

＊指定緊急避難場所の指定方針【資料編　P4-1-1 参照】
＊指定避難所の指定方針【資料編　P4-1-2 参照】
＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】
＊避難経路として想定される主要道路【資料編　P4-2-1 参照】

第 2　避難行動要支援者対策

【現状】

高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものは、いわゆる避難行動要支援者と呼ばれている。

現在、ひとり暮らし高齢者等を対象に彦根市緊急通報システムが稼働しているものの避難行動要支援者への対応については、関係所属・機関等が連携を保ち総合行政として取り組む必要がある。

また、災害時避難行動要支援者支援制度によるシステムを活用し、情報の収集、管理を行い、迅速な対応を図る。

【方針】

避難行動要支援者は、災害の認識や避難指示等の受理、自力避難などが困難であり、災害時における避難行動要支援者の保護安全のため、市・県・防災関係機関は、施設および地域社会の協力のもとに、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等、種々の施策に努める。

災害は突発的に起きるため精神的に動揺することが考えられるので、避難行動要支援者に対する配慮は極めて重要である。

なお、「避難行動要支援者の避難行動支援に係る取組指針」（内閣府）に示される、「地域防災計画において定める必須事項」についての詳細は、資料編（P7-1-124）に示す。

また、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「災害時避難行動要支援者個別避難計画」作成マニュアルを参考に、地域における避難支援の推進を図る。

災害における全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合が高いことを背景とし、令和3年5月の災害対策基本法の改正により、これまで取組指針で取り組むこととしていた個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、関係課が連携し、個別避難計画の作成・更新を行う。

1　社会福祉施設等の対策

【担当課】福祉保健部、こども家庭部、危機管理課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課

関係行政機関は、情報交換を行い相互協力のもと、以下の要配慮者支援対策および避難行動要支援者対策を推進する。特に、避難行動要支援者のための避難支援対策の検討を行う。

(1) 防災計画の策定

各施設管理者は、災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災対策計画を策定する。

また、防災対策計画には自然災害からの避難も対象となっていることを認識し、防災対策計

画等の内容や避難訓練の実施状況について、県や市が施設開設時および定期的な指導監査等の機会を通じ、防災対策計画等への洪水や土砂災害等の対策の記載、訓練の実施状況、緊急度合いに応じた複数の避難先の確保状況等について確認するよう努める。

平成29年6月に水防法および土砂災害防止法が改正され、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務付けられた。

さらに、令和3年5月にも水防法および土砂災害防止法が改正され、避難訓練の実施報告が義務付けられた。

市は、円滑な避難確保計画の作成・避難訓練の実施に向けて、要配慮者利用施設との連携を図る。

※義務付けは、市地域防災計画に、施設の名称および所在地が定められた施設が対象

(2) 防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

(3) 施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については、日頃から安全点検を行う。

(4) 地域社会との連携

社会福祉施設の入居者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難に当たっては、施設職員の支援だけでは不十分な場合が予想される。常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民、自主防災組織、自治会、事業所等の協力が得られる体制づくりをする。

(5) 緊急連絡先の整備

緊急時には保護者または家族と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡先の整備を行う。

2　在宅の要介護者の対策

【担当課】福祉保健部、危機管理課、警防課

(1) 対象者の範囲

防災上対象となる要介護者の範囲は、在宅で生活を営む重度心身障害者、寝たきり老人、乳幼児およびこれらに準じる者。

(2) 避難行動要支援者の避難支援制度の推進

社会福祉課は、災害時における避難行動要支援者の円滑・迅速な避難等を確保するため、災害時避難行動要支援者支援制度への登録を推進し、「避難行動要支援者個別支援計画」作成マニュアルを参考にした避難訓練の実施を推進し、地域における避難支援の推進を図る。

(3) 要介護者の把握

市は、在宅の要介護者の把握に努める。ただし、これらの対象者の情報は、プライバシー保護の立場からその管理に注意する。

当面の対応策としては、避難行動要支援者のうち寝たきり、独居等の高齢者および心身障害者を主体に福祉保健部および消防本部の避難行動要支援者救護体制の確立を図り、あわせて関

係各部の内部体制を強化する。

このため、社会福祉課は、毎年、年1回に定時整備として、避難行動要支援者の住区別リストおよび民生委員・児童委員の地区別リストを打ち出しするものとし、通年、逐次最新の情報整理に努める。

(4) 地域でのバックアップ体制の確立

市は、広報等により在宅の要介護者をはじめとして、家族、地域住民に対する要介護者への配慮について啓発を行うとともに、地域の民生委員・児童委員や福祉ボランティアおよび周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

ア　在宅の要介護者およびその家族に対する指導

(ｱ) 日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

(ｲ) 災害発生時には近隣の協力が得られるよう日常的にコミュニケーションを図ることに努力する。

(ｳ) 地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

イ　地域住民に対する指導

(ｱ) 自治会等において、地域住民の要介護者の把握に努め、その支援体制を平時から整備する。

(ｲ) 災害発生時には対象者の安全確保に協力する。

(ｳ) 地域防災訓練等に要介護者およびその家族が参加する。

(ｴ) 地区民生委員・児童委員に対し、研修会等を通じて、防災面での地域協力の気運を盛り上げる。

(ｵ) 自治会や自主防災組織等を通じて、地域に協力する。

3　外国人等への対策

【担当課】危機管理課、人権政策課、観光交流課

前記以外の避難行動要支援者としては、外国人・旅行者等が考えられる。日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な旅行者などは、避難行動要支援者に位置付けられる。

したがって、特に訪日外国人に対して、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き（平成26年10月：国土交通省観光庁）」を踏まえ、次の対策を実施する。

(1) 外国人等への防災知識、訓練の普及

(2) 外国語による防災情報等の表示の推進

外国人に対して、外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物を配布する。

(3) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きい。そのため、広報活動等においてやさしい日本語や英語等を併用して実施する。また、標識等は「彦根市公共サインガイドライン」に従い可能な限り2か国語表示（日本語・英語）を行い、主要な名称にはローマ字やふりがな（ひらがな）併記とすることを検討していくとともに、指定緊急避難場所および指定避難所の表示板を整備・更新するときは、内閣府が示した災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）で全国標準化された表示方法に倣い、ふりがな（ひらがな）や外国語（英語）での併記や共通のピクトサインである災害種別図記号の使用に努める。

(4) 地域でのバックアップ体制の確立

周辺の自主防災組織、自治会等に協力を要請し、地域でのバックアップ体制の確立を図る。

4　浸水想定区域・土砂災害警戒区域等内の避難行動要支援者が利用する施設に対する情報の伝達

【担当課】福祉保健部、こども家庭部、危機管理課、警防課、人権政策課、病院総務課、学校教育課、生涯学習課

市は、愛知川・宇曽川・犬上川・芹川・琵琶湖浸水想定区域内の高齢者・障害のある人や子ども・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（資料編P4-6-1参照）に対して必要な情報の連絡体制を整備するなど、必要な対応マニュアルの整備に努める。

また、同施設の管理者に避難計画の策定や避難訓練の実施等に努めるよう周知する。

参照

＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】

第 3 節　雪害予防対策

第 1　雪害予防対策

【現状】

本市における道路除雪体制（除雪路線および実施区分の分担）は、以下のとおりである。

- 国道および県道は、国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所および県が行う。
- 市道等の実施区分は資料編（P4-5-6参照）に示すとおりである。

【方針】

市民生活の安定のため、除雪体制を整備し、道路交通の確保と雪害の軽減を図る。

1　除雪計画の策定

【担当課】建設管理課、道路河川課、県土木交通部、滋賀国道事務所

除雪対策本部（事務局は建設部に置く）は、毎年、除雪計画を策定する。

市内主要道路の除雪路線の選定については、地域差をなくし、地域住民に密接したものでなければならないこと等を考慮し、除雪機械進入の可否および現有機械の能力により定める。

また、除雪の実施区分の分担については、毎年、県および関係機関と協議する。

2　市内主要道路の除雪体制の強化

【担当課】建設管理課、道路河川課、農林水産課、県土木交通部、滋賀国道事務所

市は、冬期における道路交通の安全を確保するため、平時から主要道路の除雪および凍結防止等を目的として、除雪機械の整備および要員を確保するなど、除雪体制の強化に努める。

(1)　除雪機械の整備

ア　平時から除雪の万全を期するよう機械の整備を行う。

イ　規定値を超える豪雪または緊急除雪を要する場合に備え、建設業者等と委託契約を締結し、除雪計画を定めておく。

(2) 補助金の活用

市は、市民の自主的な協力を得るために、彦根市除雪用機械購入事業補助金交付要綱および彦根市地域除雪作業委託事業補助金交付要綱に基づく補助事業を活用し、自治会等組織による除雪を促進する。

(3) 凍結防止対策

道路管理者は、冬期における主要道路の凍結を防止し、道路交通の安全を図るため凍結のおそれがある場合は、凍結防止剤（塩化カルシウム等）を散布する。また、凍結のおそれのある場合の注意喚起として、一般住民に対し次の事項の周知徹底に努める。

ア　凍結のおそれのある場合には、道路に水をまかない。

イ　道路にみだりに雪を積んだり、雪氷などをまかない。

ウ　車両運転者は、土砂、石、水などを落としながら走行しない。

3　広報および連絡

【担当課】道路河川課、建設管理課、農林水産課、県土木交通部、滋賀国道事務所

道路管理者は、積雪および凍結地域における道路交通の確保と雪害予防のため、次の広報活動を実施するとともに、関係機関と相互連絡を密接に行いその対策に当たる。

(1) 交通規制や気象情報の案内板の設置

冬期の道路交通の案内のため、路面の積雪・凍結および交通状況を明示する。

(2) 雪崩危険箇所等の表示

雪崩により交通上あるいは生命・身体・財産に被害を及ぼすおそれのある箇所（特に児童の登下校道等）に危険箇所表示を行う。

(3) 除雪作業の一般協力要請

積雪は、交通上の障害のみならず、消防水利（消火栓・防火水槽）を覆い隠し、火災時における消火活動の阻害要因ともなることから、これらを含めた除雪作業に対し市民の積極的な労働提供の協力が得られるよう、平時から除雪作業の一般協力要請に努める。

(4) 関係機関との連絡

警察と密接な連絡を行い、迂回路の周知連絡など広報の一元化を図る。

4　自主防災組織の育成と自衛意識の醸成

【担当課】危機管理課、消防本部・署・団

積雪により孤立のおそれがあり、避難の必要性が高い中山・善谷・荘厳寺・笹尾などの山間集落を対象に、積極的に自主防災組織の育成を推進し、雪害に対する自衛意識の醸成を図る。

参照

＊市道等の除雪体制（実施区分）【資料編　P4-5-6 参照】
＊除雪体制関係図【資料編　P4-5-11 参照】

第4節　事故災害対策

第1　湖上事故災害対策

【現状】

県土の中央にある琵琶湖は、貴重な水資源であるだけでなく、水産資源、観光資源や水上交通としての機能を有している。琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船（株）、近江トラベル（株）が定期航路等を運航している。また、動力付き漁船、動力付きプレジャーモーターボートもある。

【方針】

湖上事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全確保を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、農林水産課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、警察署、各関係機関

緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。また事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2　初動体制の整備

【担当課】危機管理課、各担当部課、各関係機関

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

第2　航空機事故災害対策

【現状】

本県には空港はないが、近隣府県の状況をみると、大阪府には大阪国際空港（拠点空港）、関西国際空港（拠点空港）、八尾空港（拠点空港）、兵庫県には神戸空港（地方管理空港）、愛知県には中部国際空港（拠点空港）、名古屋空港（その他公共用飛行場）、石川県には小松飛行場（共用飛行場）、能登空港（地方管理空港）、福井県には福井空港（地方管理空港）があり、この中には本県上空を通過する定期航路がある。

【方針】

航空機事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大を図り、住民の安全を確保する。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、農林水産課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

航空機事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2　初動体制の整備

【担当課】危機管理課、各担当部課、各関係機関

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

3　防災訓練の実施

【担当課】消防本部・署・団、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

県、防災関係機関と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

第 3　鉄道事故災害対策

【現状】

市内の鉄道は、JR 東海道本線（琵琶湖線）と近江鉄道 本線、多賀線があり、彦根駅を中心として、東海道本線（琵琶湖線）：彦根駅 － 南彦根駅 － 河瀬駅 － 稲枝駅、近江鉄道 本線：フジテック前駅 － 鳥居本駅 － 彦根駅 － ひこね芹川駅 － 彦根口駅 － 高宮駅、多賀線：高宮駅 － スクリーン駅の10駅がある。

その他、JR 東海道新幹線が米原駅 － 京都駅間で市内を通過している。

【方針】

県、市町、関係事業者等の防災関係機関は、鉄道災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、西日本旅客鉄道（株）、東日本旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）、彦根警察署、各関係機関

迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2　初動体制の整備

【担当課】危機管理課、各担当部課、各関係機関

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

3　防災訓練の実施

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、各担当部課、西日本旅客鉄道（株)、東日本旅客鉄道（株)、近江鉄道（株)、各関係機関

県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

第 4　道路事故災害対策

【現状】

市内には名神高速道路の彦根インターチェンジがあるほか、幹線となる道路としては、国道8号、国道306・307号、主要地方道大津能登川長浜線および彦根近江八幡線が湖岸線とほぼ平行に市域を貫き、その他の県道・市道などが幹線を繋いでいる。

また、バス輸送としては湖国バスおよび彦根観光バスが運行されており、路線バスはJR各駅を起点に運行されている。

【方針】

道路事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、建設管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、彦根警察署、道路管理者、各関係機関

迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2　初動体制の整備

【担当課】危機管理課、各担当部課、各関係機関

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

3　防災知識の普及

【担当課】危機管理課

市職員、住民を対象に事故発生時にとるべき行動や避難場所等防災知識の普及を図る。

4　防災訓練の実施

【担当課】消防本部・署・団、危機管理課、建設管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、各担当部課、彦根警察署、道路管理者、各関係機関

県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

第 5　危険物等事故災害対策

【現状】

本市には、危険物施設や、高圧ガス施設を有する工場、火薬類施設（火薬庫）等が存在している。

【方針】

消防法による危険物は、重要なエネルギー・原材料等として現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、消防法および関係法令の厳しい安全基準のもと、保管・管理されているが、地震・火災・水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらすおそれがある。本市においても、危険物施設等の増加・大規模化・集積化が進むほか、危険物を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくないので、審査、定期検査、査察等を実施する。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】各危険物施設の責任者、消防本部・署・団、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2　保安教育の実施

【担当課】各危険物施設の責任者、消防本部・署、危機管理課、各担当部課、各関係機関

消防本部・消防署は、保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者および保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。また、次の保安思想の普及・防災指導を実施する。

(1) 危険物に関する法令（消防法、高圧ガス保安法、火薬取締法）の周知徹底を図る。
(2) (1)の法に規定される危険物・高圧ガス・火薬類の取扱いの指導を行う。
(3) 危険物安全週間、高圧ガス保安活動促進週間、火薬類危害予防週間を実施する。

3　規制・指導の強化

【担当課】各危険物施設の責任者、消防本部・署

消防本部・消防署は、危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

(1) 危険物施設の位置、構造および設備の維持管理
(2) 危険物の取扱い、運搬、積載の方法
(3) 危険物施設の管理者、保安監督者
(4) 予防規程の作成および貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
(5) 危険物施設周辺の環境整備
(6) 関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安および立入検査を強化する。
(7) 各事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持されているかについて、自主保安体制を徹底するよう指導する。
(8) 関係機関との密接な連携・協力のもとに規制・指導を行う。

4　危険物運搬車両等の街頭取締り（危険物）

【担当課】消防本部・署

消防本部・消防署は、移動タンク貯蔵所および危険物運搬車両の街頭取締りを警察等関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の災害予防意識の向上を図る。

5　自主防災力の強化（危険物）

【担当課】消防本部・署

(1) 消防本部・消防署は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。
(2) 消防本部・消防署は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進する。

6　応急保安対策の周知（高圧ガス）

【担当課】各危険物施設の責任者

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合または近隣火災その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

(1) 高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し地中に埋めるとともに、作業員以外は避難させる。
(2) 製造施設または消費施設等が危険な状態にある時は、消費作業等を中止して施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

7　自主保安体制の整備（高圧ガス）

【担当課】各危険物施設の責任者

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

(1) 自主保安教育の実施

(2) 定期自主検査の実施と責任体制の確立

(3) 関係保安団体との横断的な連携

8　資機材の整備

【担当課】各危険物施設の責任者、消防本部・署、各関係機関

消防本部は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。事業者は危険物事業所の化学消火薬剤および必要資機材の備蓄を促進する。

その他、事業者および防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

9　危険物等の把握と活動中の安全確保

【担当課】各危険物施設の責任者、消防本部・署

消防本部は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害についての教育訓練を行う。また、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握を行う。

10　防災訓練の実施

【担当課】各危険物施設の責任者、消防本部・署・団、危機管理課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

危険物等災害を想定した防災体制を強化するため、自衛消防組織、消防本部、警察等防災関係機関が一体となって実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。

また、市は、危険物等災害を組み込んだ防災訓練を実施する。

第 6　毒物劇物事故災害対策

【現状】

毒物および劇物取締法で指定されている毒物・劇物は毒性の強い物質であり、小事故でも初期の扱いを誤った場合は、大規模な事故につながる可能性があるため、これらの取り扱いは法律で厳しく規制されている。

【方針】

毒物劇物に係る災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】各毒物劇物施設の責任者、消防本部・署・団、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推

進課、生活環境課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。

2　保安体制の強化

【担当課】各毒物劇物施設の責任者、各関係機関

県は、事故の未然防止を図るため毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、実態調査等によりその把握に努める。

3　資機材の整備

【担当課】各毒物劇物施設の責任者、各関係機関

県は、毒物劇物をタンクで貯蔵する施設に対して、毒物劇物が飛散、漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の常備を指導する。

また、消防本部、警察署は毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

第 7　大規模な火災災害対策

【現状】

本市においては、明治初期以降、焼失棟数10戸を越す大規模な延焼火災は起こっていない。しかし、市街地は旧城下町の名残として木造密集住宅・狭あい道路が多く、延焼危険は高い。

【方針】

こうした状況に対応するため、火災防御活動については、放水準備時間の短縮と水損防止を基本方針として、消防本部・署の全所属への水槽付き消防ポンプ自動車の配備が完了し、早期鎮火を図る体制づくりを整えている。

また、中高層建物や避難行動要支援者収容施設に対する火災防御体制を確立するため、はしご車等を活用した警防計画を樹立し、これに基づく訓練を実施し有事に備える。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署・団

迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備

しておく。

2　市街地整備および建築物不燃化の推進

【担当課】都市計画課、建築指導課、消防本部・署・団

火災による被害を防止・軽減するため土地利用の規制・誘導や避難地・避難路の整備を推進するとともに、建築物の不燃化等の施策を推進する。

3　消防力の強化・充実

【担当課】消防本部・署・団

(1) 常備消防力（消防本部・署）の整備

消防力とは、「人」、「機械」、「水」、から構成される。「消防力の整備指針」に基づき、態様の変化に対処できる必要消防力を算定し、増強・更新年次計画を樹立するものとする。

(2) 非常備消防力（団）の整備

活性化に関する施策を推進することで団員の確保を図り、整備・更新計画に基づく装備の近代化を促進する。

(3) 通信施設の整備

消防情報共有システムおよび現有の無線・有線通信施設の整備強化を図り、情報ネットワーク化の構築を推進する。

(4) 消防水利の整備

「消防水利の基準」に基づき、必要水利施設を算定し、その整備増強を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い逐次増設を図るとともに、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。

また、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

(5) 消防活動困難地域の解消

消防活動困難地域の解消のため、狭あい道路等の拡幅、電柱撤去（電線埋設）、角切りおよび駐車車両の排除などを促進するよう、関係機関と調整を図る。

4　火災予防

【担当課】消防本部・署・団

(1) 防火対象物

災害対策基本法第59条の規定による事前措置の即時対象となる防火対象物の管理者等に対する火災予防を含めた災害予防を徹底するため、消防法第4条の規定に基づき当該対象物に立入り、状況を検査（調査）し、「彦根市火災予防査察規程」に基づく定期査察・特別査察、立入調査等を通じ、指導の強化を図るとともに、「彦根市火災予防違反処理規程」に基づき、消防法令違反対象物の是正強化を図る。

ア　防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りする百貨店、旅館、ホテル、病院等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導およ

び消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検指導および自衛消防組織の充実・促進の指導を徹底する。また、消防法施行令第4条の2の2第1項第1号の防火対象物の防火管理者に対して再講習の受講を促す。

イ　消防用設備等および特殊消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火および避難のため、消防用設備等および特殊消防用設備等の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

(2) 予防広報活動

市民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、火災の未然防止、初期消火および早期通報・避難について各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

ア　春秋全国火災予防運動
イ　危険物安全週間
ウ　文化財防火デー
エ　街頭広報、巡回広報
オ　市広報誌および消防リーフレット
カ　防火座談会の実施

参照

＊消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編　P5-1-1 参照】
＊消防水利【資料編　P5-1-3 参照】

第 8　林野火災対策

【現状】

近年、森林は健康増進・野外教育等の場として評価されるようになり、森林への入山者が増加している。

本市でも男鬼町・荒神山山麓に野外活動施設（キャンプ場など）があり、森林のレクリエーション利用者の増加のため、たばこ・たき火等の火気の不始末により林野火災の危険性が増大している。

現在の林野面積は資料編（P1-1-5）に示すとおりである。

【方針】

林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者

迅速に応急対策が行えるよう緊急時のデジタル技術の活用による情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。

2　監視体制の強化

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者

平時から火入れ等に関する許可取得や届出義務の奨励により監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、森林火災の発生が予想される場合または火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

(1) 火入れの制限、禁止
(2) 森林内作業者、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
(3) 巡回パトロールの実施・強化

3　消防施設の整備

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防御資機材の整備に努める。

4　消火体制の強化

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次のような施策により、消火活動の有効敏速化を図る。

(1) 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
(2) 消火活動に従事する人員および消火資機材の輸送の円滑化のため、林道の整備を促進する。
(3) 森林所有者または管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

5　防火意識の啓発

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者

人為的原因を除去するため、一般住民ならびに森林内作業者、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。

火災危険の高い時期においては、関係機関等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防火上必要な次の事項について注意・指示・指導を行う。

(1) 立看板・標識の設置と補修
(2) 火気注意事項の掲示、チラシ・パンフレット等の配布
(3) 林野火災の多発する3～4月にかけての予防広報等の実施
(4) 山火事予防運動の実施

6　広域応援体制の整備

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者

早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

7　防災訓練の実施

【担当課】消防本部・署・団、農林水産課、林業等関係者

県と共同して、防災関係機関、住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施する。

参照

＊地目別土地利用状況【資料編　P1-2-1 参照】

第 9　放射性物質運搬事故等災害対策

【現状】

市内に医療機関等の放射性同位元素取扱事業者があるほか、滋賀県内および近隣県には、事業所毎に取り扱う放射性同位元素等の種類、量、使用目的、使用方法等が多様な、医療機関、研究機関等の施設が存在する。

【方針】

核燃料物質等の放射性物質の輸送中における事故が発生した場合に、または、放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】県、放射性同位元素取扱事業者、消防本部・署、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、彦根市立病院、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

核燃料物質等の放射性物質の輸送中における事故が発生した場合、または、放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。

2　初動体制の整備

【担当課】危機管理課、各担当部課、各関係機関

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

3　放射性同位元素取扱事業者の対策

【担当課】放射性同位元素取扱事業者、消防本部・署、危機管理課、健康推進課、高齢福祉推進課、生活環境課、彦根市立病院、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線同位元素等の事業所外運搬中の事故あるいは地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合には、以下のような危険

時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材および防災資機材を携行する。

(1) 国、県、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
(2) 消火、延焼防止の措置
(3) 放射性同位元素等輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
(4) モニタリングの実施
(5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避
(6) 放射性物質による汚染の拡大の防止および除去
(7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
(8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（原子力規制委員会、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第5節　原子力災害対策

第1　原子力災害対策

【現状】

県北部と隣接する福井県には、4市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）に6つの原子力事業所が所在し、計15基の原子力施設が設置されている。

また、本市から最も近い関西電力（株）の美浜発電所までの距離は、最短で約50kmの位置関係にある。

【方針】

原子力事業所で原子力発電所事故が発生し、その影響が本市に及ぶ場合または及ぶおそれがある場合に対する備えとして、災害応急対策を円滑に実施できるよう、機能的な活動体制の整備を図る。

1　情報の収集・連絡体制の整備

【担当課】消防本部・署、危機管理課、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平時から以下の安全対策を講ずる。

(1) 市は、原子力災害を未然に防止するため、県と緊密な連携の下、原子力事業所およびその周辺環境の安全に関する情報を常に把握するよう努める。

(2) 市は、県と緊密な連携の下、県が実施する周辺環境の安全を確認するため環境放射線のモニタリングに協力するとともに、モニタリングの評価結果について把握する。また、平時より、市独自での環境放射線のモニタリングの実施に努める。

(3) 市担当課と関係機関は、原子力災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平時から整備しておく。

(4) 市は、国、県および防災関係機関と連携体制を構築し、原子力災害発生時からの経過に応じ、市民に提供すべき以下の情報の項目について整理しておく。また、市民からの問合せに対応する市民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

なお、情報連絡・伝達体制の整備については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の避難行動要支援者および一時滞在者に十分に配慮する。

ア　原子力災害および現地における応急対策の状況
イ　県下における影響の有無やその程度
ウ　県や国等が講じている応急対策に関する情報
エ　交通規制や公共交通機関の運行の状況等
オ　環境放射線モニタリングシステムデータ
カ　環境試料モニタリングデータ

キ　原子力事業者の測定データ
ク　福井県原子力環境監視センターデータ
ケ　京都府環境放射線監視テレメータシステムデータ
コ　原子力規制委員会放射線モニタリング情報
サ　（国研）量子科学技術研究開発機構のサイト
シ　（公財）原子力安全研究協会のサイト 等

2　初動体制の整備

【担当課】危機管理課、各担当部課、各関係機関

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施するよう努める。

3　防災知識の普及

【担当課】危機管理課

市職員、住民を対象に原子力発電所事故発生時にとるべき行動や退避・避難方法等防災知識の普及を図る。

また、市は、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。

4　防災訓練等の実施

【担当課】消防本部・署・団、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

県、防災関係機関、関係事業者が実施する原子力発電所事故を想定した防災訓練への参加を行う。

5　資機材等の整備

【担当課】消防本部・署、危機管理課、市立病院、各担当部課、彦根警察署、各関係機関

滋賀県に隣接する福井県には原子力事業所が所在し、これらの事業所において異常事態が発生すると、本市まで放射性物質や放射線が及ばないとしても、異常事態に対する市民の不安が高まり、市民生活に混乱が生じるおそれがある。以上のことを踏まえて、次に掲げる事項について整備する。

(1) 市は、国、県、彦根警察署、消防本部その他防災関係機関と協力して、原子力防災対策上必要とされる防災活動資機材等の整備を図る。
(2) 市民等の安全確保のために、安定ヨウ素剤を備蓄するよう努める。

第6節　応急対策の事前整備

第1　防災資機材等の整備

【現状】

防災関係用の資機材は、災害対策本部用および主要河川沿いに10箇所設置されている水防倉庫等に整備されている。

【方針】

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるよう、点検整備を実施する。また、水防倉庫のほかに、新たな備蓄倉庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等の配備を検討する。

1　資機材の点検・補充

【担当課】危機管理課、建設管理課、警防課

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については逐次補充を行う。

2　備蓄倉庫等の設置

【担当課】危機管理課、建設管理課、警防課

応急対策の円滑化のため、応急用の食糧や避難救助器具等の防災用資機材の整備を図る。
防災用の必要資機材の備蓄場所として、備蓄倉庫の設置を検討する。

3　消防用施設の整備・拡充

【担当課】危機管理課、警防課

大規模災害時における消火および救助等の機能向上のため、各種消防自動車や救助資機材、防火水槽等の消防用施設について整備・拡充を図る。

4　資機材の整備と調達

【担当課】危機管理課、建設管理課、警防課

防災用資機材等の整備品目の緊急時における調達方法について検討する。災害発生時には、建築物・構造物の倒壊や破損が予測されるので、この対応について検討する。

5　地籍調査の推進

【担当課】建設管理課

災害発生時の円滑な復旧の基本情報となる土地情報（所有者、地番、境界、面積等）を復元可能な数値データで整備・保存する地籍調査の推進を図る。

6　民間との協力体制

【担当課】危機管理課、生活環境課、建設管理課、警防課

(1) 土木資機材、労力などの調達

人命救助、被災住宅の応急処理等における土木資機材、労力等などの調達を円滑に実施するため、建設業者と「災害時における応急救援活動への応援に関する協定書」の締結を行っており、建設業者との協力体制の確立を図っている。

(2) 応急対策用資機材の燃料等調達

災害時における応急対策用資機材の燃料等の調達を円滑に実施するため、燃料等供給業者と「災害時における燃料等の供給協力に関する協定書」の締結を行っており、燃料等供給業者との協力体制の確立を図っている。防災用備蓄資機材庫の必要資機材は資料編（P4-3-1参照）に示すとおりである。

なお、現在協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

(3) 倉庫業者との応援協定締結の推進

災害時に大量の支援物資が届けられたときに、収容スペースや仕分け等に関して、民間事業者の倉庫施設や専門家のノウハウを活用することにより、被災者への支援物資の円滑な供給を図るため、倉庫業者との応援協定を締結するなど、協力体制を確立する。

参照

＊水防倉庫の現有資機材【資料編　P1-3-11 参照】
＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊防災用備蓄資機材庫の必要資機材【資料編　P4-3-1 参照】

第 2　救急救護体制の整備

【現状】

彦根市立病院が、湖東保健医療圏における「災害拠点病院」として県から指定されている。

市の医療救護体制については、「彦根市消防本部集団救急救護活動要綱」のほか、湖東保健医療圏内の関係機関で構成される湖東地域救急高度化推進協議会（事務局：彦根市消防本部警防課）および滋賀県広域消防相互応援協定等において集団救急事故災害対策等について協議、検討するとともに、警防課・通信指令課が軸となって管内の救急病院と定期的な会議を持ち、災害時の医療救護体制の充実に努めている。

【方針】

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の医療・救護活動を円滑に実施するため、災害拠点病院である「彦根市立病院」を中心拠点に、彦根医師会、彦根歯科医師会、彦根薬剤師会や関係機関の協力を得て、集団救急事故等における救急、救護体制の充実、強化を図るものとする。

1　救助救急体制の整備

【担当課】警防課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

(1) 災害の様態の複雑多様化に的確に対応するため、救助に関する教育訓練体制の充実、救助用資機材の整備等、救助体制の充実強化を図る。
(2) 広域的または局地的に発生が予想される救急事象に対処するため、救急救命士の養成等救急隊員に対する教育訓練の拡充、高規格救急車をはじめとする高度救急処置用資機材の整備等を推進し、救急業務体制の充実強化を図る。

2　救護体制の整備

【担当課】警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

救急救護事象に対処するため、救急救護資機材の備蓄・開発を推進し、医療機関との情報通信機能の確保と有機的な連携協力のもと、一貫性のある応急救護体制の確立を図る。

市が整備すべき短期的課題としては、消防本部と救急告示4病院との連絡会議による協力体制を軸として、次の現場活動体制を確立する。

［消防本部からのホットライン（突発性事故）］

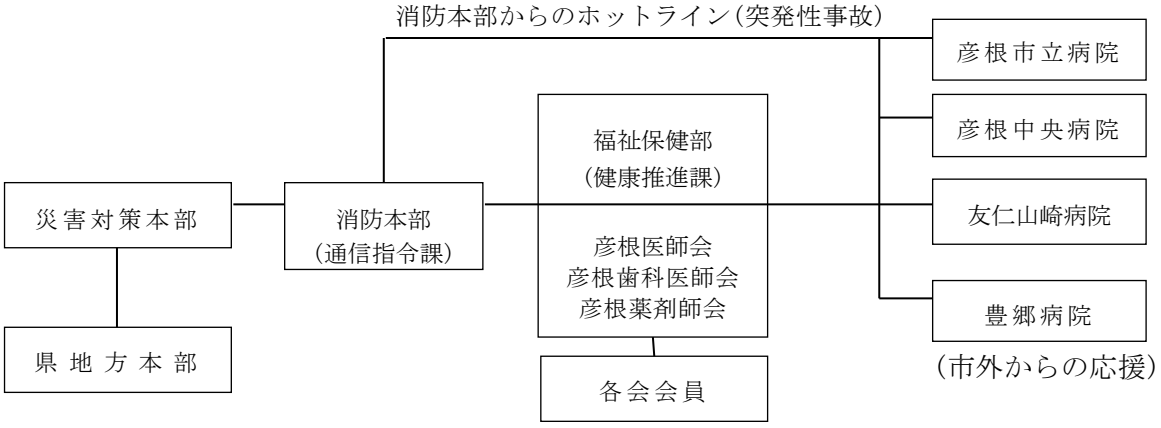

(1) 災害現場への医師、看護師の派遣に伴う諸手当、医薬品等の入手経路等、その手続および処理の方法を具体化していく。
(2) 平時の体制から災害時の体制へ円滑に移行できる体制として、次のような現場活動機構・体制を確立する。

3　自主救護能力の向上

【担当課】警防課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

市民の自主救護能力の向上のため、住民に対する応急手当および救助活動の基礎技術の普及を推進するなど災害発生時における消防や医療機関と地域住民との連携強化を図る。

4　初動医療体制の整備

【担当課】警防課、通信指令課、健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

災害時における負傷者等に対する医療救護が、その軽・重に応じて迅速かつ適切に実施されるよう必要な体制の整備を図る。

(1) 救急指定病院と密接な連携をとり、協力体制の確立を図る。
(2) 災害の状況に応じ、必要と認めた場合は、彦根医師会に医療救護班、彦根歯科医師会に歯科医療救護班、彦根薬剤師会に薬剤班の編成、出勤を要請する。
(3) 彦根休日急病診療所は、診療体制の整備・充実を図る。

5　医薬品の確保

【担当課】健康推進課、高齢福祉推進課、彦根市立病院、関係医療機関

初動医療活動に必要な医薬品について、病院、医師会、薬剤師会等の関係団体との連携を図りながら、調達および備蓄配備を行う。なお、併せて、災害時の広域医療活動に必要な医薬品、衛生材料、輸血用血液等の充実に努める。

(1) 主要な避難施設（指定避難所）に災害用救急箱を配備する。
(2) 医薬品を確保するため、必要と認めた場合は、彦根薬剤師会に医薬品の確保、供給業務を要請する。

6　要配慮者に対する救護体制の整備

【担当課】福祉保健部、彦根市立病院、関係医療機関

要配慮者の安全確保を図るために必要な事項について検討し、整備するとともに、自主防災組織、事業所防災組織等の協力により、地域ぐるみの救護体制の充実を図る。

第 3　給水体制の整備

【現状】

本市の上水道施設および給水用資機材等の状況は、資料編（P4-6-10参照）に示すとおりである。

【方針】

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最小限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

1　給水の整備目標

【担当課】上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課

災害時の給水量を次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。
最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保	1人1日3リットル
最低限の生活用水の確保	1人1日20リットル

2　給水用資機材の整備

【担当課】上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。
給水用資機材の整備および飲料水タンクの状況は、資料編（P4-6-10参照）に示すとおりである。

3　民間との協力体制

【担当課】上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課

災害時における水道施設の破損に伴う応急措置ならびに飲料水、生活用水等応急給水の確保を図るため、市指定給水装置工事事業者にて組織する組合2団体と「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定」の締結および、上下水道料金等徴収関連業務の受託者と「災害時における上下水道事業応急給水活動等の支援協力に関する協定」の締結を行っており、水道事業関連業者との協力体制の確立を図っている。
なお、現在協定の締結を行っている団体は資料編（P2-2-1参照）に示すとおりである。

4　自助努力の促進

【担当課】上下水道総務課、上下水道業務課、上水道工務課

市民および自主防災組織等に対し、貯水および給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

(1) 市民に対し、次のような対策の指導を行う。
　ア　家庭において前述の「給水の整備目標」の水量を基準に、世帯人数の3日分を目標として貯水する。
　イ　水道水など衛生的な水を貯水する。
　ウ　貯水には、衛生的で破損、水漏れのしない安全な容器を用いる。

(2) 自主防災組織に対し、次のような対策の指導を行う。
　ア　応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を準備する。

イ　非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法を検討する。
ウ　ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料など応急給水に必要な資機材等を整備する。

参照

＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊上水道施設および給水用資機材等の状況【資料編　P4-6-10 参照】

第 4　食糧・生活物資供給体制の整備

【現状】

本市では、食糧および、毛布や生活物資等を中心に、公共施設において備蓄整備に努めている。

また、災害時に必要なものを全て市で備蓄・確保することが困難なことから、民間からの食糧の供給に関する協定の締結を進めている。

食糧およびその他の生活必需品備蓄状況は、資料編（P4-3-3）に示すとおりである。

【方針】

災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、各家庭において平時から災害に備え3日分に相当する量の食糧および必要物資等を確保することを基本とする。

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食糧および生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。

1　備蓄品の整備目標

【担当課】危機管理課、保険年金課、契約監理室、県

備蓄品については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想される3日分程度の食糧および物資を各家庭に準備することを基本とするが、市では、最低必要とする被災者への供給食糧・生活物資等の支給量、品目および整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。

(1) 食糧の備蓄・調達目標の設定

県計画では、県が避難者1日分の食糧を確保することとしており、残りの2日分について各家庭や自治会、自主防災組織が市と一体となって確保することとしている。

市は、鈴鹿西縁断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数を参考に、避難者1日分に相当する食糧を備蓄目標とした公的備蓄を行う。不足分については、民間からの食糧の供給に関する協定の締結により必要量の確保に努める。

危機管理課は、あらかじめ市内または近隣の関係業者などと協定を締結し、災害発生時に食糧等の優先供給を受けられるようにするとともに、平時から当該業者の食糧等の供給可能量を把握するよう努める。

(2) その他の主な生活必需品

食糧以外の次の品目についても、備蓄・調達体制を整えるものとする。

食糧およびその他の生活必需品備蓄目標は資料編（P4-3-2）に示すとおりである。

2　備蓄倉庫の整備

【担当課】危機管理課、保険年金課、契約監理室、県

市は、災害時における食糧・生活物資の備蓄ならびに救助用資機材等保管のための備蓄倉庫を整備する。

また、必要数の備蓄倉庫を設置し、備蓄品が充足された後においては、防災関係施設や主要な避難施設（指定避難所）においても、食糧・生活物資の確保に努める。（第3部 災害応急対策 第4章 第3節「生活救援」を参照）

3　民間との協定促進

【担当課】危機管理課、保険年金課、契約監理室、県

災害時に必要なものをすべて市で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は民間からの調達を図る必要がある。そのために食品（特に、米、パン、味噌、食塩）の供給確保に関して、関係製造・販売業者との供給に関する協定の締結を進める。

契約監理室は、協定の締結を行っている業者との具体的な供給体制の整備を図る。

また、特に広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震に対しては、次の対策を推進するものとする。

(1) 市は、災害時における生活物資の確保および調達のため、市内商店街、大型店舗、コンビニエンスストア等と協定を締結する等の環境整備を行う。

(2) 市は、物資等の提供について協定を締結している店舗等の早期営業再開のための輸送車輌等については、救助・救急、医療、消火活動の車両に影響を与えないと認められる期間経過後から段階的に通行できるようあらかじめ関係機関と計画を検討する。なお、現在協定の締結を行っている業者は資料編（P2-2-1）に示すとおりである。

4　自助努力の促進

【担当課】危機管理課、保険年金課、契約監理室、県

(1) 目標

災害に備えて、次の事項を市民の自助努力の目標とする。

ア　家庭で3日分程度の非常持ち出し用の食糧・物資の準備

イ　助け合い運動の推進

ウ　共同備蓄の推進

(2) 実施の指導

危機管理課は、市民に対し上記の事項の実施を、広報等を通じ指導する。

なお、具体的内容は次のとおりとする。

ア　緊急食糧・物資の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食糧と緊急物資を3日分程度備蓄する。

イ　非常持ち出し用の食糧・物資の準備

3日分程度の食糧・物資を準備する。非常持出物資の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等についてはおおむね次の基準により準備する。

(ｱ) 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常備薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、ちり紙、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋等

(ｲ) 必要により準備すべきもの

燃料（固形燃料等）、工具、哺乳瓶、紙おむつ、毛布等

(ｳ) 自主判断によるもの

貴重品、その他

ウ　助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

エ　共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災組織の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、市民個々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等を、自主防災組織ごとに計画する。

5　その他食糧・飲料水および生活必需品の確保に関し配慮する事項

【担当課】危機管理課、保険年金課、契約監理室、県

(1) 地震被害想定に基づく避難所生活者数にあわせ、災害発生直後から必要となる食糧・飲料水や毛布、簡易トイレ等の生活必需品を備蓄および調達により確保する。
(2) 粉ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む）など要配慮者向け物資の備蓄および調達体制を整備する。
(3) 危険分散と供給の迅速化を図るため、分散備蓄を実施する。

参照

＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊非常用品備蓄【資料編　P4-3-3 参照】
＊食糧およびその他の生活必需品等の備蓄目標【資料編　P4-3-2 参照】

第 5　ごみ・し尿処理体制の整備

【現状】

本市は、ごみについては収集体制の整備と処理施設の整備・充実を図っているが、水害後等に一時的に大量発生するごみ処理を効率的に行う必要がある。

また、し尿については下水道、くみ取りおよび浄化槽により処理されている。生し尿は彦根市事業公社、浄化槽汚泥は彦根市事業公社および民間許可業者が収集している。

ごみ処理施設およびし尿処理施設は資料編（P4-6-10）に示すとおりである。

【方針】

市は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみおよびし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

1　ごみ処理体制の整備

【担当課】生活環境課、清掃センター、彦根愛知犬上広域行政組合

災害後に市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制等を定めた、災害廃棄物処理計画を策定する。

2　し尿処理体制の整備

【担当課】生活環境課、清掃センター、（一財）彦根市事業公社

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難場所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制等を定めた、災害廃棄物処理計画を策定する。

(1) 災害時用仮設トイレ、マンホールトイレシステムの備蓄

災害時には仮設トイレ等を設置するが、そのための備蓄を図るとともに、必要に応じて民間から仮設トイレの借上げ（レンタル）方法も検討していく。

(2) 資機材の整備

(3) 搬送体制の確立

(4) 処理方法の検討

3　ごみ処理施設の整備等

【担当課】生活環境課、清掃センター、彦根愛知犬上広域行政組合

災害により、一般廃棄物処理施設の円滑な稼動を損なわれることがないよう、平時から施設整備の点検整備と、耐震化等施設保護のための周辺整備に努める。また、停電時の非常用自家発電設備および冠水時の被害により、施設が稼動不能となった場合の代替設備の確保に努める。

4　災害時の相互協力体制

【担当課】生活環境課、清掃センター、（一財）彦根市事業公社

ごみ処理、し尿処理に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めると共に、近隣の市町間との応援協定等の締結等、相互支援体制の整備に努める。

5　廃棄物仮置場等の配置計画

【担当課】生活環境課、清掃センター

交通事情、地域ごとの廃棄物発生量、安全性、収集効率等を考慮し、平時から一次仮置場・二次仮置場を確保する等の緊急処理のための配置計画を検討する。

参照

＊ごみ処理施設およびし尿処理施設【資料編　P4-6-10 参照】
＊がれき仮置場候補地【資料編　P4-6-13 参照】

第 6　緊急輸送体制の整備

【現状】

本市では、これまでに道路の整備や公共交通の促進に努め、都市交通を取り巻く課題解決に向け、ハード対策・ソフト対策を進めてきた。特に国道8号バイパスをはじめとする幹線道路の改良計画はあるものの、実現には相当の時間が必要であり、慢性的な渋滞は解決できず、短期的な対策を講じていかなければならない状況である。

【方針】

災害発生時に、緊急要員および緊急物資の輸送・供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1　広域的防災対策とネットワーク化

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

(1) 市は、国および県と協力し、発災直後から救急輸送手段が確保可能なように、広域的な救急輸送活動の中心となる道路、港湾等について、通行、使用の可否や交通状況の早急確認と情報の共有化に努めるものとする。
(2) 市は、国および県と協力し、道路、港湾等が被災した場合の輸送戦略を検討するものとする。
(3) 市は、国および県と協力し、医療活動や救助活動、実働部隊の展開、物資輸送の拠点となる防災活動拠点について、防災関係機関相互の連携を図りつつ実効的なネットワークづくりを推進するものとする。

2　緊急輸送ネットワークの整備

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

県指定の緊急輸送道路、広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、市における市内輸送拠点および市緊急輸送道路および輸送補助路線を定め、さらにはヘリポート等を結んだ緊急輸送ネットワークの整備を図る。

(1) 市配送拠点

ア　彦根市スポーツ・文化交流センター
イ　農村環境改善センター
ウ　(株)中通
エ　福山通運(株)彦根営業所
オ　彦根総合スポーツ公園

(2) 市備蓄倉庫

ア　彦根市スポーツ・文化交流センター
イ　稲里防災備蓄倉庫
ウ　西沼波防災備蓄倉庫
エ　（株）中通　第３倉庫１号棟
オ　彦根総合スポーツ公園

3　市の緊急輸送道路の指定

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

県指定の第一次および第二次緊急輸送道路と広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点等をもとにして、それらから市内配送拠点、備蓄倉庫等を効率的に結ぶことができる、市の緊急輸送道路を指定する。（第三次緊急輸送道路）

4　市の輸送補助路線の指定

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

県指定の第一次および第二次緊急輸送道路と市指定の第三次緊急輸送道路のほか、それらの路線と避難所等を効率的に結ぶことができる、市の輸送補助路線を指定する。

なお、物資等の輸送を確実に実施するために市の輸送補助路線を指定するが、災害時において、物資等の輸送が確実に実施できる別の路線が近隣に存在する場合には、この限りではない。

5　緊急輸送道路の整備

【担当課】建設管理課、道路河川課、各担当部課

緊急輸送道路または輸送補助路線にあたる市道および橋りょうについては、災害発生時においても緊急輸送が確実に実施できるよう、定期的な点検を行うとともに耐震性をも十分配慮し

た補強、整備を進める。

(1) 構造物（橋りょう、法面、土留、トンネル、落石対策施設、防雪設備）の点検補修、ならびに改良強化を実施する。

(2) 比較的被害を受け易い弱点箇所（軟弱地盤層上の盛土、橋けた支承部分など）を抽出し、災害時の動的変形の予防に恒久的な対策を検討して逐次補強工事を進め強化を図る。

(3) 土砂崩壊・落石などの危険箇所については、法面防護工を設置し、また老朽橋りょうについては、架け替え・補強などを推進し、災害に対し万全の措置を講ずる。

参照

＊緊急輸送道路【資料編　P4-5-1 参照】
＊緊急輸送ネットワーク図【資料編　P4-5-3 参照】
＊市内配送拠点【資料編　P4-6-15 参照】

第 7　災害用ヘリポートの整備

【現状】

現在、滋賀県防災ヘリコプター飛行場外離着陸場として、本市には5箇所が指定されている。

防災ヘリコプター指定離着陸場および緊急援助隊ヘリコプター発着予定地、その他の災害時緊急ヘリコプター発着予定地は資料編（P4-7-1）に示すとおりである。

京滋ドクターヘリコプター飛行場外離着陸場として本市には51箇所が指定されている。

【方針】

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により被災地域への救急・救護活動・火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、機動性があるヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

1　災害用ヘリポートの整備

【担当課】警防課、危機管理課

災害用ヘリポートとして、ヘリコプターの離着陸が可能な場所を選定し、追加指定・条件整備を進めるとともに、ヘリコプター発着予定地、避難所等との接続道路を確保するため、対象となる路線の選定・適切な幅員の整備に努める。

参照

＊防災ヘリコプター指定離着陸場等【資料編　P4-7-1 参照】

第 8　遺体安置所、火葬場等の確保

【現状】

本市に住所を有する者や市内で死亡した者の遺体の火葬は、彦根愛知犬上広域行政組合（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）が管理する紫雲苑で実施している。

【方針】

災害によって大量発生する死者を一時的に安置し、円滑に火葬するために必要となる遺体安置所や火葬場等を確保し、公衆衛生上の危害発生の防止に努める。

なお、火葬場については、県と連携して、広域的な応援協力体制の整備に努める。

1　遺体安置所の確保

【担当課】危機管理課

災害時に死者が多数発生する場合を想定し、災害時に遺体安置所として利用可能な公共施設等をあらかじめ選定するとともに、施設管理者と災害時の施設利用条件等を調整する。

参照

＊遺体安置所候補地【資料編　P4-6-15 参照】

2　火葬に関する応援協力体制の確立

【担当課】生活環境課、彦根愛知犬上広域行政組合

災害時に死者が多数発生または紫雲苑が被災し、利用できない場合に備え、県と連携して、広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づく応援協力体制の整備に努める。

また、災害時に死者が多数発生する場合に備え、災害時に応援協力可能な葬祭業者等を把握し、協力体制を整備するとともに、必要となる燃料、ドライアイス、柩等の資機材の在庫状況の把握、確保に努める。

第７節　その他対策

第１　文教等関係対策

【現状】

本市における学校等施設数は、以下に示すとおりである。

大学	高校	中学校	小学校	幼稚園	保育所	認定こども園	地域型保育事業所	事業所内保育事業所	特別支援学校	合計
3	8	7	17	8	29	5	4	1	2	84

【方針】

学校その他文教等関係施設における児童・生徒等の保護安全のため、施設の保安管理や防災教育および避難訓練の実施等に努める。

1　学校等における防災体制の確立

【担当課】教育委員会、こども家庭部

(1) 災害発生時に備えて、講ずるべき措置についての検討を行う。
ア　緊急避難計画の策定
イ　災害時の活動体制の整備
ウ　その他必要な計画他
(2) 学校等の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を樹立する。

2　文教等施設の保全管理

【担当課】教育委員会、こども家庭部

文教等施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。
(1) 職員等の分担・配置
施設の補強・補修等が迅速かつ的確に実施できるように、職員の任務分担または作業員の配置を定める。
(2) 施設の点検整備
平時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所または不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

3　児童生徒等の安全確保

【担当課】教育委員会、こども家庭部

各学校等長は、常に災害時の児童生徒等の安全確保に努める。

(1) 学校等の立地条件等を考慮し、児童生徒等の避難訓練および災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

(2) 気象状況等に注意し、次の事項に留意して災害時における応急体制に備える。

ア　学校行事・会議・出張等の中止、延期

イ　児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導および事後処置、保護者との連絡方法

ウ　県および市教育委員会（放課後児童クラブを含む。幼稚園・保育所・認定こども園はこども家庭部）、警察署、消防署および保護者への連絡網の確認

エ　時間外における所属職員の非常招集方法

4　防災教育

【担当課】危機管理課、教育委員会、こども家庭部

教育委員会およびこども家庭部は、関係職員の協力を得て、事前に児童・生徒等に対し、災害の未然防止と災害時の応急対策等に関する防災知識の普及徹底を図る。

(1) 突発時における対処

災害が発生した場合、その時の児童・生徒等の所在環境条件に応じて、まず採るべき対処方法について、あらかじめ教育・指導を行う。

(2) 避難訓練の実施

身体・生命の安全確保の観点から、災害時の対処や避難に関する訓練を定期的に実施する。

なお、この訓練は、火災訓練、水防訓練や地域の総合訓練などと関連させて実施することを検討する。

第 2　文化財対策

【現状】

本市には、国宝の彦根城天守をはじめ、国、県、市指定文化財が多数存在し、文化・学術・観光資源としても重要である。

【方針】

文化財は貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全には十分な配慮が必要である。その防災業務の実施に当たっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施および所有者・管理者等への保護思想の啓発等の施策を行う。また、文化財の所有者または管理者は、南海トラフ地震、鈴鹿西縁断層帯地震等の活断層地震からこれらの文化財を保護するため、被害軽減対策を強化する。

1　施設等の整備

【担当課】文化財課、予防課

国、県、文化財課、文化財の所有者および管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。なお、整備に多額の費用が必要な場合は、市費補助の処置を図る。

(1) 火災対策

ア　警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）

イ　消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）

ウ　防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）

エ　周辺環境（防火帯）

オ　火気の使用制限（禁煙区域等の設定）

(2) 落雷対策

避雷針の設置

(3) その他の対策

ア　環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）

イ　薬剤処理（害虫予防）

ウ　施設への委託保管

エ　防災施設・機器の点検整備

2　査察等による指導

【担当課】文化財課、予防課

文化財課は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

3　倒壊・破損の防止

【担当課】文化財課、予防課

地震や強風による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

4　文化財の耐震化等

【担当課】文化財課、予防課

文化財等建造物は、老朽化や腐朽、破損度合いの大きい順に耐震補強し、また、解体修理を行う場合は、耐震化に配慮する。

5　文化財周辺の環境整備

【担当課】文化財課、予防課

市は、国および県と協力し、文化財保護対策の観点にも留意し、周辺市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延焼防止対策を進め、文化財周辺の環境整備の推進に努めるものとする。

6　訓練および保護思想の啓発

【担当課】文化財課、消防本部・署・団

(1) 消防本部・署・団は、文化財について防火訓練または図上訓練を随時実施する。
(2) 文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
(3) 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立およびその適切な運用を指導する。
(4) 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。

7　防災関係機関との協力

【担当課】文化財課、予防課

平時から消防・警察・文化財課その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

参照
＊文化財【資料編　P4-6-8 参照】

第 3　農林水産関係対策

【現状】

平時から農業・林業・水産業に関する防災面での技術の向上および災害時の被害軽減のための方策について、講習会およびパンフレット配布等による広報活動を実施している。また、林道は林業・林産業の振興のみならず、地域の交通路としても重要な役割を果たしているが、豪雨時には度々崩壊などが発生している。

【方針】

各種災害による農作物、施設、漁場等の被害を軽減するため、平時から農業・林業・水産業に関する防災面での技術の向上ならびに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画を立て、災害予防対策を推進する。

1　農業対策

【担当課】農林水産課、県農政水産部

(1) 農地の予防対策

水路の氾濫、ため池の決壊等による農地等の冠水被害を防止するため、農業用排水路の整備、ため池堤防の強化等を図る。

ア　農地関係冠水防止

農業用排水路、排水施設の整備に努める。

イ　ため池の改修

ため池の決壊による災害を防止するため、防災上重要なため池を中心に老朽ため池の改修補強を図る。

(2) 作物別の予防対策

以下に示す各種災害に対する作物別（穀類、野菜類、豆類・いも類等）の災害予防計画を市・県・農業協同組合・土地改良区等と連携を図り、策定する。

ア　風水雪害予防

イ　寒害および雪害予防

ウ　晩霜と低温障害予防

エ　干害予防

2　林業対策

【担当課】農林水産課、県琵琶湖環境部

(1) 林業対策

森林基幹道については、広域的な避難路および緊急輸送道路となることから、計画的な整備を進める。その他、次の点に留意して予防対策を講じる。

ア　特に、森林基幹道や集落関連林道については、危険箇所に対する各種予防対策事業を講じ、通行および輸送の確保に努める。

イ　側溝および排水施設を整備し、排水をよくしておく。

ウ　渓流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。

エ　洪水時の被災のおそれがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、または安全な場所に移しておく。

3　水産業対策

【担当課】農林水産課、県農政水産部、県琵琶湖環境部

漁港・港湾の整備を促進し、危険箇所を点検整備するほか、災害時に採るべき処置を検討しておく。

第３部　災害応急対策

災害応急対策が進み、被災者の生活が安定し、ライフラインや交通・流通の機能が回復してくると、集まってくる情報も物資も次第に多くなり、次のステップとして、被災者の生活再建や地域の再建の足がかりとなる対策が必要となってくる。

各種の災害応急対策活動は、さらに、きめ細やかな対応が求められ、必要となる人や物資は多岐にわたるようになるため、災害ボランティアの受入れ、災害義援金品の募集配分等により、広域的な応援を求め、被災者の生活の安定化や生活環境の改善に向けた取組みを実施する。

また、日ごろの暮らしを取り戻すため、応急仮設住宅の設置等の住宅対策や学校教育の再開等の各種対策を実施する。

第1章　組織の立上げ

災害対策基本法第 23 条の 2 に基づき、市域に災害が発生し、その対策を必要とする場合、市長は災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ここでは、迅速かつ適切な防災体制を整備することにより災害を未然に防止し、市民の生命および財産の保護に努めるため、災害対策本部の設置に関連する職員の動員や組織体制を計画する。

なお、災害対策本部の設置に至る過程は、風水雪害、地震災害、大規模事故災害、原子力災害等の災害種により異なるため、想定災害に応じて、職員の動員や組織体制を計画する。

1　動員基準と配備体制

(1) 動員配備基準表

<table>
<tr><td colspan="2">動員</td><td>警戒第 1 号</td><td>警戒第 2 号</td><td>災対第 1 配備</td><td>災対第 2 配備</td><td>災対第 3 配備</td></tr>
<tr><td colspan="2">目的</td><td>情報収集</td><td>避難に備える</td><td>中規模災害対応</td><td>複数の中規模災害対応</td><td>大規模災害対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">体制</td><td>警戒体制</td><td>災害警戒本部体制
（事故災害警戒本部体制）
（原子力災害警戒本部体制）</td><td colspan="3">災害対策本部体制</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">次の配備基準に達した場合は、市長に具申する。</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">配備基準</td><td>風水雪害等</td><td>A
ア　次の警報の 1 以上が本市に発表されたとき
①大雨警報（浸水害、土砂災害）
②暴風警報
③洪水警報
イ　次の注意報等の 1 以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・建設管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき
①大雨注意報
②洪水注意報
③大雪警報・暴風雪警報
B
ア　土砂災害が発生したとき
イ　土砂災害警戒情報が発表されたとき
ウ　その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理課長・建設管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき
C
自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき</td><td>ア　次の警報の 1 以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき
①大雨警報（浸水害、土砂災害）
②暴風警報
③洪水警報
④大雪警報・暴風雪警報
イ　河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位が上昇し、避難指示水位を超えることが予想されるとき</td><td colspan="3">ア　気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
イ　気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき。
ウ　大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。
エ　その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき</td></tr>
<tr><td>地震災害</td><td>市域に【震度 4】以上の地震が発生したとき</td><td>ア　市域に【震度 5 弱】の地震が発生したとき
イ　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他の場合で、危機管理監が、必要と認めたとき</td><td>－</td><td>市域に【震度 5 強】の地震が発生したとき</td><td>市域に【震度 6 弱】以上の地震が発生したとき</td></tr>
<tr><td>事故災害</td><td>市および隣接市町において大規模な事故災害の発生を確認したとき</td><td>大規模な事故災害による相当の被害が予想されるとき</td><td colspan="3">ア　大規模な事故災害による相当の被害があるとき
イ　災害救助法の適用が見込まれるとき</td></tr>
<tr><td>原子力災害</td><td>情報収集事態（フェーズ 1）を確認したとき

※フェーズ 1～4 については、第 3 部第 1 章第 4 節参照</td><td>警戒事態（フェーズ 2）を確認したとき</td><td>－</td><td>施設敷地緊急事態（フェーズ 3）を確認したとき</td><td>全面緊急事態（フェーズ 4）を確認したとき</td></tr>
</table>

※現状の体制で対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

(2) 動員配備体制表

ア　風水雪害等、地震災害、事故災害

動員	警戒第１号			警戒第２号	災対第１配備	災対第２配備	災対第３配備
本部室	危機管理監			危機管理監 本部連絡員	本部長、副本部長、本部長付き、 危機管理監、部長、本部付き、本部連絡員		
事務局	－			本部事務局長、危機管理班(全員)、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班	本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）広報戦略班（課長）		
各所属	－			各支部長 各施設長	病院長 部長付き 各支部長、各施設長		
	A	B	C				
市長直轄部	危機管理班（全員）			□危機管理班（全員） 次の部・班のあらかじめ指定された職員 □秘書班 □企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権･福祉交流会館班 □スポーツ振興班、国スポ･障スポ総務班、国スポ･障スポ競技班 □総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納･監査班、 □人事班、働き方･業務改革推進班 □生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班 □社会福祉班、障害福祉班、健康推進班、高齢福祉推進班 □こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班、幼稚園保育所班 □観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班 □農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班、 □建設管理班、道路河川班、建築班 □都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班 □上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班 □教育総務班、学校教育班、学校支援･人権･いじめ対策班、生涯学習班、学校 ICT 推進班、彦根城博物館班、図書館班 □支所・出張所 □左記※1 □左記※2	□危機管理班（全員） 原則として各所属 2 名以上の職員（課長補佐級以上の職員を含む） ※3 総務班（全員） 公有財産管理班（全員）	各所属職員の 1/2 程度の職員 (係長級以上の職員を含む) ※4 総務班（全員） 公有財産管理班（全員） 震災時：建設部（全員）	全員
企画振興部	－	※1	※2				
スポーツ部	－	※1	※2				
総務部	－	※1	※2				
人事部	－	※1	※2				
市民環境部	－	※1	※2				
福祉保健部	－	※1	※2				
こども家庭部	－	※1	※2				
観光文化戦略部	－	※1	※2				
産業部	－	－	※2				
建設部	道路河川班（震災・風水雪害時）、建設管理班（震災・風水雪害時）のあらかじめ指定された職員		※2				
都市政策部	都市政策部（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員		※2				
上下水道部	上下水道部（震災時）のあらかじめ指定された職員		※2				
教育部	－	※1	※2				
消防部	警防班（風水雪害時）のあらかじめ指定された職員		－	【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】			
病院部	－	－	－	□病院事務局班	上記※3 に同じ	上記※4 に同じ	全員
避難場所担当施設管理者	※1 避難場所（土砂災害） ※2 自主避難施設			避難場所が開設された場合は、避難場所担当班の職員および施設管理者 ※緊急初動対策チーム（震度５強以上）			

◎　市域に災害が発生し、または発生するおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合は警戒体制または災害配備体制をとるものとする。
◎　避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。
◎　避難場所担当の招集先については、開設が決定された避難施設とし、必要な人員については、各所属において考慮すること。
※1 土砂災害時に対応する避難場所は、東地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※2 自主避難施設は、東地区公民館、西地区公民館、旭森地区公民館、福祉センター、鳥居本地区公民館、河瀬地区公民館、亀山出張所、稲枝地区公民館とし、市長の指示により必要施設を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができ、開設後は、速やかに市長へ報告する。
※　事故災害時の警戒体制における動員については、事故の種別により関係所属から配備体制に必要な人員を動員する。
※　特別配備：状況により本部長が必要と認める部、班および人員で構成し、災害予防ならびに応急対応活動等を実施することができる。
※　広報戦略班、総務班、公有財産管理班においては、警戒１号体制においても、危機管理監が必要と判断した場合は出務することとする。

イ　原子力災害

<table>
<tr><th>動員</th><th>警戒第１号
（フェーズ１）</th><th>警戒第２号
（フェーズ２）</th><th>災対第２配備
（フェーズ３）</th><th>災対第３配備
（フェーズ４）</th></tr>
<tr><td>本部室</td><td>危機管理監</td><td>危機管理監
本部連絡員</td><td colspan="2">本部長
副本部長
本部長付き
危機管理監
部長
本部付き
本部連絡員</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td>－</td><td>本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班</td><td colspan="2">本部事務局長、危機管理班（全員）、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班（課長）</td></tr>
<tr><td>各所属</td><td>－</td><td>各支部長
各施設長</td><td colspan="2">病院長
部長付き
各支部長
各施設長</td></tr>
<tr><td>市長直轄部</td><td>危機管理班（全員）</td><td>危機管理班（全員）</td><td>危機管理班（全員）</td><td rowspan="15">全員</td></tr>
<tr><td>企画振興部</td><td>－</td><td rowspan="14">次の部・班のあらかじめ指定された職員
□秘書班
□企画班、まちづくり推進班、情報政策班、広報戦略班、人権政策班、人権・福祉交流会館班
□スポーツ振興班、国スポ・障スポ総務班、国スポ・障スポ競技班
□総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、財政班、税務班、債権管理班、契約監理班、臨時特別給付金班、議会班、出納・監査班、
□人事班、働き方・業務改革推進班
□生活環境班、ライフサービス班、保険年金班、清掃センター班
□社会福祉班、障害福祉班、高齢福祉推進班、健康推進班
□こども若者支援班、母子保健班、幼児班、発達支援センター班
□観光交流班、エンタテインメント班、文化財班、文化振興班
□農林水産班、地域経済振興班、農業委員会班
□建設管理班、道路河川班、建築班
□都市計画班、建築指導班、交通政策班、住宅班
□上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班、上水道工務班
□教育総務班、学校教育班、学校ＩＣＴ推進班、学校支援・人権・いじめ対策班、生涯学習班、彦根城博物館班、図書館班</td><td rowspan="14">各所属職員の1/2程度の職員（係長級以上の職員を含む）

総務班（全員）
公有財産管理（全員）</td></tr>
<tr><td>スポーツ部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>人事部</td><td></td></tr>
<tr><td>市民環境部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>福祉保健部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>こども家庭部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>観光文化戦略部</td><td></td></tr>
<tr><td>産業部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>建設部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>都市政策班</td><td>－</td></tr>
<tr><td>上下水道部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>教育部</td><td>－</td></tr>
<tr><td>消防部</td><td>警防班</td><td colspan="3">【別に定める「彦根市消防計画（第 12 章招集計画）」（消防本部策定）に基づく】</td></tr>
<tr><td>病院部</td><td>－</td><td>□病院事務局班</td><td>各所属職員の1/2程度の職員（係長級以上の職員を含む）</td><td>全員</td></tr>
</table>

※現状の体制では、対応困難と市長が判断した場合は、次の体制に移行できるものとする。

2　災害警戒本部体制

(1) 市災害警戒本部体制図

ア　風水雪害等、地震災害、事故災害

災害警戒本部体制および事故災害警戒本部体制は次のとおりとする。

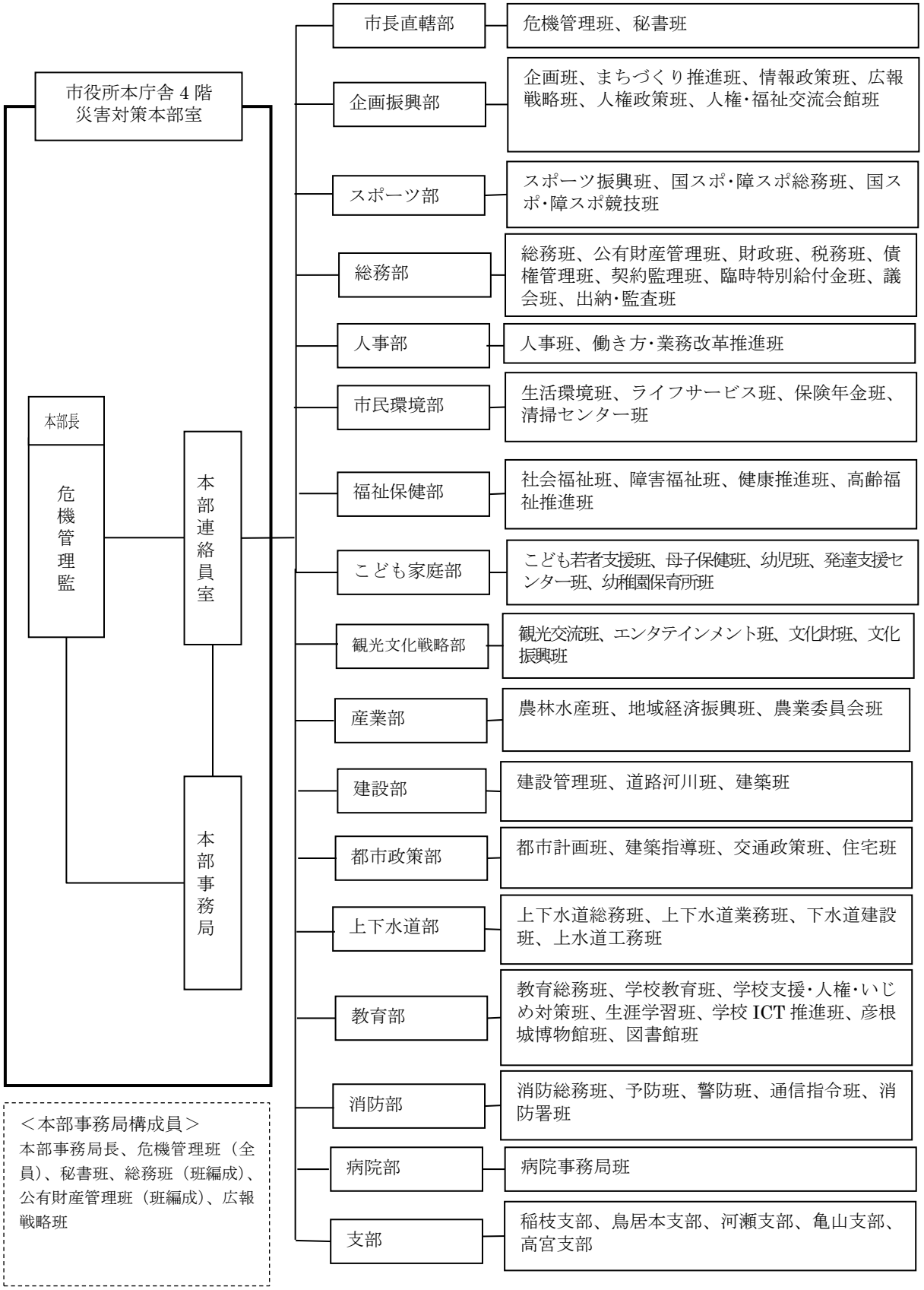

イ　原子力災害

原子力災害警戒本部体制は次のとおりとする。

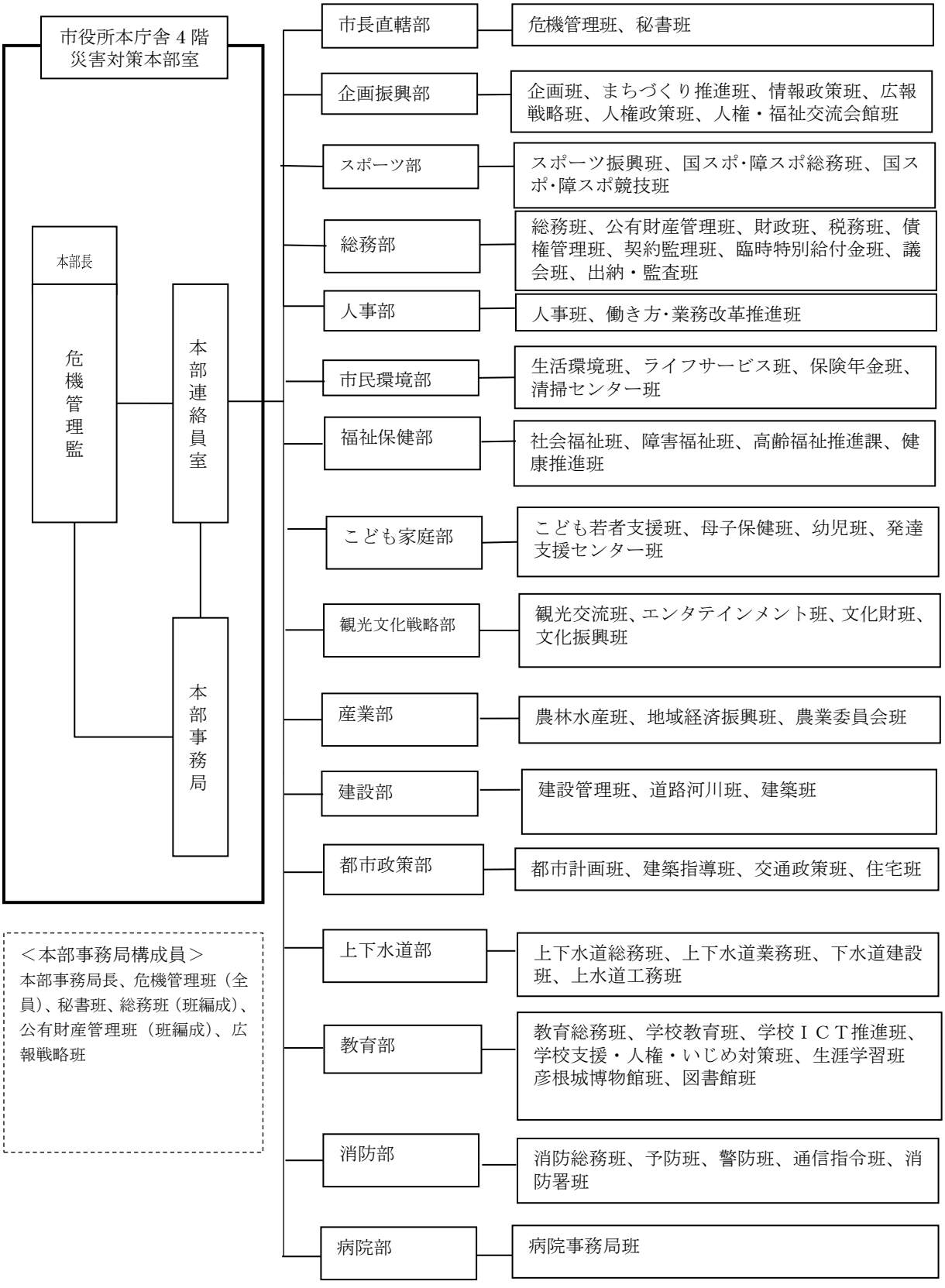

(2) 災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）

災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）は、市役所本庁舎４階災害対策本部室に置く。

市役所本庁舎が被災した場合は、彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。

(3) 災害警戒本部会議（事故災害警戒本部会議、原子力災害警戒本部会議）

災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）が必要と認めたときは「災害警戒本部会議」（事故災害警戒本部会議、原子力災害警戒本部会議）を開催し、おおむね次の事項を協議する。なお、災害警戒本部会議（事故災害警戒本部会議、原子力災害警戒本部会議）は、災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）、本部連絡員で構成し、本部事務局は事務を担当する。

ア　災害警戒本部（事故災害警戒本部、原子力災害警戒本部）の設置および配備ならびに職員の動員に関すること

イ　高齢者等避難の発令検討に関すること

ウ　避難場所等の開設検討に関すること

エ　災害対策本部の設置協議に関すること

オ　その他災害に関連した必要な事項

(4) 災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）

ア　災害警戒本部長（事故災害警戒本部長、原子力災害警戒本部長）には危機管理監を充てる。

イ　危機管理監不在または事故ある場合は、危機管理課長がその職務を代行する。

(5) 本部事務局

ア　災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）に、本部事務局を設置する。

イ　本部事務局長には、危機管理課長を充てる。

ウ　本部事務局は、危機管理班、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班（広報担当員）から構成する。

エ　本部事務局は、本部連絡員室と密接な連絡のもと、広報内容ほか各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営記録等の事務を担当する。

(6) 本部連絡員室

ア　災害警戒本部室（事故災害警戒本部室、原子力災害警戒本部室）に、本部連絡員室を設置する。

イ　本部連絡員室長には、秘書課長を充てる。

ウ　本部連絡員には、災害対策本部規程に定める職員を充てる。

エ　本部連絡員は、災害対策本部室（本部連絡員席）に詰め、本部事務局と協力して、次の事項について部長および部内各班との連絡調整に当たる。

(ｱ) 動員計画に基づく通知

(ｲ) 気象通報の伝達

(ｳ) 部内情報の本部への報告および本部室情報の部内伝達

(ｴ) その他防災活動に関すること。

3　災害対策本部体制

(1) 市災害対策本部体制図

災害対策本部体制は次のとおりとする。

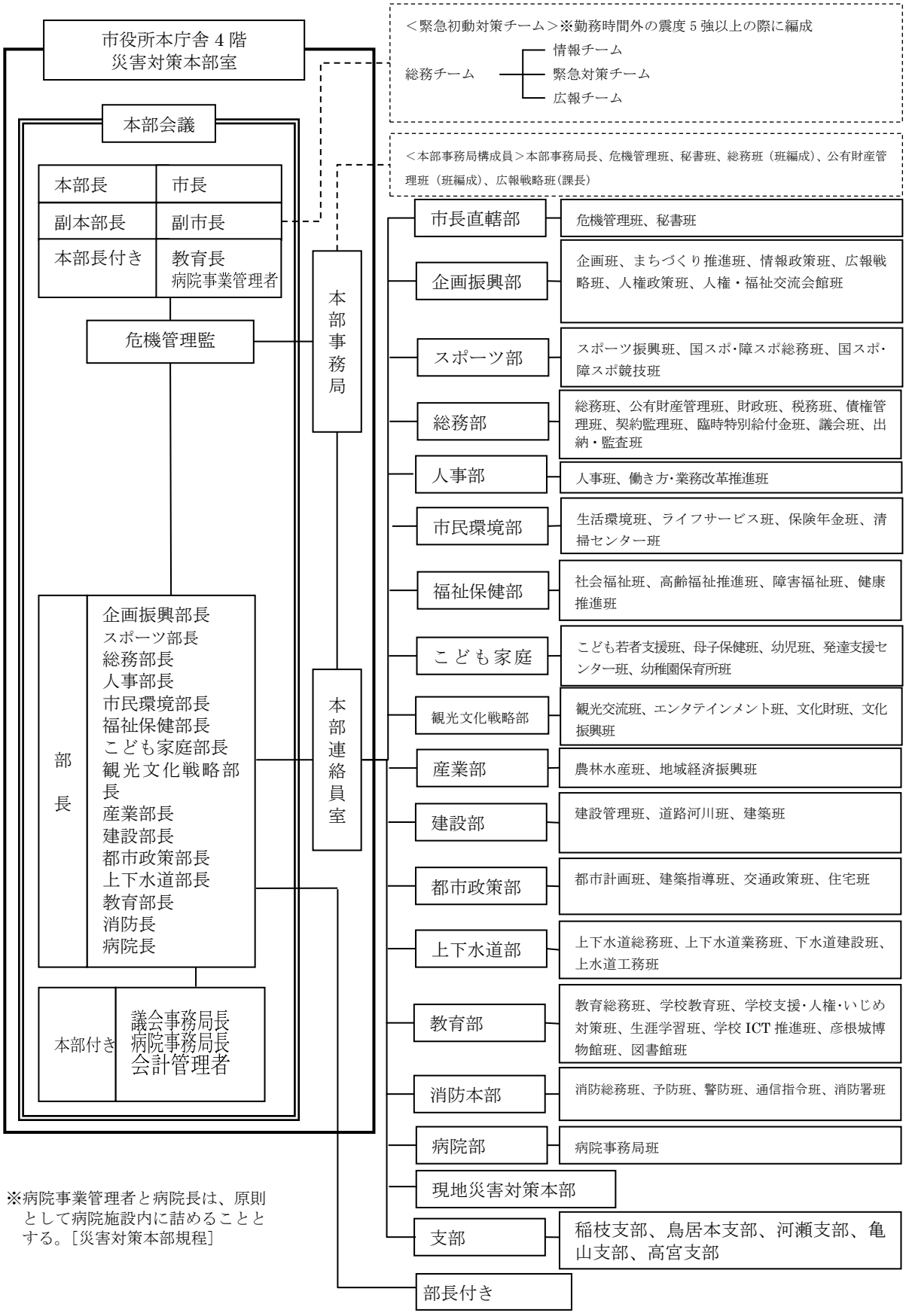

※病院事業管理者と病院長は、原則として病院施設内に詰めることとする。［災害対策本部規程］

(2) 災害対策本部室

災害対策本部室は、市役所本庁舎４階災害対策本部室に置く。

市役所本庁舎が被災した場合は、彦根市スポーツ・文化交流センターに設置する。

(3) 本部長・副本部長

ア　本部長には市長を、副本部長には副市長を充てる。

イ　本部長が不在または事故ある場合は、副本部長が職務を代行する。

(4) 本部長付き

ア　本部に本部長付きを置き、教育長、病院事業管理者を充てる。

イ　本部長付きは、本部長の命を受け、特定の事務をつかさどる。

(5)危機管理監

ア　本部に危機管理監を置き、市長直轄組織危機管理監をもって充てる。

イ　危機管理監は、災害対策本部長を補佐し、本部長および副本部長が欠けたときは、本部長の職務を代理する。

ウ　危機管理監が不在または事故ある場合は、市長の職務を執行する職員を指定する規則に基づき、本部長の職務を代理する。なお、その代理者が不在または事故ある場合は総務部参事、市長直轄組織副参事の順にこれを代行することができる。

(6) 部長

ア　部長は、各担当部の応急対策活動を統轄するとともに、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。また、市本部設置時には本部室に詰めて、本部長を補佐する。

(7) 本部付き

ア　本部に本部付きを置き、議会事務局長、病院事務局長、会計管理者を充てる。

イ　本部付きは、本部長の命を受け、特定の事務をつかさどる。

(8) 本部会議

本部長が必要と認めたときは「本部会議」を開催し、おおむね次の事項を協議する。

なお、災害対策本部会議は、災害対策本部長、災害対策副本部長、災害対策本部長付き、危機管理監および部長ならびに本部付き本部員で構成する。

ア　市本部の設置および配備ならびに職員の動員に関すること。

イ　避難情報等（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）に関すること。

ウ　現地における指揮、視察、見舞い等に関すること。

エ　災害救助法の適用および救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。

オ　災害の防除（拡大防止）対策に関すること。

カ　その他災害に関連した必要な事項

(9) 本部事務局

ア　災害対策本部室に、本部事務局を設置する。

イ　本部事務局長には、危機管理課長を充てる。

ウ　本部事務局は、本部事務局長、危機管理班、秘書班、総務班（班編成）、公有財産管理班（班編成）、広報戦略班（課長）から構成する。

エ　本部事務局は、本部連絡員室と密接な連絡のもと、広報内容ほか各種情報の管理、各部班の活動状況の把握、防災活動の調整、本部会議の運営記録等の事務を担当する。

(10) 本部連絡員室

ア　災害対策本部に、本部連絡員室を設置する。

イ　本部連絡員室長には、秘書課長を充てる。

ウ　本部連絡員には、災害対策本部規程に定める職員を充てる。

エ　本部連絡員は、災害対策本部室（本部連絡員席）に詰め、本部事務局と協力して、次の事項について部長および部内各班との連絡調整に当たる。

(ｱ) 動員計画に基づく通知

(ｲ) 気象通報の伝達

(ｳ) 部内情報の本部への報告および本部室情報の部内伝達

(ｴ) その他防災活動に関すること。

(11) 部長付き

(3) ～ (10) に定めた職名にある者のほか部長の属する部の参事および副参事は、全て部長付きとする。部長付きは、所属する部に詰め、各部長の指示した事務を行うこととする。ただし、外部団体へ派遣されている職員を除く。

(12) 災害対策本部員

彦根市災害対策本部規程別表第 1 に規定される本部員とし、災害対策本部体制の事務分掌表に基づき、各種災害対応業務を実施する。

(13) 緊急初動対策チーム

勤務時間外において【震度 5 強以上】の地震が発生した場合に限り、災害対策本部の迅速な機能の確立とともに、情報収集、広報、救護等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施するため、＜総務チーム＞＜情報チーム＞＜緊急対策チーム＞＜広報チーム＞からなる「緊急初動対策チーム」を置く。

なお、緊急初動対策チームは、災害対策本部の機能がある程度確立した段階において、総務チームの指示のもとに各所属する班に移行する。

(14) 災害対策支部

ア　市本部の設置と同時に、次の支所・出張所に、災害対策支部を設置する。

イ　支部は、本部との密接な連絡協調のもと、支部区域内に関する災害応急対策活動を行う。

ウ　支部長には、支所長・各出張所長を充てる。

支部名称	活動担当	支部長	担当区域
鳥居本支部	鳥居本出張所	鳥居本出張所長	鳥居本出張所管内
河瀬支部	河瀬出張所	河瀬出張所長	河瀬出張所管内
亀山支部	亀山出張所	亀山出張所長	亀山出張所管内
高宮支部	高宮出張所	高宮出張所長	高宮出張所管内
稲枝支部	稲枝支所	稲枝支所長	稲枝支所管内

(15) 現地災害対策本部

ア　特定の地域に被害が集中し、市本部長が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部を設置する。

イ　市本部長は、現地災害対策本部に必要に応じ次の人員を派遣する。

(ｱ) 副本部長または本部員のうちから現地災害対策本部長を指名する。

(ｲ) 本部員または班に属すべきその他の職員のうちから現地災害対策本部員を指名する。

(ｳ) 班に属すべきその他の職員のうちから現地のその他の職員を指名する。

(16) 彦根市防災会議の開催

市本部長は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、彦根市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

■災害対策本部室の配備表

ア　本部会議名簿

役　職　名	
本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付き	教育長
	病院事業管理者
危機管理監	危機管理監
部長	企画振興部長
	スポーツ部長
	総務部長
	人事部長
	市民環境部長
	福祉保健部長
	こども家庭部長
	観光文化戦略部長
	産業部長
	建設部長
	都市政策部長
	上下水道部長
	教育部長
	消防長
	病院長
本部付き	会計管理者
	議会事務局長
	市立病院事務局長

(注) 病院事業管理者と病院長は、病院内対応のため、原則として病院施設内に詰めることとする。

イ　本部連絡員名簿

区分	連絡員		連絡事項
	所属部	担当職	
室長	市長直轄部	秘書課長	総括および市長直轄組織に関する事項の連絡
	企画振興部	企画振興部次長	企画振興部に関する事項の連絡
	スポーツ部	スポーツ部次長	スポーツ部に関する事項の連絡
	総務部	総務部次長	総務部に関する事項の連絡
	人事部	人事部次長	人事部に関する事項の連絡
	市民環境部	市民環境部次長	市民環境部に関する事項の連絡
	福祉保健部	福祉保健部次長	福祉保健部に関する事項の連絡
	こども家庭部	こども家庭部次長	こども家庭部に関する事項の連絡
	観光文化戦略部	観光文化戦略部次長	観光文化戦略部に関する事項の連絡
	産業部	産業部次長	産業部に関する事項の連絡
	建設部	建設部次長	建設部に関する事項の連絡
	都市政策部	都市政策部次長	都市政策部に関する事項の連絡
	上下水道部	上下水道部次長	上下水道部に関する事項の連絡
	教育部	教育部次長	教育部に関する事項の連絡

	消防部	消防総務課長	消防本部に関する事項の連絡
	病院部	市立病院事務局次長	病院部に関する事項の連絡

（注）本部連絡員不在または空席の場合は、当該部の部長が定める者を本部連絡員とする。

ウ　本部事務局員名簿

区分	所属
本部事務局長	危機管理課長
本部事務局員	危機管理班 秘書班 総務班（班編成） 公有財産管理班（班編成） 広報戦略班（課長）

(17) 組織編成

ア　市災害対策本部の組織編成（部別班編成）

部	本部員						その他の職員（所属する職員）
	部長	本部連絡員	本部付き	部長付き	班	班長	
市長直轄部		秘書課長			危機管理班 秘書班	危機管理課長 秘書課長	危機管理課 秘書課
企画振興部	企画振興部長	企画振興部次長			企画班	企画課長	企画課
					まちづくり推進班	まちづくり推進課長	まちづくり推進課、市民交流センター
					情報政策班	情報政策課長	情報政策課
					広報戦略班	広報戦略課長	広報戦略課
					人権政策班	人権政策課長	人権政策課
					人権・福祉交流会館班	人権・福祉交流会館長	人権・福祉交流会館
スポーツ部	スポーツ部長	スポーツ部次長			スポーツ振興班	スポーツ振興課長	スポーツ振興課
					国スポ･障スポ総務班	国スポ･障スポ総務課長	国スポ･障スポ総務課
					国スポ･障スポ競技班	国スポ･障スポ競技課長	国スポ･障スポ競技課
総務部	総務部長	総務部次長	議会事務局長 会計管理者	総務部参事（契約監理室長）	総務班	総務課長	総務課、選挙管理委員会事務局
					公有財産管理班	公有財産管理課長	公有財産管理課
					財政班	財政課長	財政課
					税務班	税務課長	税務課
					債権管理班	債権管理課長	債権管理課
					契約監理班	契約監理室次長	契約監理室
					臨時特別給付金班	臨時特別給付金室長	臨時特別給付金室
					議会班	議会課長	議会課
					出納・監査班	出納室長	出納室、監査委員事務局
人事部	人事部長	人事部次長			人事班	人事課長	人事課
					働き方・業務改革推進班	働き方・業務改革推進課長	働き方・業務改革推進課
市民環境部	市民環境部長	市民環境部次長		市民環境部参事	生活環境班	生活環境課長	生活環境課
					ライフサービス班	ライフサービス課長	ライフサービス課
					保険年金班	保険年金課長	保険年金課
					清掃センター班	清掃センター副所長	清掃センター
福祉保健部	福祉保健部長	福祉保健部次長			社会福祉班	社会福祉課長	社会福祉課
					高齢福祉推進班	高齢福祉推進課長	高齢福祉推進課
					障害福祉班	障害福祉課長	障害福祉課、障害者福祉センター

部	本部員						その他の職員（所属する職員）
	部長	本部連絡員	本部付き	部長付き	班	班長	
					健康推進班	健康推進課長	健康推進課
こども家庭部	こども家庭部長	こども家庭部次長			こども若者支援班	こども若者支援課長	こども若者支援課
					母子保健班	母子保健課長	母子保健課
					幼児班	幼児課長	幼児課
					発達支援センター班	発達支援センター所長	発達支援センター
					幼稚園保育所班	幼稚園長、保育所長、認定こども園長	幼稚園(7)、保育所(3)、認定こども園(1)
観光文化戦略部	観光文化戦略部長	観光文化戦略部次長			観光交流班	観光交流課長	観光交流課
					エンタテインメント班	エンタテインメント課長	エンタテインメント課
					文化財班	文化財課長	文化財課
					文化振興班	文化振興課長	文化振興課
産業部	産業部長	産業部次長			農林水産班	農林水産課長	農林水産課、農村環境改善センター
					地域経済振興班	地域経済振興課長	地域経済振興課
					農業委員会班	農業委員会事務局長	農業委員会
建設部	建設部長	建設部次長			建設管理班	建設管理課長	建設管理課
					道路河川班	道路河川課長	道路河川課
					建築班	建築課長	建築課
都市政策部	都市政策部長	都市政策部次長			都市計画班	都市計画課長	都市計画課
					建築指導班	建築指導課長	建築指導課
					交通政策班	交通政策課長	交通政策課
					住宅班	住宅課長	住宅課
上下水道部	上下水道部長	上下水道部次長			上下水道総務班	上下水道総務課長	上下水道総務課
					上下水道業務班	上下水道業務課長	上下水道業務課
					下水道建設班	下水道建設課長	下水道建設課
					上水道工務班	上水道工務課長	上水道工務課
教育部	教育部長	教育部次長			教育総務班	教育総務課長	教育総務課
					学校教育班	学校教育課長	学校教育課 学校給食センター
					学校 ICT 推進班	学校 ICT 推進課長	学校 ICT 推進課
					学校支援･人権･いじめ対策課	学校支援･人権･いじめ対策課長	学校支援･人権･いじめ対策課
					生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習課、地区公民館
					彦根城博物館班	彦根城博物館長	彦根城博物館管理課 彦根城博物館学芸史料課
					図書館班	図書館長	図書館
消防部	消防長	消防総務課長			消防総務班	消防総務課長補佐	消防本部、消防署
					予防班	予防課長	
					警防班	警防課長	
					通信指令班	通信指令課長	
					消防署班	副署長	
病院部	病院長	市立病院事務局次長	市立病院事務局長		病院事務局班	編成の都度任命	市立病院

※班長は原則、所属長とする。ただし、広報戦略班は課長補佐とする。

なお、班長の職務代行については、彦根市事務分掌規則、彦根市消防本部組織規則および彦根市教育委員会事務局組織規則を準用する。
※班長は上司の命を受けて班務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
※班員は上記表の「その他の職員」をもって構成し、上司の命を受けて班務に従事する。

イ　緊急初動対策チーム

職員の居住地等をもとにあらかじめ市長が発令するとともに、当該職員が実施すべき業務を明確にしておく。なお、各緊急初動対策チームの指揮命令権者については、下表のように複数の責任者を指名しておき、災害発生時にこれら責任者の中で参集した者のうち、あらかじめ定める優先順位が最も高い者をその活動チームにおける指揮命令権者とする。

総務チームリーダー	①危機管理課長②危機管理課長補佐
情報チームリーダー	①税務課長②税務課長補佐③債権管理課長④債権管理課長補佐
緊急対策チームリーダー	①ライフサービス課長②ライフサービス課長補佐③市民環境部内課長級職員
広報チームリーダー	①広報戦略課長②広報戦略課長補佐③企画振興部内課長級職員

（注）○内の数字は優先順位を示す。

(18) 事務分掌

ア　市災害対策本部の事務分掌

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1)　防災および救助業務の総合計画に関すること。 (2)　各種情報の収集および気象警報の伝達に関すること。 (3)　災害対策本部員の招集に関すること。 (4)　機動隊および地震時の緊急初動対策チームの編成に関すること。 (5)　災害対策本部長の命令の伝達に関すること。 (6)　記録の編成保存に関すること。 (7)　市および県の防災行政無線の運用に関すること。 (8)　被害状況調査の総合計画および取りまとめに関すること。 (9)　被害状況の受理および災害調査報告に関すること。 (10)　災害関係の文書および物品の受付、配布および発送に関すること。 (11)　広域応援要請（庁内調整を除く。）に関すること。 (12)　自衛隊の派遣要請に関すること。 (13)　他の機関および団体ならびに各部および各班の連絡調整に関すること。 (14)　避難指示等の発令に関すること。 (15)　帰宅困難者等の受入れの準備に関すること。 (16)　緊急輸送手段の確保に関すること。 (17)　緊急輸送の実施に関すること。 (18)　市域外における災害支援実施の調整および総括に関すること。 (19)　他班の所管に属しないこと。
	秘書班	(1)　本部長および副本部長の秘書業務および特命に関すること。 (2)　政府、国会、県、他市町村等の外来者（議会関係の外来者を除く。）の災害地視察に関すること。 (3)　各種陳情（議会関係を除く。）に関すること。 (4)　り災地の慰問見舞いに関すること。 (5)　危機管理班実施事項の応援
企画振興部	部内各班共通	(1)　企画振興部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	企画班	(1)　法令の規定に基づいて作成する計画と地域防災計画との調整に関すること。 (2)　復興計画の策定に関すること。 (3)　男女共同参画センターの災害対策および連絡調整に関すること。

	まちづくり推進班	(1)　自治会等からの被害状況等報告に関すること。 (2)　市民からの問合せに対する総合的な窓口に関すること。 (3)　市民交流センター(東山児童館を含む。)の災害対策に関すること。
	情報政策班	(1)　コンピュータシステムの保守および復旧に関すること。
	広報戦略班	(1)　災害関係の広報活動および報道機関との連絡調整に関すること。
	人権政策班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　人権・福祉交流会館との連絡調整に関すること。 (3)　外国人の災害対策に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1)　人権・福祉交流会館の災害対策に関すること。
スポーツ部	部内各班共通	(1)　スポーツ部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	スポーツ振興班	(1)　社会体育施設の災害対策(応急対策及び復旧対策を含む。)に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1)　スポーツ振興班実施事項の応援。
	国スポ・障スポ競技班	(1)　スポーツ振興班実施事項の応援。
総務部	部内各班共通	(1)　総務部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	総務班	(1)　危機管理班実施事項の応援。
	公有財産管理班	(1)　市有財産の災害対策に関すること。 (2)　緊急通行車両の手続に関すること。 (3)　市有車両および施設に係る燃料の供給に関すること。 (4)　危機管理班実施事項の応援。
	財政班	(1)　緊急予算の編成および資金の調達に関すること。 (2)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	税務班	(1)　固定資産等の被害調査報告に関すること。 (2)　り災証明発行に係る家屋被害認定業務の実施および被災者台帳の作成に関すること。 (3)　世帯別被害調査の実施に関すること。 (4)　災害に伴う市税の減免等に関すること。 (5)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	債権管理班	(1)　税務班実施事項の応援 (2)　災害に伴う市税の猶予等に関すること。 (3)　災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の猶予等に関すること。 (4)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	契約監理班	(1)　主要食糧、衣料、燃料その他必要物資の調達に関すること。 (2)　物的支援の受援に係る庁内調整に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	臨時特別給付金班	(1)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	議会班	(1)　議会関係の連絡調整に関すること。 (2)　彦根市議会災害対策支援本部との連絡調整に関すること。 (3)　議会関係の外来者の災害地視察に関すること。 (4)　議会関係の各種陳情に関すること。 (5)　議会関係のり災地の慰問に関すること。 (6)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	出納・監査班	(1)　物品および金銭の出納に関すること。 (2)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
人事部	部内各班共通	(1)　人事部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。 (2)　他班実施事項の応援(部外を含む。)

	人事班	(1)　職員の動員派遣に関すること。 (2)　勤務時間外における市民等からの連絡対応に関すること。 (3)　公務災害補償に関すること。 (4)　被災職員に対する給付および援助に関すること。 (5)　人的支援の受援に係る庁内調整に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1)　人事班実施事項の応援
市民環境部	部内各班共通	(1)　市民環境部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	生活環境班	(1)　行方不明者の捜索に関すること。 (2)　一般財団法人彦根市事業公社等関係機関との連絡調整に関すること。 (3)　彦根愛知犬上広域行政組合小八木中継基地との連絡調整に関すること。 (4)　死体の処理および収容に関すること。 (5)　火葬(彦根愛知犬上広域行政組合紫雲苑との連絡調整に関することを含む。)に関すること。 (6)　し尿処理に関すること。 (7)　公害の予防に関すること。 (8)　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。 (9)　廃棄物の処理等に関すること。
	ライフサービス班	(1)　避難誘導に関すること。 (2)　避難場所等開設運営および相談所に関すること。 (3)　り災者の収容に関すること。 (4)　収容施設の供与に関すること。 (5)　火葬の許可に関すること。 (6)　生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援。
	保険年金班	(1)　炊き出しに関すること。 (2)　災害に伴う国民年金保険料の減免等に関すること。 (3)　災害に伴う国民健康保険料、介護保険料および後期高齢者医療保険料の減免等に関すること。 (4)　生活環境班実施事項および清掃センター班実施事項の応援。
	清掃センター班	(1)　清掃施設の災害対策に関すること。 (2)　消毒および清掃に関すること。 (3)　廃棄物の処理等に関すること。 (4)　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策に関すること。
福祉保健部	部内各班共通	(1)　福祉保健部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	社会福祉班	(1)　災害救助の全般的な企画および災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)に基づく救助事務を分掌する各班の連絡調整に関すること。 (2)　避難行動要支援者対策に関すること。 (3)　福祉施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (4)　民間救助団体との連絡調整に関すること。 (5)　行方不明者の捜索に関すること。 (6)　避難行動要支援者および危険区域の要配慮者利用施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (7)　物資等の供給に関すること。 (8)　福祉避難所の開設および運営に関すること。 (9)　災害ボランティアに関すること。 (10)　赤十字奉仕団の動員に関すること。 (11)　法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。 (12)　り災証明の発行に関すること。 (13)　り災見舞金の募集および分配に関すること。 (14)　救助費支給および救助費予算要求に関すること。 (15)　生活再建に係る資金の支給および貸付に関すること。 (16)　被災者に対する生活保護の適用に関すること。
	高齢福祉推進班	(1)　要支援者および要介護者の被害状況の調査報告に関すること。 (2)　避難行動要支援者対策に関すること。

		(3)　指定管理施設の配備体制に係る連絡等に関すること。 (4)　指定管理施設の被害状況の調査報告に関すること。 (5)　介護保険サービス事業所の被害状況の調査報告に関すること。 (6)　要援護者等の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (7)　所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8)　社会福祉班実施事項の応援。 (9)　健康推進班実施事項の応援
	障害福祉班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　関係施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3)　サービス等提供事業所の被害状況調査報告に関すること。 (4)　在宅障害者の被害状況の調査報告に関すること。 (5)　在宅障害者の社会福祉施設等への受入れ調整等に関すること。 (6)　手話通訳等のボランティアの確保等の調整に関すること。 (7)　障害者福祉センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (8)　社会福祉班実施事項の応援。
	健康推進班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　医療施設との連絡調整に関すること。 (3)　救護班の編成および救護所の運営の調整に関すること。 (4)　傷病者の収容、応急手当その他医療についての連絡調整に関すること。 (5)　救助薬品および医療資機材の供給および確保についての連絡調整に関すること。 (6)　予防注射に関すること。 (7)　防疫班の編成に関すること。 (8)　休日急病診療所の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (9)　避難住民の健康支援に関すること。
こども家庭部	部内各班共通	(1)　こども家庭部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　社会福祉班実施事項の応援。
	こども若者支援班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　所管施設(東山児童館を除く。)の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3)　児童の災害対策に関すること。 (4)　被災児童等の保護。
	母子保健班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること (2)　妊産婦の救護に関すること (3)　健康推進班実施事項の応援
	幼児班	(1)　関係機関の被害状況の調査報告に関すること。 (2)　被災園児等の保護に関すること。 (3)　避難行動要支援者対策に関すること。 (4)　所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	発達支援センター班	(1)　避難行動要支援者対策に関すること。 (2)　発達支援センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	幼稚園保育所班	(1)　園児の避難誘導に関すること。 (2)　保護者、地域等への連絡調整に関すること。 (3)　幼稚園、保育所および認定こども園の災害対策に関すること。 (4)　被災園児等の保護に関すること。
観光文化戦略部	部内各班共通	(1)　観光文化戦略部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　他班実施事項の応援(部外を含む。)
	観光交流課	(1)　観光資源、観光施設等の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　観光客(訪日外国人を含む。)に対する安全確保に関すること。 (3)　帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。

	エンタテインメント班	(1)　部内の他班実施事項の応援
	文化財班	(1)　文化財の災害対策に関すること。
	文化振興班	(1)　ひこね市文化プラザ、高宮地域文化センターおよびみずほ文化センターの災害対策に関すること。
産業部	部内各班共通	(1)　産業部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	農林水産班	(1)　農林水産関係の被害状況の調査報告および災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　農村環境改善センターの災害対策に関すること。 (3)　農道等の緊急輸送手段の確保に関すること。 (4)　農業集落排水処理施設の災害に関すること。 (5)　財産区の災害対策に関すること。 (6)　農林水産関係の食糧の確保に関すること。 (7)　農林水産関係の被害に対する融資の調査に関すること。 (8)　風評被害対策に関すること。
	地域経済振興班	(1)　商工業関係の被害調査に関すること。 (2)　中小企業関係の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)および連絡調整に関すること。 (3)　被災商工業者等に対する金融調査に関すること。 (4)　雇用の安定確保に関すること。 (5)　帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (6)　風評被害対策に関すること。 (7)　農林水産班実施事項の応援。
	農業委員会班	(1)　農業委員会関係の連絡調整に関すること。 (2)　農林水産班実施事項の応援。
建設部	部内各班共通	(1)　建設部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。
	建設管理班	(1)　道路施設および河川施設の被害状況の取りまとめ報告に関すること。 (2)　土木建設資材等の災害応急物資の輸送に関すること。 (3)　県道、市道等の緊急輸送道路の確保に関すること。 (4)　公共土木施設の復旧の関すること。 (5)　災害時の道路の交通規制、統制等交通に関すること。 (6)　法律に基づく従事命令等による活動要員の確保に関すること。
	道路河川班	(1)　道路施設および河川施設の危険情報および被害状況の調査に関すること。 (2)　雨量および河川水位の記録に関すること。 (3)　道路、橋りょう、河川、堤防、急傾斜地等の危害防止および応急修理に関すること。
	建築班	(1)　市有建築物の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。 (2)　避難所その他の仮設建築物の建築に関すること。 (3)　その他営繕に関すること。 (4)　建設管理班および道路河川班実施事項の応援
都市政策部	部内各班共通	(1)　都市政策部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　部内の他班実施事項の応援
	都市計画班	(1)　公園および街路樹の災害対策に関すること。 (2)　二次災害防止のための被災宅地危険度判定調査に関すること。
	建築指導班	(1)　二次災害防止のための被災建築物応急危険度判定調査に関すること。 (2)　被災建築物の復旧のための建築相談に関すること。 (3)　屋外広告物の被害状況の調査報告に関すること。

	交通政策班	(1)　交通途絶箇所および交通回路の情報収集等に関すること。 (2)　災害時の交通規制の統制等交通に関すること。 (3)　鉄道、バス等緊急輸送手段の確保に関すること。 (4)　所管施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。
	住宅班	(1)　市営住宅の応急対策(予防対策、応急対策および復旧対策を含む。)および被害状況の調査報告に関すること。
上下水道部	部内各班共通	(1)　上下水道部が担当する避難場所等の開設および運営、避難所における相談所の運営ならびに当該避難場所等への避難誘導に関すること。 (2)　り災者の収容および収容施設の供与に関すること。 (3)　部内の他班実施事項の応援。
	上下水道総務班	(1)　上下水道施設の被害の総合調整に関すること。 (2)　上下水道施設の被害に関する市民への周知および広報に関すること。 (3)　上下水道職員の動員派遣に関すること。 (4)　上下水道施設に関する緊急予算編成および資金の調達に関すること。
	上下水道業務班	(1)　上下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (2)　機動給水および応急給水所の設置に関すること。 (3)　上水道応急復旧資機材の確保に関すること。 (4)　災害に伴う下水道使用料および受益者負担金の減免等に関すること。
	下水道建設班	(1)　下水道施設の災害対策に関すること。 (2)　下水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3)　下水道機器および修理資材の確保に関すること。 (4)　下水道施設の復旧に関すること。
	上水道工務班	(1)　上水道施設の災害対策に関すること。 (2)　上水道施設の被害状況の調査報告に関すること。 (3)　上水道施設に係る緊急処置および応急対策に関すること。 (4)　上水道施設の復旧に関すること。
教育部	部内各班共通	(1)　教育部が担当する避難場所等の開設運営および避難誘導に関すること。
	教育総務班	(1)　教育部内職員の動員派遣に関すること。 (2)　教育財産の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (3)　教育関係義援金品の受領、保管および配分に関すること。 (4)　帰宅困難者への情報提供、誘導等の対策に関すること。 (5)　その他教育部の業務であって、他の班に属さないこと。
	学校教育班	(1)　学校教育財産を避難所として開放することについての協力に関すること。 (2)　教育施設への避難情報等の周知および伝達に関すること。 (3)　被災児童生徒等に対する安全確保に関すること。 (4)　被災児童生徒等に対する教育および保健に関すること。 (5)　被災児童生徒等の学用品(災害救助法に基づく学用品の支給を含む。)に関すること。 (6)　学校給食センターの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (7) 生涯学習班実施事項の応援。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1)　学校教育班実施事項の応援 (2)　生涯学習班実施事項の応援
	生涯学習班	(1)　社会教育施設および放課後児童クラブの災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　公民館等の避難場所に関すること。 (3)　学校教育班実施事項の応援。
	学校ＩＣＴ推進班	(1)　学校教育班実施事項の応援 (2)　生涯学習班実施事項の応援
	彦根城博物館班	(1)　彦根城博物館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　学校教育班実施事項の応援。
	図書館班	(1)　図書館の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。 (2)　教育総務班実施事項の応援。

消防部	消防総務班	(1)　職員の参集状況の確認に関すること。 (2)　消防団の出動状況の把握に関すること。 (3)　消防関係機関との連絡に関すること。 (4)　消防用資機材の調達および補給に関すること。 (5)　消防職団員の食糧、飲料水および医薬品の調達および供給に関すること。 (6)　部内の他班に属さないこと。
	予防班	(1)　災害に関する情報の収集および整理に関すること。 (2)　広報および宣伝に関すること。
	警防班	(1)　消防活動に関すること。 (2)　特別部隊に関すること。 (3)　応援要請に関すること。 (4)　応援部隊に対する誘導および指示に関すること。
	通信指令班	(1)　消防無線の運用および通信統制に関すること。 (2)　情報の受理ならびに指示および命令の伝達に関すること。 (3)　非常招集に関すること。 (4)　部隊の運用に関すること。
	消防署班	(1)　情報収集および報告に関すること。 (2)　参集員の把握および出動隊の編成に関すること。 (3)　消防隊の運用に関すること。 (4)　災害防御に関すること。 (5)　人命救助および避難に関すること。 (6)　行方不明者の捜索に関すること。 (7)　現場広報に関すること。 (8)　応急救護所の設置に関すること。 (9)　資機材等の運搬に関すること。 (10)　消防資機材の保全に関すること。 (11)　指揮隊の運用に関すること。
病院部	病院事務局班	(1)　各種施設等の避難対策に関すること。 (2)　病院等の被災状況の把握に関すること。 (3)　災害による傷病者の救護に関すること。 (4)　移送体制の確保に関すること。 (5)　医薬品、衛生材料等の確保および調達に関すること。 (6)　病院施設の災害対策(応急対策および復旧対策を含む。)に関すること。

（注）本表にない事務については、本部会議または本部連絡員において、その都度定める。

イ　災害対策支部の事務分掌表

支部	事務分掌
鳥居本支部 河瀬支部 亀山支部 高宮支部 稲枝支部	(1)　本部との連絡に関すること。 (2)　支部管内地区住民に対する災害広報活動に関すること。 (3)　災害予報および災害状況の即報に関すること。 (4)　応援班および救護班の出動要請に関すること。 (5)　消防分団その他民間救助団体との連絡に関すること。 (6)　避難所および相談所に関すること。 (7)　埋火葬に関すること。 (8)　その他特命事項に関すること。

（注）本表にない事務については、本部会議または本部連絡員において、その都度定める。

ウ　緊急初動対策チーム（勤務時間外・震度 5 強以上のみ）

チーム	事務分掌
総務チーム	(1)　緊急初動対策チームの総合調整、指揮命令に関すること。 (2)　市長との連絡調整に関すること。 (3)　消防本部との連絡調整に関すること。 (4)　県との連絡調整に関すること。 (5)　県等への応援要請に関すること。 (6)　1 課 1 班体制への移行に関すること。

チーム	事務分掌
	(7)　その他必要業務
情報チーム	(1)　被害情報の収集、整理および関係機関への伝達に関すること。 (2)　職員の参集状況に関すること。 (3)　その他必要業務
緊急対策チーム	(1)　避難施設の開放および収容に関すること。 (2)　負傷者の救護に関すること。 (3)　災害救助法の適用に関すること。 (4)　緊急車両等の交通の確保に関すること。 (5)　その他必要業務
広報チーム	(1)　災害関係の広報および報道機関との連絡に関すること。 (2)　市民への情報提供に関すること。 (3)　その他必要業務

エ　原子力災害時の分掌事務（災害対策本部の分掌事務と併せて実施）

部	班	事務分掌
市長直轄部	危機管理班	(1)　緊急時モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の情報伝達に関すること。 (3)　安定ヨウ素剤の服用に係る国または県との連絡調整に関すること。 (4)　原子力災害に関する情報の一元化に関すること。 (5)　業務継続に係る県との連絡調整に関すること。 (6)　環境放射線モニタリングに係る県との連絡調整および公表に関すること。 (7)　市が実施した各種制限措置の取りまとめに関すること。
企画振興部	企画班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	まちづくり推進班	(1) 原子力災害に係る相談窓口の開設および運営に関すること。 (2) 原子力災害の中長期対策期における相談窓口の国および県との連絡調整に関すること。
	情報政策班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	広報戦略班	(1)　避難、屋内退避等の広報に関すること。 (2)　安定ヨウ素剤の配布に係る広報に関すること。 (3)　飲食物の出荷制限および接種制限、放射線の影響による健康被害等に係る広報に関すること。 (4)　原子力災害の影響による庁舎移転時の広報に関すること。
	人権政策班	(1)　避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	人権・福祉交流会館班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
スポーツ部	スポーツ振興班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ総務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	国スポ・障スポ競技班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
総務部	公有財産管理班	(1)　庁舎機能代替候補地の検討に関すること。
	財政班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	税務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	債権管理班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	契約監理班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	臨時特別給付金班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	議会班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	出納・監査班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

人事部	人事班	(1)　原子力災害に関する相談担当者の調整に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	働き方・業務改革推進班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
市民環境部	生活環境班	(1)　市庁舎等における環境放射線量の測定に関すること。 (2)　放射性物質による環境汚染への対処に関すること。 (3)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	ライフサービス班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。 (2)　原子力災害時の市民生活に係る相談対応に関すること。 (3)　災害地域住民記録票の作成に関すること。
	保険年金班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	清掃センター班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
福祉保健部	社会福祉班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	障害福祉班	(1)　避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。
	高齢福祉推進班	(1)　避難行動要支援者への避難および屋内退避等の情報伝達に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	健康推進班	(1)　緊急時モニタリング結果を踏まえた退避および避難ならびに飲食物の摂取制限等の対策の検討に関すること。 (2)　安定ヨウ素剤の配布に関すること。 (3)　放射線の影響による健康被害に係る広報の検討に関すること。 (4)　緊急被ばく医療に係る県との連絡調整に関すること。 (5)　放射線の影響による健康被害に係る相談体制の整備に関すること。 (6)　各種制限措置解除時の食の安全に係る広報の検討に関すること。
こども家庭部	こども若者班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	母子保健班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること (2)　健康推進課実施事項の応援
	幼児班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	発達支援センター班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
観光文化戦略部	観光交流班	(1)　原子力災害時の観光に係る相談対応に関すること。 (2)　旅行客に対する風評被害等の影響の軽減に関すること。 (3)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	エンタテインメント班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化財班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	文化振興班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
産業部	農林水産班	(1)　原子力災害時の農産物に係る相談対応に関すること。 (2)　農産物の出荷制限等に係る国および県との連絡調整に関すること。 (3)　農産物の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4)　農産物の出荷制限および制限措置の解除に係る周知に関すること。 (5)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	地域経済振興班	(1)　原子力災害時の中小企業等の経営に係る相談対応に関すること。 (2)　被災中小企業等の支援に係る相談体制の整備に関すること。 (3)　地場産品の風評被害等の影響の軽減に関すること。 (4)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	農業委員会班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
建設部	建設管理班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	道路河川班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	建築班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
都市政策部	都市計画班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。

	建築指導班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	交通政策班	(1)　広域避難時の輸送手段の確保に関すること。 (2)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	住宅班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
上下水道部	上下水道総務班	(1)　汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止等の広報に関すること。 (2)　飲料水に係る制限措置の解除の広報に関すること。 (3)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上下水道業務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	下水道建設班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	上水道工務班	(1)　原子力災害時の飲料水に係る相談対応に関すること。 (2)　県が実施する飲料水の検査への協力に関すること。 (3)　飲料水の摂取制限に係る県との連絡調整に関すること。 (4)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
教育部	教育総務班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校教育班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校ＩＣＴ推進班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	学校支援・人権・いじめ対策班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	生涯学習班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	彦根城博物館班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
	図書館班	(1)　避難、屋内退避等の避難誘導に関すること。
病院部	病院事務局班	(1)　安定ヨウ素剤の調達および保管に関すること。 (2)　緊急被ばく医療に係る県への協力に関すること。

第１節　風水雪害等に対応する活動体制

【基本方針】

災害の発生が予想されるときは、災害応急対策実施責任機関は、警戒体制をとり、また、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で、災害応急対策に対処する必要があるときは、災害対策本部を設置して必要な体制を確立したうえで、緊密な連絡、協力体制のもとに災害応急対策を実施する。

※大雪警報・暴風雪警報が発表される場合等において、彦根市災害警備本部または災害対策本部の設置には至らないものの、市民生活への影響や混乱を最小限に抑えるための対策が必要と認められる場合は、彦根市大雪時の対応指針に準ずる。

1　気象予警報等の把握

【担当班】危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班

(1) 気象に関する情報の収集

台風接近時や集中豪雨等が予想されるときなどは、市域に係る次の情報の発表状況を把握するとともに、雨量や河川水位の観測情報を常時監視する。

ア　警報・注意報（警報・注意報発表基準一覧【資料編　P3-3-2 参照】）

イ　指定河川洪水予報（指定河川洪水予報【資料編　P3-3-6 参照】）

ウ　水防警報（水防警報【資料編　P3-3-6 参照】）

エ　土砂災害警戒情報（土砂災害警戒情報【資料編　P3-3-7 参照】）

(2) 気象に関する情報の伝達

気象に関する警報または特別警報、指定河川洪水予報、水防警報、土砂災害警戒情報等の通知を受けたときは、速やかに関係部課（各班）、関係機関ならびに必要に応じ市民に対し、その内容を伝達する。

ア　勤務時間内（月～金 8:30～17:15（ただし休日を除く））の通報

危機管理課は、発令または変更に応じて、庁内LANおよび庁内放送等をもって本伝達に代え、その他の連絡先には、電話等により連絡する。

イ　勤務時間外（上記時間以外）の通報

当直者より、危機管理課をはじめ関係する機関に連絡する。

ウ　災害発生時その他事故の場合

予警報等の伝達について、上記の措置をとり難いときは、関係機関が相互に連絡をとり、速やかに伝達されるよう応急措置を講ずる。

(3) その他の情報への対応

ア　火災気象通報

彦根地方気象台より、彦根市に火災気象通報が発表され、県よりその旨の通知を受けたときは、必要に応じて、市長は、火災警報を発令する。

火災警報を発令したときは、消防本部は、彦根市火災予防条例第 29 条に従い、次の内容を広報する。

(ｱ) 山林、原野等において火入れをしない
(ｲ) 煙火を消費しない
(ｳ) 屋外において火遊びまたはたき火をしない
(ｴ) 屋外においては、引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしない
(ｵ) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしない
(ｶ) 残火（たばこの吸い殻を含む）、取り灰または火粉を始末すること
(ｷ) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと

イ　異常現象

市民、市職員、消防職員、警察官等から、災害が発生するおそれがある異常な現象（洪水、がけ崩れ、なだれ等）を発見した旨の通報を受けたときは、直ちに各部に伝え、県、彦根地方気象台(著しく異常な気象現象に限る)に通報するとともに、彦根市ホームページ(緊急情報)、エフエムひこね、防災用屋外放送設備、彦根市災害用 X、彦根市メール配信システム等を利用して、その近隣の住民に対してその危険性を周知徹底する。

2　警戒体制の確立

【担当班】危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、必要に応じて、警戒体制の配備を決定する。

なお、除雪に係る職員の配備体制は、除雪対策本部が策定する「彦根市道路除雪計画」に基づき配備する。

A

ア　次の警報の1以上が本市に発表されたとき
①大雨警報（浸水害、土砂災害）
②暴風警報
③洪水警報

イ　次の注意報等の1以上が本市に発表され、危機管理監・危機管理課長・建設管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき
①大雨注意報
②洪水注意報
③大雪警報・暴風雪警報

B

ア　土砂災害が発生したとき

イ　土砂災害警戒情報が発表されたとき

ウ　その他本市において土砂災害の危険が高いと判断され、危機管理監・危機管理課長・建設管理課長・道路河川課長・警防課長が協議し、必要と認めるとき

C

自主避難施設の開設が必要と見込まれるとき

(2) 職員の動員・配備

警戒体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中の動員

危機管理課は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、職員の参集が必要な所属の長に連絡する。

イ　勤務時間外または休日等の動員

危機管理課は、災害時緊急通報システム・職員災害時用メール配信システム・電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、職員の参集が必要な所属の長に連絡する。

(3) 業務内容

配備された職員は、気象や災害に関する情報の収集連絡を行う。

(4) 配備の解除

次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監・危機管理課長・建設管理課長・道路河川課長・警防課長が協議を行い、警戒体制の配備を解除する。

ア　市に暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪の気象警報が解除されたとき

イ　台風が近畿地方周辺を通過するおそれが解消されたとき

ウ　災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行する必要があるとき

エ　その他危機管理監が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡

警戒体制を決定したとき、または解除したときは、県にその旨を連絡する。

3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】警戒第2号動員班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、必要に応じて、災害警戒本部体制の配備を決定する。

ア　次の警報の1以上が本市に発表され、かつ、災害の発生が大きく予想されるときで、危機管理監・人事部長・建設部長・消防長が協議し、必要と認めるとき

①大雨警報（浸水害、土砂災害）

②暴風警報

③洪水警報

④大雪警報・暴風雪警報

イ　河川水位が避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が予想されるとき

(2) 職員の動員・配備

災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中の動員

危機管理課および総務課、公有財産管理課は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、各部・次長、支所・出張所長に連絡する。

なお、各次長は、所管部長等に連絡するとともに、必要に応じ一般職員にも周知する。

イ　勤務時間外または休日等の動員

危機管理課は、災害時緊急通報システム・職員災害時用メール配信システム・電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、配備職員に動員を伝達する。

(3) 災害警戒本部の設置・運営

災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、災害警戒本部を設置し、配備された職員は、以下の業務を実施する。

ア　気象に関する情報、河川水位情報等の収集
イ　被害情報の収集
ウ　防災関係機関との連絡
エ　災害対策本部体制の準備
オ　避難行動要支援者住区別リストの準備
カ　その他災害警戒本部体制において必要な業務

(4) 災害警戒本部体制の解除・災害警戒本部の閉鎖

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、災害警戒本部体制の配備を解除し、災害警戒本部を閉鎖する。

ア　市域で災害発生または拡大のおそれが解消し、かつ応急対策がおおむね完了したと災害警戒本部長が認めたとき
イ　災害対策本部が設置されたとき
ウ　その他、災害警戒本部長が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡、市民への公表

災害警戒本部を設置したとき、または閉鎖したときは、県にその旨を連絡するとともに、報道機関、市民に広報する。

4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】全ての班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、必要に応じて、災害対策本部体制の配備を決定する。

ア　気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報およびその他の注意報が発表され、市本部を設置して、その対策を必要とするとき
イ　気象業務法に基づく大雨・暴風・暴風雪・大雪特別警報が発表されたとき
ウ　大規模な地震、火災、爆発、水難事故等が発生し、市本部を設置して、その対策を必要とするとき
エ　その他災害救助法による救助を要する災害が発生したとき
オ　警戒体制では、対応困難と市長が判断したとき

(2) 職員の動員・配備

災害対策本部体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中の動員

危機管理課員は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、各部・次長に連絡する。

電話で連絡を受けた場合、各次長は、自部署の配備職員に動員を伝達する。（災害時緊急連絡網）

イ　勤務時間外または休日等の動員

危機管理課員は、災害時緊急通報システム・職員災害時用メール配信システム・電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、配備職員に動員を伝達する。

(3) 災害対策本部の設置・運営

災害対策本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置し、配備された職員は、災害対策本部体制の事務分掌表（P3-1-14参照）に基づき、各種災害対応業務を実施する。

(4) 現地災害対策本部の設置・運営

市本部長は、特定の地域に被害が集中し、被災現地において災害応急対策を推進するうえで必要であると認めたときは、災害現地またはその周辺の施設に現地災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部へ人員を派遣する。

(5) 災害対策本部体制の解除・災害対策本部および現地災害対策本部の閉鎖

市本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、建設部長、消防長と協議を行い、災害対策本部体制の配備を解除または災害警戒本部体制あるいは警戒体制へ移行し、災害対策本部および現地災害対策本部を閉鎖する。なお、災害警戒本部体制へ移行したときは、災害警戒本部を設置する。

ア　災害の危険が解消したとき

イ　災害応急対策が一応終了したとき

ウ　その他本部長が必要ないと認めたとき

(6) 防災関係機関への連絡、市民への公表

災害対策本部を設置したとき、または閉鎖したときは、県にその旨を連絡するとともに、防災関係機関（市防災会議委員）、報道機関、市民に通知する。

参照

＊風水雪害等に対応する活動体制【マニュアル編　P3-1-1 参照】
＊彦根市災害対策本部設営図【マニュアル編　P3-1-11 参照】
＊特別警報発表基準一覧【資料編　P3-3-1 参照】
＊警報・注意報発表基準一覧【資料編　P3-3-2 参照】
＊警報・注意報や天気予報の発表区域図【資料編　P3-3-4 参照】
＊気象等の情報伝達系統【資料編　P3-3-5 参照】
＊火災気象通報【資料編　P3-3-5 参照】
＊指定河川洪水予報【資料編　P3-3-6 参照】
＊水防警報【資料編　P3-3-6 参照】
＊土砂災害警戒情報【資料編　P3-3-7 参照】

第２節　地震災害に対応する活動体制

【基本方針】

地震が発生した場合には、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、災害応急対策実施責任機関（市およびその他防災関係機関）は、法令および防災計画ならびに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期する。

1　地震情報等の把握

【担当班】危機管理班

(1) 市域の震度に関する情報

市域に揺れを覚知したときは、次の通知等により、市域の震度情報を把握する。

ア　Jアラート

イ　彦根市メール配信システム

ウ　民間気象情報会社提供情報

エ　その他（テレビ、ラジオなど）

(2) 強化地域に係る大規模な地震に関する情報

大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定される地震防災対策強化地域に係る大規模な地震の発生のおそれについて、気象庁が発表する次の情報を把握する。

なお、この情報は、彦根地方気象台から県を通じて、市に情報伝達されることになっている。

ア　東海地震注意情報（運用終了）

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。また、東海地震の発生のおそれについて判定を下すため、地震防災対策強化地域判定会が招集された場合は、この情報の中でその旨が知らされる。

イ　東海地震予知情報（運用終了）

東海地震の発生のおそれがあると判断された場合に発表される情報。警戒宣言等の対応がとられる。

ウ 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ地震臨時情報

発表条件

○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

南海トラフ地震関連解説情報

情報発表条件

○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合

○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります

下記に示す気象庁HPの「南海トラフ地震に関する情報」の種類および発表条件、「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件のそれぞれの表。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/jishin/nteq/info_criterion.html

2　警戒体制の確立

【担当班】危機管理班、建設管理班、警防班

(1) 配備の決定

市長は、市域に震度4の地震が発生したときは、警戒体制の配備を決定する。

また、その他必要と判断したときは、警戒体制の配備を決定する。

(2) 職員の動員・配備

警戒体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中の動員

危機管理課員は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、職員の参集が必要な所属の長（動員配備体制表P3-1-3参照）に連絡する。

イ　勤務時間外または休日等の動員

警戒体制の配備職員（動員配備体制表P3-1-3参照）は、ラジオ、テレビ等で地震情報を確認し、市域に震度4の地震を覚知したときは、連絡の有無を問わず、直ちに勤務場所に自主参集する。

なお、危機管理監の判断により動員を行うときは、危機管理課員は、電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、配備職員に動員を伝達する。

(3) 業務内容

配備された職員は、警戒体制において以下の業務を実施する。

ア　地震情報の収集および伝達に関すること

イ　地震災害に関する情報の収集および伝達に関すること

ウ　隣接市町および防災関係機関との連絡調整に関すること

エ　その他必要な事項

(4) 配備の解除

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監・危機管理課長・建設管理課長が協議を行い、警戒体制の配備を解除する。

ア　地震が終息し、市内において被害が発生しなかったとき

イ　その他危機管理監が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡

警戒体制を決定したとき、または解除したときは、県にその旨を連絡する。

3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】警戒第2号動員班

(1) 配備の決定

市長は、市域に震度5弱の地震が発生したときは、災害警戒本部体制の配備を決定する。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他必要と判断したときは、災害警戒本部体制の配備を決定する。

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(2) 職員の動員・配備

災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

また、消防本部は、市域に震度5弱以上の地震が発生したときは、消防警備本部を設置し、勤務時間内外問わず、全職員自動参集する。

ア　勤務時間中における伝達

危機管理課および総務課、公有財産管理課は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、各本部連絡員、支所・出張所長に連絡する。

なお、本部連絡員は、所管部長等に連絡するとともに必要に応じ一般職員にも周知する。

イ　勤務時間外または休日等における伝達

災害警戒本部体制の配備職員は、ラジオ、テレビ等で地震情報を確認し、市域に震度5弱の地震を覚知したときは、連絡の有無を問わず、直ちに勤務場所に自主参集する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき、または、その他、市長の判断により動員を行うときは、危機管理課および総務課、公有財産管理課は、災害時緊急通報システム・職員災害時用メール配信システム・電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、配備職員に動員を伝達する。

(3) 災害警戒本部の設置・運営

災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁舎4階災害対策本部室に災害警戒本部を設置し、配備された職員は、以下の業務を実施する。

ア　地震（震源地）や気象に関する情報の収集

イ　被害情報の収集

ウ　防災関係機関との連絡

エ　災害対策本部体制の準備

オ　避難行動要支援者住区別リストの準備

カ　その他災害警戒本部体制において必要な業務

(4) 災害警戒本部体制の解除・災害警戒本部の閉鎖

第3部第1章第1節3の(4)（P3-1-27）に準じる。

(5) 防災関係機関への連絡、市民への公表

第3部第1章第1節3の(5)（P3-1-27）に準じる。

4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】全ての班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、災害対策本部体制の配備を決定する。

ア　災対2号配備

(ｱ) 市域に震度5強の地震が発生したとき

(ｲ) その他市長が配備を必要と認めたとき

イ　災対3号配備

(ｱ) 市域に震度6弱以上の地震が発生したとき

(ｲ) その他市長が配備を必要と認めたとき

(2) 職員の動員・配備

災害対策本部体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中における伝達

危機管理課員は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、各部・次長に連絡する。

電話で連絡を受けた場合、各次長は、自部署の配備職員に動員を伝達する。（災害時緊急連絡網）

イ　勤務時間外または休日等における伝達

災害対策本部体制の配備職員（動員表参照）は、ラジオ、テレビ等で地震情報を確認し、市域に震度5強以上の地震を覚知したときは、連絡の有無を問わず、直ちに勤務場所に自主参集する。

(3) 緊急初動対策チームの出動

特に、勤務時間外または休日等に震度5強以上の地震が発生したときは、あらかじめ市長が任命する彦根市災害緊急初動対策チーム要員は、直ちに登庁し、災害対策本部の設置準備とともに、情報収集、広報、救護、避難所開設等の緊急かつ優先的に対応しなければならない応急対策を実施する。

また、避難施設の開設担当者は、担当する避難施設（小学校）に参集し、施設を開錠して避難者の受入れ等を行う。

なお、その他、市長の判断により動員を行うときは、危機管理課員は、災害時緊急通報システム・職員災害時用メール配信システム・電話等を使用して、あらかじめ定める災害対策配備体制招集連絡表により、配備職員に動員を伝達する。

なお、緊急初動対策チームは、災害対策本部の機能がある程度確立した段階において、災害対策本部体制に移行する。

また、活動内容の詳細は、「緊急初動対策チーム活動マニュアル」により規定する。

(4) 災害対策本部の設置・運営

災害対策本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置し、配備された職員は、災害対策本部体制の事務分掌表（P3-1-14参照）に基づき、各種災害対応業務を実施する。

(5) 現地災害対策本部の設置・運営

第3部第1章第1節4の(4)（P3-1-28）に準じる。

(6) 災害対策本部体制（2号・3号）の解除・災害対策本部および現地災害対策本部の閉鎖

第3部第1章第1節4の(5)（P3-1-28）に準じる。

(7) 防災関係機関への連絡、市民への公表

第3部第1章第1節4の(6)（P3-1-28）に準じる。

参照

＊彦根市災害対策本部設営図【マニュアル編　P3-1-11 参照】
＊地震災害に対応する活動体制【マニュアル編　P3-1-12 参照】
＊大規模な地震に関する情報の種類と発表基準【資料編　P1-5-8 参照】
＊地震に関する情報の種類【資料編　P3-3-1 参照】

第３節　大規模事故災害に対応する活動体制

【基本方針】

本市および隣接市町において、大規模な事故災害が発生し、またはそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため迅速、的確な防災活動を実施するために事故災害警戒本部を設置し応急対策を実施する。

1　事故災害等の把握

【担当班】危機管理班、警防班

消防本部は、119番通報等により、本市および隣接市町における次のような事故災害を覚知したときは、危機管理課に情報を連絡する。

また、危機管理課は、市民、市職員、消防職員、警察官、事故原因者等より、次のような大規模事故の発生に関する通報を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、詳細な情報の収集に努める。

(1) 湖上事故
(2) 航空機事故
(3) 鉄道事故
(4) 道路事故
(5) 危険物等事故
(6) 毒物劇物事故
(7) 大規模な火事
(8) 林野火災
(9) 放射性物質運搬事故

2　警戒体制の確立

【担当班】危機管理班、警防班

(1) 配備の決定

危機管理監、危機管理課長、警防課長は、次の基準に該当する情報を把握したときは協議を行い、配備の必要性を検討し、警戒体制の配備を市長に具申する。

市長は、必要に応じて、警戒体制の配備を決定する。

ア　市および隣接市町において大規模な事故災害の発生を確認したとき
イ　その他市長が配備を必要と認めたとき

(2) 職員の動員・配備

警戒体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中の動員

危機管理課は、庁内LAN・庁内放送・電話等により、警防課に連絡する。

イ　勤務時間外または休日等の動員

宿直は、電話等を使用して、危機管理課、警防課に連絡する。

(3) 業務内容

配備された職員は、事故に関する情報の収集連絡を行う。

(4) 配備の解除

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、危機管理課長、警防課長と協議を行い、警戒体制の配備を解除する。

ア　市域内において災害のおそれが解消したとき

イ　事故災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行する必要があるとき

ウ　その他市長が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡

警戒体制を決定したとき、解除したときは、県にその旨を連絡する。

3　事故災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】警戒第2号動員班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、消防長のほか災害種別に応じた関係部長と協議を行い、必要に応じて、事故災害警戒本部体制の配備を決定する。

ア　大規模な事故災害による相当の被害が予想されるとき

イ　その他市長が配備を必要と認めたとき

(2) 職員の動員・配備

第3部第1章第1節3の(2)（P3-1-26）に準じる。

(3) 事故災害警戒本部の設置・運営

事故災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁舎4階災害対策本部室に事故災害警戒本部を設置し、事故の規模を勘案して、各部長が災害警戒本部体制に準ずる班を組織し、災害対応業務を実施する。

(4) 事故災害警戒本部体制の解除・事故災害警戒本部の閉鎖

本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、消防長のほか災害種別に応じた関係部長と協議を行い、事故災害警戒本部体制の配備を解除し、事故災害警戒本部を閉鎖する。

ア　市域内において災害のおそれが解消したとき

イ　警戒体制または災害対策本部体制に移行する必要があるとき

ウ　災害応急対策がおおむね完了したとき

エ　その他本部長が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡、市民への公表

事故災害警戒本部を設置したとき、または閉鎖したときは、県にその旨を連絡するとともに、報道機関、市民に広報する。

4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】全ての班

(1) 配備の決定

市長は、大規模な事故災害の発生により、相当の被害があるとき、事故災害に災害救助法の適用が見込まれるときなど、必要に応じて、災害対策本部体制の配備を決定する。

(2) 職員の動員・配備

第3部第1章第1節4の(2)（P3-1-27）に準じる。

(3) 災害対策本部の設置・運営

第3部第1章第1節4の(3)（P3-1-28）に準じる。

(4) 現地災害対策本部の設置・運営

第3部第1章第1節4の(4)（P3-1-28）に準じる。

(5) 災害対策本部体制（1号・2号）の解除・災害対策本部の閉鎖

第3部第1章第1節4の(5)（P3-1-28）に準じる。

(6) 防災関係機関への連絡、市民への公表

第3部第1章第1節4の(6)（P3-1-28）に準じる。

参照

＊彦根市災害対策本部設営図【マニュアル編　P3-1-11 参照】
＊大規模事故災害に対応する活動体制【マニュアル編　P3-1-22 参照】
＊各種事故災害発生時の連絡系統【マニュアル編　P3-3-46参照】

第４節　原子力災害に対応する活動体制

【基本方針】

原子力災害時において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するためには、国、県、福井県および原子力事業者等の防災関係機関からの情報収集が必要であり、原子力災害の事象に応じた本市と各防災関係機関の情報収集連絡体制を確立する。

また、事態の進展があるときは、必要に応じて警戒態勢を整え、災害対策本部等を設置して必要な体制を確立したうえで、緊密な連絡、協力体制のもとに災害応急対策を実施する。

1　緊急事態等の把握

【担当班】危機管理班、警防班

県より、原子力に関する国、福井県および原子力事業者等の防災関係機関から収集した情報または県が独自に収集した情報について連絡を受けたときは、直ちに関係機関と連携し、詳細な情報の収集に努める。

なお、特に職員の配備基準に係る次の情報を確認する。

(1) 情報収集事態（フェーズ1）

ア　福井県の原子力事業所所在市町（敦賀市、美浜町、おおい町、高浜町）において震度5弱または震度5強の地震が発生したとき

イ　原子力規制委員会から情報収集事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

(2) 警戒事態（フェーズ2）

ア　福井県の原子力事業所所在市町において震度6弱以上の地震が発生したとき、または福井県津波予報区において大津波警報が発令されたとき

イ　原子力規制委員会から警戒事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

ウ　原子力防災管理者から警戒体制を発令したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

(3) 施設敷地緊急事態（フェーズ3）（原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という）10条）特定事象

ア　原子力防災管理者から原災法第10条第1項に定める通報を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

イ　原子力規制委員会から施設敷地緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

ウ　福井県および県が設置する空間放射線量率を測定する固定観測局で、5μSv/h以上の放射線量が検出されたことが判明したとき

(4) 全面緊急事態（フェーズ4）（原災法15条）緊急事態宣言

ア　原子力規制委員会から全面緊急事態が発生したことの連絡を県が受け、市が県から連絡を受けたとき

イ　内閣総理大臣が「原子力緊急事態宣言」を発出したとき

2　警戒体制の確立

【担当班】危機管理班、警防班

(1) 配備の決定

危機管理監、危機管理課長、警防課長は、次の基準に該当する情報を把握したときは協議を行い、配備の必要性を検討し、警戒体制の配備を市長に具申する。

市長は、必要に応じて、警戒体制の配備を決定する。

ア　情報収集事態（フェーズ1）を確認したとき

イ　その他危機管理監が配備を必要と認めたとき

(2) 職員の動員・配備

警戒体制の配備が決定されたときは、次の要領で職員の配備を伝達する。

なお、詳細は、彦根市職員災害時初動マニュアルによる。

ア　勤務時間中の動員

危機管理課は、災害時緊急通報システム・庁内LAN・庁内放送・電話等により、危機管理課員（全員）に連絡する。

イ　勤務時間外または休日等の動員

宿直は、電話等を使用して、危機管理課、警防課に連絡する。

(3) 業務内容

配備された職員は、原子力災害に関する情報の収集連絡を行う。

(4) 配備の解除

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、危機管理課長、警防課長と協議を行い、警戒体制の配備を解除する。

ア　事故に至るものでないことが確認できたとき

イ　原子力事業所の事故が終結したとき

ウ　事故の進展により、原子力災害警戒本部体制または災害対策本部体制に移行する必要があるとき

エ　その他危機管理監が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡

警戒体制を決定したとき、解除したときは、県にその旨を連絡する。

3　原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】警戒第２号動員班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、必要に応じて、原子力災害警戒本部体制の配備を決定する。

ア　警戒事態（フェーズ2）を確認したとき

イ　その他市長が配備を必要と認めたとき

(2) 職員の動員・配備

第3部第1章第1節3の(2)（P3-1-26）に準じる。

(3) 原子力災害警戒本部の設置・運営

原子力災害警戒本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁舎4階災害対策本部室に原子力災害警戒本部を設置し、配備された職員は、以下の業務を実施する。

ア　気象に関する情報、放射線量等の収集
イ　原子力事故関連情報の収集
ウ　防災関係機関との連絡
エ　災害対策本部体制の準備
オ　その他原子力災害警戒本部体制において必要な業務

(4) 原子力災害警戒本部体制の解除・原子力災害警戒本部の閉鎖

本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、人事部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、原子力災害警戒本部体制の配備を解除し、原子力災害警戒本部を閉鎖する。

ア　原子力事業所の事故が終結し、災害応急対策および災害復旧対策が完了したとき、または対策の必要がなくなったとき
イ　事故の進展により災害対策本部体制に移行する必要があるとき
ウ　その他本部長が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡、市民への公表

原子力災害警戒本部を設置したとき、または閉鎖したときは、県にその旨を連絡するとともに、報道機関、市民に広報する。

4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖

【担当班】全ての班

(1) 配備の決定

市長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、災害対策本部体制の配備を決定する。

ア　災対2号配備（施設敷地緊急事態【フェーズ3】（原災法10条）特定事象）を確認したとき
イ　災対3号配備（全面緊急事態【フェーズ4】（原災法15条）緊急事態宣言）を確認したとき
ウ　その他市長が配備を必要と認めたとき

(2) 職員の動員・配備

第3部第1章第1節4の(2)（P3-1-27）に準じる。

(3) 災害対策本部の設置・運営

災害対策本部体制の配備が決定されたときは、市役所本庁舎4階災害対策本部室に災害対策本部を設置し、配備された職員は、災害対策本部体制の事務分掌表（P3-1-14参照）に基づき、各種災害対応業務を実施する。

(4) 災害対策本部体制の解除・災害対策本部の閉鎖

市本部長は、次の基準に該当する情報を把握したときは、危機管理監、人事部長、市民環境部長、消防長と協議を行い、災害対策本部体制の配備を解除または災害警戒本部体制あるいは警戒体制へ移行し、災害対策本部を閉鎖する。なお、災害警戒本部体制へ移行したときは、災害警戒本部を設置する。

ア　災害の危険が解消したとき
イ　災害応急対策が一応終了したとき
ウ　その他本部長が必要ないと認めたとき

(5) 防災関係機関への連絡、市民への公表

第3部第1章第1節4の(6)（P3-1-27）に準じる。

参照

＊彦根市災害対策本部設営図【マニュアル編　P3-1-11 参照】
＊原子力災害に対応する活動体制【マニュアル編　P3-1-30 参照】

第２章　活動体制の調整

災害対策本部体制時は、災害対応の全時期を通じて、情報や資源の管理を行う必要があるため、情報の収集・伝達、緊急輸送等の災害対策本部業務を実施する。

また、災害対策本部体制を確立しても、災害規模が大きいほど、災害対策本部として機能できる人材、資機材等が不足することが想定される。

したがって、災害規模が大きいときは、早期に災害救助法の適用申請や応援要請等を実施し、外部機関との連携・協力体制を確保する。

第１節　情報の収集・伝達

【基本方針】

災害が発生したときは、速やかに県および防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握や応急対策の実施のための情報収集・伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、優先順位付けできるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

1　通信手段の確保

【担当班】危機管理班、情報政策班、通信指令班

(1) 通信機能の点検

災害発生後、速やかに有線電話、携帯電話、市防災行政無線（移動系）および県防災行政無線、県防災情報システム等の状況を点検し、機能確認を行う。

なお、各種機器に支障が生じている場合は、必要に応じて、専門業者の協力を求め、速やかに復旧する。

(2) 代替通信手段の確保

応急対策の実施に当たり、有線電話、携帯電話、市防災行政無線（移動系）および県防災行政無線、県防災情報システム等の利用が困難なときは、以下の代替手段を用い通信を確保する。

ア　災害時優先電話

災害時における通信の輻輳（ふくそう）時に優先的に通話が可能となる「災害時優先電話」を利用する。

イ　衛星携帯電話等の使用

迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、衛星携帯電話等を活用する。

ウ　非常無線通信の活用

有線通信を利用することができないまたはこれを利用することが著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自営通信回線等を活用する。

エ　防災相互通信用無線電話の活用

災害現場等において、災害応急対策のため、他防災関係機関と相互連絡を行う場合において、防災相互通信用無線電話の活用を検討する。

オ　アマチュア無線の活用

通信途絶時や山間地での携帯電話の不感地域での通信をカバーするため、アマチュア無線の活用を検討する。

カ　移動通信機器および移動電源車の貸与制度の活用

総務省近畿総合通信局が実施している移動通信機器および移動電源車の貸与制度を活用し、災害時の通信手段確保の支援の要請を検討する。

キ　消防団バイク隊の活用

災害時における被害状況を把握するため、彦根市消防団に設置されたバイク隊を活用し、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行う。

(3) 放送局の利用

災害に関する通知、要請、伝達または警告等を行う場合に、テレビまたはラジオによる放送を必要とするときには、県が放送機関と締結している「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」に基づき、以下の事項を明らかにして県に放送要請を依頼する。

ア　放送を求める理由

イ　放送の内容

ウ　希望する放送日時

エ　その他必要な事項

ただし、人命に関するなど、特に緊急を要するときは、直接放送機関に対して放送依頼を行い、事後速やかに県にその旨を報告する。

また、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。

(4) 放送局の応急対策

災害が発生したときは、以下の機関は、放送施設を災害から防護するとともに、施設が被災したときは、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、早期に放送の機能回復に努める。

ア　エフエムひこねコミュニティ放送（株）

イ　日本放送協会大津放送局

ウ　びわ湖放送（株）

エ　（株）京都放送滋賀総局

オ　（株）エフエム滋賀

2　被害の調査、報告

【担当班】関係各班※

(1) 被害概況調査の実施

災害が発生したときは、関係各班※がそれぞれの所管に係る施設等の被害概況調査を行い、被害の有無、被害概要、関係者の安否情報などについて把握する。また、その他の施設については施設を管理する担当班が被害状況について調査し、報告する。

なお、調査実施時は、調査漏れ、重複調査のないよう十分留意するとともに、関係機関と十分な連絡調整を行う。

※関係各班

調査事項	調査実施班
住家等一般被害	税務班
自治会長から被害状況聴取	まちづくり推進班
市有財産被害	公有財産管理班
人権・福祉交流会館被害	人権政策班
環境衛生施設被害	生活環境班、清掃センター班
社会福祉施設被害（保育所・認定こども園を含む）	社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班
医療関係被害	健康推進班
市立病院関係被害	病院事務局班
商工観光関係被害	地域経済振興班、観光交流班
農林水産被害	農林水産班
土木施設被害（都市施設、公営住宅含む）	道路河川班、都市計画班、交通政策班、建築班、住宅班
上水道施設被害	上水道工務班、上下水道業務班
公共下水道施設被害	下水道建設班、上下水道業務班
農業集落排水施設	農林水産班
学校教育関係被害（幼稚園を含む）	教育総務班、学校教育班、幼児班、幼稚園保育所班
社会教育施設被害（放課後児童クラブを含む）	生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班
文化財関係被害	文化財班
火災被害、人的被害	警防班、消防署班

※まちづくり推進班が自治会長から聴取した被害情報については、関係する班に情報を提供する。また、その他の班についても、他班に関係する情報を把握した場合は、関係する班に情報を提供するものとする。

(2) 調査の応援

被害が大きく、被害状況等の収集および調査が不可能なとき、または、調査に専門的な技術を必要とするときは、市本部を通じて、県または防災関係機関に応援を求める。

(3) 調査の報告

ア　速報値等の報告

関係各班は、本部長が市内の被害状況を早期に把握するため、被害の概要や速報値について、速やかに各部の情報統括班に報告する。

イ　被害状況調査結果の報告

関係各班は、調査後は所管の被害概況を「被害状況に関する調査報告書（資料編　P7-2-6参照）」に取りまとめ、可能な限り写真を添付し、各部の情報統括班※に報告する。

ウ　緊急情報の報告

緊急を要する被害報告については、関係各班が直接、電話、無線等で本部事務局に連絡するとともに、各部の情報統括班にも併せて報告する。

3　情報の整理

【担当班】各部の情報統括班※

(1) 被害状況の取りまとめ

各部の情報統括班は、部内の関係各班から被害状況の報告を受けた場合、以下の要領で各部ごとの被害状況等の集約・整理を行う。

ア　被害状況等の集約・整理

各班から収集した被害状況等の情報および資料を集約・整理する。

イ　集約・整理の注意事項

被害状況等の集約・整理に当たっては、以下の点に留意する。

(ｱ) 確認された情報と未確認の情報（至急確認すべき情報）とを区別すること。

(ｲ) 確認された情報に基づき災害の全体像を把握すること。

(ｳ) 応援要請等に係る情報を整理すること。

(ｴ) 情報の空白地帯を把握すること。

(ｵ) 被害が軽微な地区または被害がない地区を把握すること。

(2) 市本部への報告

各部の情報統括班は、速報値等の報告を受けた場合は、速やかに本部連絡員に報告する。また、「被害状況に関する調査報告書（資料編　P7-2-6参照）」により所管施設等の被害概況について報告を受けた場合は、情報を整理したうえで、「彦根市災害対策本部情報処理票（資料編　P7-2-5参照）」に取りまとめ各部の本部連絡員へ報告する。

各部の本部連絡員は、各部の情報統括班から得た情報を各部長および本部事務局に報告する。

※各部の情報統括班

部	情報統括班
市長直轄組織	危機管理班
企画振興部	企画班
スポーツ部	スポーツ振興班
総務部	総務班
人事部	人事班
市民環境部	ライフサービス班
福祉保健部	社会福祉班
こども家庭部	こども若者支援班
観光文化戦略部	観光交流班
産業部	農林水産班
建設部	建設管理班
都市政策部	都市計画班
上下水道部	上下水道総務班
教育部	教育総務班
消防部	消防総務班
病院部	病院事務局班

4　情報の伝達・報告

【担当班】危機管理班、通信指令班

本部事務局は、各部の本部連絡員から報告を受けた情報を県防災情報システム等を利用し、県本部等に報告する。また、火災・災害等即報要領の直接即報基準に該当する被害情報があるときは、通信指令班と協力して、国（消防庁）へ報告する。

なお、各部ごとに取りまとめられた詳細な被害状況については、必要に応じて、各部情報統括班が県担当部署に直接報告する。

(1) 被害即報

ア　火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害を覚知したとき

災害を知ったとき、または県本部（県防災危機管理局）が指示したときは、被害を覚知した都度判明したものから順次、県防災情報システムを活用して県本部（本部設置前においては防災危機管理局）に「災害概況即報」を伝達する。システムが使用不可能な場合はあらゆる手段

を用いて伝達する。なお、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を行う。

イ　火災・災害等即報要領の直接即報基準（消防庁および県への報告）に掲げる被害を覚知したとき

30 分以内に県本部だけでなく国（消防庁）へも第一報を行い、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても引き続き国（消防庁）へ行う。

ウ　報告の基準

災害情報の報告は、災害対策基本法第 53 条ならびに火災・災害等即報要領および災害報告取扱要領による。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、おおむねの被害規模等判明している事項を速やかに伝達する。

エ　災害概況速報の伝達系統

災害概況即報は、市本部から県本部（設置前は防災危機管理局）へ防災情報システムで行う報告経路を基本とする。

県本部への報告ができない場合は、国（消防庁）に対し、直接報告を行う。この場合、県本部への通信が回復した段階で、速やかに県本部への報告（国へ既に報告した旨を含む。）を行う。

オ　火災、救急救助事故等の場合の災害概況即報の伝達系統

火災、危険物等の事故、救急救助事故等の場合における県への即報は、消防部が即報基準に従い、迅速かつ的確に災害概況即報により、県本部に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防への通報が殺到している場合、消防部は直ちにその状況を県および国（消防庁）に報告する。

カ　被害状況速報の伝達系統

即報基準に該当する災害が発生した時は、区域内の被害状況および応急措置の実施状況等を取りまとめ、速やかに被害状況即報により、県地方本部を通じて県本部に報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

なお、市が災害対応で混乱した状況にあり、適時・的確な報告が困難な場合は、県地方本部と情報連絡員の派遣について協議する。

(2) 被害報告

市は、応急措置が終了したときは、10 日以内に災害確定報告により、県本部に被害確定報告を行う。

被害報告の要領は、別に県主管部課の定めるところによるが、市本部から県地方本部を通じて県本部に報告することを基本とする。

5　広報

【担当班】広報戦略班、障害福祉班、人権政策班、消防団

(1) 市民への広報の方法

収集した災害情報および応急対策等、市民に対する広報は、以下の方法により行う。

ア　テレビ、ラジオ等の報道機関の利用

イ　広報車等による広報

ウ　住民組織を通じた伝達

エ　広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

オ　インターネットの活用（彦根市ホームページや彦根市メール配信システム、彦根市災害用X）
カ　防災アプリ（Yahoo!防災速報）
キ　消防団員による広報
ク　Ｌアラートによる広報
ケ　市公式LINEアカウントによる広報
コ　防災用屋外放送設備による広報

(2) 報道機関への情報提供の方法

収集した災害情報および応急対策等は、内容を取りまとめ、各報道機関に提供する。

被害が甚大なときは、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し、日時、場所、目的等をあらかじめ各報道機関に周知させた上で情報提供する。

なお、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対して、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

ただし、取材に対する対応による業務への支障、情報の混乱等の防止に配慮する。

(3) 広報の内容

災害広報は、警戒段階、避難段階、救援段階、復旧段階の各段階に応じ、市民に真に必要な情報を提供する。

ア　災害時における市民の心構え
イ　災害に係る雨量・水位等の気象情報および災害危険箇所等に関する状況
ウ　被害状況（一般的な被害状況のほか、安否情報も含む。）
エ　災害応急対策の実施状況
オ　避難の準備、指示ならびに避難先の指示等
カ　電話、電気、ガス、水道等の供給状況、復旧の見通し
キ　災害復旧の見通し
ク　交通規制および交通機関の運行状況
ケ　その他（給食、給水、生活必需品等の供与状況、ごみの収集、運搬等の生活関連情報等）必要な事項
コ　災害の補償や融資に関すること

(4) 要配慮者への配慮【障害福祉班、人権政策班】

ア　障害のある人や子ども

聴覚障害のある人や子どもに対しては、県に要請のうえテレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、FAXや広報紙等による広報を行う。

視覚障害のある人や子どもに対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。

イ　外国人

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容をやさしい日本語や多言語で表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

6　広聴

【担当班】まちづくり推進班、人事班

災害に関して寄せられる相談・照会・苦情に応じるため、臨時相談窓口を速やかに設置し、市民要望等の把握に努める。また、臨時相談窓口で寄せられた相談・照会・苦情等の情報については、関係機関へ適宜伝達し、迅速な処理を求める。

参照

＊情報の収集・伝達【マニュアル編　P3-2-1 参照】
＊彦根市防災行政無線局呼出名称一覧【資料編　P3-2-1 参照】
＊彦根市防災行政デジタル無線局運用管理規程【資料編　P7-1-36 参照】
＊火災・災害等即報要領【資料編　P7-1-85 参照】
＊災害即報事項例示【資料編　P7-1-107 参照】
＊災害の被害認定基準【資料編　P7-1-109 参照】
＊災害確定報告（第 1 号様式）【資料編　P7-1-111 参照】
＊放送事業者との連携体制における連絡様式【資料編　P7-1-121 参照】
＊彦根市災害対策本部情報処理票【資料編　P7-2-5 参照】
＊被害状況に関する調査報告書【資料編　P7-2-6 参照】
＊広報文例【資料編　P7-2-10 参照】

第 2 節　緊急輸送体制の整備

【基本方針】

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、または制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路および緊急交通路、航空輸送路を確保するなど、被災地および関連道路の交通の安全と円滑を図る。

また、人員および物資の輸送に必要な車両、ヘリコプターを確保するなど、緊急輸送体制を確立する。

1　交通規制

【担当班】交通政策班、建設管理班

(1) 交通規制の実施区分

規制の実施は次の区分により行い、交通政策班、建設管理班は、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が行われるように配慮する。

交通規制の実施区分

区分	実施者	範囲
道路（予定）管理者	国（国道事務所）	国道 8 号
	中日本高速道路（株）（彦根保全・サービスセンター）	名神高速道路
	県（県地方本部土木班）	国道 306 号、国道 307 号、県道
	市本部（建設部）	市道、市が管理する道路施設
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が 2 警察署以上にわたるもの、または期間が 1 箇月以上に及ぶもの
	警察署長	自署の管轄区域であり、かつ急を要し、期間が 1 箇月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

(2) 交通規制の実施

災害が発生し、市が管理する道路破損、路肩崩壊その他の事由により、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために必要があると認めるときは、道路交通を禁止または制限する。

この場合において、禁止または制限の区間、その理由等を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合には適当な迂回路標識を明示する等して一般の交通に支障がないように措置を講じる。

(3) 災害時における立ち往生車両や放置車両の移動等

災害対策基本法第 76 条の 6 の規定に基づき、彦根警察署および県本部と連携し、放置車両その他交通障害物の除去に努め、緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

2　緊急通行車両の手続

【担当班】公有財産管理班

災害時における交通の規制または制限下において緊急輸送の用途等に車両を使用するとき、事前届出がされている車両のほか、新たに緊急通行車両等として届出が必要となった車両について、県公安委員会に緊急通行車両等確認申請書の手続を行う。

また、輸送協定を締結した民間業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知および普及を図る。

3　緊急輸送体系の整備

【担当班】建設管理班、道路河川班、農林水産班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 緊急輸送道路の確保

災害時において、県が指定する緊急輸送道路の確保状況を確認する。

また、市が指定する緊急輸送道路および輸送補助路線の被害状況を調査し、必要に応じて、道路障害物の除去、応急補修等の啓開作業を行う。なお、対応にあたっては、滋賀県域道路啓開計画（案）に基づき、基幹ルートおよび主要拠点への進出ルートの道路啓開に必要な体制整備を図る。

緊急輸送道路および輸送補助路線の確保状況や交通規制状況については、県本部に報告するとともに、市民に広報する。

(2) 輸送拠点の開設

広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

ア　広域輸送拠点

県が指定する次の拠点の開設状況を確認する。

(ｱ) 広域陸上輸送拠点：彦根総合スポーツ公園（松原町）

(ｲ) 広域湖岸輸送拠点：彦根港（松原町湖岸地先）

(ｳ) その他市域外の県指定広域陸上輸送拠点、広域湖岸輸送拠点

イ　市内配送拠点

災害の状況に応じて、広域輸送拠点から届けられる救援物資を受入れ、市内の避難所、病院および社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点として、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、(株) 中通、福山通運（株）彦根営業所、彦根総合スポーツ公園等）を設置する。

4　緊急輸送手段の確保

【担当班】危機管理班、公有財産管理班、交通政策班、契約監理班

(1) 緊急輸送車両の確保

以下により災害時における緊急輸送用車両を確保し、車両による緊急輸送体制を確立する。各部は、車両等を必要とするときは、市本部に配車を要請し、市本部は、上記要請があった場合に

は、車両等の保有状況を考慮の上で使用車両等を決定して要請者に通知する。

ア　市有自動車の集中管理

イ　運送業者等への協力要請

ウ　県や他自治体への応援要請

エ　自家用の車両等

(2) 航空交通の確保

ア　応援の要請

航空機（ヘリコプター）による輸送が必要なときは、以下の応援要請により、航空機（ヘリコプター）による輸送手段を確保する。

(ｱ) 県への県防災ヘリコプターの応援要請

(ｲ) 県を通じた、自衛隊、赤十字飛行隊、他自治体への応援要請

(ｳ) 彦根警察署を通じた、滋賀県警察航空隊への応援要請

イ　ヘリポートの開設

ヘリコプターによる輸送の応援を要請したときは、ヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行い、ヘリポートを開設したときは、県本部に伝達する。

ウ　無人航空機等の輸送手段の確保

交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。

(3) 船舶、鉄道による輸送手段の確保

船舶等によって輸送することが適当な場合は、県本部に要請し、湖上輸送手段を確保する。

また、鉄道を用いて緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）等に協力を要請し、鉄道による輸送手段を確保する。

(4) 燃料の確保

緊急輸送に必要な燃料について、災害時における燃料等の供給協力に関する協定締結業者に協力依頼して、確保する。

5　緊急輸送の実施

【担当班】危機管理班、公有財産管理班、生活環境班、清掃センター班、社会福祉班、交通政策班、市社会福祉協議会

(1) 輸送の範囲

災害時における輸送は以下に定める範囲とし、その他の移動および搬送等については市内の交通秩序の回復と効率的な輸送体制を確保するため、極力控えるよう、規制、制限、周知を行う。

ア　被災者の避難および救助

イ　給水

ウ　救護活動における救護員、患者、医薬品等の移送

エ　食糧、生活必需品等の生活物資の搬送

オ　公共施設の応急復旧要員等の移送

カ　遺体の移送

キ　ごみの処理

(2) 輸送対象の優先順位

ア　災害発生後 24 時間程度まで

(ｱ) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員および物資

(ｲ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員および物資

(ｳ) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動応急対策に必要な要員および物資

(ｴ) 後方医療機関へ移送する負傷者等

(ｵ) 緊急輸送に必要な輸送施設や輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員および物資

イ　災害発生後 3 日程度まで

上記アの事項に加えて、

(ｱ) 食糧、飲料水等生命の維持に必要な物資

(ｲ) 傷病者および被災者の被災地域外への移送

(ｳ) ごみの収集・運搬

ウ　災害発生後 4 日目以降

上記イの事項に加えて、

(ｱ) 災害復旧に必要な要員および物資

(ｲ) 生活必需品

(3) 輸送方法

災害時における輸送は、市内配送拠点（彦根市スポーツ・文化交流センター、農村環境改善センター、(株) 中通、福山通運 (株) 彦根営業所、彦根総合スポーツ公園等）において、県本部等から配送された救援物資および市の備蓄物資等を災害ボランティアの協力等を得て仕分けし、滋賀県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院および社会福祉施設等に配送し、被災者に配付する。

なお、市内配送拠点や避難所への物資の輸送、人員等の輸送は車両を基本とするが、交通途絶による孤立地域への輸送は、航空機（主としてヘリコプター）および人力を併用する。

(4) 実施記録の作成

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料および消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

参照

＊緊急通行車両等事前届出車一覧【マニュアル編　P3-2-15 参照】
＊緊急輸送体制の整備【マニュアル編　P3-2-11 参照】
＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊非常用品備蓄【資料編　P4-3-3 参照】
＊県の備蓄倉庫および備蓄物資【資料編　P4-3-5 参照】
＊緊急輸送道路【資料編　P4-5-1 参照】
＊緊急輸送ネットワーク図【資料編　P4-5-3 参照】
＊車両等の調達先【資料編　P4-5-5 参照】
＊市内配送拠点【資料編　P4-6-14 参照】
＊緊急車両指定【資料編　P7-1-114 参照】

第 3 節　災害救助法の適用

【基本方針】

災害救助法適用基準に該当する災害が発生したとき、県は、災害救助法の適用に基づく災害救助活動を行う。ただし、市は、事態が急迫し、県による救助活動を待つ余裕のない場合は、県に代わって救助活動を実施する。

また、市は、県知事の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急対策活動を実施する。

1　災害救助法の適用

【担当班】危機管理班、社会福祉班

(1) 災害救助法の適用申請

市における被害が「災害救助法の適用基準【マニュアル編　P3-2-17 参照】」のいずれかに該当、または該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時および場所、災害の要因、被害状況、既に実施した救助措置と今後の救助措置の見込みについて、県地方本部を通じて県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にあるときには、併せて災害救助法の適用を要請する。ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告する。

なお、県は、本市域で震度 7 程度の地震が発生した場合には、被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には災害救助法の適用手続きを速やかに進めることになっている。

また、市は、大津市域で震度 7 程度の地震が発生し、県の機能等に甚大な被害が発生し、被害状況の報告が一時的に不可能な場合には、県地域防災監を通じ、または直接に内閣総理大臣に被害状況の報告を行う。

(2) 災害救助法に基づく救助の実施

災害救助法が適用され、知事より委任を受けた救助について、速やかに実施する。

また、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況について速やかに県地方本部を通じて県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受ける。

なお、災害救助法に基づく救助活動は、「災害救助法による救助の程度、方法および期間の早見表」（資料編　P7-1-71 参照）の基準に従い、実施する。

(3) 救助の実施状況の記録および報告

災害救助法による救助活動の実施状況について、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部に報告する。

2　彦根市災害対策基金の活用

【担当班】財政班、出納・監査班

災害救助法のほか、被災者の救助、応急措置その他災害対策に要する臨時的経費として、彦根市災害対策基金を活用する。

参照

＊災害救助法の適用【マニュアル編　P3-2-17 参照】
＊災害救助法の適用基準【マニュアル編　P3-2-17 参照】
＊災害救助法による救助の種類【マニュアル編　P3-2-20 参照】
＊彦根市災害対策基金の設置、管理および処分に関する条例【資料編　P7-1-70 参照】
＊「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P7-1-71 参照】
＊救助日報【資料編　P7-1-78 参照】

第 4 節　応援要請・受援等

【基本方針】

災害が発生し、市長が市単独では災害の対応が困難と判断したときは、彦根市災害時受援計画に基づき、自衛隊の災害派遣要請を県に要求する。なお、緊急のときは、直接、自衛隊に災害派遣要請を行い、県に事後報告する。また、人的支援、物的支援が必要なときは、県、応援協定締結都市、応援協定締結団体等に対して、応援を要請する。さらに、指定行政機関、または指定地方行政機関の職員および他の地方公共団体の職員の派遣が必要なときは、県に斡旋を要求する。

なお、それぞれの機関に応援を要請した場合は、応援部隊の効率的な応急対策活動が実施されるよう、速やかに受入れ体制を整備する。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

また、そのほか、災害応急対策の実施に関して、応急措置を実施するため緊急の必要があるときは、各種法律に基づく従事命令等（資料編　P2-1-15参照）により、活動要員を確保する。

1　応援の要請・要求

【担当班】危機管理班、関係各班

(1) 自衛隊の災害派遣要請要求

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲（資料編　P2-1-13 参照）は、人命および財産の救援のための必要があり、かつ、その事態がやむを得ないと認めるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、県知事等に自衛隊の派遣要請を要求する。

ア　通常の場合（県を通じた要請）

市長（本部長）の指示により、県知事（依頼先は防災危機管理局）に文書で災害派遣要請を要求する。この場合において、その旨および災害状況を防衛大臣またはその指定する者に通知することができる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により依頼し、事後速やかに文書を提出する。

イ　緊急の場合（直接通知または通信途絶の場合）

通信途絶により県知事へ要請の依頼ができない場合は、その旨および被害の状況を防衛大臣または次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 3 偵察戦闘大隊長 （今津駐屯地司令） （窓口：第 3 係）	高島市今津町平郷	0740-22-2581 内線 235・272(勤務時間) 249(勤務時間外) 防災無線 171-0(TEL) 171-1(FAX)
中部方面混成団長 （大津駐屯地司令）	大津市際川 1-1-1	自衛隊防災用携帯電話 090-4030-1119

（窓口：訓練科）		077-523-0034 内線 230・232 防災無線 174-0

ウ　派遣要請書の記載事項

災害派遣要請を要求する場合は、次の事項を明らかにする。

(ｱ) 災害の状況および派遣を要請する理由

(ｲ) 派遣を希望する期間

(ｳ) 派遣を希望する区域および活動内容

(ｴ) 受入れ場所等

(ｵ) その他参考となるべき事項

(ｱ) ～(ｳ) は必須事項

（文書については「自衛隊派遣要請書」を 3 部、防災危機管理局に提出。）

エ　自衛隊自主派遣時の措置

災害が特に緊急かつ突発的で、要請権者の要請を待っては時期を失すると認められる場合は、警察、消防機関等一般の救難機関からの災害情報の通知により、または別に通知のなかった場合においても自衛隊独自の判断により、部隊等が派遣されることがある。この場合には、自衛隊の派遣状況について速やかに知事（防災危機管理局）に連絡する。

オ　航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、次の事項を明らかにする。

区分	活動範囲
即時および応急救援活動 （災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	(ｱ) 偵察、連絡活動 空・地よりの偵察、連絡、被害状況の把握および情報の提供 (ｲ) 救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助および避難路の啓開輸送、応急救護、空・地よりの避難誘導支援 (ｳ) 緊急輸送 患者および人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 (ｴ) 消火活動 利用可能な消防車、消火用具・防火用具による消防機関への協力 (ｵ) 資料提出および広報活動 県本部、関係機関への資料の提出および空・地よりの立体的広報協力 (ｶ) 危険物の保安および除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置および除去
組織的救援活動 （即時および応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	(ｱ) 土木活動 道路、水路の応急啓開作業 (ｲ) 水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 (ｳ) 架橋活動 応急橋りょうの構築 (ｴ) 通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動支援 (ｵ) 医療、救護活動 応急医療、防疫活動および医具、血液薬品等の輸送 (ｶ) 炊飯および給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援 (ｷ) 救援物資の無償貸付または譲与 「防衛省の管理に属する物品の無償貸付および譲与等に関する総理府令」（昭和 37 年総理府令第 1 号）による。 ただし、譲与は、市本部、県本部、その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

(2) 県への応援要請

災害応急対策実施のため必要があり、県に応援（職員の派遣を含む）あるいは応援の斡旋を求

める場合、県本部（防災危機管理局）に対して以下の事項を口頭または電話により要請し、後日速やかに文書を送付する。

ア　災害の状況および応援を求める理由
イ　応援を希望する機関名
ウ　応援を希望する人員、物資等
エ　応援を必要とする場所、時間
オ　応援を必要とする活動内容

※給水車および公共下水道施設の被害調査による応援要請については、上下水道部が直接関係団体に要請をするものとする。

(3) 他自治体への応援要請

ア　相互応援協定等に基づく応援

災害応急対策実施のため必要があるときは、各個別の相互応援協定に基づき、電話により応援を要請し、後日速やかに文書を提出する。

イ　災害対策基本法および地方自治法に基づく応援

災害応急対策実施のため必要があり、災害対策基本法第 67 条に基づく他の市町村への応援あるいは地方自治法第 252 条の 17 に基づく職員の派遣要請を求める場合、以下の事項を電話により要請し、後日速やかに文書を提出する。

(ｱ) 災害の状況および応援あるいは派遣を求める理由
(ｲ) 応援あるいは派遣を必要とする期間
(ｳ) 日時、場所
(ｴ) 応援を希望する物資等の品目、数量等あるいは派遣を求める職員の職種別人員数
(ｵ) 応援を必要とする場所、活動内容あるいは派遣される職員の給与その他勤務条件
(ｶ) その他必要な事項

※給水車および公共下水道施設の被害調査による応援要請については、上下水道部が直接関係団体に要請をするものとする。

ウ　定住自立圏における災害時の相互支援協定に基づく応援要請

市および湖東定住自立圏構成町（愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）で被害が大きく、災害時における相互支援協定に基づき、鳥取県中部定住自立圏（鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）に対して応援を要請するときは、湖東定住自立圏の中心市として、圏域で必要な救助および支援内容をとりまとめて、鳥取県倉吉市に応援を要請する。

(4) 公共的団体および民間との協力

ア　公共的団体との協力

日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所および商工会、社会福祉関係団体および社会教育団体等と連絡調整し、次の活動について協力を得る。

(ｱ) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合の市またはその他関係機関への連絡
(ｲ) 災害に関する予警報およびその他情報の区域内住民への伝達
(ｳ) 災害時における広報広聴活動への協力
(ｴ) 災害時における出火の防止および初期消火に関する協力
(ｵ) 災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関する協力
(ｶ) 避難誘導、避難所内被災者の救助業務への協力
(ｷ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
(ｸ) 被害状況の調査に関する協力
(ｹ) 被災区域内の秩序維持に関する協力
(ｺ) り災証明書交付事務に関する協力

イ　地域住民との協力

被災地の地域住民は、市本部および県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動上の責務を負う。

(ｱ) 防災機関への協力
(ｲ) 被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
(ｳ) 出火防止および初期消火
(ｴ) 初期救助救急
(ｵ) 避難行動要支援者の保護
(ｶ) 家庭における水、食糧等の備蓄

ウ　民間機関と市の協定による協力

事前に協定締結した民間機関と協定内容に関する速やかに協力が得られるよう、連絡調整を行い、協力体制を確立する。

2　受援体制の確保

【担当班】危機管理班、関係各班

(1) 応援担当連絡員の指名

各種応援を受けるときは、支援する機関との連絡を速やかに行うため、担当連絡員を指名し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう調整を行う。

(2) 集結地の指定

金亀公園、荒神山公園、湖岸緑地等の候補地の中から、応援元の機関ごとに集結地を指定し、各応援部隊の応援救助活動が円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。

なお、厚生労働省の調整による保健師等災害時危機管理支援チームほか保健医療チームの集結地は、くすのきセンターとする。

また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

(3) 応援元の機関との確認事項

応援元の機関とは、応援受入れ時に、次の事項を確認する。(自衛隊の場合は、「自衛隊災害派遣部隊の活動範囲（資料編　P2-1-14 参照)」を参照)

ア　応援内容
イ　応援の規模（部隊数、人員）
ウ　応援の物資、資機材等
エ　責任者との連絡方法

(4) 災害現場等への誘導

人命救助等緊急を要する場合において、応援部隊の迅速かつ効率的な応急対策活動が行われるよう、消防団バイク隊等を活用し、集結地から災害現場へ誘導等を行う。

3　法律に基づく従事命令、協力命令による活動要員の確保

【担当班】危機管理班、道路河川班、消防署班

(1) 従事命令、協力命令

それぞれの災害現場作業において、必要に応じて、各種法律に基づく従事命令等（資料編 P2-1-15 参照）を発する。

(2) 記録

従事命令を発したときは、従事台帳を作成し記録する。

(3) 損害補償

従事命令または協力命令により災害応急対策の業務に従事した者で、そのために負傷し、疾病

にかかり、または死亡した者の遺族等に対しては、損害賠償または扶助金を支給する。

4　応援部隊の撤収

【担当班】危機管理班

災害救助活動が終了し、応援の必要がなくなった場合または作業が復旧の段階に入った場合、速やかに応援元の機関（自衛隊の撤収要請は県本部）に応援部隊の撤収の連絡を行う。

また、協定等に基づき、災害応急対策活動に要した経費を精算する。

なお、自衛隊の救助活動に要した経費は、以下を負担する。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料および修繕費

イ　派遣部隊の船舶による湖上輸送等の経費

ウ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料および借上料

エ　派遣部隊の宿営および救難活動に伴う光熱、水道、電話料等

オ　派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償

カ　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

5　支援の実施

【担当班】危機管理班

(1) 被災市町村に対する支援の実施

災害により被災した市町村または県・広域連合および関係団体等（以下「市町村等」と言う。）から支援要請があり、支援が可能なときまたは支援が必要と認めたときは、災害時相互応援協定等に基づき、速やかに支援を実施する。

なお、鳥取県中部定住自立圏（鳥取県倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町）と湖東定住自立圏（彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町）との災害時における相互支援協定に基づき、鳥取県中部定住自立圏の市町で災害が起こり、支援が必要となった場合は、湖東定住自立圏の中心市として、圏域で必要な救助および支援を実施する。

(2) 災害支援本部の設置・運営・閉鎖

災害により被災した市町村等のニーズに基づき、市長の判断により、市に災害支援本部を設置する。

災害支援本部は、市役所本庁舎 4 階災害対策本部室に設置し、災害対策本部体制に準ずる組織で、必要な災害支援活動を実施する。

なお、災害支援本部は、支援対策活動をおおむね終了し、市長が必要なしと判断した場合に閉鎖する。

(3) 支援に係る留意事項

ア　被災市町村から本市に対して直接支援要請があった場合、速やかに県に報告する。

イ　支援隊は、支援要請した市町村等の災害対策本部の総合的調整の下で活動する。

ウ　支援については、協定等で特別な定めのない場合、支援要請に際しその内容について支援要請市町村等と十分協議する。

参照

＊応援要請・受援等【マニュアル編　P3-2-22 参照】
＊自衛隊災害派遣要請の範囲【資料編　P2-1-13 参照】
＊自衛隊災害派遣部隊の活動範囲【資料編　P2-1-14 参照】
＊各種法律に基づく従事命令等【資料編　P2-1-15 参照】
＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊彦根市災害時受援計画【別冊参照】

第３章　人命の確保

災害応急対策活動は、最優先で人命の確保を目的とする緊急対策が必要となる。

したがって、災害発生直後は、避難、救助救急、医療、行方不明者の捜索等の生命の安全にかかわる対策を実施するほか、各種発生した災害の態様により異なる二次災害防止活動（火災消火、洪水対策、危険物対策、事故対策、原子力災害対策等）を実施する。

第１節　避難行動

【基本方針】

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを指示し、警察署および関係機関、団体と連携のもと、安全な場所に避難させるなど、人命の被害の軽減を図る。

１　避難指示等の発令

【担当班】危機管理班、広報戦略班

(1)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施の基準

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、水防法、警察官職務執行法、自衛隊法、地すべり等防止法等に基づき、それぞれの実施責任者が避難の指示を命ずることができることになっている（高齢者等避難、避難指示等の基準（マニュアル編　P3-3-4 参照））。

本部長（市長）は、市民の生命、身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、災害危険区域の市民に対し、あらかじめ高齢者等避難を発表するとともに、危険な状況が進展した場合または事態が切迫している場合等の緊急の場合には避難指示を行う。

また、避難指示等は市長の判断で発令する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で発令することができ、発令後は、速やかに市長へ報告する。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険がおよぶおそれがあると認めるときは、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができる。

(2)高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令判断

収集した各種情報を参考に、避難指示等の判断基準（土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準（資料編 P3-4-1 参照）、河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準（資料編 P3-4-3 参照））となる情報と照らし合せて、発令する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下、避難指示等）という）の避難に関する種類、避難対象地区、避難先を決定する。

なお、必要に応じて、避難対象地域や判断時期について、県や彦根地方気象台等に助言を求める。

(3) 避難指示等の伝達

避難指示等を発令するときは、伝達内容等を明らかにして、次の手段で市民に伝達する（高齢者等避難、避難指示等の方法（マニュアル編　P3-3-5参照））。　なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア　広報車
イ　災害時緊急通報システム（要配慮者利用施設への情報伝達に利用）
ウ　彦根市ホームページ
エ　FMひこね
オ　口頭伝達
カ　警鐘乱打（高齢者等避難のときは利用しない）
キ　サイレン吹鳴（高齢者等避難のときは利用しない）
ク　放送事業者
ケ　彦根市メール配信システム
コ　彦根市災害用X
サ　防災用屋外放送設備
シ　防災アプリ（Yahoo!防災速報）
ス　市公式LINEアカウント

(4) 関係機関への通知

避難指示等を実施したときは、おおむね次により必要な事項を関係機関へ通知する。

ア　市長の措置

市長（危機管理課）　→　県知事（防災危機管理局）

市長から知事への報告は県防災情報システム等にて行う。

ただし、県防災情報システム等が使用不可能な場合または県からの指示があった場合には、県地方本部を通じて県本部へ報告する。

イ　警察官の災害対策基本法に基づく措置

警察官　→　警察署長　→　市長　→　県知事（防災危機管理局）

ウ　警察官職務執行法に基づく措置

警察官　→　警察署長　→　県警察本部長　→　県知事（防災危機管理局）　→　市長

エ　自衛官の措置

自衛官　→　市長　→　県知事（防災危機管理局）

(5) 避難指示等に関する注意事項

避難指示等に当たっては、次の事項に注意する。

ア　避難者への周知事項

(ｱ) 避難に際し、電源ブレーカーの切断、火気、危険物等の後始末および戸締りを完全にする。
(ｲ) 会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
(ｳ) 現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。状況に応じ避難者に2食程度の食糧、水、タオル、チリ紙、照明具および最小限の着替えを携行させる。
(ｴ) なるべく氏名票を携行させる。
(ｵ) 携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。

（ｶ）隣人（家）への伝達

イ　避難者の確認、救出

消防団、警察官等は、避難の指示を発した地域に対し、避難終了後、速やかにパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認および救出に努める。また、避難指示等の指示に従わない者については説得に努め、状況によっては、強制措置を執る。

2　警戒区域の設定

【担当班】危機管理班、建設管理班、道路河川班、警防班、消防署班

災害が発生し、またはそのおそれがあるときは、人命および身体を保護するために災害対策基本法、消防法、水防法、警察官職務執行法等に基づき、それぞれの設定権限者が警戒区域を設定し、一般の立入禁止、退去を命ずることができることになっている（警戒区域の設定権限(マニュアル編　P3-3-7 参照)）。

これら法律に従い、市民の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、または退去等の措置を講じる。

なお、警戒区域を設定したときは、縄を張るなど警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように措置する。

3　指定緊急避難場所等の開設・運営

【担当班】各部の避難場所関係班※

(1) 自主避難施設の開設

自主避難が行われたとき、その他市長が必要と認めるときは、指定緊急避難場所から適切な施設を選定し、自主避難施設を開設する。

市は、自主避難施設の開設を決定したときは、直ちに当該施設管理者に連絡し、自主避難施設担当職員を派遣して、当該施設の職員等と連携して自主避難者の受入れを行う。また、市は、自主避難施設を開設したときは、速やかに市民に対し周知する。

なお、自主避難施設の運営に当たっては、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。

(2) 避難場所の開設

震度 5 強以上の地震が発生したとき、高齢者等避難、避難指示等を行ったとき、その他本部長が必要と認めるときは、直ちに指定緊急避難場所から必要な施設を選定し、避難場所を開設する。ただし、緊急を要する場合は、危機管理監の判断で開設することができる。また、各地区で特に緊急を要する場合には、施設管理者の判断で開設することができる。

市本部は、避難場所の開設を決定したときは、直ちに当該施設管理者に連絡するとともに、速やかに避難場所の運営および連絡調整にあたる担当職員を避難場所に派遣し、当該施設の職員等と連携して避難者の受入れを行う。

また、大規模な災害時において多数の帰宅困難者が発生した時は、県と連携し、一時滞在施設として帰宅困難者についても必要に応じて受け入れを行う。

なお、避難場所の運営に当たっては、生活環境が常に良好なものであるよう努める。そのため、

避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無および利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿およびごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努め、男女双方の視点に対する配慮、性的指向・性自認に対する配慮、要配慮者のニーズに対する配慮等に留意する。

(3) 避難場所開設の報告

避難場所を開設したときは、速やかに市民に対し周知するとともに、県本部および彦根警察署に対して次の事項を報告する。

なお、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

ア　避難場所開設日時、場所または施設名
イ　収容状況および収容人員
ウ　開設期間の見込み
エ　その他の参考となる事項

※各部の避難場所関係班
（担当班は各部により選定（詳細な割り当ては彦根市職員災害時初動マニュアル参照））

開設・運営等を担当する各部
企画振興部、スポーツ部、総務部、人事部、市民環境部、福祉保健部、こども家庭部、観光文化戦略部、産業部、建設部、都市政策部、上下水道部、教育部

4　避難誘導

【担当班】ライフサービス班、警防班、消防署班

(1) 風水雪害発生のおそれがある場合の避難誘導

避難指示等を発令したときは、消防団および警察官等の協力を得て、避難者の誘導にあたり、次の措置を迅速、確実に行う。

ア　避難順位
　(ｱ) 避難行動要支援者
　(ｲ) 防災活動従事者以外の者
　(ｳ) 防災活動従事者
イ　避難誘導先
　施設の安全を確認したうえで、避難対象地区（自治会単位）ごとに避難誘導先を設定し、速やかに市民に周知・広報する。
ウ　実施時の留意点
　(ｱ) 避難誘導のため消防職団員等を配置する。
　(ｲ) できるだけ自治会・町内会等ごとに集団の形成を図り、避難を実施する。

(ｳ) 避難行動要支援者の避難を優先する。
(ｴ) 夜間においては、照明具携行の誘導員を配置する。
(ｵ) 携帯マイク等の資機材を活用し安全を図る。

エ　避難経路
(ｱ) 最も安全な避難経路を指示する。
(ｲ) 避難経路途中に危険な箇所があるときは、避難者に伝達しておく。
(ｳ) 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
(ｴ) 緊急時の混乱を避けるため、車両の使用を禁止させる。
(ｵ) 必要に応じ、誘導標識、誘導灯、携帯マイクを使用する。
(ｶ) 道路上の障害物件を除去する。

オ　避難者への説明
避難誘導の際、避難者に避難指示等の内容、理由等を説明する。

カ　報告、記録
避難誘導の状況を市本部に報告するとともに、簡潔に記録する。

(2) 地震等の突発的な災害が発生した場合の避難誘導
消防団および警察官等の協力を得て、指定緊急避難場所に避難者を集合させたあと、できるだけ自治会ごとの集団の形成を図り、指定避難所等に誘導する。その際には、避難行動要支援者の避難を優先する。

5　避難行動要支援者の避難対策

【担当班】社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、母子健康班、障害福祉班、健康推進班

(1) 風水雪害発生のおそれがある場合の措置
風水雪害が発生する危険が強まり、市本部が避難指示等を発令したときは、避難行動要支援者等への避難情報の伝達を迅速に実施し、早期の円滑な避難を実現する。

ア　避難指示等の伝達
避難指示等が発令されたときは、彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱に基づき作成された避難行動要支援者名簿（以下、「名簿」という）を活用して、彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、要配慮者のうち特に避難に支援を要する避難行動要支援者に対して避難に関する情報を伝達する。
また、特に、要配慮者利用施設（資料編 P4-6-1 参照）に対して、災害時緊急通報システム等を利用し、必要な情報（高齢者等避難等）を伝達する。

イ　安否確認の実施
災害が発生したときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用して、彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を迅速に実施する。

ウ　移送手段の確保
避難支援に自動車等が必要なときは、移送車の手配等に協力する。

(2) 地震等の突発的な災害が発生した場合の措置
地震等の災害が突発的に発生したときは、避難支援者による避難行動要支援者の安否確認を実

施し、避難等が必要な場合は避難所、医療機関、福祉施設等への移送を迅速に実施する。

ア　安否確認の実施

地震等の災害が突発的に発生したときは、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、名簿を効果的に利用して、彦根警察署、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、避難行動要支援者の安否確認を迅速に実施する。

イ　福祉避難所等への移送

避難行動要支援者の病気、負傷等の状況を確認したうえで、福祉避難所、医療機関、福祉施設等への避難・入所等が必要と判断したときは、受入れ施設の協力のほか、市社会福祉協議会、自治会・自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得て施設への移送を実施する。

6　各種施設等の避難対策

【担当班】社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班、病院事務局班

(1) 病院施設

ア　避難誘導

災害が発生したとき、病院長または病院の管理者（以下「院長等」という。）は、あらかじめ患者を担送患者と独歩患者とに区分し、独歩患者については、適当な人数ごとに自治組織を編成させて、医師、看護師その他職員が引率して、重病者、高齢者、乳幼児、妊産婦および介添え人を安全な場所に誘導する。

イ　移送方法

(ｱ) 入院患者を院外の医療機関等安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防職員等の協力を得て患者の移送を行う。

(ｲ) 院外への患者の移送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て移送を行う。

ウ　状況の報告

院長等は、災害が発生したときは、施設ならびに施設利用者の被災状況、施設利用可否等について、市本部に報告する。

(2) 社会福祉施設

ア　避難誘導

災害が発生したとき、社会福祉施設の長（以下、「施設長」という）は、あらゆる災害に対処できるように、施設ごとに定めた避難計画に基づき迅速かつ適切に施設利用者等の避難誘導を実施する。

イ　移送方法

施設長は、避難場所から他の安全な施設へ移送する必要があると認めるときは、消防・警察等関係機関と連携を密にし、入所者の障害や健康状態に配慮した適切な移送手段および介助者を確保して移送を行う。

ウ　状況の報告

施設長は、災害が発生したときは、施設ならびに入所者の被災状況、受入れ可能状況について、市本部に報告する。

(3) 学校等（小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ）

ア　避難誘導

災害が発生したとき、小・中学校、幼稚園、保育所、認定こども園の長等（以下、「校・園長等」という）は、あらかじめ定めた避難計画に基づき迅速かつ適切に施設利用者等の避難誘導を実施する。

イ　避難の連絡

校・園長等は、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）に対する避難を行ったときは、直ちに市本部、消防部、警察等にその旨を連絡する。

ウ　移送方法

各教職員は、適宜、班を編成し、引率責任者として警察官、消防部等の支援・協力を得ながら以下の事項に留意しつつ、安全かつ効率的に移送行動を行う。

(ｱ) 危険な橋りょう、堤防、その他がけ崩れや土石流、河川による浸水等、新たに災害発生のおそれがある場所や区域を避け、安全な道路を選定する。

(ｲ) 引率責任者は、メガホン、携帯マイクを所持する。

(ｳ) 感電、水没等の移送中の事故防止を徹底する。

(ｴ) 避難先までの経路の安全性が確保され難いと判断される場合には、無理な移送を行わず、高層階等にて一時待機し関係機関と密に連絡を取り、次善策を検討する（ただし、家屋の流出の危険があるときを除く）。

エ　状況の報告

校・園長は、災害が発生したときは、施設ならびに生徒等の被災状況、施設利用可否等について、市本部に報告する。

7　帰宅困難者対策

【担当班】危機管理班、人権政策班、地域経済振興班、観光交流班

(1) 発災直後の対応

ア　一斉帰宅抑制の呼びかけ

一斉帰宅行動を抑制するため、市民、企業等に対してむやみに移動しないことの呼びかけを行う。

イ　企業における対応

企業は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内または安全な場所に待機させる。

ウ　集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

(2) 帰宅困難者への情報提供

県と連携し、帰宅困難者に対し、被害状況に関する情報、鉄道等の公共交通機関に関する情報、帰宅にあたって注意すべき情報、支援情報（帰宅支援ステーションの開設状況、一時滞在施設の開設状況等）などについて情報提供を行う。

また、外国人住民や外国人旅行者にも内容が伝わるように配慮する。

(3) 徒歩による帰宅支援

県と連携し、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報等を提供する。

参照

＊彦根市職員災害時初動マニュアル　【参考資料　3.避難場所等参照】
＊避難行動【マニュアル編　P3-3-1 参照】
＊急傾斜地崩壊危険区域・急傾斜地崩壊危険箇所【資料編　P1-4-1 参照】
＊土石流危険渓流【資料編　P1-4-3 参照】
＊土砂災害警戒区域等【資料編　P1-4-9 参照】
＊土砂災害に関する避難指示等発令の判断基準【資料編　P3-4-1 参照】
＊河川氾濫に関する避難指示等発令の判断基準【資料編　P3-4-3 参照】
＊要配慮者利用施設【資料編　P4-6-1 参照】
＊広報文例【資料編　P7-2-10 参照】

第２節　救助救急対策

【基本方針】

災害が発生し、土砂くずれ・雪崩等による生き埋めや火災による負傷者が発生したときは、市民のほか、関係機関（自衛隊、日本赤十字社滋賀県支部等）との協力および受入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救助救急活動に当たる。

１　救助救急活動

【担当班】消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(1) 対象者

り災者の救助救急は、災害の原因、種別、住家の被害等に関係なく、次のような救助救急を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

ア　生命、身体が危険な状態にある火災の際、火中に取り残された場合

イ　災害に際して倒壊家屋の下敷きとなった場合

ウ　水害の際、流出家屋とともに流された場合

エ　危険な孤立した地点に取り残された場合

(2) 消防出動の原則

ア　救助出動

消防隊における救助は、火災の発生状況により消防隊に余力がある場合に限り、実施するものとし、散発的かつ小規模な救助活動は、消防団員または付近住民により対応する。

一方、消防隊、消防団員、あるいは付近住民では救助できない事象は、特別救助隊を中心に分署の救急隊と一体となってこれにあたるとともに、広域救助隊の有効活用体制をとる。

イ　救急出動

警備本部から特別な指示のない限り、通常の出動計画による。しかし、有線通信途絶または医療機関の被災等により、通常の救急活動は不可能になることが予測されることから、災害状況がある程度把握されるまでの間は、消防署所にあっては、消防署所内または消防署所前に仮救護所を設置し、救護を求めてきた者に対し、救急処置を実施する。

(3) 救助救急の方法

倒壊した家屋に生き埋めになった被災者の救助救急においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するために迅速な対応を行う。

ア　被災直後においては、地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、地域の自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。

イ　消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防署員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図る。

ウ　市本部は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・移送する必要がある場合は、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、京滋ドクターヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救助救急活動に努める。

エ　消防機関を中心として、重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、

消防機関だけでは対応することができないことが考えられるため、自主防災組織等が救急活動に協力する。

オ　倒壊現場や火災現場等において発生した負傷者に対し災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタッグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ移送する。また、多くの軽傷者は、避難場所に開設される救護所や最寄りの医療機関で医療処置を受ける。

(4) 応援要請

市のみでは救助活動が困難と判断されたときは、県本部に可能な限りの情報を明らかにして救助活動の応援要請を行う。

2　救助資機材の確保

【担当班】消防総務班

救助活動を実施するために必要な重機およびその操作に従事する要員等について、地域の建設事業者から調達する。

また、市のみでは救助資機材が確保できないときは、県を通じて、滋賀県建設業協会に応援を要請する。

参照

＊救助救急対策【マニュアル編　P3-3-13 参照】
＊トリアージの実施方法【マニュアル編　P3-3-15 参照】

第 3 節　消火活動

【基本方針】

火災、風水雪害、地震災害、その他の異常気象による災害の発生または発生のおそれがあるとき、消防機関（消防本部・署・消防団）は、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

1　消防業務に関する情報収集活動

【担当班】予防班

消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。

2　消火活動

【担当班】消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

震度 5 弱以上の地震が発生した場合または大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」の発令を覚知したときなど、初動体制については、「彦根市消防計画」に基づき、出場する。

なお、同時多発的に発生する大地震時火災に対しては、原則、消防本部で定める「災害時コールトリアージマニュアル」に基づき出場し、消火活動を行う。

また、消防団は、管轄区域内の火災の警戒鎮圧に当たる。

なお、地震等により消火栓が使用できないときは、琵琶湖、濠、河川、池、水路等の自然水利あるいは防火水槽、学校のプール等を効果的に利用する。

特に、琵琶湖や濠、河川等が利用できる地域においては、彦根市消防計画に定める取水地点や幹線道路を横断させるための経路等により、消防活動を行う。

3　消防広報

【担当班】消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。この場合に、テレビ等の報道機関の協力を求め、市内数箇所からのテレビ報道ができるよう、積極的な呼びかけと体制づくりを図る。

4　特殊防御

【担当班】消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(1) 狭あい地区

「道路狭あい地区警防計画」による。

(2) 放射性物質

「N 災害活動対策マニュアル」による。

5　市民による自主的消防活動

市民は、自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

(1) 出火の防止

地震発生時においては、生命・身体の安全確保の後、住民は早急にストーブを消す、ガスの元栓を閉める、電源ブレーカー切断等の出火防止活動を行い、できうる限り火災発生の防止に努める。

(2) 初動的消火活動

地震発生時、市民は、近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。

6　消防業務に関する応援要請

【担当班】消防総務班、警防班

(1) 隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合、「広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

ア　方法

各協定書の定めるところによる。

イ　情報提供

(ｱ) 災害の発生日時
(ｲ) 災害の発生場所
(ｳ) 災害種別
(ｴ) 災害の状況（現況、拡大の予測）
(ｵ) 応援要請状況（隣接応援等）
(ｶ) 人的、物的被害の状況
(ｷ) 担当連絡責任者
(ｸ) その他必要事項

(2) 県内における相互応援

本市の消防力および消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「滋賀県広域消防相互応援協定」および「滋賀県広域消防相互応援基本計画」により相互応援を行う。

ア　滋賀県広域消防相互応援協定による応援要請を行う時は、次の事項を明らかにして要請する（事後、速やかに文書提出）。

(ｱ) 災害の発生場所および概要
(ｲ) 必要とする人員、車両および資機材
(ｳ) 集結場所、活動内容
(ｴ) 連絡担当者

(3) 他府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条）

ア　市本部長は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして

県本部に要請する（後日、文書提出）。

(ｱ) 火災の状況および応援要請の理由

(ｲ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

(ｳ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員

(ｴ) 市への進入経路および集結（待機）場所

イ　緊急消防援助隊等他府県の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は連絡係等を設け受入れ体制を整えておく。

(ｱ) 応援消防隊への地理情報の提供

(ｲ) 消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）

(ｳ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認

(ｴ) 応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配

(ｵ) 応援消防隊に対する給食等の手配

参照

＊消火活動【マニュアル編　P3-3-16 参照】
＊消防組織【マニュアル編　P3-3-18 参照】
＊出場体制【マニュアル編　P3-3-19 参照】
＊消防本部・消防署・消防団の所在地【資料編　P5-1-1 参照】
＊消防車両保有状況【資料編　P5-1-2 参照】
＊特殊消防用資機材保有状況【資料編　P5-1-3 参照】
＊道路狭あい地区警防計画樹立ブロック【資料編　P5-1-4 参照】

第 4 節　水防活動

【基本方針】

災害により、河川の氾濫およびため池の溢水等による堤防の決壊が発生または発生するおそれがあるときは、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

なお、災害対策本部を設置していないときの水防活動は、「彦根市水防計画」に基づき、実施する。

1　水防活動

【担当班】建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所

(1) 災害危険箇所の緊急調査

災害が発生したとき、河川またはため池等の危険箇所や、市民等から通報のあった箇所については、直ちに、消防団、河川管理者、ため池管理者、自治会長または自主防災組織等と連携を取り、緊急調査を行う。このとき、現場派遣要員は、災害に巻き込まれないよう十分注意する。

なお、特に震度 5 弱以上の地震が発生したときは、全てのため池について緊急点検を実施し、異常を確認した場合には応急対策を行うとともに、点検結果等について県地方本部を通じて県本部（水防本部または災害対策本部）に報告する。

(2) 災害危険箇所の応急措置

ア　危険箇所が判明した場合、本部長はその危険の度合いにより、関係地区に対し避難指示を行う。

イ　異常が判明した場合で直ちに危険がないと判断される場合でも、市本部は、直ちに管理者等と連携して、専門家または要員を現場に派遣して調査および応急処置を行う。

ウ　堤防、護岸の崩壊箇所等について、被害の軽減を図るため、内水排除、ビニールシートによる浸透防止工事、土のうおよび矢板での締切り工事等の応急対策を行う。

2　河川関係障害物の除去

【担当班】建設管理班、道路河川班、農林水産班、警防班、湖東土木事務所

災害時の緊急調査において、排水路、公共下水道（雨水渠）、河川等の橋脚等に滞留する浮遊物、その他の障害物を発見したときは、各施設管理者および消防団と連携して、可能なものについて応急除去を行う。

なお、市のみで実施が困難なときは、必要に応じて、土木建築業者等の協力を得て実施するほか、県本部（水防本部または災害対策本部）に対して、応援を要請する。

参照
＊水防活動【マニュアル編　P3-3-20 参照】
＊水防区域【資料編　P1-3-1 参照】
＊防災重点ため池【資料編　P1-3-17 参照】

第５節　医療救護対策

【基本方針】

災害の発生により、医療機構が混乱し、市民が医療、救護、助産の途を失ったときは、関係機関の協力を得て応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する。

1　病院等の被災状況の把握

【担当班】健康推進班、病院事務局班

保健医療福祉調整地方本部と連携し、広域災害・救急医療情報システム、電話、防災無線、徒歩等あらゆる手段を用い、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。

特に、災害拠点病院の「彦根市立病院」については最優先して状況把握を行う。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

ア　重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入れ可能限度の確認
　患者受入れにあたっての不足医療等資機材および不足医療従事者（医師・看護師等）

イ　救護班の派遣体制の確認

(ｱ) 派遣可能救護班数

(ｲ) 派遣可能医療従事者数

(ｳ) 救護活動に要する不足医薬品等医療資機材および不足医療従事者（医師・看護師等）

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺または低下している病院等の確認

ア　簡易な修繕等により原状復旧可能な病院等

(ｱ) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時移送）

(ｲ) 原状復帰に要する修繕等

イ　修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復のめどが立たない病院等）

［入院患者の実態］

■災害拠点病院《地域災害医療センター》〔県指定〕

県指定病院名	二次医療圏名	開設年月日	管理者氏名	所在地	電話
彦根市立病院	湖東保健医療圏	平 14.7.1	金子　隆昭	八坂町 1882	22－6050

■彦根市立病院以外の本市における救急告示病院

施設名	開設年月日	所在地	電話
彦根中央病院	平 20.4.1	西今町	23－1211
豊郷病院	大 14.4.27	豊郷町八目	35－3001
友仁山崎病院	昭 60.9.7	竹ヶ鼻町	23－1800

2　医療機関の初動活動

【担当班】健康推進班、病院事務局班

災害拠点病院の「彦根市立病院」をはじめとして、病院等（有床診療所を含む）は、院内の被害状況を把握するとともに患者の受入れや救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断

し、市本部または保健医療福祉調整地方本部の求めに応じ、報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

なお、災害による被災の程度が大きい場合、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

(1) 医療、助産救護活動が可能な病院等

ア　重症および人工透析など継続治療を要する患者の受入れ体制を整備する。

イ　救護班を編成する。

ウ　救護活動用医療セットおよび資材を準備する。

エ　救護活動にあたって不足する医薬品等医療資機材および医療従事者を市本部または県地方本部に供給要請する。

オ　市本部や県地方本部の救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

(2) 施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により診療機能が麻痺または低下している病院等

ア　簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

(ｱ) 重症および人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ移送することとし、移送手段、移送先等については、消防部、市本部、県地方本部等に協力要請する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、県本部に要請する。

(ｲ) 病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに、医薬品・衛生材料および医療資機材および医療従事者等を市本部または保健医療福祉調整地方本部に供給要請する。

(ｳ) 原状復帰後は、市本部および県地方本部に報告するとともに、上記（1）の救護活動を行う。

イ　修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復のめどが立たない病院等）

入院患者を後方病院等へ移送することとし、移送手段、移送先等については、消防部、市本部、保健医療福祉調整地方本部等に協力要請する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に要請する。

3　医療救護体制の整備

【担当班】健康推進班

被災現場等で医療救護活動が必要なときは、県計画のフェーズ別の医療救護活動計画に基づき、災害時の医療救護体制を確立する。

医療需要に見合う医療救護班、こころのケアチームは、一般社団法人彦根医師会の協力のもと確保する。

また、歯科医療救護班については、彦根歯科医師会の協力のもと確保する。

なお、市単独では、確保、派遣が困難な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班、およびこころのケアチーム等の派遣を要請する。

フェーズ	時間経過	活動内容
第1フェーズ	発生から3時間程度	・　災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請 ・　被災地外医療圏域の災害拠点病院に対する

		派遣要請
第2フェーズ	3日以内	・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の活動 ・ 負傷者のトリアージ、応急処置および移送
第3フェーズ	4日から2週間	・ 医療救護班、こころのケアチームの派遣
第4フェーズ	2週間～2か月程度	・ 医療救護活動の終了

4　救護所の設置

【担当班】健康推進班

災害の状況に応じて、次の場所に救護所を設置する。

なお、救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

ア　指定避難所、指定緊急避難場所

イ　災害救助法適用区域内の病院および診療所の外来診療施設

ウ　災害現場

5　医療救護活動の実施

【担当班】健康推進班、母子健康班、病院事務局班

(1) 医療救護班等による医療、助産

災害派遣医療チーム（DMAT）、医療救護班、助産救護班、こころのケアチームは次の業務を実施する。

ア　災害派遣医療チーム（DMAT）

(ｱ) 災害現場の医療情報の収集・報告

(ｲ) 負傷者のトリアージおよび応急処置

(ｳ) 後方医療機関への移送の要否および移送先、移送順位の決定

(ｴ) その他状況に応じた処置

イ　医療救護班

(ｱ) 傷病者に対する応急処置と軽易な患者に対する医療

(ｲ) 後方医療機関への移送の要否および移送先、移送順位の決定

(ｳ) 遺体の検案と検視に伴う協力

(ｴ) 遺体の処理（縫合等）

ウ　助産救護班

(ｱ) 分娩の介助

(ｲ) 分娩前後の処理

(ｳ) 衛生材料の支給

エ　こころのケアチーム

(ｱ) 被災者の心理的影響についての情報の収集

(ｲ) 心のケアを必要とする人へのケアの提供

(ｳ) その他、地元地域の要請に応じた支援

オ　歯科医療救護班

(ｱ) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(ｲ) 口腔衛生活動
(ｳ) 歯科診療記録等による身元確認の協力
(ｴ) その他歯科医療救護に関すること

(2) 委託医療機関、助産機関等による医療、助産

ア　委託医療機関等による医療

医療救護班による救護ができない者または医療救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。この場合、委託医療機関は、市本部長の発行する医療券または医療救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。

イ　委託助産機関による助産

助産救護班による救護ができない者または助産救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院および診療所において救護を行う。この場合において、委託助産機関は、市本部長の発行する助産券または助産救護班長の発行する入院指示書により救護を行う。

(3) 帳簿や記録の作成

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

ア　診療記録
イ　医薬品、衛生材料使用簿
ウ　救護班の編成および活動記録
エ　医薬品、衛生材料受払簿
オ　病院、診療所医療実施状況および診療報酬に関する証拠書類
カ　医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
キ　助産台帳
ク　助産関係支出証拠書類

6　移送体制の確保

【担当班】健康推進班、母子保健課、高齢福祉推進班、病院事務局班

(1) 重症患者等の移送

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に移送し、治療する。また、広域的な移送体制が必要な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に要請する。

■救急車の状況

所有者名		所在地	電話	台数	備考
彦根市	消防本部本署	西今町 415	22－0119	3	内 1 台非常用
	〃　南分署	稲里町 320	43－5670	1	
	〃　北分署	古沢町 503-1	23－0119	1	
	〃　犬上分署	甲良町横関山王 689-1	38－3130	1	

(2) 医療救護スタッフの移送

医療救護スタッフの移送は、自動車による移送とする。なお、道路被害等により自動車での移送ができない地区への移送は、県本部に県防災ヘリコプターによる移送を要請する。

(3) 医薬品等の医療用物資の移送

医療物資の供給元が車両移送する。なお、道路被害や被災者の避難等で交通路が混乱している場合には、自衛隊等の関係機関と連携を図り、ヘリコプターを活用して行う。

7　医薬品、衛生材料等の確保、調達

【担当班】健康推進班、母子保健班、病院事務局班

医療および助産の救護実施のため必要な医療品、衛生材料および医療器具等は、手持品を繰返し使用する。ただし、手持品がなく、または不足したときは、一般社団法人彦根薬剤師会やそれぞれの医療関係調達先（資料編　P5-2-1 参照）より調達するが、確保が不可能または困難な場合は、彦根保健所を通じて一般社団法人滋賀県薬剤師会、滋賀県医薬品卸協会等に協力を要請する。

なお、輸血用血液製剤については、滋賀県赤十字血液センターに供給を要請する。

参照

＊医療救護対策【マニュアル編　P3-3-22 参照】
＊指揮命令および連絡調整【マニュアル編　P3-3-24 参照】
＊医療関係調達先【資料編　P5-2-1 参照】

第 6 節　行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等

【基本方針】

災害が発生し、行方不明者（安否不明者を含む。）が発生したときは、迅速な捜索活動を実施する。

また、遺体が確認されたときは、適切に収容、処理等を行い、引渡し先のない遺体については、火葬等を実施する。

1　行方不明者の捜索

【担当班】生活環境班、消防署班、社会福祉班、消防団、まちづくり推進班

(1) 実施担当

警察官、その他関係機関、自治会、自主防災組織、市民等の協力を得て、積極的に情報収集を行い、行方不明者の捜索を早急に実施する。

ただし、消防職団員については、救助、救出活動を伴う捜索を主とする。

(2) 実施方法

捜索は、次の点に留意し実施する。

ア　行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。

イ　必要に応じて、船艇その他資機材を借り上げる。

ウ　行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。

エ　行方不明者の捜索は、上記によるほか第 3 章第 2 節「救助救急対策」に基づき、実施する。

(3) 報告、記録

県本部に次の記録を報告するとともに、整備保管する。

ア　記録の整備保管

(ｱ) 捜索状況記録等

(ｲ) 捜索用機械器具燃料受払簿

(ｳ) 捜索用機械器具修繕簿

イ　報告内容

(ｱ) 実施年月日

(ｲ) 実施地域

(ｳ) 実施方法および状況

(ｴ) 捜索対象行方不明者数その他

(4) 行方不明者・安否不明者・死者等の氏名等公表

市は災害時における行方不明者・安否不明者・死者等の氏名公表について、救助活動の効率化や、情報の錯そうによる混乱回避につながる可能性があることから、県の方針に基づき対応する。

参照

＊災害時の死者・安否不明者等の氏名等公表にかかる県の方針・【資料編　P7－2－25 参照】

＊大規模災害発生時の氏名等の公表に係る同意書（お亡くなりになった方・行方不明の方）【資料編　P7-2-26 参照】

2　遺体の収容

【担当班】生活環境班

(1) 発見時の措置

死体を発見し、または連絡を受けたときは、速やかに警察官に連絡し、警察官は医師の立会の下で検視を行う。

なお、必要に応じて、彦根歯科医師会に歯科診療記録等による身元確認への協力を要請する。

(2) 警察等からの引渡し

医師立会のもとに警察官の検視を終えた遺体は、警察機関等の協力を得て、その収容および遺族への引渡しに当たる。

(3) 収容場所の設置

遺体が多数ある場合には、既存の建物を利用して遺体を収容し、身元が明らかな遺体は、検視の上、遺族への引渡し等を行う。なお、遺体収容等のための適当な建物がない場合には、天幕、幕張り等の設備を設ける。

(4) 遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者があるときは、葬祭業者の協力の下、遺品を整理した上で、ドライアイス等を調達し、遺体処理票および遺留品処理表を整理の上納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

(5) 遺体の安置

身元が明らかでない遺体は、検視後遺体を毛布に包み、担架でもって車で市本部が設置する遺体安置所に移送し、遺体を安置する。

なお、身元が明らかでない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

また、被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人および行旅死亡人取扱法に基づき行旅死亡人として取扱う。

3　遺体の火葬

【担当班】生活環境班

(1) 火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無にかかわらずその遺族による火葬が困難な遺体または一定期間が経過しても身元が判明しない遺体または引取人がない遺体。

(2) 実施要領

火葬を円滑に実施するため、彦根愛知犬上広域行政組合の協力のもと、次の事務を行う。

ア　死亡者数の把握

イ　火葬計画の作成

ウ　遺体搬入車両および搬入路の把握・確保

エ　燃料、ドライアイス、および棺等資材の在庫状況の把握・確保

オ　火葬のための関係者に対する協力要請

カ　相談窓口の設置および住民への情報提供

(3) 県本部への応援要請

遺体が多数あり、彦根愛知犬上広域行政組合「紫雲苑」で処理不可能の場合は、県本部に対して、滋賀県地域防災計画に基づく広域火葬要綱、滋賀県広域火葬事務処理要領に基づき応援を要請する。

参照

＊行方不明者の捜索、遺体の収容および火葬等【マニュアル編　P3-3-27 参照】
＊被災に係る遺体の火葬体制【マニュアル編　P3-3-31 参照】
＊棺の調達先【資料編　P2-3-2 参照】

第７節　二次災害防止活動

【基本方針】

災害が発生したときは、余震や時間差発生、または大雨による浸水、土砂災害および建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。

1　道路施設の応急対策

【担当班】建設管理班、道路河川班、交通政策班

(1) 情報連絡体制

災害が発生したときは、道路管理者間で密な連携を図り、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

ア　道路管理者間の情報連絡

管理する道路施設の被害状況等の情報を収集し、収集した情報は、速やかに県地方本部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

イ　道路占用施設管理者との情報連絡

管理する道路における上・下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

ウ　警察との情報連絡

警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

(2) 道路施設の応急復旧

災害による落石、土砂崩壊等により被害を受けた道路施設、交通安全施設等は、速やかな復旧に努め、早期の交通機能の確保を図る。特に、山間部の道路については、孤立集落を発生させないように代替性の確保に努める。

なお、道路の応急対策および復旧に当たっては、県地方本部を通じて県本部と緊密に連絡をとり、道路管理者が互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行い、各道路に求められている機能等により優先順位を設定し、緊急道路ネットワークの早期確保に努める。

2　公共施設の危険度判定および応急対策

【担当班】公有財産管理班、都市計画班、建築班

(1) 被害状況の把握

災害が発生したときは、市庁舎、避難場所等の各施設管理者と連絡調整し、速やかに宅地や建築物の被害状況を確認する。

(2) 被害状況の調査

各施設からの被害状況報告に基づき、必要に応じて、県および地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等に協力を求めて、早急に次の調査を実施する。

ア　被災建築物応急危険度判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の被害状況、落下危険物、転倒危険物等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、避難の要否を判定する。なお、被害が著しい場合には、必要に応じて、警戒区域の設定、立入制限等の措置を実施する。

イ　被災度区分判定調査

建築物の傾斜と沈下、構造躯体の損傷状況等について調査し、被災度の区分を行い、継続使用に際しての補修および構造補強等の要否を判定する。

ウ　被災宅地危険度判定調査

主として宅地外観の目視や簡便な計測手法により判定し、結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の 3 ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。必要に応じて、立入制限等の措置を行う。

(3) 応急復旧措置

各施設の被害状況調査にもとづき、応急復旧を行う。

(4) 仮設庁舎等の設置

市庁舎の被害が著しく執務に支障があるときは、行政事務の執行等を考慮し、必要に応じて、使用可能な市有施設を活用し、仮設庁舎を確保する。

3　一般建築物、宅地等の危険度判定

【担当班】都市計画班、建築指導班

(1) 被災建築物の応急危険度判定

多数の被災建築物があるときは、余震またはその後の降雨により生じる二次災害を軽減・防止するため、以下のように、被災建築物応急危険度判定を速やかに実施する。

なお、大地震が複数回発生する場合の被害の想定とその対応については、国等の今後の検証や動向を見極めて検討する。

ア　建築物に関する被害状況の把握

被災建築物応急危険度判定必携に基づき、短時間で効率的に被害状況を調査する。

なお、被害調査に当たっては、市民から寄せられる情報を参考にする。

イ　被災建築物に対する応急危険度判定の実施準備

県と連携し、被災建築物に係る応急危険度判定実施の準備を進める。

(ｱ) 被災建築物応急危険度判定実施本部の設置

危険度判定の実施を決定し、庁内に被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難した方がよいかなどを判定する。また、本部を設置した場合は、県にその旨を連絡する。

(ｲ) 被災建築物応急危険度判定士の確保

被災建築物応急危険度判定実施本部は、応急危険度判定の対象区域・体制等について速やかに実施計画を策定し、被災建築物応急危険度判定士の派遣等について、県の支援本部に要請する。

(ｳ) 作業実施のための準備

担当区域の配分、被災建築物応急危険度判定士の受入れ施設の確保、判定に必要な資料の準備、判定作業に必要な資機材の確保、判定統一のための打合せ等を実施する。

ウ　被災建築物応急危険度判定の実施

専門ボランティア（建築士）等の被災建築物応急危険度判定士と協力し、被災建築物応急危険度判定を行う。

なお、被災建築物応急危険度判定については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定マニュアル」および「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き」（平成 24 年度 3 月　滋賀県被災建築物－宅地応急危険度判定協議会　被災建築物応急危険度判定 WG）に基づいて実施する。

また、被災建築物応急危険度判定実施本部は、判定業務の実施状況を県の支援本部に報告する。

エ　判定結果の表示等

(ｱ) 被災建築物応急危険度判定結果の表示

被災建築物応急危険度判定の結果を「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、3 色の判定ステッカー（危険：赤色、要注意：黄色、調査済：緑色）に対処方法を記載した上で、建物の見やすい場所に貼る。

(ｲ) 被災建築物応急危険度判定結果の周知

「危険」または「要注意」と判定された建築物については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を市民に十分に周知する。

オ　「危険」と判定された建築物所有者等への対応

被災建築物応急危険度判定によって「危険」と判定された建築物の所有者・管理者に対しては、問合せ窓口を開設し、当該建築物の修理・復旧等を促進する。

(2) 南海トラフ地震の時間差発生への配慮

南海トラフ地震が発生したときは、数時間から数日間の時間差で大地震が発生する可能性もあり、一般的な地震発生後の余震対策を凌ぐ後発の地震に対する対策として、国、県と協力して、余震等に対する二次災害を未然に防止するため、被災建築物応急危険度判定を早急に実施するとともに、被災建築物応急危険度判定を実施し使用可能とされた建築物であっても、最初の地震で建築物が脆弱になっているという危険性について周知する。

また、被災建築物応急危険度判定の結果、危険な建築物や崖地と判断されたところへの立入禁止を強く呼びかける。

(3) 被災宅地の危険度判定

風水雪害等または地震災害の発生により二次災害が発生するおそれがあるときは、「実施本部業務マニュアル」「実施本部業務手引き」および「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）に基づき、以下のように、被災宅地危険度判定を実施する。

ア　被災宅地危険度判定士派遣要請・派遣

被災宅地危険度判定士の派遣を県に対して要請する。

イ　被災宅地危険度判定実施本部の設置

被災宅地危険度判定の実施を決定し、庁内に被災宅地危険度判定実施本部を設置する。また、県にその旨を連絡する。

ウ　被災宅地危険度判定の実施

(ｱ) 被災宅地危険度判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、宅地擁壁、宅地地盤、宅地のり面等ごとに行う。

(ｲ) 調査は、判定調査票の項目に従って行う。調査は主として宅地外観の目視や簡便な計測

手法により行う。

(ｳ) 被災宅地危険度判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の 3 ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

(ｴ) 被災宅地危険度判定業務の実施状況を県の支援本部に報告する。

エ　二次災害防止のための応急措置

被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

4　河川管理施設等の応急対策

【担当班】建設管理班、道路河川班、湖東土木事務所

(1) 河川管理施設および砂防設備の応急対策

災害により、河川管理施設等が被害を受けたときは、二次災害を防止するため、施設管理者と協力して、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設および砂防施設の応急復旧に努めるとともに、引き続き、以下の水防活動を行う。

ア　水防上必要な監視警戒、情報連絡体制および資材等の輸送体制の確立

イ　河川管理施設および砂防設備、特に工事中の箇所および危険箇所の重点的巡視

ウ　水門等の速やかな操作

エ　水防に必要な器具、資材および設備の確保

オ　被害を受けた河川管理施設および砂防施設の応急復旧

(2) 港湾施設

災害により、港湾（漁港）施設が被害を受けたときは、速やかに応急措置を行うとともに被害を最小限にとどめるよう努める。その際、生活救援物資等の緊急輸送に湖上輸送を活用するために、緊急輸送ネットワーク上必要とされる施設を優先的に復旧する。

また、被害状況について、県地方本部を通じて迅速に県本部に報告する。

5　農林関係施設の応急対策

【担当班】農林水産班

(1) 農業用施設の応急対策

災害により、農業用施設等（農業用ため池、揚排水機とその付帯施設、取水施設）が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況について、県地方本部を通じ県本部に報告する。

また、農業用施設等の損壊に伴う出水等により、広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険があるときは、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。

なお、復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

一方、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災組織、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたる。

(2) 基幹農道

災害により、所管する基幹農道が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況について、県地方本部を通じ県本部に報告する。

また、通行車両の制限等必要な処置を行い、道路機能維持のための復旧に努める。

(3) 林道

災害により、所管する林道が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、緊急度に応じて応急復旧作業、障害物の除去等を行い、交通の確保に努める。

また、通行が危険な林道については、県本部、警察機関等に通報するとともに、通行禁止等の措置を講じる。

(4) 畜産施設

災害が発生したときは、畜舎および管理施設の破壊、家畜の逃亡、家畜の死亡、病気の発生等について実態を把握するとともに、県地方本部（家畜保健衛生班）と連絡を密にし、農業共済組合連合会、獣医師会および農業協同組合の協力を得て、家畜の診療および防疫を実施するほか、飼料の確保等に努める。

(5) 治山施設

災害により堰堤、護岸工等の渓間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときは、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

6　土砂災害に関する応急対策

【担当班】道路河川班

余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局および県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視を実施する。

また、点検結果より、必要があるときは、その被害の程度に応じて、警戒区域の設定、避難および立入制限等の措置、崩壊危険箇所へのシート被覆等の応急措置を講じる。

7　危険物施設の応急対策

【担当班】消防総務班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班

(1) 危険物施設

災害が発生したときは、災害に伴う火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去および危険物施設の所有者等に対する使用停止命令、応急措置実施命令等の措置、広報活動等を行う。

ア　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業および移送の停止、ならびに施設の応急点検と出火等の防止

イ　危険物の移送運搬の中止ならびに車両の転倒防止と出火漏洩の防止

ウ　初期消火要領の徹底、ならびに混触発火等による火災の防止、および異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止

エ　被害発生時の危険物に対する自衛消防組織と活動要領の確立

オ　防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員および周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

(2) 火薬および高圧ガス貯蔵施設

災害が発生したときは、災害に伴う火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため、火薬類貯蔵施設および高圧ガス貯蔵施設の関係事業者と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

ア　火薬類貯蔵施設

保安係員等は、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

(ｱ) 爆発、誘爆の回避措置

(ｲ) 危険区域、立入禁止区域の設定

(ｳ) 盗難防止措置

(ｴ) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

(ｵ) 付近住民等への危険周知および避難誘導

(ｶ) 警察、消防等への通報

イ　高圧ガス貯蔵施設

保安係員等は、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常が無い場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

(ｱ) ガス遮断等緊急措置

(ｲ) 危険区域、立入禁止区域の設定

(ｳ) 火災拡大、延焼、類焼の回避措置

(ｴ) 消防、県高圧ガス地域防災会議等防災関係機関への通報および応援要請

(ｵ) 付近住民等への危険周知および避難誘導

(3) 毒物劇物等貯蔵施設

災害が発生したときは、災害に伴う火災、爆発、漏洩等の被害を最小限にとどめるため毒物劇物等貯蔵施設の管理者と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

ア　中毒防止方法の広報活動

イ　毒物劇物等の漏洩、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒および消火作業（周辺住民の人命安全のため）

ウ　毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市長に通報

エ　保健所等防災関係機関への連絡

オ　貯蔵設備等の応急点検および必要な災害防止措置（地震後直ちに実施）

(4) 毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

災害が発生し、船舶および陸上施設から、河川、湖沼等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散したなどの通報を受けたときは、船舶関係者および毒物劇物または危険物等取扱者等の当該

関係機関と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

また、必要に応じて、危険物施設の所有者等に対する応急措置実施命令を行うほか、付近船舶に対する航行の制限、禁止および移動命令を行い、付近住民等に対する火気使用の制限、避難指示等の必要な措置等を行う。

なお、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずるとともに、水道事業者においては直ちに所轄保健所長に通報する。

ア　拡散を防止するためのオイルフェンス、むしろ、木材等の応急資材の展張

イ　オイルフェンス等による流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等の吸引ポンプその他による吸上げまたはくみとり、必要に応じた化学処理剤による処理

ウ　流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知および火災の発生防止に必要な措置

(5) 放射性物質取扱施設

災害が発生したときは、災害に伴う放射線源の露出、流出等による人命危険の排除を図るため放射性物質（放射線発生装置を含む）取扱事業者と連絡調整し、次の措置が執られていることを確認する。

なお、放射線障害に関する通報を受けたときは、速やかに関係市町および県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

また、必要に応じて、応急措置に協力するとともに、警戒区域の設定、市民の立入制限、退去等の措置、広報活動等を行う。

ア　国（原子力規制庁または文部科学省）、警察、市町（消防）へ通報・届出
　（医療機関にあっては県（保健所）、警察、市町（消防）、関係機関へ通報）

イ　放射線量の測定

ウ　危険区域の設定、立入禁止措置の実施

エ　被ばく者等の救出救助

オ　消火または延焼の防止

カ　放射性同位元素による汚染拡大の防止および除去

キ　その他災害の状況に応じた必要な措置

(6) 危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者および危険物等を輸送する者に対して、必要に応じた保安施設、応急資機材等の整備充実、効果的な活動の推進、移動可能なものの安全な場所への移動等の応急措置を指導する。

参照

＊二次災害防止活動【マニュアル編　P3-3-32 参照】
＊「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会）
＊「被災建築物応急危険度判定実施本部業務手引き」（平成 24 年度 3 月　滋賀県被災建築物－宅地応急危険度判定協議会　被災建築物応急危険度判定 WG）
＊「被災宅地危険度判定実施本部業務手引き（案）」 平成 28 年 9 月
＊「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会 平成 26 年 3 月）
＊「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会 平成 26 年 3 月）

第 8 節　事故への対応

【基本方針】

自然災害以外の大規模な事故災害が発生したときは、事故災害警戒本部を立ち上げて、事故関係者や消防本部、彦根警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

1　事故情報の収集・連絡

【担当班】危機管理班、消防総務班、通信指令班

市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、最寄りの消防機関、彦根警察署、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。

また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。

なお、火災・災害等即報要領に基づき、直接報告基準に該当する事故を把握したときは、第一報を消防庁に対して、覚知後 30 分以内で可能な限り早くわかる範囲で報告する。

(1) 湖上事故
(2) 航空機事故
(3) 鉄道事故
(4) 道路事故
(5) 危険物等事故
(6) 毒物劇物事故
(7) 大規模な火事
(8) 林野火災
(9) 放射性物質運搬事故

2　事故災害対策

【担当班】危機管理班、広報戦略班、生活環境班、予防班、警防班、通信指令班、消防署班、病院事務局班

彦根市事故災害警戒本部または災害対策本部を設置し、県、関係機関と連携して、災害応急対策を実施する。

災害応急対策は、事故等による火災や被害の発生状況を勘案して、次の活動を実施する。

また、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。

(1) 災害広報（第 2 章第 1 節に準じる）
(2) 住民の避難（第 3 章第 1 節に準じる）
(3) 救助救急活動（第 3 章第 2 節に準じる）
(4) 消火活動（第 3 章第 3 節に準じる）
(5) 医療救護活動（第 3 章第 5 節に準じる）

(6) 行方不明者（安否不明者含む）の捜索・遺体の処理（第 3 章第 6 節に準じる）
(7) その他危険物等の応急措置（第 3 章第 7 節に準じる）

参照

＊事故への対応【マニュアル編　P3-3-45 参照】
＊各種事故災害発生時の連絡系統【マニュアル編　P3-3-46 参照】

第9節　原子力災害への対応

【基本方針】

福井県内の原子力発電所で事故等が発生または発生のおそれがあり、原子力事業者から情報収集事態、警戒事態または施設敷地緊急事態が発生した場合の対応および全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合などは、県と連携して、原子力災害時特有の緊急事態応急対策を実施する。

なお、本節で示さない原子力災害時に必要となる各種応急対策については、他の節に準じて実施する。

1　緊急時モニタリング

【担当班】危機管理班、生活環境班、健康推進班

原子力緊急事態宣言が発出されたとき、県が実施する緊急時モニタリングによる情報の収集に努めるとともに、必要な市域のモニタリングを実施する。

また、県が実施する緊急時モニタリング結果を参考にして、避難および飲食物の摂取制限等の判断に必要な大気中の放射性物質および放射線量の把握（原子力災害防護措置基準表（資料編P7-3-3～4参照）に努める。

2　避難および屋内退避等の防護措置

【担当班】危機管理班、広報戦略班、ライフサービス班、保険年金班、人権・福祉交流会館班、人権政策班、生活環境班、清掃センター班、障害福祉班、交通政策班

(1) 屋内退避

国または県から屋内退避の指示を受けたときは、屋内退避区域内の市民に屋外に出ないように指示する。また、屋外にいる市民に対しては、速やかに自宅に戻るかまたは近くの公共施設等に退避するよう指示する。

なお、国の要請または県の判断により、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があったときは、その内容を市民に周知する。

また、国または県が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命優先の観点から、当該地域の住民に対し、市独自の判断で避難指示を行うことが出来る。その際には、国または県と緊密な連携を行う。

(2) 避難、一時移転

放射性物質が放出された後は、国は、地方公共団体に対し、緊急事態の状況により、ＯＩＬに基づく緊急時モニタリングの結果に応じて、地方公共団体が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行うこととされている。

国または県から避難または一時移転等の緊急事態応急対策の指示を受けたときは、避難対象地域や判断時期等の確認を行い、避難対象区域の市民に対して、避難または一時移転を指示する。

また、県と連携して、避難やスクリーニング等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の避難に資する情報（飼い主による家庭動物との同行避難等

を含む）の提供に努める。

なお、避難または一時移転の実施に際し、必要に応じて、災害時応援協定を締結している自治体に対し協力を要請する。

3　安定ヨウ素剤の服用

【担当班】危機管理班、広報戦略班、健康推進班、病院事務局班

(1) 安定ヨウ素剤服用の決定

緊急時における市民等への安定ヨウ素剤の配布および服用については、国（原子力規制委員会）が服用方針を決定する。

放射性ヨウ素による健康被害の発生が予想され、国（原子力規制委員会）が服用を決定したときは、国または県の指示に基づき、医療機関等と連携して、市民に対する安定ヨウ素剤の予防服用措置を実施する。

(2) 安定ヨウ素剤服用決定の周知

安定ヨウ素剤服用が決定されたときは、市民に対して、広報車、災害時緊急通報システム、彦根市ホームページ、FM ひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、彦根市災害用 X、Ｌアラート等により周知徹底を図る。

周知に当たっては、次の事項を市民に徹底し、心理的動揺、混乱の発生を防止する。

ア　安定ヨウ素剤服用の決定およびその理由

イ　安定ヨウ素剤の配布・服用方法、服用対象者、服用回数および服用量

ウ　安定ヨウ素剤服用に際しての注意事項

(3) 安定ヨウ素剤の配布および服用

県から安定ヨウ素剤配布について要請があったときは、県と連携し、彦根市立病院が医師の指揮監督の下、配布するとともに服用を指示する、なお、市単独での配布および服用が困難なときは、県地方本部を通じて県本部と協議の上、配布服用方法等を決定する。

なお、安定ヨウ素剤の服用に関する留意事項を資料編（P7-3-4～7 参照）に示す。

4　原子力災害に関する相談対応等

【担当班】危機管理班、人事班、まちづくり推進班、生活環境班、ライフサービス班、農林水産班、地域経済振興班、観光交流班、上水道工務班

(1) 相談窓口の設置

原子力災害に関する応急対策実施区域に市が含まれるときは、県および関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口を開設し、必要な要員を配置する。

(2) 安否情報の提供

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(3) 風評被害対策

国、県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するため、安全性が確認された後は、農林畜水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光客の誘致促進等のため、速やかに広くかつ継続的にテレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の媒体、インターネット等を積極的に活用して安全性に係る広報活動を行う。

5　飲食物の摂取制限等

【担当班】広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班

原子力災害対策指針に基づくＯＩＬの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言、指示に基づき次の措置を実施する。また、市民に対して、広報車、災害時緊急通報システム、彦根市ホームページ、FMひこね、放送事業者、彦根市メール配信システム、彦根市災害用X、Ｌアラート等により周知徹底を図る。

(1) 飲料水に対する措置

汚染水源の使用禁止および汚染飲料水の飲用禁止の措置を講ずる。

(2) 食物に対する措置

汚染食物の摂取を制限し、または禁止する措置を講ずる。

(3) 農林畜水産物に対する措置

汚染地区の市民、農林畜水産物の生産者、集荷機関、市場の責任者等に、汚染農林畜水産物の採取または漁獲禁止、出荷制限等必要な措置を講ずる。

6　原子力災害医療

【担当班】健康推進班、病院事務局班

県が緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療を実施するときは、必要に応じて、協力する。

なお、被ばく者の放射線障害専門病院等への移送が必要なときは、県に要請するとともに、県を通じて消防庁に対し移送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

7　業務継続に係る措置

【担当班】全ての班

(1) 避難先への退避

市庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれるときは、県等と連携し、指定された退避先へ退避するとともに、その旨を市民等へ周知する。なお、退避および避難に当たっては、市民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先した上で退避を実施する。

(2) 業務の継続

災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施する。

(3) 県による業務継続のための支援

応急対策実施区域を含む市域の一部が避難のための立ち退きの指示を受けた地域に含まれ、かつ市庁舎等が当該地域に含まれるときは、県の支援を受け、当該指示を受けていない地域内の適

切な施設において必要な業務を継続する。

参照

＊原子力災害への対応【マニュアル編　P3-3-62 参照】
＊原子力災害防護措置基準表（OIL と防護措置について）【資料編　P7-3-3 参照】
＊安定ヨウ素剤の服用に関する基本事項【資料編　P7-3-4 参照】
＊食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性セシウム基準値【資料編　P7-3-8 参照】

第４章　安定した生活の維持

災害による生命の危険を脱したあとは、ライフラインや交通・流通の機能を早急に回復させ、社会的なサービスを復旧させること、また、ライフラインや交通・流通の機能が途絶している期間に代替サービスを提供して、被災者の生活を維持することを目的とした対応が求められる。

したがって、ライフラインの応急復旧をはじめ、被災者に対する避難生活支援、水・食糧・生活必需品等の確保・供給等の被災者の生活を維持するための取組みを実施する。

また、多数の被災者が避難生活等を余儀なくされるような状況においては、避難所等における要配慮者への特別な配慮や衛生環境の維持、令和２年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた感染症の感染予防対策の徹底、さらには、被災地の衛生状態の保持が必要となる。

したがって、被災者の生活を維持するための取組みの一環として、要配慮者対策をはじめ、感染症等の発生に対する予防措置や防疫、災害廃棄物処理対策等を併せて実施する。

第１節　ライフラインの応急復旧

【基本方針】

災害が発生し、水道・下水道施設に被害が生じたときは、速やかに施設の応急復旧を実施し、施設機能の維持に努める。

また、必要に応じて、ライフライン機能の応急復旧体制の確立および相互応援体制等連携の強化を目的として、彦根市防災会議条例第５条の規定に基づくライフライン部会を緊急に開催し、各ライフライン事業者間相互の被害・復旧情報の報告・共有化を図るとともに、応急復旧計画および工事スケジュール等の総合調整を行う。

１　水道施設の応急対策

【担当班】上下水道総務班、上下水道業務班、上水道工務班

(1) 被害状況等の調査および情報収集

応急復旧を効率的に進めるため、次に示すような被害調査を速やかに実施するとともに被害情報の収集を行う。

ア　上水道施設等の被害状況

イ　断水地域、戸数

ウ　その他必要と思われる事項

(2) 被害情報の報告

調査結果等の被害情報を整理し、速やかに水道事故報告書により市本部に報告する。

市本部は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

(3) 広報

緊急時には、円滑に復旧作業を進めるため、市民に必要な情報を的確に提供し、理解と協力を

求める。特に、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

(4) 応急復旧体制の確立

被害状況の調査結果等をもとに、水道施設の応急復旧に必要な資機材や人員等の確保し、応急復旧体制を確立する。

なお、市単独で水道施設の速やかな応急復旧ができない場合は、応急作業協定の市内 2 組合、県本部、日本水道協会滋賀県支部等に応援を要請する。

(5) 各施設の応急復旧

以下の点に留意して、施設の応急復旧を実施する。

ア　取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水本管の復旧を最優先して行う。その後、病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

イ　復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

ウ　管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、下水道管理者等他の地下埋設施設の管理者と相互に連絡調整をとる。

エ　復旧後の施設の使用開始にあたっては、下水道管理者へ事前に連絡を行う。

2　公共下水道施設の応急対策

【担当班】上下水道総務班、上下水道業務班、下水道建設班

(1) 被害状況等の調査および情報収集

上水道、電気、ガス、電話等関係機関と速やかに協力体制を確立し、道路等占用施設の被害状況の交換に努めるとともに、警察および道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努め、緊急調査体制を確立して、以下の目視調査（マンホール、管渠）を実施し、緊急調査票（関係機関や住民情報の整理）を作成する。

また、必要に応じて、協定書に基づき彦根市浄化槽業者協議会へ依頼し、マンホールからの溢水をバキュームカーで排出処置を行うなどの緊急措置を実施する。

ア　マンホール周辺および路面の異常（陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止等）の有無を確認（マンホールポンプの異常を調査）

イ　被害状況を計測、写真、メモ等で記録

(2) 被害情報の報告

把握した公共下水道施設等の被害状況について整理し、市本部に報告する。

市本部は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

(3) 広報

トイレについては、市民生活に必須のものであるので、使用の可否、使用できない期間等について、市民に対して広報し周知を図る。

また、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

(4) 応急復旧体制の確立

災害時応援協定に基づき民間業者に協力を求めるとともに、必要と判断した場合は、「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づき、県や応援協定締結自治体等に対

して応援要請を行うなど応急対策実施体制を確立して、以下の応急調査、応急措置を実施する。

また、緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路被害箇所の特定（一次調査）、被害箇所の個別調査（二次調査）、排水設備の損傷受付等に関する復旧計画を策定する。

なお、復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

ア　応急調査

(ｱ) 管路破断箇所および機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

(ｲ) 降雨等を伴う場合、必要があれば雨水排水路の状況確認を行う。

イ　応急措置

(ｱ) 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

(ｲ) 雨水排水路の仕切ゲートの操作を県東北部浄化センターへ依頼する。

(ｳ) 下水道機能回復のための応急処理を行う。

(ｴ) 影響範囲区域の市民に対し広報活動を実施する。

(5) 各施設の応急復旧

復旧計画に従い、施設の応急復旧を実施する。

なお、市本部で単独に対応することができない場合には、県地方本部（北部流域下水道事務所）を通じて、速やかに県本部（県下水道課）に応援を要請する。

3　農業集落排水施設の応急対策

【担当班】農林水産班

(1) 被害状況等の調査および情報収集

農業集落排水施設が被害を受けたときは、緊急調査体制を確立して被害の状況を速やかに把握するとともに、以下の目視調査（マンホール、管渠、処理施設）を実施すると同時に、施設の維持管理業者による緊急点検および応急対策を行い、緊急調査票（関係機関や住民情報の整理）を作成する。

また、必要に応じて、協定書に基づき彦根市浄化槽業者協議会へ依頼し、マンホールや汚水処理施設からの溢水をバキュームカーで排出処置を行うなどの緊急措置を実施する。

ア　マンホール周辺および路面の異常（陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止等）の有無を確認

イ　汚水処理施設の異常を調査

ウ　被害状況を計測、写真、メモ等で記録

(2) 被害情報の報告

把握した農業集落排水処理施設の被害状況について整理し、市本部に報告する。

市本部は、部門別被害状況等の被害報告書により県地方本部経由で、県本部に報告する。

(3) 広報

トイレについては、市民生活に必須のものであるので、使用の可否、使用できない期間等について、市民に対して広報し周知を図る。

また、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

(4) 応急復旧体制の確立

災害時応援協定に基づき民間業者に協力を求めるとともに、必要と判断した場合、県や応援協

定締結自治体等に対して応援要請を行うなど応急対策実施体制を確立して、以下の応急調査、応急措置を実施する。

また、緊急、応急調査を補完しつつ、被害箇所の特定（一次調査）、被害箇所の個別調査（二次調査）、排水設備および処理施設等の損傷等に関する復旧計画を策定する。

なお、復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

ア　応急調査

(ｱ) 汚水処理施設等の機能低下、停止がないか調査により確認する。

(ｲ) 管路破断箇所および機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

イ　応急措置

(ｱ) 汚水処理施設が機能不全に陥った場合は、維持管理業者へ応急対応を指示し、必要に応じて彦根市事業公社や民間事業者（彦根市浄化槽業者協議会）へ依頼を行い、マンホールや汚水処理施設からの溢水をバキュームカーで排出処置を行うなどの緊急措置を実施する。

(ｲ) 破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプで応急排水する。

(ｳ) 管路機能回復のための応急処理を行う。

(ｴ) 影響範囲区域の市民に対し広報活動を実施する。

(5) 各施設の応急復旧

復旧計画に従い、施設の応急復旧を実施する。

なお、市で単独に対応することができない場合には、市本部を通じて、速やかに県本部に応援を要請する。

4　彦根市防災会議ライフライン部会の開催

【担当班】危機管理班

災害が発生したときは、ライフライン機能の応急復旧体制の確立および相互応援体制等連携の強化を目的として部会を緊急に開催し、各ライフライン事業者間相互の被害・復旧情報の報告・共有化を図るとともに、応急復旧計画および工事スケジュール等の総合調整を行う。

(1) 部会の構成

部会の構成メンバーは、次のとおりである。

ア　西日本電信電話（株）設備部長

イ　関西電力送配電（株）彦根配電営業所長

ウ　大阪ガスネットワーク（株）京滋事業部長

エ　市上下水道部長

オ　消防長

カ　市総務部長

キ　市危機管理監

ク　市産業部長

(2) 部会の開催

災害発生時において、被害状況等を勘案し必要がある場合は、緊急に部会を開催する。その際、部会メンバーの出席が困難な場合は、代理の者が出席する。

なお、部会の議事運営については、部会長が議長を務める。ただし、部会長の出席が困難な場合は、副部会長が会長を代行するが、副部会長も欠席の場合は、代理の議長を会議において選出する。

また、応急復旧対策を検討する上で必要な場合は、市建設部、警察署等他の関係する機関等の責任者の出席を求める。

(3) 協議事項

災害時において、部会で協議する主な項目は、次の事項とする。

ア　各ライフラインの被害情報の報告および集約

イ　交通規制や被害状況等復旧関連情報の収集

ウ　復旧エリアおよび工事スケジュールの調整、優先順位の調整

エ　その他迅速かつ合理的な復旧関連の情報交換、調整事項

5　電力施設の応急対策

【担当班】危機管理班、関西電力送配電(株)

市本部は、電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したとき、一般電気事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

関西電力送配電(株)は、災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

6　ガス施設の応急対策

【担当班】危機管理班、大阪ガスネットワーク（株）

(1) 都市ガス

市本部は、都市ガス施設が被災し、長期間にわたりガスの供給停止等が継続するとき、大阪ガスネットワーク（株）と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

大阪ガスネットワーク（株）は、復旧優先順位や家屋・道路の被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いいものから順に、応急復旧を進める。

(2) LP ガス

市本部は、LP ガス施設が被災し、長期間にわたり LP ガスの供給停止等が継続するとき、(一社)滋賀県 LP ガス協会と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

（一社）滋賀県 LP ガス協会は、「滋賀県 LP ガス災害対策要綱」に基づき、災害時には災害対策本部および現地対策本部を設置し、地域の防災関係機関と緊密な連携を取り応急対策を実施する。

また、LP ガス供給設備の災害復旧については、被害箇所の修理を行うとともに、LP ガス容器等の供給設備の設置場所の原状回復を行う。ただし、災害復旧計画の策定および実施に当たっては救助救急活動の拠点となる場所を優先する等、災害状況、各設備の被害状況および被害復旧を総合的に判断して、これを実施する。

7　通信施設の応急対策

【担当班】危機管理班、西日本電信電話（株）

市本部は、通信施設等が被災し、広域かつ長期間にわたり通信障害等が発生したとき、西日本電信電話（株）と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

西日本電信電話（株）は、回線の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。

8　鉄道施設の応急対策

【担当班】危機管理班、交通政策班、西日本旅客鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、近江鉄道（株）

市本部は、鉄道が被災し、長期間にわたり不通となるとき、鉄道事業者（西日本旅客鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、近江鉄道（株））と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。

鉄道事業者（西日本旅客鉄道（株）、東海旅客鉄道（株）、近江鉄道（株））は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定し、計画に即して、順次応急復旧を進める。

参照

＊ライフラインの応急復旧【マニュアル編　P3-4-1 参照】
＊彦根市防災会議ライフライン部会設置要綱【資料編　P7-1-7 参照】
＊彦根市防災会議ライフライン部会名簿【資料編　P7-1-8 参照】

第２節　避難生活支援

【基本方針】

避難所は、身体生命の危険から一時的に身を守ることを目的とする「避難場所」と異なり、被災者の住宅が回復されるまで、あるいは応急仮設住宅へ入居できるまでの一時的な生活の本拠地となる。したがって、避難所には避難所派遣職員を派遣して、避難所となる施設を管理する職員と連携して避難者の受入れ等を行う。

1　避難所の開設

【担当班】教育部、市民環境部、総務部

(1) 避難所の開設

災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な避難所を開設する。避難所の開設を決定したときは、直ちに施設管理者に連絡するとともに、当該施設の職員の協力を得て避難所の開設および被災者の受入れを行う。

(2) 避難所開設の報告

避難所を開設したときは、速やかに市民に対し周知するとともに、県本部および彦根警察署に対して次の事項を報告する。

なお、県本部へは県防災情報システムでの報告経路を基本とする。ただし、システムが使用不可能な場合または県からの指示があった場合は、電話、FAX、県防災行政無線等により県地方本部を通じ県本部へ報告する。

ア　避難所開設日時、場所または施設名
イ　収容状況および収容人員
ウ　開設期間の見込み
エ　その他の参考となる事項

(3) 応援要請

災害時に予定した避難所が使用できなくなるなど市において適切な避難所を開設することができないときは、隣接町や協定市に要請し、他市町において開設する。また、県内の被災状況等から県外における広域一時滞在の必要があるときは、県本部に対して、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

2　避難所の運営

【担当班】教育部、市民環境部、総務部

(1) 職員派遣・連絡調整体制

避難所を開設したときは、速やかに避難所の運営および連絡調整にあたる担当職員（以下、「避難所派遣職員」という）を避難所に派遣し、避難所における被災者のニーズの把握・調整を行う。

(2) 避難所の運営方法

指定避難所は、自治会、自主防災組織、避難者等が中心となって「避難所運営委員会」を設置し、運営することを基本とする。

市は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

避難所派遣職員および施設管理者は、これを補助し、支援する。

避難所の運営管理は、「彦根市避難所運営マニュアル」によるが、特に以下の点に留意する。

ア　避難所に避難した被災者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、避難行動要支援者名簿とを照らし合わせ、未確認の避難行動要支援者を避難支援者等に連絡し、早急に救助・確認作業を進める。

イ　避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。

ウ　高齢者や障害者等の福祉ニーズの把握には十分配慮するほか、男女のニーズの違い、性的指向・性自認等に配慮するとともに、要配慮者用の相談窓口を設置し、要配慮者等からの相談対応を行う。

エ　要配慮者に対し次の措置を行う。

(ｱ) 担当職員、保健師、民生委員・児童委員等の訪問等による状況調査の実施

(ｲ) 避難者の障害や身体の状況に応じて適切な措置を受けられるよう、速やかな医療機関への入院、社会福祉施設への入所、福祉避難所の手配およびそれに伴う移送および保健師・介助員の手配

(ｳ) 避難者の障害や身体の状況に応じて、ホワイトボードや音声などによる定期的な情報提供についての配慮や、ホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣

(ｴ) 高齢者、重症心身障害者、乳幼児等に配慮した食糧や衛生用品等の供給

(ｵ) 要配慮者に配慮したスペースの提供

オ　避難所の管理運営にあたっては、パソコン等の活用を図る。

カ　避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に加え、性的指向・性自認に関して配慮が必要な人などの視点からも配慮する。特に、プライバシーを十分に確保できる間仕切りの工夫や、他者の視線を気にせず誰もが安心して使える更衣室や物干し場、入浴設備、安全で清潔な男女別トイレ、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育ての家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携のもと、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

キ　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者に駐車場、グラウンド等を開放し、避難所の避難者同様、水および食糧等の提供に努める。その際、車中泊避難者数の把握に努めるとともに被災者支援に係る情報を提供する。

ク　必要に応じ、在宅避難者に対し、避難所の避難者同様、水および食糧等の提供に努める。その際、利用者数の把握に努めるとともに、被災者支援に係る情報を提供する。

ケ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

コ　避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた運営を検討する。

(3) 避難所運営状況の報告

避難所運営においては、避難者の状況および要望を確実に把握し、市本部に対し一定時間毎に次の事項を報告する。

ア　避難所状況報告書

イ　避難所定例報告書

ウ　避難者名簿

エ　り災者救助明細書

オ　外国人安全確認カード

(4) 学校施設に避難者を受入れたときの対策

ア　臨時応急避難の場合

学校長および職員は、市本部の指示によりできる限りの協力を行う。

イ　長期にわたる場合および全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、市本部は学校長等と協議し、必要な措置をとる。

(5) 自主避難者への対応

東日本大震災では避難指示等に基づかない、いわゆる自主避難者が数多く生じ、市町域や県域を越えた避難行動が見受けられたことから、自主避難者に対しても避難者情報の把握と全国避難者情報システムへの自主的な情報登録を呼び掛け、支援に努める。

(6) 避難所の開設期間

災害救助法による避難所の開設期間は、災害発生から 7 日以内とされている。したがって、状況により、開設期間を延長する必要がある場合には、市長（市本部長）は、県知事（県本部長）の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

3　避難所の閉鎖

【担当班】教育部、市民環境部、総務部

市本部は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

避難所責任者は市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

市本部は、避難者の中にその住居が浸水、崩壊等により帰宅が困難な人がある場合は、避難所を縮小して存続させる等の措置をとる。

なお、避難所を閉鎖した際は、県本部、彦根警察署に報告する。

参照

＊避難生活支援【マニュアル編　P3-4-9 参照】
＊指定緊急避難場所、指定避難所【資料編　P4-1-4 参照】
＊避難所状況報告書【資料編　P7-2-16 参照】
＊避難所定例報告書【資料編　P7-2-17 参照】
＊避難者名簿【資料編　P7-2-18 参照】
＊り災者救助明細書【資料編　P7-2-19 参照】
＊外国人安全確認カード【資料編　P7-2-24 参照】

第３節　生活救援

【基本方針】

災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、被災者の生活の維持のため必要な飲料水、食糧および生活必需品等を速やかに調達・確保し、被災地のニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者特有のニーズや男女等のニーズ、性的指向・性自認の違いに配慮する。

１　給水

【担当班】上下水道業務班、上下水道総務班、上水道工務班

(1) 給水基地の確保

施設の被害調査結果より、応急給水の水源となる水道施設等を把握する。

また、必要に応じて、隣接する水道事業体の水道施設を給水基地として利用することなどについて調整する。

(2) 給水計画

災害が発生したときは、応急給水の実施が必要な地域および給水必要量を迅速に把握し、給水対象地域、給水場所、給水時間等を内容とする給水計画を策定する。

なお、市のみでは応急給水活動ができないときは、市上下水道料金等徴収関連業務の受託者、市指定給水装置工事事業者の組合、県本部、日本水道協会関西地方支部、災害時相互応援協定市等に応援を要請し、協力を得る。

県本部等に応援を要請する場合は、次の事項を明示して行う。

ア　所要供給水量（何人分または１日何立方メートル）

イ　供給の方法（自動車輸送その他）

ウ　供給期間

エ　水源地および供給地

オ　その他

(3) 給水の準備

ア　給水の広報

給水時間、給水場所等を市民に広報する。

イ　給水地点の設定

給水地点は、避難所または被災地区周辺の便利の良い場所に設定する。

ウ　給水用資機材の確保

給水計画に基づき、給水用資機材を確保する。なお、給水タンク車等が不足する場合には、応援協定等に基づき、他の市町または県、自衛隊に対し協力を要請する。また、給水袋等の備蓄資機材が不足する場合には、業者から調達する。

(4) 給水の方法

ア　給水基準

発災後の期間	応急給水量（1 人 1 日当たり）
発災後 3 日間	3 ﾘｯﾄﾙ
発災後 4 日～10 日	20 ﾘｯﾄﾙ
発災後 11 日～21 日	100 ﾘｯﾄﾙ
復興期 22 日～	250 ﾘｯﾄﾙ

イ　方法

(ｱ) 拠点による給水

指定避難所、指定緊急避難場所または公園等の指定する場所で給水車、ろ水機等により給水する。

(ｲ) 運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

(ｳ) 仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

(ｴ) 応急給水所による給水

給水設備により給水する。

ウ　順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

2　食糧の調達供給

【担当班】危機管理班、契約監理班、保険年金班、農林水産班、社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 対象者

食糧の供給については、避難所に収容された者、住家が全焼、全壊、半焼、半壊、床上浸水等により被害を受けたため炊事のできない者、被害を受けて一時的に縁故先などに避難する者など以下の者を対象とする。

ア　避難指示等に基づき避難所に収容された者

イ　住家が被害（全・半焼、全・半壊）を受けたため、炊事の不可能な者

ウ　住家に被害を受けたため、一時的に縁故先等へ避難する者

エ　旅行者、市内通過者等で他に食糧を得る手段のない者

オ　災害応急対策活動の従事者

カ　米穀の供給機構が混乱し、通常の供給を受けることが不可能となった者

(2) 食糧供給の内容

緊急時には備蓄食糧を配分するとともに、市と災害時の応援協定を締結している業者等に食糧供給要請を行い、主食として米穀、パン等の他、弁当等を購入してこれを配給する。

また、必要に応じて副食や調味料等を支給するとともに、入院患者、乳幼児、高齢者等で特別な食糧を必要とする者についても配慮する。

(3) 食糧の確保

ア　食糧供給の必要量を把握し、その確保に努める。
イ　食糧不足が見込まれる場合には、応援協定企業および農業協同組合等に対して支援を要請して確保する。
ウ　市内での調達が困難な場合あるいは不足する場合には、県、応援協定締結自治体、他市町へ支援を要請し、必要に応じて自衛隊へも要請する。

(4) 食糧供給活動の実施

ア　備蓄食糧の配分

災害の程度、避難者の状況等により、緊急に食糧の配給が必要な場合には、車両の手配を行うとともに、必要な職員を直ちに備蓄倉庫および避難所に派遣する。併せて協定を締結している民間業者、消防団、自主防災組織、自治会、災害ボランティア等に協力を依頼し、備蓄食糧の配送および避難者や被災者へ配給を行う。

なお、備蓄食糧が不足するときには、県、応援協定締結自治体、他市町等に対して支援の要請を行うとともに、政府所有の米穀・乾パン等の調達を併せて要請する。

イ　保管

食糧は、集積・配送拠点である農村環境改善センター、(株)中通または避難所等に保管する。

ウ　輸送

調達した食糧の輸送は、調達先の業者に依頼する。

なお、調達先の業者が輸送困難な場合は、市本部が輸送を行う。

エ　配給の方法

避難所における食糧の配給は、避難所責任者が、自治会等の協力を得て実施する。また、配給に当たっては、乳幼児に適した粉ミルク類（乳アレルギーに対応したものを含む)、高齢者、障害者等に適した食品を優先的に調達して、これを供与する。

なお、数量が確保できないときには、住宅を失う等により、生活必需品に困窮する世帯や要配慮者を優先させる等の措置をとる。

オ　炊き出し

避難が行われたときは炊き出しを実施し、学校給食調理業務委託事業者、彦根市地域婦人団体連絡協議会、彦根市赤十字奉仕団、自主防災組織、自治会および災害ボランティア等に支援協力を依頼し、主として学校給食室で行う。また、災害の状況等に応じて、彦根市学校給食センターおよび調理場を有する保育所、公民館等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等近くの適当な施設を利用する。

なお、炊き出しを行う際には、衛生面について十分に留意する。

3　生活必需品の調達供給

【担当班】契約監理班、危機管理班、社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 対象者

避難所に収容された者および災害により被害を受け、日常生活を営むことが困難な者を対象とする。

(2) 生活必需品の供給内容

市の備蓄物資を使用するとともに、農業協同組合、生活協同組合、大規模量販店、市内業者、災害応援協定を締結している事業者等に対し生活必需品の供給について協力を要請する。

なお、生活必需品は、以下に掲げるものとし、災害の状況によって必要と認められるものについて確保する。

ア　寝具
イ　衣服
ウ　身回り品
エ　炊事用具
オ　日用品
カ　食器
キ　光熱材料
ク　衛生用品（紙オムツ、生理用品等）

(3) 供給および配分

避難所責任者（施設管理者）または自主防災組織、自治会、災害ボランティア等の協力を得て、迅速かつ的確に供給を行う。

4　燃料の調達供給

【担当班】契約監理班、公有財産管理班、危機管理班、広報戦略班

燃料不足となり通常の供給体制による燃料確保が困難となった場合でも、災害応急対策車両等への供給を行えるよう、速やかに燃料供給計画を確立し、災害応急対策活動の確保を図る。

(1) 状況の確認と連絡体制の確保

適切な燃料供給計画を実施するため、各地域の給油所の被災状況を速やかに確認するとともに、滋賀県石油商業組合等の石油関係団体などとの連絡体制を確保する。

(2) 対象車両の選定

限られた資源の中、災害応急対策活動を円滑に行えるよう、優先供給すべき車両を選定する。

(3) 燃料の供給

県を通じて、滋賀県石油商業組合に対し、燃料供給の依頼を行う。また、必要に応じて、災害応援協定を締結している事業者(一圓テクノス(株))に対し燃料の供給について協力を要請する。

(4) 広報

給油待ちの車列による渋滞や買い占め等の混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

参照

＊生活救援【マニュアル編　P3-4-12 参照】
＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊非常用品備蓄【資料編　P4-3-1 参照】
＊災害時等における応急食糧の緊急引渡し取扱要領（滋賀県）【資料編　P4-4-2 参照】
＊「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P7-1-71 参照】

第 4 節　要配慮者支援

【基本方針】

災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、特に災害の影響を受けやすい要配慮者の安全を確保するため、避難所における福祉ニーズ調査を実施し、福祉避難所を設置するなど、要配慮者特有のニーズに対応した生活支援、介護サービスの提供等を実施する。

1　避難所における要配慮者支援

【担当班】高齢福祉推進班、障害福祉班、幼児班、こども若者支援班、母子保健班、健康推進班

(1) 要配慮者ニーズの把握

避難所が開設されたときは、避難所と連絡調整し、避難所では対応できない要配慮者のニーズ（例：介護職員、手話通訳者等の応援派遣、マット・畳等の物資・備品の提供）を把握する。

また、必要に応じて、事前に把握している有資格者や専門家等の情報、事前協定締結団体・事業者および他の市町村への職員派遣の要請により、有資格者等を確保し、避難所に避難した要配慮者の相談体制を確立する。

(2) 要配慮者への情報伝達

避難所における情報伝達については、要配慮者に適した情報手段を準備し、情報漏れのないように万全を期す。

(3) ニーズへの対応

要配慮者のニーズに応じて、人材、福祉用具、物資等の確保に努め、避難生活を支援する。

また、避難所における、要配慮者のニーズに照らし合わせて、福祉避難室、福祉避難所、緊急入所施設、医療機関へ避難する者のスクリーニングを実施するほか、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、必要な移送を実施する。

2　福祉避難所等の開設

【担当班】社会福祉班

(1) 福祉避難所等の開設

避難所での避難生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、傷病者など避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人）に対しては、指定避難所である市内 17 小学校の特別教室や空き教室に設置指定する「福祉避難室」または障害者福祉センター等の公共施設等の利用に加え、民間の社会福祉施設などに設置指定する「福祉避難所」を開設し、受入れる。

なお、福祉避難室は、家族等の介助により避難生活が可能なレベルの要配慮者を対象とし、福祉避難所は、家族の介助を中心に、避難所スタッフによる補助的な介助により避難生活が可能なレベルの要配慮者を対象とする。

このため、福祉避難室にあっては、市指定避難所を対象に設置指定の可否を検討するとともに、福祉避難所にあっては、公共、民間等の社会福祉施設などを対象に設置指定の可否を調査し、施設管理者と協議による事前指定や協定の締結などにより「福祉避難室」および「福祉避難所」の開設を図っていく。

さらに、必要に応じて、福祉避難所だけでなく、被災地以外にあるものも含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保を行う。

(2) 福祉避難所等の開設の報告

福祉避難所や福祉避難室を設置した場合は、速やかに市民に対し周知するとともに、県本部に報告する。

3　福祉避難所等の運営

【担当班】社会福祉班

(1) 職員派遣・連絡調整体制

福祉避難所等を開設したときは、福祉避難所担当職員を派遣する。当面は 24 時間対応が必要な場合も考えられることから、必ず福祉避難所担当職員の交代要員を確保する。

なお、福祉避難所に派遣する職員を確保できない場合は、施設管理者等の協力を得るほか、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者等の協力を得て対応を図る。

また、市本部では対応できないものについては、速やかに県、国等に応援要請する。

(2) 避難所の運営方法

福祉避難所の運営は、別途定める「彦根市福祉避難所等開設運営マニュアル」に従い実施する。

市本部は、福祉避難所に避難している避難者の名簿（名簿は随時更新）を作成するほか、福祉避難所への専門的人材やボランティアの配置調整、福祉用具の確保等を行う。

(3) 福祉避難所の開設期間

災害救助法による福祉避難所の開設期間は、災害発生から 7 日以内とされている。したがって、状況により、開設期間を延長する必要がある場合には、市長（市本部長）は、県知事（県本部長）の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

4　福祉避難所等の閉鎖

【担当班】社会福祉班

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。なお、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者およびその家族に十分に説明する。

また 福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖する。

なお、福祉避難所を閉鎖した際は、県本部に報告する。

5　緊急入所等の実施

【担当班】高齢福祉推進班、障害福祉班

在宅での生活の継続が困難な要配慮者や一般の避難所あるいは福祉避難所等での避難生活が困難な要配慮者については、緊急入所、緊急ショートステイ等により適切に対応する。

また、要配慮者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、医療機関に移送する。

参照

＊要配慮者支援【マニュアル編　P3-4-23 参照】
＊彦根市における災害時協定締結機関一覧【資料編　P2-2-1 参照】
＊福祉避難所候補施設一覧【資料編　P4-1-15 参照】

第５節　保健衛生および防疫

【基本方針】

災害が発生し、多数の避難者が発生しているときは、彦根保健所の指導・指示に基づき、被災地および避難所等における保健活動を実施するとともに、必要に応じて、栄養指導、食品衛生・環境衛生対策等を実施し、衛生環境の維持、確保を図る。

また、感染症等の発生を予防するため、検病調査、広報活動および感染症の蔓延のおそれを生じた非衛生的な生活環境を改善するための消毒ならびに防疫活動等を迅速に実施する。

1　保健衛生活動

【担当班】健康推進班、障害福祉班、生活環境班

(1) 保健活動

保健医療福祉調整地方本部等関係機関と連携しながら、被災地および避難所等における以下の保健活動を実施する。

ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、保健医療福祉調整地方本部を通じて、県、近隣市町、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

また、活動後は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を作成する。

ア　各種保健福祉施設の被害状況の把握

イ　難病患者、人工透析者、精神障害者、重症心身障害者等への対応

ウ　保健師の派遣による巡回健康相談

(2) 栄養指導対策

災害の状況により、栄養指導対策が必要なときは、彦根保健所と連携して管理栄養士等を派遣し、以下の業務にあたらせる。

ア　炊き出し、給食施設の管理の指導および協力

イ　在宅慢性疾患者に対する食事指導

ウ　その他、災害発生時における栄養指導

(3) 食品衛生・生活衛生対策

災害の状況により、食品衛生・生活衛生対策が必要なときは、次の活動を実施する災害緊急検査班の派遣を県に要請する。

ア　食品衛生対策

(ｱ) 食品関係施設の被害状況の把握および情報提供

(ｲ) 救護食品等の検査

(ｳ) 飲料水の試験検査

(ｴ) 冠水地域等における食品関係施設の指導

(ｵ) 避難所における食品の衛生確保

(ｶ) その他飲食に起因する危害発生の防止

イ　生活衛生対策

(ｱ) 生活衛生関係営業施設の被害状況の把握および情報提供

(ｲ) 被災地における生活衛生確保

(ｳ) 冠水地域等における生活衛生関係営業施設の指導

(ｴ) 建築物における衛生的環境の確保

(4) 仮設トイレやマンホールトイレの設置

市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(5)仮設浴場の供給

災害の状況により、仮設浴場の供給が必要なときは、県地方本部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により、災害発生後 1 週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。

(6)メンタルヘルスケア

災害の状況により、被災者の心理的ケアが必要なときは、県が派遣要請するこころのケアチームと連携し、被災者の心理的影響についての情報収集、心のケアを必要とする人へのケアの提供、その他必要な支援を行う。

また、避難生活が長期化するときは、災害による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

(7) 車中泊対策

車中泊等による生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難住民の健康不安、または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、生活不活発病やエコノミークラス症候群の予防を呼びかけるチラシ等を作成して配布する。

2　防疫活動

【担当班】清掃センター班、健康推進班、高齢福祉推進班

(1) 組織体制（防疫組織）

感染症の発生と流行を未然に防止するため、彦根保健所の指導・指示にもとづき、市民環境部と福祉保健部が連携して、防疫班を編成し、被災地の防疫を速やかに実施する。ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、保健医療福祉調整地方本部を通じ保健医療福祉調整本部に応援を求めて実施する。

(2) 広報活動

被災地区での衛生管理に関する広報活動を、彦根保健所と連携して行う。

(3) 検病調査および健康診断

災害の状況に応じて、保健所と連携して、被災地の検病検査および健康診断を実施する。

(4) 避難所の衛生指導

災害の状況に応じて、避難所に保健師を派遣するなど、彦根保健所と連携して、避難所における次の衛生指導等を実施する。

ア　手洗消毒液の配置、手洗いの励行および汚物処理の指導

イ　食品、飲料水の衛生管理

(5) 消毒

被災地区の状況に応じて彦根保健所に連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に

関する法律（以下「感染症予防法」という。）第 27 条第 2 項の規定による消毒の実施の指示を受け、実施する。

なお、消毒方法は、感染症予防法施行規則第 14 条および第 16 条から第 19 条までの規定による。

(6) そ族、昆虫等の駆除

被災地区の状況、被災季節等に応じ、彦根保健所に連絡し、感染症予防法第 28 条第 2 項の規定によるそ族、昆虫駆除の実施の指示を受けて実施する。

なお、実施要領は、感染症予防法施行規則第 15 条の規定による。

(7) 生活用水の供給

災害救助活動の一環として飲料水の確保に努めるが、被災地域において感染症予防法第 31 条第 2 項の規定による生活用水の供給を行う。

なお、実施方法は、第 4 章第 3 節「給水」に定めるところによる。

(8) 患者等の入院

被災地区において感染症患者または保菌者が発生した場合は、感染症予防法に基づき、感染症の類型に応じて保健所と連携しながら適切に対応する。

(9) 臨時予防接種

災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施または臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、彦根保健所と協議し、指示を受けて実施する。

(10) 報告、記録、整備

防疫を必要とする災害が発生したときは、災害防疫活動実施状況を、必要に応じて電話および文書により彦根保健所を通じて保健医療福祉調整本部へ報告する。

なお、整備保管を要する記録は、次のとおりとする。

ア　災害状況報告書
イ　防疫活動実施状況報告書
ウ　災害防疫経費所要額調および関係書類
エ　清潔方法および消毒方法に関する書類
オ　そ族、昆虫等の駆除に関する書類
カ　家庭用水の供給に関する書類
キ　患者台帳
ク　防疫作業日誌

参照

＊保健衛生および防疫【マニュアル編　P3-4-27 参照】
＊感染症指定医療関係（滋賀県）【資料編　P5-2-2 参照】
＊災害状況報告書（様式 1 号）【資料編　P7-1-122 参照】
＊防疫活動実施状況報告書（様式 2 号）【資料編　P7-1-123 参照】

第 6 節　環境対策

【基本方針】

災害が発生し、大量にごみやがれきが発生または発生することが予想されるときは、彦根市清掃センター等の処理施設の被害状況や復旧見込みを把握するほか、必要に応じて、仮置場や一時保管場所の設置等について検討し、処理体制を確立する。

また、上・下水道、電力等のライフラインに被害が生じているときや多数の避難者が発生しているときは、仮設トイレを速やかに確保するとともに、し尿処理の収集体制を確立する。

1　一般廃棄物処理

【担当班】生活環境班、清掃センター班

(1) 被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、ライフラインや廃棄物処理施設の被害状況、有害廃棄物の状況等の被災状況、収集運搬体制に関する情報等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、市本部に報告するとともに、県地方本部を通じて、迅速に県本部に伝達する。

(2) 一次保管場所の確保

災害時に備えて平時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一次保管場所として確保し、災害廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物はできる限り分別して積み置きすることとする。

(3) 一般廃棄物（災害廃棄物処理を除く）の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、または応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

ア　清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、おおむね次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

(ｱ) 搬車　　1 台（運転手付き）

(ｲ) 業員　　1～2 人

(ｳ) 要器具　　スコップ、ホーク、トビロ、ほうき

イ　収集の方法

(ｱ) 収集車両

市保有の車両および必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

(ｲ) 収集範囲

被災地区、被災していない地区、避難所から出たごみの収集を行う。

(ｳ) 収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域および避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

(ｴ) 集積所

ごみ集積所は既設の場所を用いるが、使用または集積所への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積所を選定や戸別収集を検討する。

(ｵ) 分別収集の周知

分別については平時の分別を原則とし、住民への周知に努める。

ウ　処理の方法

(ｱ) 処理施設

避難所ごみや生活ごみは、仮置場に搬入せず、市が所有する処理施設で処理する。

ただし、施設の処理能力を超える場合は、一次保管場所（仮設置場）を確保し、一時的に集積・保管のうえ順次処理する。

(ｲ) 処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理施設および収集運搬ルートの被害状況に応じた安全性の確認および補修を行い、必要に応じて、県地方本部を通じ県本部に応援要請を行う。

(ｳ) 自家処理

食物の残廃物（生物）は、できるだけ土中に埋めるなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

2　し尿処理

【担当班】生活環境班

(1) し尿の収集

市民環境部を窓口として、(一財）彦根市事業公社が被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく市本部のみで処理できない場合は、彦根市浄化槽業者協議会および県地方本部を通じて県本部に応援を要請し実施する。

ア　し尿清掃チームの編成

し尿の収集、運搬は、おおむね次の基準により、し尿清掃チームを編成し、実施する。

なお、被災者１ 人あたり 1.4 リットル/日のし尿が排泄されることを想定する。

(ｱ) バキューム車　　1 台（運転手付き）

(ｲ) 作業員　　1～2 人

イ　収集の方法（くみ取り）

(ｱ) 収集車両

（一財）彦根市事業公社のバキューム車を動員して行う。彦根市事業公社のみで対応できない場合は、協定に基づき彦根市浄化槽業者協議会へ応援を要請する。

(ｲ) 収集範囲

くみ取り範囲は、避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

(ｳ) 容器の配布等

バキューム車による収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

ウ　応援の受入れ

近隣市町等からの応援作業は、収集体制が可能になった状態から 7 日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

(2) 処理の方法

ア　処理施設

衛生処理場において処理するが、市独自での処理が困難な場合には、県地方本部を通じて県本部に応援要請を行う。他施設への運搬が決定した場合、市は、彦根市浄化槽業者協議会に運搬の支援要請を行う。

イ　処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、市本部に連絡報告する。

(3) 災害時応急対策簡易トイレ等（マンホールトイレシステムを含む）の設置

ア　避難所における災害時応急対策簡易トイレ等の設置

災害が発生した場合、被災地域の避難所には多数の被災者が避難することが想定されるため、市本部は、迅速に災害時応急対策簡易トイレ等を設置する。そのため、災害時応急対策簡易トイレ等は各避難場所となっている小中学校に配備しておく。なお、必要に応じ近隣市町から借用できるよう県本部に要請するのと併せ、彦根市浄化槽業者協議会に設置の支援要請を行う。

イ　水洗トイレ地区における災害時応急対策簡易トイレ等の設置

水洗トイレを使用している地区においては、災害が発生した場合、上水道の途絶によってトイレが使用できなくなることが想定されるため、市本部は、保有の災害時応急対策簡易トイレ等や県本部等への要請により調達した災害時応急対策簡易トイレ等を設置する。

また、住民に対しては、使用水の断水に対処するために平時から水の汲み置きを行う等を指導することとする。

ウ　災害時応急対策簡易トイレ等の撤去

撤去の際は消毒すること。

3　災害廃棄物処理

【担当班】清掃センター班

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

被害状況を踏まえ、災害廃棄物の発生量および処理可能量等を推計するとともに、平時に作成した彦根市災害廃棄物処理計画を基に、処理スケジュールや処理フローを含めて災害廃棄物処理実行計画を策定する。

なお、災害廃棄物の要処理量と処理可能量を勘案し、処理期間に長期間を要し、計画的な復旧・復興の妨げになると判断される場合は、県や国等と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。

(2) 一次仮置場の確保

災害廃棄物の収集運搬体制を整備するとともに、発生量の推計を基に、必要となる面積を有する一次仮置場を確保する。一次仮置場に住民が災害廃棄物を持ち込む場合は、分別収集を周知徹底し、火災等が発生しないよう民間事業者に委託するなどして適正に管理・運営できる人員体制を整備する。

(3) 環境保全

腐敗性廃棄物を優先的に処理し、一次仮置場などに消石灰等を散布するなど害虫の発生を防止する。また、廃棄物処理施設や収集運搬経路、仮置場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災地の生活環境および公衆衛生の保全を図る。

(4) 処理方法

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。分別・処理・

再資源化にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴等に応じた適切な方法を選択する。

また、有害廃棄物は、飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、適正に保管または早期に処分を行う。

(5) 仮設焼却施設の必要性および設置場所（二次仮置場）の検討

既存の廃棄物焼却処理施設では処理が困難な場合、仮設焼却施設の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

(6) 災害廃棄物の再資源化および最終処分

災害廃棄物の再資源化および最終処分を円滑に進めるため、仮設の破砕機や選別機の必要性および設置場所（二次仮置場）を検討し、設置する場合は、適切な設置・運営・管理を行う。

また、再資源化や焼却ができない災害廃棄物を処分するため、最終処分先を確保する。

4　被災建築物の解体・撤去

【担当班】生活環境班、清掃センター班

被災者自らが処理することとするが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別措置の公費解体が適用されるときは、市本部が実施する。

被災建物の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県等へ協力要請する。

なお、災害により発生する被災建物の解体・撤去等に当たっては、粉じん発生やアスベスト等の有害物質が飛散するおそれがあるため、必要に応じて、県と連携し、有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。

また、アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等別途処理方法を検討する。

5　特定動物による危害防止および愛玩動物救護に関する対策

【担当班】生活環境班、清掃センター班

(1) 特定動物の逸走対策

災害により人間に危害を及ぼすおそれのある特定動物（サル・ワニ等）の逸走が市内において確認された場合、県（生活衛生課[（一財）動物保護管理センター]）に連絡するとともに、県および関係団体と連携し、特定動物による市民への危害防止、適切な避難誘導および特定動物の迅速な捕獲等、必要な措置を講じる。

(2) 被災地域における動物の保護

被災地域において、飼い主不明または負傷した犬および猫を発見した場合、県および関係機関と連携し、犬による危害発生防止、負傷動物の救護に努める。

また、ペット等の遺体について、土地または建物の占有者または管理者が自らの責任で処理できないときや路上に放置されているときは、収集し、処理する。

参照

＊環境対策【マニュアル編　P3-4-31 参照】
＊災害廃棄物処理のフロー【マニュアル編　P3-4-37 参照】
＊ごみ運搬車【資料編　P4-6-10 参照】
＊し尿処理運搬車【資料編　P4-6-11 参照】

第５章　生活環境の改善

災害応急対策が進み、被災者の生活が安定し、ライフラインや交通・流通の機能が回復してくると、集まってくる情報も物資も次第に多くなり、各種の災害応急対策活動は、さらに、きめ細やかな対応が求められ、必要となる人や物資は多岐にわたるようになる。

したがって、災害ボランティアの受入れ、災害義援金品の募集等により、全国的な応援を求めるなどの被災者の生活の安定化に向けた取組みを実施する。

また、災害前のような日常生活が可能となるように社会的なサービスを復旧する必要があるため、被災者の生活再建の足がかりとなる住宅対策や学校教育再開等の各種対策を実施する。

第１節　災害ボランティアの受入れ

【基本方針】

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想されるときは、協定に基づき、市社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

1　災害ボランティアセンターの設置

【担当班】社会福祉班、市社会福祉協議会

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、彦根市福祉センターまたは支援活動を実施するために最適な場所に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。また、赤十字奉仕団、彦根市地域婦人団体連絡協議会等の関係団体に応急対策活動への協力を依頼する。

なお、災害ボランティアセンターは、災害ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等について、ボランティアの自主性を尊重した上で、次の業務を行う。

(1) 被災情報の把握
(2) ボランティアニーズの把握
(3) 災害ボランティアの募集、受付
(4) 災害ボランティア活動の情報発信
(5) センター、災害ボランティア活動および災害ボランティアの宿泊先等に関する各種相談、問い合わせへの対応
(6) ボランティア活動保険の加入手続
(7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
(8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援

(9) 市災害対策本部との以下の情報の共有
　ア　被災状況・避難情報
　イ　インフラ等の復旧計画・復旧情報
　ウ　ボランティアによる支援活動の状況
　エ　特に支援を必要とする者の情報
　オ　その他災害ボランティア活動に必要と甲および乙が認める情報
(10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
(11) その他センターの活動に必要な業務ボランティアニーズの把握および情報提供

2　災害ボランティアセンターの運営

【担当班】社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 災害ボランティアの確保

災害ボランティアセンターは、市内のボランティア団体等の協力を必要とするときには、ボランティア団体等の代表者に対して以下に掲げる事項を通知し、派遣協力を依頼する。また、県災害ボランティアセンターと緊密に連携し、災害応急対策実施に必要な災害ボランティアの確保を図る。

　ア　応援を必要とする理由
　イ　作業内容
　ウ　従事場所
　エ　人員
　オ　従事期間
　カ　集合場所
　キ　その他必要な事項

(2) 専門ボランティアの派遣要請

災害ボランティアセンターは、各班から専門的技能を有するボランティアの要請があったときには、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンターおよび関係団体等に対して専門ボランティアの派遣を要請する。

　ア　医療、助産分野
　イ　障害者、高齢者福祉分野（ケースワーカー、カウンセラー、手話通訳者、介護福祉士・ヘルパー等の介護専門職）
　ウ　建築分野
　エ　語学分野
　オ　輸送分野
　カ　情報通信分野
　キ　その他専門的な技能を有する分野

(3) 災害ボランティアコーディネーターの確保および派遣要請

災害ボランティアセンターは、災害ボランティアコーディネーターの確保に努める。

なお、災害ボランティアコーディネーターが不足する場合には、県災害ボランティアセンターに対して派遣を要請する。

(4) 資機材等の確保

災害ボランティアセンターは、ボランティア活動等に必要な資機材等の確保を図る。

3　災害ボランティアセンターの閉鎖

【担当班】社会福祉班、市社会福祉協議会

復旧状況から災害ボランティアセンターの閉鎖が適当と判断した場合は、市本部や関係機関・団体で各々最終確認を得る。

また、閉鎖に向けて、活動の継承先・継承方法、設置場所の現状復旧、物資や資金の処置、会計の精算等の残務処理などを協議する。

4　赤十字奉仕団活動

【担当班】社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 基本方針

赤十字奉仕団は、災害が発生し、その応急対策活動において市本部職員および関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、市本部と協力して応急対策活動に従事する。

(2) 奉仕団員の動員

市社会福祉協議会は、日本赤十字社彦根市赤十字奉仕団員の動員を行う。

(3) 活動内容

奉仕団は、主として次の活動に従事する。

ア　炊き出しその他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）

イ　清掃作業

ウ　防疫作業

エ　災害対策用物資の輸送および配分

オ　上記作業に類した作業

カ　軽易な事務の補助

(4) 記録

奉仕団の奉仕を受けた班または機関は、次の事項について記録し、保管する。

ア　奉仕を必要とした作業の内容、期間

イ　奉仕団の名称および代表者氏名、人員

ウ　その他必要な事項

参照

＊災害ボランティアの受入れ【マニュアル編　P3-5-1 参照】

＊赤十字奉仕団、彦根市地域婦人団体連絡協議会【資料編　P2-3-2 参照】

第２節　災害義援金品の募集配分

【基本方針】

災害が発生し、多数の被災者が発生しているときは、被災地の状況等を十分考慮し、県内および県外から災害義援金品の募集・受付を行う。

また、義援金品の受付については、市、県その他関係機関が受付窓口を設けて行う。

受付けた義援金品については、被災地の状況に応じて被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

1　義援物資の募集・配分

【担当班】社会福祉班、市社会福祉協議会

(1) 義援物資の募集

災害発生後速やかに被災地の状況を把握し、必要とする物資があるときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

ア　被災地において必要とする物資
イ　被災地において不要である物資
ウ　当面必要でない物資
エ　義援物資送付の際の仕分けの徹底
オ　腐敗物、危険物等の送付の差し控え
カ　その他の留意事項

(2) 義援物資の受付

県とともに、必要に応じて、義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、広域輸送拠点および市内輸送拠点で災害ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

また、市単独では、物資の搬入、集積および仕分け等が困難な場合には、県に応援を要請する。

なお、県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、被災市町と連携し、受入れ、配分等の調整を行うことになっている。

(3) 義援物資の配分

寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分にあたっては、被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

2　義援金の募集・配分

【担当班】社会福祉班、出納・監査班、市社会福祉協議会

(1) 義援金の募集

県、他の被災市町および日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を結成し、各機関が協力共同して、義援金の募集を行う。

また、これとともに、市独自でも補足的に義援金の募集を行う。

(2) 義援金の受付

県および関係機関とともに、必要に応じ受付窓口を開設し、受付を行う。

義援金を受付けた場合には、各機関は義援金についてその都度県が結成した協議会等へ引継ぎを行い、それにより難い場合には金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行う。

また、受付けにあたっては、寄託者に対し受領書を発行し、授受について必要な記録を整備する。

(3) 義援金の配分

被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族)、災害により障害者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊または半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか、災害の状況に応じて、協議会で協議のうえ、決定する。

参照

＊災害義援金品の募集配分【マニュアル編　P3-5-6 参照】
＊義援金品搬出者名簿（様式 1 号)【資料編　P7-1-79 参照】
＊義援金品引継書（様式 2 号)【資料編　P7-1-80 参照】
＊義援金品受領書（様式 3 号)【資料編　P7-1-81 参照】
＊現金出納簿（様式 4 号)【資料編　P7-1-82 参照】
＊義援金受払簿（様式 5 号)【資料編　P7-1-83 参照】

第 3 節　住宅対策

【基本方針】

災害が発生し、多数の住宅被害が発生しているときは、応急仮設住宅の建設・供給、住宅の応急修理および住宅関連の障害物除去等の必要な支援措置を講じ、被災者の生活の安定を図る。

なお、応急仮設住宅の設置および供与にあたっては、高齢者や心身障害者等の要配慮者に対する配慮を行う。

1　住宅関連の障害物除去

【担当班】住宅班

住宅関連の障害物除去は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。

(1) 対象

住宅またはその周辺等の日常生活に欠くことのできない場所に障害物が存在するため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では当該障害物を除去することができない者。

(2) 実施方法

障害物の除去は、建設業者等の協力を得て、実施する。

ただし、障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。

なお、労力または機械力が不足する場合には、県、関係機関および他市町、災害ボランティアセンター等に対し、協力を要請する。

(3) 実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

2　住宅の応急修理

【担当班】住宅班

住宅の応急修理は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。

(1) 住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理

ア 対象

災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある世帯。

イ 実施方法

住家の被害の拡大を防止するための屋根、外壁、建具(玄関、窓やサッシ等)等の必要な部分に対し、ブルーシート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

ウ 実施期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

(2) 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

ア 対象

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から民生委員・児童委員その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

（ア）　住家が半焼または半壊若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

（イ）　自らの資力では応急修理ができない世帯

イ 実施方法

住宅の応急修理は、建設業者等の協力を得て、実施する。

ただし、修理は、屋根、居室、炊事場、便所等、日常生活上欠くことができない部分の応急的措置に限る。

なお、応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

（ア）　住宅応急修理記録簿

（イ）　住宅応急修理のための契約書

（ウ）　支払証拠書類

ウ 実施期間

災害発生の日から３ヶ月以内とする。

3　応急仮設住宅の設置

【担当班】住宅班、建築班

応急仮設住宅の設置は、災害救助法が適用され、県知事から当該救助の委任を受けたとき、次の要領で実施する。

(1) 対象

災害により、住宅が全焼、全壊または流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者

(2) 実施方法

応急仮設住宅の設置に関するガイドライン（日本赤十字社）に従い、おおむね次のように応急仮設住宅を設置する。

ア　応急仮設住宅の必要戸数の算定

住宅の被害概況や応急仮設住宅に関するニーズ等を把握し、必要戸数を算定する。

イ　応急仮設住宅の供給可能戸数の算定

一時提供住宅として利用可能な住宅や応急仮設住宅の建設可能用地、建設資機材・労力等を把握する。また、その他の方法による応急仮設住宅の確保可能状況の把握し、供給可能戸数を算定する。

ウ　応急仮設住宅の供給戸数の決定および供給計画の策定

応急仮設住宅の供給戸数を決定し、応急仮設住宅の供給計画を策定したうえで、応急仮設住宅の仕様および配置計画を作成・決定する。

エ　一時提供住宅の供給

県に協力要請し、公共賃貸住宅の空家を一時提供住宅として措置するとともに、民間賃貸住宅の借り上げなどを行う。

オ　応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の建設用地を確保し、応急仮設住宅の建設資機材・労力を確保する。また、応

急仮設住宅の建設、維持管理を行う。

カ　入居者の募集、選定、入居手続き

入居者を募集し、選定したのちに入居手続き、引渡しを行う。

キ　入居者名簿の作成・管理、入居者の生活支援

入居者名簿を作成・管理するとともに、入居者の生活支援を行う。

ク　応急仮設住宅から恒久住宅への移行支援

恒久住宅への移行のための情報提供・相談、指導等を行う。

ケ　応急仮設住宅の利用の長期化に対する措置

応急仮設住宅の利用が長期化する可能性があるときは、供与期間の延長など必要な措置を講じる。

コ　応急仮設住宅の解消、撤去・再利用

応急仮設住宅の解消にあたっては、環境対策として、できるかぎり再利用に努めるとともに、再利用が不可能な廃材については適正に処分する。

(3) 実施期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、その供与の期間は、完成の日から 2 年以内とする。

参照

＊住宅関連の障害物除去【マニュアル編　P3-5-8 参照】
＊住宅の応急修理【マニュアル編　P3-5-9 参照】
＊応急仮設住宅の設置【マニュアル編　P3-5-11 参照】
＊協力プレハブメーカー・団体等【資料編　P2-3-2 参照】
＊応急仮設住宅設置予定地【資料編　P4-6-12 参照】
＊「災害救助法による救助の程度、方法および期間」早見表【資料編　P7-1-71 参照】

第４節　文教関係の応急対策

【基本方針】

災害が発生したときは、幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校等（以下「学校等」という。）において、災害発生時の応急対策を通じて、生徒等の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

また、文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県本部に報告するとともに、必要に応じて移動可能な文化財は安全な場所に移し、県本部の指示を求める。

1　園児・児童・生徒の安全確保

【担当班】幼稚園保育所班、幼児班、学校教育班

災害が発生したときは、校・園長と連絡調整し、生徒等および保護者、教職員の安否を確認し、安否情報をとりまとめ、市本部に報告する。

また、必要に応じて、校・園長、PTA、消防団、彦根警察署等と連携して、安否が確認できない園児・児童・生徒（生徒等）を捜索する。

なお、学校等では、公立学校・幼稚園・保育所・認定こども園における応急対策等に従い、園児・児童・生徒（生徒等）の安全を確保する。

2　文教施設等の応急対策

【担当班】幼稚園保育所班、幼児班、教育総務班、生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、彦根城博物館班、スポーツ振興班

所管する学校施設、社会教育施設、社会体育施設、文化施設等の文教施設の施設管理者と連絡調整し、施設や設備の被害状況を速やかに把握し、施設被害情報を取りまとめ、市本部に報告する。

文教施設の施設管理者は、早期に施設の被災状況の把握に努めるとともに、必要に応じて、被災施設の応急修理を速やかに実施する。

3　応急教育対策

【担当班】幼稚園保育所班、教育総務班、学校教育班

(1) 学校施設等の確保

教育部（放課後児童クラブを含む。幼稚園・保育所・認定こども園はこども家庭部）は、学校施設等が災害により被害を受けた場合は、次の方法により校舎等施設の確保に努める。

ア　校舎および園舎（以下「校舎等」という。）の一部が利用できない場合

特別教室、屋内体育施設を利用し、それでも不足するときには、二部授業等の代替方法による。

イ　校舎等の全部または大部分が利用できない場合

体育館・公民館等の公共施設を利用し、または隣接学校および幼稚園の校舎等を利用する。

ウ　特定の地区が全体的に被害を受けた場合

避難先の最寄りの学校および幼稚園または被災を免れた体育館や公民館等の公共施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは、応急仮校舎等の建設を行う。

エ　市内に適当な施設がない場合は、県本部（教育委員会）に施設のあっせんを要請する。

(2) 教職員の確保

各学校長と連絡調整し、教職員の被災状況を把握するとともに、災害により、教職員に欠員が生じる場合は、県本部（教育委員会）と緊密な連絡をとり、教職員の確保に努める。

(3) 応急教育の措置

教育部は、次の点に留意して、応急教育の実施に努める。

ア　学用品を損失した生徒等のみの負担とならないよう配慮する。

イ　公民館その他学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法、生徒等の健康等に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況を考慮し、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ　授業が不可能になる事態が予想される場合は、勉学の方法、量等をあらかじめ周知徹底する。

オ　授業が長期間にわたり不可能となるときは、学校と生徒等との連絡の方法、子ども会等の組織を整理工夫する。

4　学校給食の応急措置

【担当班】学校教育班

学校給食センターより、給食施設、設備、物資等に被害の報告を受けた場合は、下記の事項に留意して、市本部、県本部（教育部）、彦根保健所等と協議し、給食実施の可否を決定する。

(1) 災害により被害があった場合、その被害規模により学校給食の実施が可能かどうか速やかに判断し、可能であれば学校給食を実施する。

(2) 施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置をし、実施する。

(3) 学校が避難所として使用されるなどして、給食施設が被災者の炊き出し施設として利用される場合、炊き出し業務を優先するとともに、調理場の衛生管理等を厳格に区別することが可能であるならば、学校給食を実施する。

(4) 被災地での学校給食については、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に留意する。

5　教科書等の調達および支給等

【担当班】学校教育班

(1) 教科書等の確保

教科書の喪失、毀損の状況を速やかに調査し、県本部（教育部）に報告するとともに教科書取扱店に連絡する。

(2) 学用品の支給

学用品を喪失または毀損し、しかも災害のため直ちに入手困難な状況にある生徒等の人員、品目等を調査、把握し、この確保に努める。

災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

(3) 就学援助

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった市立学校の生徒等に対する就学援助費の支給について、要保護および準要保護児童生徒に対する就学援助費に係る事務処理要領に従い、必要な措置を講ずる。

(4) 心のケア

被災した生徒等の体と心の健康管理を図るため、彦根子ども家庭相談センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、カウンセリング、電話相談等に努める。

6　文化財の応急対策

【担当班】文化財班

(1) 被害状況調査の実施

文化財管理者から被災状況に係る情報を速やかに収集し、状況に応じた応急対策を指導するとともに、必要に応じて係員を現地に派遣し、 被災状況調査を実施する。

(2) 移動可能な文化財の一時保管

移動可能な文化財で被害が著しい場合は、文化財管理者および県と協議しながら一時的に安全な場所へ移動し、保管する。

(3) 被害の報告

文化財の被害状況調査結果を取りまとめの上、県指定の文化財にあっては県本部へ、国指定の文化財にあっては県本部を経由して文化庁へ報告する。

参照

＊園児、児童・生徒の安全確保【マニュアル編　P3-5-13 参照】
＊文教施設等の応急対策【マニュアル編　P3-5-14 参照】
＊応急保育・応急教育対策【マニュアル編　P3-5-16 参照】
＊学校給食の応急措置【マニュアル編　P3-5-18 参照】
＊教科書等の調達および支給等【マニュアル編　P3-5-19 参照】
＊文化財関係の応急対策【マニュアル編　P3-5-20 参照】
＊公立学校・幼稚園・保育所における応急対策【資料編　P4-6-6 参照】
＊学校別転用可能教室【資料編　P4-6-7 参照】
＊応急教室転用可能施設【資料編　P4-6-8 参照】
＊文化財【資料編　P4-6-9 参照】

第４部　災害復旧・復興

第1章　被災者の生活再建支援

災害により被害を受けた者に対し、り災証明書を発行するとともに、被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等の支給、各種資金の貸付を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、被災者の生活再建支援は、各種証明書の発行や届出等の行政手続きを１カ所で行えるように総合相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

第１節　総合相談窓口の設置

【基本方針】

市は、災害の状況により、総合相談窓口を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。

関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力する。

1　総合相談窓口の設置

【担当班】まちづくり推進班、社会福祉班

災害発生による避難がおおむね終了した後、関係機関と協議連絡し、なるべく早期に総合相談窓口を市庁舎内に開設する。

なお、総合相談窓口を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

また、被災地外へ疎開した被災者に対しても不利益となるような不安を与えることのないよう広報・連絡体制を構築する。

2　総合相談窓口の運営

【担当班】まちづくり推進班、社会福祉班

被災者生活支援に関する総合相談窓口では、関係各班と連携して、相談内容に対応する。

総合相談窓口で扱う相談内容は、おおむね次のとおりとする。

(1) り災証明書の発行
(2) 被災者生活再建支援金の支給
(3) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給
(4) 災害援護資金の貸付
(5) 住宅の再建支援
(6) 税金や保険料等の減免・猶予
(7) 企業等の再建支援
(8) その他

参照

＊総合相談窓口の設置【マニュアル編　P4-1-1 参照】

第２節　り災証明書の発行

【基本方針】

被災者の応急的かつ一時的な救済を目的として、災害救助法による各種施策や市税の減免等に必要となるり災証明書を遅滞なく発行する。

1　災害に係る住家の被害認定調査

【担当班】税務班

災害が発生し、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害の状況を調査する。

住家の被害程度の調査・判定は、内閣府の「災害の被害認定基準」および「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を踏まえて実施する。

なお、被害規模に比べて調査員が大幅に不足する場合には、県、近隣市町および民間団体に応援協力を要請する。

2　り災証明書の発行

【担当班】社会福祉班、消防署班

住家の被害認定調査により被害が明らかになった市民に対して「り災証明書」を交付する。ただし、災害時の混乱等によりその発行が困難な場合は「仮り災証明書」を交付し、後日速やかに本証明書と取り替える。

3　被災者台帳の作成

【担当班】税務班

住家の被害認定調査や固定資産課税台帳を基に、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

参照

＊り災証明書の発行【マニュアル編　P4-1-2 参照】
＊被災者台帳作成にかかるデータ項目の例示【資料編　P6-1-1 参照】
＊被災者台帳【資料編　P7-2-20 参照】
＊り災証明書【資料編　P7-2-21 参照】
＊仮り災証明書【資料編　P7-2-23 参照】

第 3 節　被災者等への支援

【基本方針】

災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、各種法令、制度等に基づき、被災者に対して、生活再建に係る資金の支給、貸付、また、税の減免・猶予等の措置、その他種々の措置を行う。

なお、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

1　被災者生活再建支援金の支給

【担当班】社会福祉班

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

なお、被災者生活再建支援法が適用されない自然災害で、県内で 5 世帯以上の住宅に全壊の被害が発生したとき、または、その他知事と市長の協議により特に必要と認めたときは、滋賀県被災者生活再建支援制度を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。

2　災害弔慰金等の支給

【担当班】社会福祉班

彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年彦根市条例第 49 号）に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を支給する。また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

なお、本市の区域内で発生した災害に際し、災害救助法および災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けない市民の被災者に対して、必要に応じて彦根市災害見舞金支給要綱に基づき、災害見舞金を支給する。

3　災害援護資金等の貸与

【担当班】社会福祉班

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し、自立助成の資金として災害救助法の適用時は災害援護資金を貸付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を貸付ける。

なお、災害援護資金は、彦根市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年彦根市条例第 49 号）に基づき、貸付を実施する。

4　住宅の再建支援

【担当班】住宅班

国は、一定規模の災害が発生した場合において、事業主体が災害により滅失した住宅の低所得居住者へ住宅を賃貸するため災害公営住宅の整備を行う場合には、公営住宅法等の規定により、その整備に要する費用の一部について補助することになっている。

したがって、災害により滅失または焼失した住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、県と協力して、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成して、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

また、災害により住宅に被害を受けた者に対して、住宅金融支援機構の規定による災害復興住宅資金や災害特別貸付金の融資制度を周知し、借入れ申込みの希望者に対して借入れの指導等を行う。

なお、災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、国、県と連携し、各種の災害対策事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を検討する。

5　税金や保険料等の減免・猶予

【担当班】税務班、債権管理班、保険年金班、上下水道業務班

法令および条例の規定に基づき、被災者の納付すべき租税や保険料等の申告、申請、請求等に関する期日の延期、徴収猶予および減免の措置を状況に応じて実施する。

6　雇用の安定確保

【担当班】地域経済振興班

大規模災害が発生した場合、企業や労働者の被災状況を把握し、県に報告するとともに国の対策の活用が図られるよう努める。

また、県、滋賀労働局等が実施する就職の支援に関する取組みの情報等を取りまとめ、被災事業主、被災求職者等に提供する。

7　被災園児等の保護

【担当班】こども若者支援班、幼児班、幼稚園保育所班

災害により、保護者を亡くしたり、保護者の行方がわからなくなり孤立した児童の適切な保護について、関係機関、関係団体および児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会において実施する。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童およびその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

8　郵政事業者が行う措置

【担当班】日本郵便（株）

日本郵便（株）は、災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱いおよび被災者支援を実施する。

(1) 郵便関係

ア　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 為替貯金関係

ア　被災地の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

イ　為替貯金業務の非常取扱い

(3) 簡易保険関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、保険金および保険貸付金の非常即時払い、保険料の特別振込猶予等の非常取扱い

参照

＊被災者等への支援【マニュアル編　P4-1-4 参照】
＊被災者生活再建支援金の支給内容【資料編　P6-2-1 参照】
＊滋賀県被災者生活再建支援制度による支給内容【資料編　P6-2-2 参照】
＊災害弔慰金の支給内容【資料編　P6-2-2 参照】
＊災害障害見舞金の支給内容【資料編　P6-2-3 参照】
＊彦根市障害見舞金の支給内容【資料編　P6-2-3 参照】
＊災害援護資金の貸付内容【資料編　P6-2-4 参照】
＊生活福祉資金の貸付内容【資料編　P6-2-4 参照】

第２章　企業等の再建支援

被災した企業等を支援するため、必要な復旧資金、復旧資材等の確保、復旧計画の樹立または実施等について斡旋および指導を行い、あるいは必要に応じて、資金の融資に伴う金利助成の措置等を講じ、民生の安定、社会経済活動の早期回復を図る。

なお、被災した農林漁業者、商工業者等の事業の再建は、自力復旧を原則とする。

第１節　農林水産業の再建支援

【基本方針】

被災により事業活動に支障をきたしている市内農林漁業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する。

1　農林漁業者の被災状況の把握

【担当班】農林水産班、農業委員会班

「滋賀県農林水産業関係災害調査報告実施要領」に従い、関係機関と連携して、市内の農林漁業者の被災状況を速やかに把握する。また、再建のための資金需要について速やかに把握し、県および関係機関にその状況を連絡する。

2　農林水産業に関する再建資金の融資

【担当班】農林水産班、農業委員会班

県および農林水産業関係団体と連携し、被災した農林漁業者等の再建支援を図るため、各種制度融資（天災融資法による融資、(株）日本政策金融公庫による災害資金、滋賀県特定農業団体等向け農業近代化資金、滋賀県水産振興資金による融資）の斡旋等を推進する。

3　農林水産業の再建に向けた相談・情報提供等の実施

【担当班】農林水産班、農業委員会班

被災農林漁業者の事業の再建を支援するため、県および農林水産業関係団体と連携し、相談窓口の設置、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

4　風評被害対策

【担当班】農林水産班、観光交流班、農業委員会班

被災後の農林水産業の復興を図るために、農産物の安全性等について市内外に向けて情報を発

信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

※原子力災害による風評被害対策は第 4 章第 2 節による

参照

＊農林水産業の再建支援【マニュアル編　P4-2-1 参照】

＊天災融資法による融資制度【資料編　P6-2-5 参照】

第 2 節　商工業者の再建支援

【基本方針】

被災により事業活動に支障をきたしている市内商工業者に対し、速やかな被災状況の把握と資金融資や租税等の徴収猶予・減免、相談・情報提供等の実施を通じて経営の安定・再建を支援する。

1　商工業者の被災状況の把握

【担当班】地域経済振興班

被災商工業者への再建支援を行うため、商工団体と連携し、市内商工業者の被災状況を速やかに把握する。また、再建のための資金需要について速やかに把握し、県および関係機関にその状況を連絡する。

2　商工業者に関する再建資金の融資

【担当班】地域経済振興班

県および商工団体と連携し、県の中小企業振興資金融資制度（セーフティネット）、日本政策金融公庫等の各種融資の斡旋等を推進する。

3　商工業者の再建に向けた相談・情報提供等の実施

【担当班】地域経済振興班

被災事業者の早期経営再建を支援するため、県および商工団体と連携し、相談窓口の設置、各種相談、支援制度等の情報提供等を行う。

4　風評被害対策

【担当班】地域経済振興班、観光交流班

被災後の産業の復興を図るために、観光地としての安全性・快適性等について市内外に向けて情報を発信することにより、風評被害による産業への打撃を防止する対策を進める。

※原子力災害による風評被害対策は第 4 章第 2 節による

参照

＊商工業者の再建支援【マニュアル編　P4-2-2 参照】

第３章　公共施設の災害復旧

災害により被害を受けた道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、上下水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進める。

なお、公共施設の災害復旧は、被災施設の原形復旧に合わせて、災害に強い強度のものとし、必要な施設の新設または改良を行うなど将来の災害に備える。

また、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、公共施設の災害復旧が迅速かつ円滑に実施できるよう、災害の状況を速やかに調査し、実態を把握して、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律による激甚災害指定が早期に受けられるよう措置する。

第１節　復旧事業の財政対策

【基本方針】

災害復旧事業費は、市その他地方公共団体が提出した資料および実施調査に基づき決定され、これは法律または予算範囲内において国が全部または一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業ならびに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

市は、こうした災害復旧事業費の援助、助成を速やかに受けられように努める。

1　復旧事業に係る査定計画の策定

【担当班】各施設を所管する班※

以下の法律等により災害復旧事業に係る費用が一部負担または補助されるものについては、災害復旧事業費の決定および決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

また、国、県等に要請し、公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。

(1) 公共土木施設災害復旧費国庫負担法
(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
(3) 公営住宅法
(4) 土地区画整理法
(5) 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律
(6) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
(7) 予防接種法
(8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
(9) 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律
(10) 生活保護法

(11) 児童福祉法
(12) 老人福祉法
(13) 身体障害者福祉法
(14) 障害者自立支援法
(15) 文化財保護法

※各施設を所管する班

施設の種類	担当班
公共土木・都市施設	道路河川班、都市計画班、交通政策班
農林水産業施設	農林水産班
水　道　施　設	上水道工務班、上下水道総務班、上下水道業務班
下 水 道 施 設	下水道建設班、上下水道総務班、上下水道業務班
公　営　住　宅	住宅班
医　療　施　設	健康推進班、病院事務局班
社会福祉施設	社会福祉班、高齢福祉推進班、幼児班、こども若者支援班、障害福祉班、幼稚園保育所班
学校教育施設	教育総務班、学校教育班、幼児班、幼稚園保育所班
社会教育施設	生涯学習班、文化振興班、学校教育班、図書館班、文化財班、彦根城博物館班
環境衛生施設	生活環境班、清掃センター班
文化財施設	文化財班

2　激甚災害に係る財政措置

【担当班】各施設を所管する班※

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

また、激甚災害または局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に係わる調整を作成し、防災危機管理局等県の関係部局に提出する。

3　災害復旧資金の確保

【担当班】財政班、各施設を所管する班※

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の予算措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。

また、県ならびに近畿財務局大津財務事務所等における措置が円滑に行われるよう、次の措置に積極的に協力する。

(1) 県
ア　災害復旧経費の資金需要額の把握
イ　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査
ウ　普通交付税の繰上交付および特別交付税についての国への要請
エ　一時借入金および起債の前借等により災害関係経費を確保
(2) 近畿財務局大津財務事務所

ア　必要資金の調査および指導

イ　各金融機関の特別資金の融通および指導

ウ　応急資金の融通

(3) 民間資金の活用

縁故債など民間資金を活用した短期融資

参照

＊復旧事業の財政対策【マニュアル編　P4-3-1 参照】

＊激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編　P6-3-2 参照】

＊局地激甚災害に係わる財政援助措置の対象【資料編　P6-3-3 参照】

第 2 節　公共施設の復旧事業の推進

【基本方針】

災害により被災した施設を復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計、改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を立て、実施に努める。

なお、復旧事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団の動向把握と取締りについて彦根警察署と連携するとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

1　災害復旧事業計画の策定

【担当班】各施設を所管する班※

災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援協力など、必要な体制を整え、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

なお、災害復旧事業計画の策定に当たり、災害の状況、被害の発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

2　災害復旧事業の実施

【担当班】各施設を所管する班※

災害復旧事業が決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、災害復旧事業の効率を上げるように努める。

参照

＊公共施設の復旧事業の推進【マニュアル編　P4-3-2 参照】

＊災害復旧事業の種類【資料編　P6-3-1 参照】

第４章　災害復興

復興事業は市民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに災害復興計画を策定し、関係する主体と調整および合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

また、原子力災害時に必要となる特別な災害復旧・復興期の対応については、県と連携を図りつつ、国の指導に基づき実施する。

第１節　災害復興事業の推進

【基本方針】

災害復興本部を設置し、復興に向けた具体的な指針、手順、基本目標等を検討し、速やかに災害復興計画を策定し、計画推進のための体制整備、市民への計画内容の周知、ならびに情報提供等を行う。

なお、計画策定に当たっては、被害時の男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するように努める。

また、災害復興事業への暴力団等の介入を阻止するため、暴力団の動向把握と取締りについて彦根警察署と連携するとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働き掛けを行うなど、災害復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

1　災害復興本部の設置

【担当班】企画班

災害対策本部と連携を図りながら、必要に応じて、将来目標に向かっての復興計画策定の事務局となる災害復興本部（市長を本部長とする）を庁内に設置する。

災害復興本部は、災害対策本部の組織を準用する。

2　災害復興方針の作成

【担当班】企画班

学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、県や関係機関等との緊密な連携を図りつつ、災害復興方針を策定する。

なお、災害復興方針を策定した場合には速やかに市民に公表する。

3　災害復興計画の策定

【担当班】企画班

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

災害復興計画には、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画

およびその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項等について定める。

なお、定期的に市民との話合い等の機会を設定し、十分な意思疎通を図るとともに、災害復興計画に関する情報提供、広報および啓発活動等を行う等して計画内容の周知徹底を図る。

4　災害復興事業の実施

【担当班】企画班

災害復興に関する専管部署を設置し、災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

なお、必要に応じて、県や国、他団体等に対して職員の派遣、その他の協力を求める。

参照

＊災害復興事業の推進【マニュアル編　P4-4-1 参照】

第２節　原子力災害時の中長期対策

【基本方針】

国や県と協議のうえ、原子力災害事後対策実施区域を設定し、原子力災害により放射性物質または放射線に汚染された物質の除去、各種制限措置の解除等の計画を定めるとともに、住民の感情に配慮し、社会秩序および経済活動の回復を図るための復旧・復興活動を実施する。

1　放射性物質による環境汚染への対処

【担当班】生活環境班

国、県、原子力事業者その他防災関係機関と連携して、放射性物質に汚染された物質の除去および除染作業を実施する。

2　環境放射線モニタリングへの協力

【担当班】危機管理班

原子力緊急事態解除宣言後、県が原子力事業者その他防災関係機関と協力して行う環境放射線モニタリングの実施および結果の公表に協力する。

3　災害地域住民の記録

【担当班】ライフサービス班

県と協力し、避難および屋内退避を行った市民等に対し災害発生時にその地域に所在した旨の証明、避難施設において講じた措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

4　風評被害等の影響の軽減

【担当班】農林水産班、地域経済振興班、観光交流班

国および県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止または影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

5　原子力災害に関する相談体制の整備

【担当班】まちづくり推進班、人事班、健康推進班、地域経済振興班

原子力災害に関する被災中小企業等に対する支援、心身の健康相談、その他市民からの様々な相談、問合せに対応できるよう、必要に応じて、国、県と連携して、相談窓口を設置する。

6　各種制限措置の解除

【担当班】危機管理班、広報戦略班、農林水産班、健康推進班、上下水道総務班、上水道工務班

県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指

導・助言および指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除の手続を実施する。

また、解除実施状況を確認する。

参照

＊原子力災害時の中長期対策【マニュアル編　P4-4-3 参照】